

租稅資料館賞受賞論文集
第 18 回 (2009 年)

上卷

公益財団法人 租稅資料館

■租税資料館賞 第18回入賞作品

●上巻

○租税資料館賞 論文

・中小企業・非公開会社において逆基準性が果たす機能と確定決算基準の継続に関する研究

井上 隆 氏 (福岡国税局諫早税務署) ……………上巻 (33)

・移転価格税制における情報義務と独立企業間価格の証明方法に関する考察

岡 直樹 氏 (東京国税局調査一部統括官)

掲載誌 税務大学校論叢59号 平成20年6月……………上巻 (157)

・信託法改正と相続税・贈与税の諸問題

川口 幸彦 氏 (国税不服審判所本部審判官)

掲載誌 税務大学校論叢57号 平成20年6月……………上巻 (275)

・自社(自己)株式の税法上の評価

林 めぐみ 氏 (税理士・早稲田大学大学院会計研究科 院生) ……………上巻 (469)

・流通税と取引高

林田 実 氏 (北九州市立大学経済学部教授)

掲載誌 **Journal of Japanese and International Economies Vol.23 No.3**
September 2009 の日本語原稿……………上巻 (565)

●中巻

・所得区分の在り方

日野 雅彦 氏 (東京国税局課税第一部個人課税課)

掲載誌 税務大学校論叢58号 平成20年6月……………中巻 (3)

○租税資料館奨励賞

・消費税の転嫁に関する一考察」

浅野 あずさ 氏 (国士舘大学大学院 院生) ……………中巻 (89)

・公益活動支援と税制

板谷 智之 氏 (立命館大学大学院 院生) ……………中巻 (211)

・役員が横領行為により得た利得の税務上の取扱いに関する一考察

伊藤 賢博 氏 (新潟大学大学院 院生) ……………中巻 (251)

・我が国におけるLLPの損益分配割合に関する一考察

岡田 好未 氏 (新潟大学大学院 院生) ……………中巻 (321)

・税制非適格ストック・オプションの権利行使利益の所得区分に対する一考察

加藤 城啓 氏 (新潟大学大学院 院生) ……………中巻 (405)

・保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の課税問題の一考察

川口 宜孝 氏 (聖学院大学大学院 院生) ……………中巻 (497)

●下巻

・消費税の諸問題とインボイス方式導入に関する一考察

鈴木 薫 氏 (富士大学大学院 院生) ……………下巻 (3)

・租税法規不遡及の原則に関する一考察

高岡 尚平 氏 (龍谷大学大学院 院生) ……………下巻 (111)

・私的年金税制の公平性・中立性に関する一考察

谷内 陽一 氏 (早稲田大学大学院 院生) ……………下巻 (177)

・グローバル経済下での日本の消費税制のあり方

林 亜紀 氏 (関西大学大学院 院生) ……………下巻 (267)

・事業承継推進のための課税制度に関する一考察

松橋 昌男 氏 (明治大学大学院 院生) ……………下巻 (355)

租税資料館賞授賞式

第18回租税資料館賞授賞式が11月24日、東京・新宿区のリーガロイヤルホテル東京で行われ、会場には受賞者の他、受賞作品の出版元である(株)東洋経済新報社 代表取締役社長他5名のご来賓をはじめ、当財団役員等が列席した。

矢澤富太郎租税資料館理事長が、受賞者に表彰状を贈呈し、挨拶を行った。



前列左より 矢澤富太郎理事長、岡直樹氏、松田直樹氏、橋本恭之氏、石弘光氏、林正寿氏、井上隆氏、岸田貞夫選考委員長。2列目左より 板谷智之氏、日野雅彦氏、林めぐみ氏、川口幸彦氏、林田実氏、浅野あずさ氏、岡田好未氏。後列左より 林亜紀氏、高岡尚平氏、川口宜孝氏、加藤城啓氏、鈴木薫氏、谷内陽一氏、松橋昌男氏。

●租税資料館賞 第18回入賞作品

石 弘光 著

「現代税制改革史」

—終戦からバブル崩壊まで—

(株式会社 東洋経済新報社 平成 20 年 1 月刊)

※本誌未掲載

本書は、「終戦からバブル崩壊まで」の戦後60有余年にわたる税制改革の実態について分析を行っているものである。その際、単に税制改革を時系列順に説明しただけではなく、その背後にある租税の政策的側面、また理論的な構造にも分析をおこなっており、このことは注目される。

内容としては、第1部「戦後税制の成立過程」において、「戦争による混乱」から始まり、「シャウプ使節団の来日」へと続き、「勧告による所得税・法人税」等から「シャウプ勧告の実施状況」までが含まれている。その中には、シャウプ博士との対話なども含まれている。

第2部は、「高度成長期における税制改革」の表題の下に、1950年代前半からの政府主導の成長政策による高度成長期の始まりから、石油ショックによりその終焉に至るまでのサクセス・ストーリーについて、シャウプ税制の修正、成長政策の一環として採用された租税特別措置の発展、見直し、税制調査会の設置(従来から、税制審議会等の名称で内閣又は大蔵省に設置されてあった)、さらに、直間比率の見直しの機運としての間接税の見直し(特に物品税の課税範囲の拡大等)等について資料をあげて説明している。

第3部では、財政再建に向けての税制改革について述べている。日本経済は、高度成長の終焉とともに、安定成長へと移行しており、財政赤字累増が始まり、同時に経済のグローバル化に対応すべき税制について述べている。すなわち、成長の鈍化するにつれて税収不足が深刻化し、新型間接税の構想が浮上し、消費税、利子課税の実現、日本の税制改革に深くかかわった世界の税制改革のながれ、レーガン税制改革の教訓、日本経済のグローバル化のための税制の国際的な側面等について理論的あるいは実証的に整理、検討している。

第4部では、バブル崩壊後の税制改革の表題の下に、バブル及びその崩壊後の経済動向を詳細に紹介し、この時期に実施された税制改革の流れが述べられている。すなわち、バブルの生起・崩壊及び政府の対応、景気浮揚のための減税措置、と財政健全化との調和策、地価下落の中で土地税制の見直し、地価税の実施と凍結、土地譲渡益課税の負担軽減等、景気好転を受け、「あるべき税制」としての本格的な税制改革、そして、第IV部を閉じるに当たり、近い将来の税制

改革の方向、財政再建への再挑戦、増税時代の到来、金融所得課税の一体化と納税者番号制度、公益法人改革とその課税の在り方等について言及している。

本書は、著者自体の税制調査会における長年の経験を中心として、税制の前提たる経済情勢の発生事由の検討、分析から、それらに現実になされた税制対応、あるいは実施されなかった政策等を詳細に説明している。本書は、豊富な資料を整理・分析し、「歴史・政策・理論」の3側面から、我が国戦後税制改革の内容を政策論、課税理論から分析、評価を試みた、ライフワークの著作である、といえる。

橋本 恭之 著

「日本財政の応用一般均衡分析」

(株式会社 清文社 平成 21 年 3 月刊)

※本誌未掲載

本書は、地方交付税改革を含む税制改正による財政政策の変更が経済に及ぼす影響について、家計と企業及び政府の相互依存関係を考慮した形でシミュレーション分析を行った一連の論文を集約した著作である。

本書の目的は家計と企業の相互依存関係を考慮した一般均衡分析であるが、そのための分析ツールには静学的応用一般均衡モデルと世代重複型応用一般均衡モデルが使用されている。

まず第1部では、静学的応用一般均衡モデルを用いて、(1)社会保障財源のあり方に関する基礎研究としての雇用主負担の経済効果分析、(2)税率切り下げと課税ベース拡大を組み合わせた法人税制改革の短期的なシミュレーション分析、(3)道路特定財源の一般財源化政策を、公共財購入と社会保障給付の双方の観点から資源配分機能の公平性、効率性を評価するシミュレーション分析、(4)地域・消費者・産業について単純化したパイロットモデルの下での地方交付税の税率引き下げ効果の分析と、村山税制改革の地方消費税導入を契機とした地方財政改革の下での一般均衡分析を行っている。

次に第2部では、世代重複型応用一般均衡モデルを用いて、(1)単純化したライフサイクルモデルの下での定型的な所得税体系から消費税体系への移行の持つ効果のシミュレーション分析、(2)更に、それに高齢化社会において重要性が高まる世代間の所得移転を対象とする相続税効果についてのシミュレーション分析、(3)最後に不況期の財政出動(ケインジアン政策)の効果分析のシミュレーション分析を行っている。

なお、著者が本書で採用した手法の独自性の説明の一環として、フォートランを利用したプログラミングに関する解説が付属されている。

税制改正の及ぼす経済効果に関しては、少子高齢化の下で所得・資産・消費課税の負担が世代を超えてどのような効果をもたらすかが、政策立案当局者のみならず納税者一般にとっても極めて重要な関心事となっている。しかし、この問いに応えるためのデータ分析は極めて専門的であり、立案者、税制の研究者、実務家にとっては取り付きにくい性格のものといえよう。本書は、我が国において税制改正が家計・企業・政府にどのような経済効果を及ぼすかについて、定型化したモデルの下で一般均衡分析を行うとともに、その結果に基づき現実の財政政策の評価についての一つの方向性を示したものである点が評価される。これらの分析結果のうちには、税率引き下げと課税ベース拡大による法人税改革については、引当金の廃止効果は長期的には打ち消されると予測されるものの、短期的には経済の活性化、家計部門の厚生増大効果が確認された点や、少子高齢化の下では相続税強化が経済成長を阻害しない税制改正選択肢として有力な可能性があることなど、当面の課題の参考になる分析結果が含まれている。なお、シミュレーション分析であるための現実の複雑な税制効果を評価するうえでの限界点についても詳細に指摘されているが、租税法を租税政策論的に検証しようとする読者にとっては、更にその先の課題解消に向けた方法論の精緻化等の提示につきもの足りなさを感じるかもしれない。

しかし、国・地方の税制改正がステークホルダーごとに世代を超えて及ぼす経済効果の各種シミュレーションをパッケージとして提示した本件一般均衡分析は、対象の網羅性と相互の有機的関連性からみて、政策評価のためのデータ分析を研究する財政学・租税法の研究者のみならず、政策当局者・実務家にとっても有益な文献的価値の高い著作と判断される。

林 正寿 著

「租税論」

—税制構築と改革のための視点—

(株式会社 有斐閣 平成 20 年 9 月刊)

※本誌未掲載

本著の構成内容は次のようになっている。まず第1章から第4章までは、国民が租税制度を選択するに不可欠な経済学や財政学の基礎を図や表を駆使しながら考察し、国家と租税との関係を分かりやすく述べている。次に第5章から7章までは租税の基本原則、すなわち公平性の原則、中立性の原則、簡素性の原則を、ただ通り一遍の説明ではなく、それらの思想がこの世界でどのように熟成してきたかも踏まえて、考察されている。さらに第8章から第10章までは租税理論とし

て租税の転嫁と帰着、包括的所得税について、そして現在の租税体系の流れとしての所得課税から消費課税について考察している。現在多くの国が採用している包括的所得課税が崩壊に向かい、それに代わって二元的所得課税が採用されてきていることを、北欧諸国の現状を示しながら、分かりやすく述べられている。

そして第11章から第19章までは個別の税種を考察しており、それもわが国の区分によらずに、世界的視野から区別しており、第11章ではフラットタックス化や貯蓄控除(USA控除)による実質消費税化を述べている。第12章では法人課税のインピテーション方式の検討がなされ、第13章からは消費税を中心に、間接税の全取引段階に課税する一般消費税化が指摘されている。第15章から第17章まで財産課税が検討され、各国の資産課税状況などが述べられている。第18章では、年金方式を含む社会保障税が考察されている。やはり所得税から消費税に、その重要性がシフトしてきていることから、個人消費税、企業消費税、一般消費税:小売税と付加価値税、個別消費税と区別して、間接税の全取引段階に課税する一般消費税化が指摘されている。最後の第20章では国際課税として、グローバル経済のもとに、EUにおける事前確認制等を含む今後の課題をあげて、検討を進めている。

本著書は著者林正寿教授の長年にわたる租税論研究の総決算という内容となっている。副題で「税制構築と改革のための視点」としているように、わが国の税法の解説というようなものではなく、所得税、資産税、消費税の理論的考察を、それらを初めて法制化した諸国の税を紹介し、又それを発展化している先進諸国の税制をあげて、考察している。本著書の傑出しているところは、税制の基礎となっている経済学、財政学を深く掘り下げて紹介している点をあげられる。そのために、先に述べたように、現行税制を表面的に紹介するというようなものではなく、税制について、経済学、財政学を基礎にして、どうあるべきかについて、読者に多くを問いかけているといえよう。著者によると、数学や計量経済学を用いた分析手法をできるだけ省き、図や表を利用してわかりやすく展開したとしているが、今の文化系の大学生では、やはり理解に限界があるようにも思われ、大学院生や大学教員等のレベルの著書に思われた。読者の姿勢としては、例えば所得税の本質を理解したいという場合に、ただ所得税のみを知るというのではなく、税体系の中での所得税の位置付けを理解していくという、すなわち、他の資産税、消費税との関係がどうあるべきかという考察のアプローチが示されており、逆にそのような研究の姿勢でなければ所得税を理論的に究明できないということを明らかにしている。一読すればそれで使命が終わるような著書ではなく、今後においても諸税を研究する上で、その研究の姿勢を誤らないための多くを示唆した、貴重な著書といえる。

著者は今までに、税制を研究するに重要とされる多くの国に留学し、その最新の成果も示されている。著者としては、本文が300頁余りであることから、随分と書き足りないところがあったのではなかろうか。読者としてはわが国の税制について、さらに論述を望む声もあるのではないか。できれば、その分を補充しての著書の公表を期待するところである。

松田 直樹 著

「租税回避行為の解明」

—グローバルな視点からの分析と提言—

(株式会社 ぎょうせい平成 21 年 3 月刊)

※本誌未掲載

筆者の問題意識は、消費税率の引上げや企業活動の国際化がさらに進展すると、企業の租税回避行為は巧妙化し活発化することが予想されるが、その有効かつ強力な対抗策を構築することが緊急の課題であるという点に凝縮されている。その問題意識の下に対抗策をいかに構築すべきかを、比較法の視点から考察することを目指したのが本書の内容である。

本書は、諸外国が構築している租税回避行為に対する課税当局の対抗策の制度的特徴を比較分析し、その有用性と限界を明らかにし、我が国の対抗策整備への示唆を得ることを目的とした労作である。

本書は、9章より構成されている。まず、第1章で我が国における租税回避スキームへの対応の現状と問題点を分析し、取り組むべき課題を明らかにし問題の所在を明確にしている。第2章～第5章では、問題の所在を踏まえてコモン・ローの国々の租税回避の対抗策の特徴と実態を分析している。第6章では欧州の主な大陸法の国々の対抗策を分析し、第7章では、EU加盟国の主な対抗策と欧州司法裁判所等との関係を考察し、対抗策の国際的租税回避行為等に対する有用性とその限界を明らかにしている。第8章では、主要国のグローバル化しているとされる対抗策の特徴と構造を分析している。終章では、主たる諸外国の対抗策が包含している示唆を踏まえたうえで、我が国の対抗策の強化手段となり得る主な選択肢を明らかに提示し、さらに具体的な制度設計のあり方や選択肢の優先順位等について論じている。

筆者の論旨は、経済取引の複雑化と国際化の流れの中で租税回避行為も高度に進化してきており、十分な法的対抗策が整備されていない我が国の状況下で租税回避行為を阻止することが求められる租税行政の困難さの現状を打開するには、包括的否認規定に代表される強力な対抗策を整備すべきであるという点に集約される。

そのためには諸外国がいかなる対抗策を有し対応しているかを詳細かつ広範に分析している。さらには諸外国の租税回避の否認をめぐる裁判例の検討が丹念になされている。

租税回避行為は高所得者が利用しており、一方で一般の納税者に増税がされるのは理不尽であるとの論理に立っている。論旨は一貫しておりクリアで評価できる。

しかし、導入された包括的否認規定は、包括的であるがゆえに不確定概念に属する文言を規定に盛り込まざるを得ない。租税回避を阻止すべきであるとの立場は担税力に応じた課税の実現の視点から賛同できるが、一方で、否認規定を運用するのは課税当局であり、裁量権の強大化をいかに抑止するかという、租税法主義の視点からの批判的検討もこの種の分析では必要であり、その点に言及しない研究はその評価を減殺する要因となる。

強力な対抗策は大企業や高所得者ばかりか一般の納税者にも適用されかねない。その際の租税行政庁の恣意性の排除の法的装置はいかにあるべきかといった視点は、納税者の権利意識が顕在化してきている昨今の現状を踏まえると不可欠である。この点を考慮外に置いている点は本書の一つの課題といえよう。

しかし、前述通り、本書が現在の租税法上の最も重要な課題の一つに果敢に挑戦した労作であるとの評価は不動のものといえよう。

井上 隆 稿

「中小企業・非公開会社において逆基準性が果たす機能と確定決算基準の継続に関する研究」

本論文の目的は、「間接型逆基準性」(税法上の規定によらず、会計基準において逆進性を認めている方式)が、国内・国外の会計基準の二元化問題と、国内における企業規模に基づく公正処理基準の二元化問題に充分対応可能であること、およびそのアプローチが果たす機能を明確にすること、並びに法人税法が採用する確定決算基準を継続することが、特に中小企業・非公開会社にあつては、実務上不可欠であるということを確認にすることである。

筆者は、会計の国際化(国際会計基準(IAS)・国際財務報告基準(IFRS)に基づく新会計基準の導入の動き)により、わが国の制度会計も大きく変革されたが、それは不特定多数の投資家を対象に、国際的な事業展開を図る大企業・公開企業を対象とするものであり、中小企業・非公開会社にあつては、これらの会計制度の導入は実務上必ずしも有用とはされないものであり、結果として、企業規模に基づく会計基準の二元化をもたらすこととなったとする。さらに、これにより、わが国の確定決算主義が、国際会計基準への収斂の阻害要因となるとの論拠の一つは無くなったという。

また、ドイツ、イギリスとの比較研究も行った上で、わが国の中小企業・非公開会社においては、企業利益から決算調整によって課税所得を算出する際に逆基準性は不可欠であり、これを内包する確定決算主義は、人的・時間的・経済的コストが最少で済むことから、中小企業・非公開会社にとって今後も継続していく必要のある実務上の規定であると論ずる。

本論文は、わが国の制度会計における「公正処理基準」と「逆基準性」について考察し、さらに法人税法第22条の制定経緯や租税判例からの考察(6ケース)も行っている。

会計の国際化を受けた諸外国の中小企業会計制度の対応についても取り上げ、国際比較を行うなど、網羅的に丁寧な検討を行っている。引用文献、参考文献も多く、中小企業・非公開会社の会計における「確定決算基準」の有用性について税務行政に携わる実務家の立場から説得力のある説明を展開している。

結論部分で、筆者が高く評価するわが国の「間接型逆基準性」が、例えばドイツなりイギリスのといった手法と比較して何故にすぐれていると判断したのかが明確でなく、そのあたりの検証がもっとあってもよかったのではないかと思われるが、全体として、意欲的に取り組まれた論文として評価できるものである。

岡 直樹 稿

「移転価格税制における情報義務と独立企業間価格の証明方法に関する考察」

—納税者・課税庁双方の利益を目指して—

(税務大学校論叢59号 平成20年6月)

本論文は、移転価格税制における独立企業間価格算定方法をめぐる紛争解決手続に関する重要課題を網羅的に抽出し、順次実務的観点と理論的観点を織り交ぜながら、判例や外国税制なども参照しつつ体系的に検討したものである。検討結果を踏まえた証明責任や情報提出義務に関する提言については、課税当局側研究機関に所属する著者が、移転価格の証明プロセスでの当局・納税者間の負担の公平バランスに留意したとしながらも、課税当局の直面する課題解決に軸足を置いた構成となっている。

主要論点を個々にみると、まず、証明責任に関しては、(1)独立企業間価格の算定方法が納税者及び課税当局の双方で異なる場合の立証責任の配分は、民事訴訟法における要件事実論に従って整理すべきであり、算定のため必要な情報量と比較可能性の間には明確な相互関係が認められると分析し、(2)当局が基本三法以外のその他の方法を利用する場合に「基本三法を用いることができないこと」の証明を求めることは不合理であると、米、独、英、加の比較法研究に基づき主張している。また、類似取引が存在しない場合の独立企業間価格算定方法の証明については、金利やソフトウェア販売委託取引を扱った判例を基に、いくつかの選択肢を提供している。

次に、資料提出義務との関係では、(1)国外資料の入手に関する努力義務と推計課税規定との関係も要件事実論の考え方の下で整理され、併せてシークレットコンパラブルの利用につき一定

のガイダンスの必要性の提言を比較法研究により行い、(2)移転価格の検証過程の文書化(ドキュメンテーション)の充実による紛争回避の必要性を強調している。

結論としては、課税要件論の適用により当局・納税者間の証拠をめぐる負担の合理的配分が可能であること、基本三法の利用不可能性についての完全な証明責任は当局にないこと、独立企業間価格算定に必要な情報の確保は現行法の下で十分可能であり、資料提出についての自発的コンプライアンスは納税者のリスク軽減にもつながりうることを論証している。移転価格課税については、近年大型課税事案をめぐる訴訟を通じて、立証責任の所在や立証の仕方に関する議論が進展しており、課税手法そのものについての実体法要件すなわち比較対象取引との比較可能性分析や無形資産の評価方法などと並んで、学者・実務家間で研究が進みつつある分野である。本論文は、訴訟において必ずしも成功を収めていない課税当局の問題意識も反映しつつ、基本三法を中心としたヒエラルキーにある各種算定方法間で、利用可能な情報との相関関係でどのような課税手法がどの程度の証明責任の下で適用可能かを検討し、理論的な根拠付けを試みたものである。この過程では、我が国判例のみならず、米国等の経験やOECD移転価格ガイドラインを参照して、比較法的分析にも努めており、これらの議論において課税当局者が陥りがちな執行偏重の価値判断の表明は抑制されている。また理論分析に当たっては、法人税、国際課税の広範な領域に共通する税制政策論にも配慮がされており、各テーマごとの分析水準は高く、また、提言内容も実務と理論の双方を踏まえた説得力ある優れた論文と判断される。

川口 幸彦 稿

「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」

(税務大学校論叢57号 平成20年6月)

本論文では、信託課税制度について、従来の制度についての「信託行為時課税」に対する批判などの問題が、平成19年度改正により、どのように解決されたか、あるいは新たな問題はないか。さらには新たな制度が租税回避行為目的に利用されないための対策に問題はないか等の問題を相続税、贈与税に関して研究したものである。

まず第一に、新しい信託課税制度を検討するに、まず新しい信託法の内容を理解しておく必要があることから、相続税や贈与税に関連する項目である(1)信託の設定方法や信託の効力の発生の時期、(2)受益者等、(3)委託者、(4)信託の終了及び清算、(5)信託の新たな類型の創設、特に遺言代用の信託等について検討している。第二として、従来の相続税等における信託課税制度の内容と問題点がどのようなものであったかを中心として、(1)信託課税制度の沿革、(2)従来の信託課税に対する批判等、(3)アメリカのグラントー・トラスト(譲渡者信託みなし自益信託)、(4)信託設定時における信託受益権の評価、裁量信託の課税問題や取消の可能性による課税の区分説の

紹介、(5)従来の信託課税における問題点と改善策について検討を行っている。第三として、信託法の改正に伴う新たな信託制度を考察するに、相続税法第9条の2から第9条の5までの条文の検討を行っている。最後に、以上の信託課税制度の問題点を踏まえた上で、新しい信託課税制度の問題点とそれらの解決策について検討を行った。また、新しい信託課税制度には、いくつかの租税回避防止の手法が採られているが、その実効性についての検討を行った。

結論としては、新しい信託法が、「資産流動化信託」と「福祉型信託」という全く異質な信託を規律しうるかについては、今後、様々な議論がされるであろうが、それに合わせて改正された信託課税制度が、十分に対応できるか否かについて、真価が問われることになろうとしている。信託は弾力性を有するだけでなく、委託者、受託者、受益者が存在し、財産を有する者と受益を有する者とが異なることから、課税関係を律する上で大きな困難を伴うことがあり、さらに信託を利用したの租税回避が行われることがあり得るので、その防止策を講じる必要があるゆえに、課税の公平性を完全に実現する信託課税制度を構築することは極めて困難であると考えられている。

このたび、民事から新たな福祉型信託が活用されることによって、新たな問題が生じようが、それに伴い新たな信託課税制度において活発な議論が展開され、良い制度となって行くことを期待したいとしている。

本論文では、新しい信託法のもとで大改正がなされた信託課税制度についての検討と提言を行っている。その中心は、信託に関連する相続税等に関して、「信託行為時課税、受益者課税、信託受益権に対する課税」という3つの特徴を基に、様々な問題提起がなされてきたが、今回の改正ではどのような改正が図られたか、新たな問題は生じていないかについて研究がなされている。また、信託の歴史からも明らかのように、信託は、その所有権の分散機能により、所得隠しや財産隠しに利用されることが懸念され、このたびの信託税制では、その点に配慮して様々な租税回避の防止策が講じられたが、十分に機能するものであるかについて研究されている。

まず「信託行為時課税」は、相続税等の累進税率を用いた課税制度においては、受益時課税よりも課税の公平性の点で優れているとしている。次に「受益者課税」においては、委託者が種々の権限を留保している撤回可能信託では、受益者に課税せず、グラントラストと同様、委託者がその信託財産を有するものとみなして課税関係を整理すべきであるとしている。すなわち実質に配慮している点で歓迎されるとしている。さらに「信託受益権に対する課税」では、裁量信託については、個々人の受益額が特定できないことから、受益者に対する課税でなく、(1)信託財産に対する課税、(2)遺産税(又は贈与者課税)も検討すべきであるとしている。さらに遺言代用の信託については、実質的には、民法の死因贈与と同じ効果を有することから、同じ課税方法(相続時に相続税を課税)とすべきであり、信託行為時に贈与税を課税すべきではないとし、さらに受益者連続信託の評価については、受益者の平均寿命までの期間を前提とした(統計的手法を用いた)評価方法を導入して課税関係の見直しが必要であるとした。

信託を用いての租税回避については、信託業法等が改正されたことによって信託の受託者の範囲が拡大されたので、故意に調書を提出しない受託者が現れる可能性があるため、依然として租税回避の余地は残されているとしている。また、受益権の評価はあくまでも、課税時点における状況を作り出すことを考える者がいないとも限らないことから、今後においても、租税回避については注意を払う必要があるとしている。

本論文では、信託法、信託業法の大改正に伴って信託税制も大幅な見直しが行なわれたが、はたして従前からの、又は新たな信託法、信託業法の諸問題に十分対応した信託税制の見直しであったかについて、とくに相続税法、贈与税法の観点から仔細に分析、検討を行い、今後の問題解決の方向を適確に示している。それぞれ事例をあげて、正確かつ具体的な説得力のある研究を進めており、まだ実務で十分にこなれてきていないことから、今後の更なる考察に期するところもあるが、極めてレベルの高い論文となっている。

林 めぐみ 稿

「自社(自己)株式の税法上の評価」

—発行会社の取扱いを中心に—

本稿は、非上場株のうち、自社(自己)株式の評価の在り方を論じるものである。まず、その会社と関係のある者(代表取締役等役員、その家族、従事者、持ち株会等)が取引する場合の当該株式を自社株と定義し、さらにそのうち、当該株式の発行株式の所有する株式を、「自己株式」として別途扱っている。

非上場株式の評価は、各税法上の「時価」または「価額」の解釈の問題であるが、実務においては、財産評価基本通達等に依存している。しかし、この財産評価基本通達の問題点は、自己株式の評価における「発行会社」の取扱いである。すなわち、自己株式の取得は、経営権の集中や株式の分散防止などに有効であり、事業承継の円滑化等に活用されている。しかし、評価基本通達上、その課税関係は明確ではなく、特に、その自己株式の評価方法が不明確であるため、その積極的な活用がなされていない。非上場株式の評価は、その株式の所有者または取得者が同族関係者であるのか、または少数株主化によって、評価を異にするが、その株主の判定における「発行株式」の取扱いが不明確である。そこで、発行会社について、同族会社に準じて扱う旨の定めをし、発行会社が少数株主から自己株式を取得する場合には、発行会社を少数株主と同様に扱うこともできるよう弾力的に対応することが望ましい。

また、自社株式の評価についても、各税目間の取扱いが異なる等の問題点を抱えている。所有者または取得者が、それぞれ個人であるか法人であるかにより、その取引される自社株式の評

価方法が異なるからである。例えば、同族会社の株主から「発行会社が取得したばあいには、同族株主である譲渡者には、所得税基本通達59-6により原則的評価となるが、譲受者である発行会社は法人税基本通達9-1-14により例外的評価たる配当還元方式によることになるように異なっている。

さらに、会社法、経営承継円滑化法等の非上場株式の評価についても、税法上の評価と比較することにより、税法上の評価のあり方を提言している。

すなわち、発行会社の取扱について、発行会社を同族株主に準じてあつかうべきであり、また、発行会社が少数株主から自ら取得した場合には、発行会社を少数株主と同様に扱うことができるよう弾力的に対応すべきである(77頁)。

また、会社規模区分における従業員数は、上場基準と関係のないものを規模区分に算入しているが規模区分の簡素化を図るべきである。その他、法人税額等相当額の控除(42%から20%程度に引き下げるべき)、引当金、配当還元方式(配当還元率の10%は高すぎる)、種類株式の評価方法が確立していない(特に無議決権株式)、などの提言をしている。また、(各税法間の関係のあり方)(82頁以下)において、所得税と法人税の非上場株式の評価を定めた規定の内容に、微妙な差異があるので、それらを合わせることが必要である、としている。

現実的な視点から自己株式の評価に関する税法上の問題を総合的に論じた、優れた研究である。

林田 実 稿

「流通税と取引高」

—日米市場で同時に売買される株式銘柄を用いたパネル分析—

(Journal of Japanese and International Economies vol.23 No3

September 2009 の日本語原稿)

※本誌未掲載

本論文は、1980年代末から順次減税が繰り返され、最終的には廃止された流通税の一種である有価証券取引税を題材とし、その税制改正が狙いとした株式取引促進効果の側面を切り出して、当時の日米両市場における一定の日系企業株式銘柄の取引高の変化を統計学的に分析し、税制改正効果の検証を行うことを目的としたものである。

論文の大半は数式を用いたデータ分析であり、また、当該データ分析を精緻化する必要上、複数の税率引き下げのうち、譲渡益課税の復活とのミックスになった1989年度のものや、手数料自由化が行われた1998年度のを除外し、単純な税率引下げ改正のみであった年度〔1996

年と1999年の改正]を対象としている。その結果、税率引き下げ対象取引が限定的であった1996年改正では有意な差異は見出せないが、1999年改正では米国市場に比べ日本市場で明らかに取引が拡大したという検証が行われたとしている。なお、本論文は東洋大学准教授大野祐之教授との共同論文とされており、掲載誌は英文研究雑誌である。

本論文は、わが国では本格的に取り組まれることが少ない、税制改正の目的達成度測定のためのデータ解析を、有価証券取引税という特定の税目を材料として行ったものであり、税率引き下げが取引量を拡大する税制改正効果を実現したかどうかを、日米両国の市場で取引される日本企業17銘柄のパネルデータを用いて分析し検証したものである。この間米国市場の制度変更がないことを確認したうえで、価格変化と取引高に関するV字型相関の枠組みを用いて統計的な比較検討を行っている。更に税制改正をダミー変数でとらえて、それを切片及び傾きの両方に取り込んだ「一般モデル」と、切片シフトだけに取り込んだ「制限モデル」を考案し、推計を行っている。

この結果1999年の有価証券取引税の完全廃止において、制限モデルの下では、我が国市場で取引高が増大し、米国市場では増大しなかったとの示唆が頑健かつ統計的に有意に示されている。

租税政策の取引に及ぼす効果を他の要因から分離し実証的に検証することは、理論的にも技術的にも困難な課題であるが、ひっ迫する財政事情の下では租税優遇策の効果はますます厳格なモニタリングの下におかれる必要がある。本研究は有価証券取引税を材料として、精緻な統計的推計を行ったもので意欲的な取り組みと評価されよう。ただし、取り上げた税目が有価証券の流通税であり、近年わが国を含めた主要国の税制設計の中では譲渡益課税としての取組みに集約されつつある領域であることから、分析結果の将来に向けた活用価値がやや限定されている点は残念である。また、本論文も指摘するように1989年の有価証券取引税の減税が譲渡益課税の復活とトレードオフの関係にあったように、現実の税制改正は必ずしも単一の目的のためのみではないため、統計分析には大きな困難が伴う。税制改正効果の抜き出しのために、税以外の要因(手数料等の変更)や税の要素の中での相互の影響力要因(税率のみならず課税ベースの広さ、他の税との関連)の比較検討も重要性を示唆する本論文は、今後の実証研究の基礎を築く意欲的な研究として評価されるべきものである。

日野 雅彦 稿

「所得区分の在り方」

—不動産所得を中心として—

(税務大学校論叢58号 平成20年6月)

本論文は所得税法上の所得区分の問題のうち、特に「不動産所得」に焦点をあて、その課税のあり方につき論述したものである。

著者は不動産所得課税制度の沿革から見て、現行の総合所得税のもとでは、不動産所得区分の存立基盤は資産合算制度であり、同制度が廃止された現在、不動産所得という所得区分は存続させる必要があるのかという問題意識から出発する。そして不動産所得には、事業たる不動産所得と業務たる不動産所得があり、それが事業所得と雑所得に対応するものであり、不動産所得であれば、事業であれ、業務であれ損益通算が認められるのに対し、雑所得については損益通算を認めないことの適否を検討する。結論として、著者によれば、雑所得に係る支出、業務たる不動産所得に係る支出のいずれもその内容は家事関連費的なものであり、担税力の減殺要素にはならず、雑所得の損失に損益計算を認めない根拠は業務たる不動産所得の損失にもあてはまるとしている。したがって、不動産所得と事業、雑所得は区別の根拠がなくなり、統合されるべきであり、それにより不動産所得と損益通算を組み合わせた租税回避行為に対する制限規定を不要とする効果が期待できるとしている。また、青色申告については、雑所得に認められていない現状とのバランスから、業務たる不動産所得については不適用(統合されれば当然であるが)とすべきとの提言も行っている。

本論文では、不動産所得の定義、計算構造等からはじめて、その沿革、問題点へと様々な角度から、しかも丁寧な分析を行ったうえで、今後の不動産所得の課税の在り方についての提言がなされている。このように順序立てられた論旨の展開は本論文の内容をより説得力のあるものとしており、構成のしっかりとした論文と評価することができる。また、不動産所得等の所得区分のあり方は政府税制調査会等で検討の俎上に挙げられている問題であり今後の改正論議の対象となるものと思われること、さらには、不動産所得が租税回避スキームの道具として利用されている事態の是正が喫緊の課題となりつつあることに鑑みれば、本論文のテーマ、内容は時宜を得たものと言うことができ、そうした観点からも高く評価することができよう。

浅野 あずさ 稿

「消費税の転嫁に関する一考察」

—税制改革法11条に立ち返って—

(国士舘大学大学院 院生)

本論文の目的は、消費税の転嫁が不透明であり、転嫁について適正な施策が講じられていないのではないかと筆者の問題意識のもとに、その原因を消費税の課税制度・課税構造の側面、消費税導入の理由・経緯・社会的背景の側面からその原因を浮き彫りにし、その解決策を提案することにある。

筆者は、まず、わが国の現行消費税法が税の転嫁を不透明にしている原因について、消費税の課税制度・課税構造の側面から分析し、免税事業者の介在、非課税取引にかかる課税仕入れの問題、簡易課税制度、インボイス制度の非導入をその理由として挙げる。

消費税導入の沿革の側面からは、社会的諸事情により消費税導入を急いだことが、小規模事業者に対する優遇措置につながったと分析している。

次に、裁判例を分析することによって、いわゆる「預り金的性格」というあいまいな位置づけのままに、実際は消費税が「価格の一部」として処理され、消費税が適正に転嫁できるシステムが存在していないことの問題点を指摘している。

以上を踏まえた立法的な解決策として、(1)日本型インボイス方式の採用と(2)健康保険法等や介護保険法等の規定に基づくサービス、お産費用および教育に関する役務の提供を課税対象とした上で、消費税を免除する(これにより、課税仕入れが可能となる)ことの2点を提案している。

消費税に関する研究は多いが、本論文は、それを消費税の転嫁という立法上の矛盾や不整合を孕んだ困難な問題に対して、多くの文献や裁判例の考察を通じて、果敢に挑戦した意欲作として評価できる。論点も分かりやすく整理され、筆者の意見もしっかり述べられている。インボイス方式の採用については、従来からの意見と異なるところはないと言えるが、現行の非課税項目のうち医療費等を非課税ではなく免税にするという提案は、非課税事業に対する消費税の転嫁の問題の解決策としてユニークな提案と言える。

板谷 智之 稿

「公益活動支援と税制」

—公益活動のグローバル化に伴う税制のあり方—

(立命館大学大学院 院生)

平成20年に公益法人税制の見直しが行われたが、グローバル化を念頭に置いた議論はなされず、租税条約上も公益法人に関する規定は存在しない。そこで、本稿は投資や寄付のグローバル化や国境を越えて活動する公益法人等の我が国の課税取扱い(外国公益法人等に対する寄付金等の取り扱い)やその前提条件について、各国の取組みを比較検討し、税制の望ましい方向性について論じることを目的としている。

まず、わが国における公益法人課税と寄付金課税について、国内公益法人等と外国公益法人等の課税取扱いを比較している。そこでは、相互主義を条件として外国公益法人の日本国内源泉所得について非課税とするとしている。外国への投資した場合等に非課税措置は認められない。

寄付金控除も個人、法人の別を問わず、外国公益法人への寄付の場合には認められないという状況を示している。

次に、租税条約上、相手国の源泉徴収税率について、一般的に国内法よりも低い税率が適用されるが、公益法人が、租税条約の便益を受けることができる適格居住者に該当するかを検討している。一般的に居住者とは、住所等の基準により課税を受けるべきものとされる者をいう、とされることから、公益法人が「当該一方の国において課税を受けるべきものとされるものとされる者」に該当するかどうかを検討すべきである。この点について、IFAのセミナーや、OECDモデルコメントリー、USモデル租税条約等の見解を紹介してあるべき課税取扱を検討している。

外国公益法人に対する寄付金について、(1)報告書の提出を条件として控除を認める国、(2)自国に便益がないとして控除を認めない国、(3)国内公益法人等を通じて寄付する場合を認める国、(4)免税団体の設置を通じて認める国などがある。しかし、直接外国公益法人等に対する寄付金は控除を認めないが、国内公益法人等を通じて外国公益法人等への寄付金は控除が認められることなどから、直接の場合も認めるべきとの意見もあることから、公益法人のグローバル化を念頭において課税のあり方を整備すべきとしている。

本稿は、寄付金に対する世界的な課税関係と日本国内における課税との関連など近時のグローバル化を前提として生じる種々の問題につき、多くの外国の文献を基にして、それらに対する考え方を紹介、説明しており、その内容は、日本における課税の在り方の方向性を示すに役立つ優れた論文であるというべきである。

伊藤 賢博 稿

「役員が横領行為により得た利得の税務上の取扱いに関する一考察」

—損害賠償請求権か認定給与かの判定について—

(新潟大学大学院 院生)

本論文の目的は、法人の役員の横領行為について、役員の地位を利用して得た経済的利益として源泉徴収を含む認定給与課税が行われたケースについての、課税理論の研究である。

まず本論文は、役員の横領行為を、法人の有効な行為とみて社外流出を役員給与と認定する場合と、法人の無効な行為とみて法人の損失計上と役員に対する損害賠償請求権を認識する場合の税務取扱いの差異を指摘し、大阪高裁平成15年8月27日判決(社会福祉法人の理事長の横領事案で、法人からの損害賠償請求権が先行する民事訴訟で確定していたケース)における役員給与認定の拡大解釈に疑問を呈するところから、検討をスタートさせている。そして学説・判例の検討のうへ、役員の横領の場合は、納税者の予測可能性確保の観点から「法人が役員に対

して金員等を支払うことについて明示または黙示的な意思を有していること」を役員給与認定の要件とすべきと結論づけ、そのための法人税法基本通達の改正案文を最終的に提示している。

具体的な検討過程においては、まず第1章で、役員横領行為の私法上の取扱いと税法上の取扱いが相違する場合の法人にとっての源泉税負担と当該経済的利益が役員から返還された場合の雑益計上の可能性にかんがみ、横領についての役員給与認定のための明確な判断基準の必要性を指摘し、第2章で、大阪高裁判決は理事長の実質的な法人支配権のみを理由として法人の行為を認定し、その結果、役員給与認定を行ったもので、従来の判例との不整合があると結論付けている。

そして、関連する学説・判例研究を行う第3章、第4章では、松沢・大淵両教授の分類に則して認定給与の認められる範囲に関し、法人から役員に対して金員等を支払う明示または黙示的な客観的意思のある場合に限るとする解釈論が正当であると主張し、その観点で過去の判例を検証し、結論の如何を問わず、上記解釈論で取り上げられたすべての判例が説明できるとしている。そして、同趣旨を解釈原理とする法人税法基本通達の改正案文を提示している。

本稿のテーマは、法人税法34条4項が役員給与として広く多様な経済的利益が含まれることを予定しており、かつ役員は実質上法人の経済行為を代表する立場にあって、自らに利益が及ぶ経済的実質のある取引を自由に操作しうることから、税務調査でよく指摘される問題となっており、納税者・実務家双方の関心が高いテーマである。

本論文の「法人の明示または暗示の意思」を基準とした認定給与課税の解釈論提起には、「法人の意思」と役員機能についての法人のガバナンスの観点からの分析(営利法人・公益法人の区分を含む)や、源泉徴収制度が確保しようとしている執行面の簡索性や公平担保の趣旨の観点からの検証が不十分な点は認められるものの、納税者にとっての予測可能性の観点から、とかく課税当局の幅広い裁量の下で広範囲にわたって認められてきた認定給与課税に、一定の解釈論による限定を置こうとする首尾一貫した主張が論理的に整理されて提示されており、租税資料館奨励賞にふさわしい論文と評価できよう。

岡田 好未 稿

「我が国におけるLLPの損益分配割合に関する一考察」

—LLP契約書に定めた損益分配割合が税務上認められるかについて—

(新潟大学大学院 院生)

本論文の副題としては、「LLP契約書に定めた損益分配割合が税務上認められるかについて」というタイトルが付されている。本論文で筆者は、日本版LLPの創設経緯や課税方法を整理し、

課税上の問題点を明らかにした上で、LLPで生じた損益を分配する際の損益分配割合が経済的合理性を有するかどうかについての判断基準を検討しようとする。具体的には、第1章でわが国のLLPの創設の経緯、特徴、設立方法、活用状況に応じて論じた後、第2章では個人組合員と法人組合員に分けて日本版LLPの課税条の取扱いを概括的に検討、さらに、第3章で日本版LLPの課税上の問題点を出資比率や組合員の地位の譲渡、出資資産の差し押さえ等の問題に応じて概観する。第4章では、米国のパートナーシップ課税の概要を経済効果テスト、実質性テストの2段階テストの具体的内容と裁判例(Castle Harbour 事件)を紹介する。第5章では、LLP契約書に定めた損益分配割合が経済的合理性を有するかどうかについての判断基準を策定するかどうかをめぐる先行研究を概観し、出資比率と人的資源に応じた合理的な損益分配方法として、出資・分割貢献法の導入を提言すると共に、濫用防止規定の導入を検討する。具体的には、損益分配の割合を出資比率による貢献と、人的資源の貢献(時間、資格、特許、技術、アイデア、営業能力、交渉能力、管理能力)に応じた評価基準とすることを提言し、合理的な理由があれば弾力的に変わることを示唆する。また、米国における濫用防止規定や個別的否認規定の導入を提言する先行研究に触れながら、わが国の場合は、将来的に一般的租税回避否認規定となるような濫用防止規定が必要であるとする。

本論文は、日本型LLPの特徴と問題点を指摘すると共に、米国パートナーシップ課税を参考としながら、わが国の場合に、損益分配割合が経済的合理性をもつために有用な判断基準を探ろうとする。高橋教授の論稿などの先行研究に多くを依っていると看做しても、出来るだけ客観的に問題点を分析し、わが国の問題解決への処方箋を見つけ出そうとする筆者の姿勢には好感が持てた。全体的に文章も読みやすく、筆者の書かんとする意図を明確に伝えることができている。その他、内容のまとまり具合、さらには、問題の所在を正確に認識した上で、自ら具体的な問題に対する対応策を示そうとしている点、個々の問題に対する自らの考え方や見解をできるだけ打ち出そうとする姿勢など、多くの点で十分に評価に値する論文である。ただ、文中の注記で引用されている参考資料のほとんどが法令やインターネットからの引用であり、言及されている米国判決も、1件のみしか挙がっていない点は、若干気になる点である。今回の奨励賞受賞を契機として、さらに十分な資料検証などを行い、より完成した論文をめざして努力を続けることを期待したい。

加藤 城啓 稿

「税制非適格ストック・オプションの権利行使利益の所得区分に対する一考察」

—二重利得法の適用可能性を中心として—

(新潟大学大学院 院生)

本論文は、ストック・オプションの権利行使益は一つの所得区分で対応できるものではなく、権利行使益には複数の性質をもつ所得が混在していることに着目すべきであるとする問題意識の下

で、権利行使益について所得の性質に応じた所得区分を提案すること及び二重利得法の適用可能性とその具体的な適用方法を検討することを目的としている。

筆者は、ストック・オプションを税制適格と税制非適格、更に税制非適格ストック・オプションを、条件付きと条件なしに分けて整理し、制限なしの場合には権利行使益部分が譲渡所得に転換され税負担が減少する弊害が生じる恐れがあると指摘する。

その上で、この所得転換が生じるのは、所得の性質が混在する権利行使益を特定の所得区分に分類したことに原因があると捉えて、裁判や学説の研究を行うなかで、権利行使益を一つの所得区分に割り当てることが困難であるとの考えに至り、二重利得法の適用を検討したものである。

検討の結果、(1)所得性質の変化が不明確であり、(2)二重利得法を適用したとしても納税者にとって必ずしも有利になるわけではないこと、(3)所得税が予定していない損失が生じて課税執行及び公平性の観点から問題が生じる可能性があることから、従来通りどれか一つの所得種類に区分することが妥当であるとの結論に至ったものである。

筆者は、権利行使益は勤労性所得と解するべきとの意見であり、被付与者と付与者の関係及び付与の原因となった事実に応じて、給与所得、退職所得、事業所得、雑所得となるとの考えを示している。

ストック・オプションの権利行使益の所得区分をめぐっては、平成17年1月25日の最高裁判決により給与所得とする旨の判断が出たことにより一応の結論が出たとの認識が一般的である。

しかし、筆者は権利行使益に複数の所得性質が混在していることが問題を引き起こしているとの認識のもとに、権利行使益の譲渡所得該当性、キャピタル・ゲインの性質に着目して所得区分の考察を行っていくなかで、二重利得法適用の可否という流れに至ったようである。

本稿は、検討している裁判例、学説も多岐にわたり、課税時点、所得区分、金額の測定等、ストック・オプションの権利行使益に関して考えられる論点について全てを網羅したものである。

川口 宜孝 稿

「保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の課税問題の一考察」

— 求償権行使不能の判断基準を中心とした法解釈の検討 —

(聖学院大学大学院 院生)

本論文の目的は、所得税法64条2項(保証債務を履行するために資産を譲渡した場合に譲渡所得が非課税とされる減免規定)の適用要件について、その適用上の課税問題を論じることにより、保証債務の履行に係る課税関係のあるべき姿を提示することにある。

本論文は全5章から構成されている。まず、第1章では、所得税法64条2項の立法経緯および立法趣旨を概観するとともに、求償権行使不能額の法的性質について検討している。次に、第2章では、保証債務の存否の問題を取り上げ、(1)主たる債務者に資力がないことを認識していた場合における保証債務の存否、および(2)主たる債務者において債務の借り換えが行われた場合における旧保証債務と新保証債務の同一性の有無について検討している。次に、第3章では、資産の譲渡と保証債務の履行との因果関係について検討している。本条項の適用を受けるには、資産の譲渡と保証債務の履行との間に原因と結果、あるいは手段と目的といった因果関係(あるいは牽連関係)が必要であると解されている。しかし、課税実務では、時間的逆転や原資不一致など保証債務の履行プロセスは多様であることから、各履行プロセスに則して因果関係を認める限度を論じている。そして、第4章では、本条項の適用要件の1つである「求償権の行使をすることができないこととなったこと」について、連帯保証人が保証債務を履行した後求償権を取得し、その後、求償権の行使ができない場合を取り上げ、各種の要因によって課税関係がどのように変動するかを検討している。最後に、第5章では、本論文を総括し、保証債務の履行に係る課税問題を検討する場合、「整合性」((1)立法趣旨との整合性、(2)客観性との整合性)を意識して検討すべきであると結論づけるとともに、確定申告書の提出期限後に求償権の行使が不可能となった場合の所得税法と相続税法の取扱いの相違に言及し、相続税法においても、更正の請求を認めるべきであるとの提言を行っている。

本論文は、保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の課税の特例規定である所得税法64条2項について、その適用上の諸問題を仔細に検討したものである。本論文では、裁判例や学説の検討を通じて、多くの論点を抽出するとともに、それらを論理的かつ体系的に整理している点は評価できる。また、保証債務の履行により「譲渡による経済的利益」を享受していないケースは所得税法64条2項を適用すべきであるとの主張は、首尾一貫しており、その論旨は明快である。ただ、本論文の総括部分の「客観性」という用語の使用に若干の違和感があること、また、参考文献が少ない点に不満は残るものの、仔細な分析に裏付けられた力作であり、租税資料館奨励賞に該当する優れた論文として評価できる。

鈴木 薫 稿

「消費税の諸問題とインボイス方式導入に関する一考察」

—EU付加価値税の動向を探りながら—

(富士大学大学院 院生)

本論文は、将来消費税が増税されていく過程で税制上の歪みや不公平を是正するため、EUの付加価値税制度を参照しながら、インボイス方式の導入に向けた検討を行うことを目的としている。

まず第1章では、わが国に消費税が導入されるまでの経緯について記述され、次いで第2章では、EUにおける付加価値税導入の経緯とインボイス方式について詳細に説明されている。第3章では、わが国の消費税の特徴として帳簿方式の問題が取り上げられ、消費税制度に対する不信任感、不公平感を払拭するためには、特例措置の見直しとともに、仕入税額を正確に控除するために、インボイス方式を導入することが必要であると主張されている。

また、インボイス方式の利点として、インボイス方式では免税事業者はインボイスの発行ができないというように、目に見える形で適用除外の意味が明らかにされるため、取引事業者間で税額が明確に意識され、税額転嫁が促進され、取引当事者間の相互牽制作用が働き、事業者の納税の適正化につながることで、輸出免税を行う場合に正確な還付税額が算出されること、国際取引や電子商取引の増大に対応しうること、などが挙げられている。

さらに第4章では、インボイス方式を採用するにあたっては、課税事業者番号の導入が不可欠であること、申告納税に係る手続を簡素化するために少額取引については簡易インボイスを採用する一方、脱税や租税回避を防止する観点からインボイスの記載事項を厳格化し、迅速に事業者の取引状況を把握するシステムを構築すること、などが提案されている。

以上のように、本論文は、重要性がますます高まると予想される消費税に対する不公平感を払拭するためには、仕入税額を正確に控除しうるインボイス方式の導入が不可欠であるとの観点から、EUの付加価値税制度を参照しながら、インボイス方式導入の可能性を探求したものである。現在EU諸国で行われているインボイス方式の改革がわが国においても適用可能であるかどうかについて、今一步踏み込んで具体的に考察されるならば、よりいっそう深みのある論文に仕上がったであろう点は惜しまれるが、修士論文として手堅くまとめられており、租税資料館奨励賞に相応しい作品と評価することができよう。

高岡 尚平 稿

「租税法規不遡及の原則に関する一考察」

—平成16年度税制改正を踏まえて—

(龍谷大学大学院 院生)

本論文では、平成16年の改正による長期譲渡所得の計算上生じた損失の損益通算を制限する規定が、施行日前の取引に適用される立法となっていたことにつき遡及立法の違憲性が争わ

れた訴訟事件を評釈し、租税法不遡及の原則が遵守されるべき原則であることを、過去の判例や学説を根拠にして展開している。当原則は、租税法律主義の目的として導かれる原則であることから、「租税法律主義の目的」の確認と考察を行い、租税法における遡及立法が許されるか否かを考察している。その結果、憲法上、明文の規定はないものの、原則として禁止されていることを確認している。しかし、租税法不遡及の原則は、絶対的なものではなく、例外を許容するものであることも確認している。

この租税法不遡及の原則の例外については、その具体的事由等の内容を明らかにしている。租税法における遡及立法を許容する特別事由として、まず納税者の「法的安定性・予測可能性の視点」から考察を行っている。そこで、遡及立法の可能性について、遡及立法せざるを得ない「合理的必要性の視点」からの考察を行い、さらに所得税に係る「期間税の視点」からも考察を加えている。これらの検討を踏まえて、租税法規不遡及の原則が許容される例外について、その判断基準を明らかにしている。

以上の検討の結果として、租税法規不遡及の原則は、租税法律主義と同様に遵守されなければならない原則との結論に達している。その例外を許容する場合とは、納税者が事前に遡及立法を把握でき、遡及立法による不利益を回避する行動を行う期間が保障され、法的安定性が確保されている場合に限られるとしている。さらに当原則が許容されるためには、納税者に不利益を与える遡及立法を許容し得るだけの合理的必要性が求められるのである。また、期間税としての租税の性質が、直ちに遡及立法を許容する要素とはならないことを確認している。

本論文で取り上げている一連の裁判では、遡及立法を認めるか否かについて、その諸事情を総合的に勘案して決定している。まさに立法府の裁量的判断に拠ることが大きいわけであるが、このたびの一連の裁判では、平成20年1月の福岡地裁では違憲判断で納税者が勝訴し、同年2月の東京地裁、5月の千葉地裁では合憲判断で課税庁側が勝訴している。いずれも控訴され、同年10月の福岡控訴では合憲判断で課税庁側が逆転勝訴している。他の裁判では、平成21年の2月の東京高裁では課税庁側が逆転勝訴し合憲判断を下している。確かに仔細を検討すれば、課税庁側に部があるともいえようが、最近においては、たとえば平成20年4月で失効した租税特別措置法上の交際費等の損金不算入制度について、不利益遡及立法が認められるべきか否かが新聞でも大きく取り上げられた。国会においてはますます審議する案件が増えて行くであろうから、期限切れで失効となるケースが多くなっていくであろうことを考慮すると、納税者の法的安定性、予測可能性が損なわれてきていることも踏まえて、遡及立法は、合理的な理由がある場合を除いて、できる限り認めるべきではないであろう。

最近の判決であることから、公表された論文や評釈が少ないなかで、多くの関連資料・文献に当たり、租税法律主義のあるべき姿から遡及立法に対しての見解を丁寧に纏めていることから、評価に値する論文といえよう。

谷内 陽一 稿

「私的年金税制の公平性・中立性に関する一考察」

—少子・高齢社会の到来を踏まえて—

(早稲田大学大学院 院生)

本論文は、高齢化が進展する現段階において重要性が増しつつある私的年金についての課税の在り方について、単なる優遇税制の拡大という観点からでなく、課税所得概念の検討という基本的問題をふまえつつ、年金受給者と負担者の区分や年金拠出時、運用時、および給付時という区分に基づき、現状の分析、問題点の検討、改善意見を述べたものである。

まず租税原則、所得税の種類、所得概念等の税の基礎理論と私的年金税制の理論を検討し、年金課税の特質として、拠出時、運用時および給付時というタイムラグがあること等を述べ、支出税によった方が運用益の包括課税が行われない分、包括的所得税より給付原資が大きくなること、同一所得概念による限り拠出時課税と給付時課税とのいずれによっても差がないこと(ただし、税率の変更等による差は生じる。)を検証し、包括的所得税か支出税かの差は運用益課税の有無であること、入口課税と出口課税に有利性の差は無いこと、そして原則は包括的所得税によるべきで、例外として導入されている年金の出口課税についての優遇措置は制限的に、厳しいものであるべきものであると論じ、企業年金と個人年金、企業年金間の公平性を検討している。

次に、我が国の年金税制を述べ、拠出時課税、運用時課税および給付時非課税という入口課税(TTE)の取扱を見て、あと公的年金は非課税、厚生年金基金等は支出税による出口課税、確定給付年金と適格退職年金では、事業主拠出は出口課税というETT(拠出時非課税・運用時課税・給付時課税 Exempt-Taxed-Taxed)形態で加入者拠出は支出税に基づく入口課税TEE(Taxed-Exempt-Exempt)形態、個人年金は保険型はTEE、貯蓄型はTTE形態と分類している。そして外国の年金税制について課税局面および課税形態ごとに分類し、多数のOECD諸国ではEET形態を採っていること、他の税制とのバランスも考慮していること、等の示唆が述べられている。次に我が国の年金税制の問題点と課題について、拠出段階では各種の所得控除の統合と所得控除から税額控除への転換を説き、運用段階については所得概念に徹した課税と特別法人税について金利に応じた税率を述べ、給付段階については一時金と年金とを総合的に包括評価することを提案している。

最後に結論として、所得概念の在り方として包括的所得税を堅持することが望ましく、優遇税制は給付等との関連で考えられるべきであり、給与、年金、退職金ということによる差異を無くして給付時課税を強化することが必要であるし、私的年金税制の優遇の前に租税全体における公平性、中立性の再整備が先決であると結んでいる。

以上のように、本論文は私的年金税制について、所得概念や負担の公平といった基本理念から見直して制度を分析し、年金の拠出、運用、給付という三つの面から、諸種のデータなどを用いながら綿密に検討してその是正の提言を試みているものであり、優れた論文であると評することができる。

林 亜紀 稿

「グローバル経済下での日本の消費税制のあり方」

—電子商取引の取扱いを中心として—

(関西大学大学院 院生)

本論文は、国際間の電子商取引によるBtoC(外国事業者と国内消費者)との取引を中心とした消費税の課税漏れに問題について検討を行い、EUやOECDなどの問題に対する取り組みを提示し改善策を提案しようと試みたものである。

本論文の構成は以下のとおり4章から構成されている。

第1章 グローバル経済下の電子商取引に起因する消費課税の問題

第2章 国際間の電子商取引に係る消費課税の先行事例

第3章 我が国の電子商取引の発達と消費課税に及ぼす影響

第4章 今後のあるべき姿

現実に進化発展する経済取引を課税対象とする場合、経済取引の変容が課税関係にいかなる歪みをもたらし、その是正にいかなる取り組みが必要か、という問題意識の下に本論文は展開されている。

電子商取引の普及はとりわけ消費課税に大きな影響を及ぼすことは、消費税の課税構造の特性に着目すれば容易に予想できる。その予想を統計数値を用いて実証的に説明しているところに本稿の価値を見出すことができよう。

とりわけ本稿の3章は、『我が国の電子商取引の発達と消費課税に及ぼす影響』として、電子商取引が引き起こす税収に対するインパクトの先行研究を概観したうえで、国際間の電子商取引が引き起こす消費税収損失額を推計し、消費税収損失額の推計結果及び考察を加えている。

推計結果に至る推計方法の合理性も担保されており、統計数値を組み合わせ推計数値を導いており、一人の研究としては極めて地道に作業が進められている点を高く評価したい。さらに推計結果に対する考察も妥当な内容といえる。

この数値に基づき今後の電子商取引と消費課税の在り方を提言しているが、OECD発行の最新の統計資料の涉猟などの補完が求められる。など、問題解決の提案は興味深いのが、記述が簡略化されており、提案自体の説得力は不足している感はあるが、問題意識がクリアで修士論文としては高く評価できる。

松橋 昌男 稿

「事業承継推進のための課税制度に関する一考察」

—取引相場のない株式の評価制度の法定化に向けて—

(明治大学大学院 院生)

本稿は、円滑な事業承継推進の阻害要因である「取引相場のない株式」の相続について、特に評価制度が抱える問題を判例等から明らかにしようとしている。すなわち、平成12年度の要望で、「類似業種比準方式と純資産方式」、「収益還元方式」、「特定の評価会社等の評価方法の見直し」(土地保有・株式保有会社)、「開業後3年未満の会社」、「相続税の課税時期直前3年間の利益及び配当等がゼロである会社」が提案された。これらの要望によって類似業種比準方式の併用を認める措置が取られた。平成13年改正においては、類似業種比準方式に収益性が加味され、小・中会社の斟酌率を引き上げるなどがなされた。取引相場のない株式については、評価の不安定性の蓋然性を踏まえ、会社の規模による異なる斟酌率を一律小会社の率[最小0.5%]にあわせるなどを提案しているが、対応はない。

平成18年には、会社法の施行の影響で、種類株式の評価の明確化が要望された。しかし、それには何の対応もないので、平成19年には、典型的な種類株式(配当優先の無議決株式、社債類似株式、拒否権付株式)について一応その評価方法が明確にされた。

平成20年には、相続税制度の改正(「遺留分への対応」、「税法上の親族範囲の見直し」)がなされた。

また、課税物件(土地と建物)からみる事業承継税制の経緯の章において、昭和58年の「小規模宅地の課税特例の法制度化」や、取引相場のない株式の評価等について説明している。特に、取引相場のない株式の評価について、その経緯から、問題点を提示している。例えば、この評価は法令によらずに通達によっており、判決においては、その合憲性の判断を合理性を基に判断しているが、筆者は疑問としている。

最後に事業承継税制の確立に向けて、平成20年に提示された納税猶予制度について検討している。外国の同種の制度にも言及している。

本稿は、わが国の相続税、特に事業承継に関連する税制の経緯やその内容について良く整理しており、それぞれについて問題意識を持って考察している姿勢が伺える。

また「取引相場のない株式」の評価については、もっぱら評価通達によって実務が行われ、裁判官も評価通達に沿った判断を示すことが多い点について、この通達による評価の問題に関して裁判例の研究を通して考察し、法制化の必要性を提言している。

筆者の「今後は、相続税のあり方、特に遺留分の対応も含め、学際的な視点で事業承継問題について研究を深めていきたいと考えている。」との研究成果に期待するものである。

租税資料館賞 論文の部

中小企業・非公開会社において逆基準性が
果たす機能と確定決算基準の継続に関する研究

井 上 隆

長崎大学大学院生
諫早税務署勤務
井上 隆

本論文の要約

標題：中小企業・非公開会社において逆基準性が果たす機能と確定決算基準の継続に関する研究

本研究の構成は次のとおりである。

序 章

第1章 わが国の制度会計に関する考察

第2章 新会計基準がわが国の制度会計に及ぼした影響

第3章 国際会計基準・国際財務報告基準が各国等の中小企業の会計制度に及ぼした影響

終 章 間接型逆基準性アプローチに関する考察

序章では、研究課題に関する問題意識と目的を明確にしている。具体的には、中小企業・非公開会社向けの計算規定に主眼を置き、国内の新会計基準と国際会計基準・国際財務報告基準（以下、IAS/IFRS）との収斂（採用）に際して生じる国内・国外の会計準の二元化問題および国内における企業規模に基づく公正処理基準の二元化問題に関する考察をおこなっている。

これらの考察を通じ、わが国の制度会計の特徴である、「公正処理基準」と「逆基準性」の組み合わせにより初めて可能となる「間接型逆基準性」アプローチにより、国内・国外の会計準の二元化問題および企業規模に基づく公正処理基準の二元化問題に対応可能であることを明らかにし、同時に、「間接型逆基準性」アプローチが果たす機能を明確にすることを本論文の目的としている。

第1章では、わが国の制度会計に関する考察をおこなっている。わが国の制度会計の特徴である会社法・法人税法等に規定される「公正処理基準」および従来から批判のある「逆基準性」について考察している。

前者の「公正処理基準」とは、①法人税法と会社法間、②法人税法と会計基準（会計指針）間、更には、③会社法・会社計算規則と会計基準（会計指針）間での計算規定に関する委任関係と説明することができる。

後者は、税法の規定に基づく会計処理が企業会計の指針となる場合、決算基準の逆転現象が生ずることを指している。「逆基準性」は、従来から批判が存在し、それに基づく確

定決算基準廃止論も存在することから、確定決算基準廃止論の主張に合理性が存在するかについて考察している。

第2章では、様々な新会計基準の公表がわが国の制度会計全般に及ぼした影響の考察をおこなっている。IAS/IFRSやわが国の従来 of 会計基準それぞれの基本的特徴をふまえて、IAS/IFRSに基づくさまざまな新会計基準の導入が、従来 of 会計基準ならびに商法、証取法、法人税法の各法規に及ぼした影響について考察している。

特に、新会計基準の導入に際し、実務上の対応として、「逆基準性（税務基準）」を特徴とする「中小企業の会計に関する指針（以下、指針）」が公表されるに至った経緯を詳細に検討し、わが国の制度会計において会計基準の二元化が生じている現状を明らかにしている。

第3章では、IAS/IFRSが各国の中小企業の会計制度に及ぼした影響について考察している。具体的には、ドイツ、イギリスおよびIASBにおける会計基準の二元化対応に関する考察をおこなっている。

まず、わが国と同様、確定決算基準を採用しているドイツにおいてとられた現実的な対応に着目し、それを「直接型逆基準性アプローチ」として日本の制度会計との対比を試みている。

また、イギリスでは、中小企業向け会計基準である「FRSSE」を世界に先駆けて開発し、成功した経緯について考察し、併せてIASBが公表するに至った中小企業向け国際財務報告基準（草案）である「IFRS for SMEs（草案）」についても考察している。

終章においては、わが国の指針が公表された経緯は、外形的にはイギリスのケースと共通性を有する一方、指針の特徴は、ドイツと同様、「逆基準性」の採用に求められること、わが国の企業規模に基づく会計基準の二元化問題については、「公正処理基準」と「逆基準性」の組合せに基づく「間接型逆基準性アプローチ」を採用した混合型の確定決算基準により解決が図れることを論証している。

最後に、間接型逆基準性が果たす機能を明らかにすることで、IAS/IFRSと新会計基準との収斂（採用）に基づく確定決算基準廃止論や逆基準性の弊害に基づく確定決算基準廃止論に対する反論を試みている。

中小企業・非公開会社において逆基準性が果たす機能と確定決算基準の継続に関する研究

井上 隆

目 次

序 章	1
第1節 本論文の目的	1
第2節 本論文の構成	7
第3節 先行研究	10
第1章 わが国の制度会計に関する考察	14
第1節 各法規における公正処理基準	16
（1）法人税法における「公正処理基準」	16
（2）旧商法における「公正処理基準」	21
（3）会社法、会社計算規則における「公正処理基準」	23
第2節 代表的な確定決算基準廃止論	26
（1）国際会計基準・国際財務報告基準と新会計基準との収斂に 基づく廃止確定決算基準廃止論	26
（2）逆基準性の弊害に基づく確定決算基準廃止論	29
第2章 新会計基準がわが国の制度会計に及ぼした影響	34
第1節 従来の会計基準に及ぼした影響	35
（1）新会計基準の公表に至るまでの経緯	35
（2）「中小企業の会計に関する指針」公表の経緯とその特徴	42
第2節 商法（会社法）および証券取引法（金融商品取引法）に 及ぼした影響	48
（1）商法に及ぼした影響	48
（2）会社法の成立	51
（3）証券取引法（金融商品取引法）に及ぼした影響	54
第3節 法人税法に及ぼした影響	56
（1）商法改正に基づく法人税法改正	56
（2）会社法・会社計算規則の施行による計算規定の変化	58

(3) 会社計算規則第3条の会計慣行のしん酌規定に基づく 法人税法改正	59
第4節 確定決算基準廃止論に及ぼす影響	64
(1) 国際会計基準・国際財務報告基準と新会計基準との収斂に 基づく確定決算基準廃止論に及ぼす影響	64
(2) 逆基準性の弊害に基づく確定決算基準廃止論に及ぼす影響	66
第3章 国際会計基準・国際財務報告基準が各国等の中小企業の 会計制度に及ぼした影響	69
第1節 ドイツにおける国際会計基準・国際財務報告基準の 国内導入による影響と逆基準性の原則の現状	69
(1) 正規の簿記の諸原則, 基準性の原則ならびに逆基準性の 原則についての概要	71
(2) ドイツにおける会計基準の国際化への具体的な取り組み	72
(3) 会計基準の国際化と逆基準性の原則	77
第2節 イギリスにおける中小企業向け会計基準	79
(1) イギリスの会社法ならびに会計基準についての概要	80
(2) 中小企業向け会計基準の公表に至る経緯	82
(3) 会社法の改正と中小企業向け会計基準の改革	86
第3節 国際会計基準審議会の中小企業向け国際財務報告基準 (草案)	90
(1) 中小企業向け国際財務報告基準(草案)の公表に至る経緯	90
(2) 中小企業向け国際財務報告基準(草案)の特徴	98
終章 間接型逆基準性アプローチに関する考察	101
第1節 ドイツの直接型逆基準性アプローチとイギリスの 会計基準二元化対応アプローチ	101
第2節 わが国の間接型逆基準性アプローチ	107
結語	109
参考文献	112
謝辞	118

序 章

第1節 本論文の目的

わが国の法人税法は、確定決算基準（法人税法第74条）を採用している¹。具体的には、収益事業を営む全ての法人（企業）において、法人税法上の課税所得の計算は、会社法の規定に基づき算出される企業利益を基礎としておこなわなければならないと規定している（法人税法の会社法に対する「基準性の原則」）²。なお、確定決算とは、法人が、会社法の規定に基づき作成した計算書類、事業報告ならびに附属明細書について、定時株主総会の承認を受けたものを指している³。

わが国の法人税法は、更に、企業利益から課税所得を算出する際には、法人税法第22条第4項において、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」と明記している。これが、いわゆる「公正処理基準」といわれるものである。

法人税法第74条「基準性の原則」および法人税法第22条第4項「公正処理基準」は、いずれもわが国の制度会計を考察する際の重要なキーワードとなるものである。

わが国の会計制度の特徴は、会社法を中心とした制定法体系としての制度会計にある。具体的には、会社法⁴、金融商品取引法⁵、および法人税法の3法が密接に関わる特異な体制により成立している。わが国に国際会計基準（International Accounting Standards；以下、IAS⁶）・国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards；以下、

¹ 法人税法第74条（確定申告）では、「内国法人は、各事業年度終了の日から二ヶ月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき…申告書を提出しなければならない。」と規定している。

² 会社法第281条（計算書類およびその附属明細書の作成）ならびに同法第283条（計算書類の報告・承認・公告）

³ 会社法第437条（計算書類等の株主への提供）、同法第438条（計算書類等の定時株主総会への提出等）ならびに同法第439条（会計監査人設置会社の特則）

⁴ 会社法（2005年6月成立、2006年5月施行）は、商法（第2編）、有限会社法、商法特例法の3法を統合したものである。会社法の趣旨は、株式会社制度の一元化を図ることである。その一環として会社類型の再編をおこない、株式会社を、公開会社か、非公開会社かという二者択一の内容に再編している。また、取締役1名のみでの企業の設立を可能にした「選択可能な機関の設計」や「最低資本金制度の廃止」も特長として挙げられる。これらの措置は、中小企業の起業促進のためにも導入されたものと考えられる。

⁵ 金融商品取引法（2006年6月成立、2007年9月施行）は、証券取引法、投資信託法、金融先物取引法など縦割りの金融関連法を統合したものである。金融商品取引法の趣旨は、①利用者保護と利便性の向上、②市場の公平性・透明性の確保、③市場の国際化である。

⁶ 国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee；以下、IASC）

IFRS⁷⁾の影響に基づく様々な新会計基準⁸⁾が導入される以前から、商法、証券取引法および法人税法が、いわゆる「トライアングル体制⁹⁾」を築いていたと考えられるのである。

上記3法それぞれの主たる立法趣旨としては、(旧・現)商法・会社法は債権者保護であり、金融商品取引法は投資家保護、法人税法は適正かつ公平な課税であるが、立法の趣旨が各々異なるにしても、各法の適用される対象が、株式会社であるという共通項を有している。

次に、上記3法の会計領域を階層的に説明すると、企業所得の計算についてはまず基底に企業会計があり、企業会計を基礎として会社法(旧商法)会計があり、更にその上に法人税法会計がある、という意味での「会計の三層構造」を前提としている¹⁰⁾と考えられる。次の図1は、旧商法に基づく制度会計の基本的な三層構造をイメージしたものであり、図2は、会社法に基づく現在のわが国の制度会計の三層構造をイメージしたものである。

が作成した会計基準である。なお、IASBは、2001年に国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board; 以下、IASB)に改組している。

⁷⁾ IASBが作成する会計基準である。

⁸⁾ 本論文における新会計基準とは、企業会計審議会が公表した会計基準等や企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan; 以下、ASBJ)が公表した会計基準等を含む包括的な会計基準を意味している。

⁹⁾ 新井清光・白鳥庄之助共著「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」

『JICPAジャーナル』第435号、1991年10月、29頁。内容は、1991年6月にベルギーで開催された主要国の会計基準設定機関会議において、わが国の会計の法律的小および概念的フレームワークについて報告した際に用いられた用語である。

新井は、「トライアングル体制という言葉を用いたとはいえ、それは、わが国の企業会計制度がトライアングル体制でよいかどうかそうあるべきであるとか主張しているのでは決してない。それは、現在のわが国の企業会計制度の一般的特徴を理解するための用語として用いているものであり、わが国の企業会計制度に関する事実認識のためのものであって、価値判断を行っているものではない。」と述べている。新井清光「企業会計制度小論—会計学の視点から—」『企業会計』第50巻第1号、1998年1月、22頁。

¹⁰⁾ 金子宏『租税法 第14版』弘文堂、2009年、263頁。

図 1

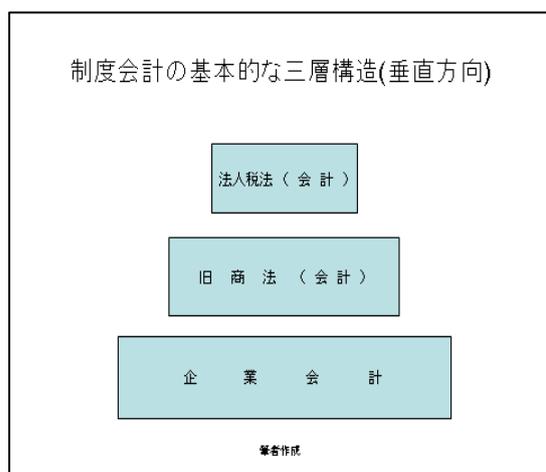
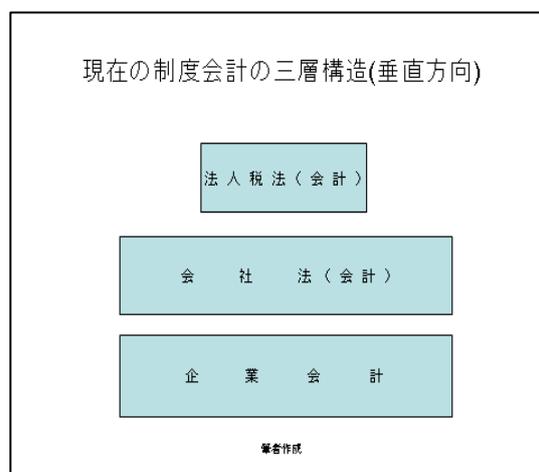


図 2



それでは、旧商法・現商法、会社法ならびに金融商品取引法・財務諸表等規則それぞれの商業帳簿の作成時における「公正処理基準」を会計領域で区分すると、次のように説明することができる。

旧商法第 32 条第 1 項第 2 号において、「(商人ハ) 商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という斟酌規定が定められていたが、平成 17 年の商法改正により、現商法第 19 条に改められ、「商人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」という遵守規定に改められた。しかし、いずれにしても、商法は、商人一般の会計領域を対象としている。

会社法第 431 条においては、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」とあることから、会社法は、一般的な株式会社の会計領域を対象としている。

金融商品取引法・財務諸表等規則第 1 条においては、「……この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。」とあることから、金融商品取引法は、株式会社の中でも公開会社である大企業の会計領域を対象としている。

よって、上記 3 つの会計領域に共通な概念とは、「一般に公正妥当と認められる」という「公正性」であることが理解できる。また、一方で、「公正性」は、企業主体の属性の差により異なる公正概念が存在しうることを、法制上認知していることが理解できる¹¹⁾

¹¹⁾ 武田隆二『会計学一般教程 第 7 版』中央経済社、2008 年、173 頁および武田隆二編著

である。

近年、わが国企業の会計を取り巻く環境は、劇的な変貌を遂げようとしている。いわゆる、2000年3月期決算から始まった企業会計制度改革（会計ビッグバン）に伴う様々な新会計基準の導入の目的は、企業活動の国際化およびグローバル化に対応することであり、わが国の会計基準とIAS/IFRSとの収斂（コンバージェンス）を経て、最終的にはIAS/IFRS全面採用の可能性も生じている状況である¹²。

具体的には、IAS/IFRSの影響を受けた様々な新会計基準が公表され、商法の計算規定は、それらの新会計基準の公表にあわせて改正されている。更に、改正商法を包摂した会社法・会社計算規則が施行され、最終的には、新会計基準の公表、会社法・会社計算規則の施行との整合性を保つために法人税法も改正されている。次の図3は、従来の確定決算基準のフローをイメージしており、図4は、新会計基準導入後の確定決算基準のフローをイメージしたものである。

図3

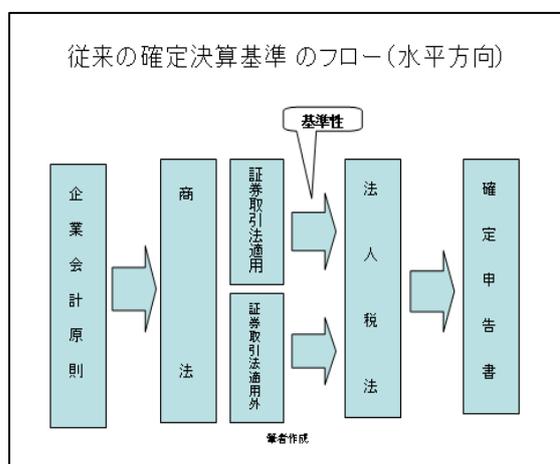
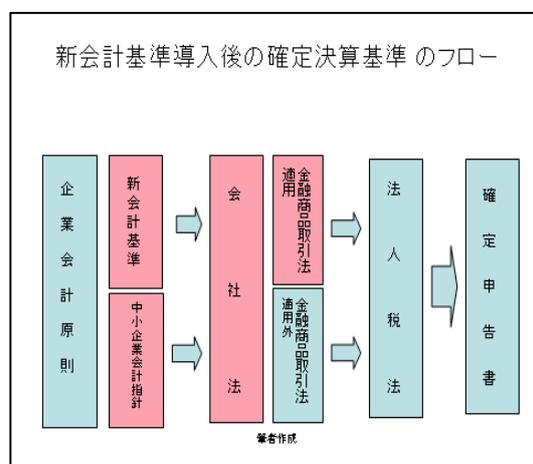


図4



『新会社法と中小会社会計』中央経済社、2006年、25頁。

¹² ASBJは、IASBと2011年6月末までに会計基準を全面的に共通化することで合意している（2007年8月8日公表ASBJプレスリリース）。一方、企業会計審議会は、2010年3月期から一定の上場企業の連結財務諸表にIAS/IFRSの任意適用を認めることや、諸条件を勘案したうえで、2012年を目途にIAS/IFRSの強制適用について判断をおこなうなどの考えを示している。2009年2月4日公表「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」。

わが国の会計基準と IAS/IFRS との収斂に基づく様々な新会計基準の導入は、利害関係者に対し、信頼できる財務諸表のディスクロージャーを通じて、企業活動の国際化およびグローバル化に貢献できるというメリットがある一方で、重要な問題点を包含していると考えられる。それは、企業活動が国内に限定され、且つ、利害関係者が極めて限定される中小企業・非公開会社にとって、大企業・公開会社¹³が採用する IAS/IFRS の影響に基づく様々な新会計基準の公表は、現実的には（あるいは実務上）必ずしも有用ではないのではないかという問題である。

中小企業・非公開会社と大企業・公開会社の最も大きな違いは、不特定多数の投資家が存在するか否かであると考えられる。いわゆる、不特定多数の投資家が存在する大企業・公開会社が必要とする会計基準の実質的要素は、時価会計や企業結合等に代表される金融資本会計としての情報提供機能に代表されるのであるが、不特定多数の投資家が存在しない中小企業・非公開会社が必要とする会計基準の実質的側面の要素としては、情報提供機能ではなく利害調整機能に限定されると考えられるのである。

なお、ここでいう利害調整機能とは、具体的には、①債権者保護（主に、金融機関）、②課税所得計算、③監査等が挙げられる。

まず①についてであるが、中小企業・非公開会社は、不特定多数の投資家が存在しないことから、経営に必要な資金調達は、間接金融に頼らざるを得ないことから理解できる。次に、②に関しては、中小企業・非公開会社において①以外の利害関係者は、最終的には、法人税の確定申告書を提出しなければならない課税庁（税務署）に限定されると考えられるのである。最後に③であるが、2006年（平成18年）に施行された会社法に創設された会計参与制度¹⁴からもその必要性が理解できるのである。いわゆる、会計参与が、取締役と共同して計算書類の作成をおこなうことにより計算書類の信頼性を高め、

¹³ 本論文における大企業・公開会社とは、①金融商品取引法の適用を受ける会社ならびにその子会社および関連会社、②会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。）およびその子会社をさす。一方、中小企業・非公開会社とは、大企業・公開会社以外の会社のことであり、いわゆる「中小企業の会計に関する指針」の適用対象となる株式会社をさす。

¹⁴ 会計参与とは、中小会社の計算の適正化を図るため、取締役または執行役と共同して計算書類等を作成する会社の役員である。作成された計算書類等は、会計参与の事務所等に保管し、株主および債権者からの請求に応じ、計算書類等の開示をおこなうとされている。会計参与の資格は、職業会計人である公認会計士（監査法人）または税理士（税理士法人）に限定されている。会計参与は、取締役等と共同して計算書類の作成をおこなうことにより計算書類の信頼性を高め、株主・債権者の保護および利便に貢献することを目的としている。

株主・債権者の保護および利便に貢献することを目的としているからである。

中小企業・非公開会社と大企業・公開会社各々が必要とする会計基準の実質的要素の差異は、おそらく、世界各国においても自国の会計基準と IAS/IFRS との収斂を進める際に必ず直面する、極めて現実的な問題であるとも考えられるのである。

このような状況の中、2005年（平成17年）8月1日に、中小企業の会計関連4団体（日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、ASBJ）が共同で「中小企業の会計に関する指針；以下、指針」を公表している。指針は、現在に至るまで、中小企業・非公開会社に相応しい会計基準が公表されてこなかったという歴史的経緯と実務上の要請に基づき開発されたものであり、その最大の特徴は、逆基準性¹⁵（税務基準¹⁶）の採用にある。

なお、税務基準の採用とは、法人税法等の具体的な計算規定を最大限、会計処理の際の指針として利用しようとする考え方である。具体的な例としては、貸倒れが懸念される債権の評価や貸倒損失の計上時期に際して、通常、高度な債権管理の専門的知識が要求されるのであるが、法人税法や法人税基本通達などの税務基準には、具体的な経理処理が明記されている。税務基準は、あくまでも、会計処理の際の指針としては簡便法ではあるものの、企業規模を問わず現在まで採用されてきた実績が存在する¹⁷。

わが国の法人税法が採用している確定決算基準は、現在まで、大企業・公開会社向けの一元的な会計基準を前提に機能していたのであるが、今後、大企業・公開会社が採用する新会計基準の公表と中小企業・非公開会社が採用する指針の公表という企業規模に

15 本論文では、論証に必要な為、逆基準性を直接型逆基準性と間接型逆基準性に区分するという仮説的分類を試みている。直接型逆基準性とは、税法上に直接、逆基準性を規定する方式と定義する。具体的には、ドイツ所得税法第5条第1項第2文「…利益算定に際しての税法上の選択権は、商法上の年度貸借対照表と合致して行使されなければならない。」の規定を指す。一方の間接型逆基準性とは、税法上に直接、逆基準性を規定せず、会計基準（指針）上に税務基準を採用する方式と定義する。具体的には、条件付ではあるものの税務基準（逆基準性）を採用したわが国の「中小企業の会計に関する指針」を指す。

16 法人税法等の計理体系は、①基本法（法人税法、法人税法施行令、法人税法施行規則）、②措置法（租税特別措置法、租税特別措置法施行令、租税特別措置法施行規則）、③法人税法関係通達（法人税基本通達、租税特別措置法関係通達、耐用年数の適用等に関する取扱通達）、④重要個別通達により成立している。

17 現在、法人税確定申告書作成の為のパッケージソフトが多数存在することから、いかなる企業においても、申告書作成に関する高度な専門的知識がなくとも確定申告書を作成することは可能である。しかし、会計処理に関する各勘定科目の評価・測定の作業は、電算処理における数値入力以前のマネジメントにおける意思決定の領域であることに注意が必要である。

基づく会計基準の二元化問題に対して、わが国の確定決算基準は、今後も、従来どおり機能することが果たして可能であろうか。

企業規模に基づく会計基準の二元化問題と二元化問題を解消すると考えられる逆基準性を包含する確定決算基準の継続に関する研究を行うことが、本論文の目的である。

第2節 本論文の構成

本論文では、IAS/IFRS との収斂を意識して公表されたさまざまな新会計基準そのものが、企業規模、企業特性およびコスト・ベネフィットの観点から、いかなる弊害も無くわが国に受容れられるべき会計基準であるかについて、主に中小企業・非公開会社の観点から検討する。なお、本論文は4章により構成される。

まず、第1章「わが国の制度会計に関する考察」では、第1節において、わが国における会計制度の特徴の1つである公正処理基準について考察し、第2節では、確定決算基準廃止論について考察する。

確定決算基準廃止を主張する先行研究の内容は、大別すると次の2つに分類される。1つは、大企業・公開会社におけるIAS/IFRSと新会計基準との収斂に基づく廃止論である。いわゆる確定決算基準は、国内・国外向けという財務諸表の二重基準を誘発する制度であり、国際的な会計基準の統一化・調和化の作業の障害になると主張するものであり、もう1つは、わが国の会計制度の特徴である会社法会計に発生する「逆基準性」の問題に基づきその廃止を主張するものである。

前述したように、わが国の確定決算基準は、会社法の計算規定に基づき確定した企業利益を課税所得算出の基礎にしており、その企業利益に法人税法固有の規定による税務調整をおこなうことで、課税所得を算出する手続きをいうのであるが、課税所得の算出においては、法人税法が会社法に対して特別法（強制法規）として作用するところに、この問題の端緒が垣間見えるのである。

わが国の確定決算基準に基づく課税所得は、2つの税務調整をおこなうことにより算出される。1つは、決算調整であり、もう1つは、申告調整である。前者は、企業利益の算出において、法人の内部取引（例えば企業会計における減価償却費等の計上）に基づく経費の計上については、損金経理を要求するものであり、後者は、法人税法等の固有の規定（例えば交際費の損金不算入等の「別段の定め」）に基づき、法人税申告書別表4において企業

利益の調整（加算・減算）をおこない、課税所得を算出するものである。

「逆基準性」の問題は、前者の内部取引において、法人税法が損金経理を要求するところに顕著に表れるものである。いわゆる、法人が、本来あるべき姿の決算内容を、法人税法等の強制規定を前提に修正処理がおこなわれるという問題である。

よって、本論文では、前述した各確定決算基準廃止論が、わが国の制度会計において、果たして合理的であり、かつ、有用な主張であるか否かを考察する為、第 2 章「新会計基準がわが国の制度会計に及ぼした影響」および第 3 章「国際会計基準・国際財務報告基準が各国等の中小企業に関する会計制度に及ぼした影響」を通じて考察することとする。

第 2 章「新会計基準がわが国の制度会計に及ぼした影響」では、IAS/IFRS に基づく様々な新会計基準の導入が、従来の会計基準、商法（会社法）、証券取引法（金融商品取引法）、法人税法に及ぼした影響について考察する。

わが国の新会計基準に影響を及ぼした IAS/IFRS の基本的特徴は、アングロ・アメリカンの計理体系の影響に基づく時価会計を採用し、連結会計を重視するところに見出すことができる。これに対し、わが国の会社法会計の基本的特徴は、フランコ・ジャーマン計理体系の影響に基づく取得原価会計を採用し、個別会計を重視していることから、両者は、対照的な会計思想を有していることが理解できる。

よって、第 2 章では、上述した IAS/IFRS ならびにわが国の会計基準それぞれの基本的特徴について考察をおこなった後に、IAS/IFRS に基づく様々な新会計基準の導入が、従来の会計基準ならびに商法（会社法）、証券取引法（金融商品取引法）、法人税法の各法に及ぼした影響について考察する。また、新会計基準の導入の実務上の対応として、税務基準を特徴とする「中小企業の会計に関する指針」が公表されるに至った経緯を考察することで、わが国の会計制度において会計基準の二元化が生じている現状について考察し、最後に、会計基準の二元化が、第 1 章で考察した各確定決算基準廃止論に及ぼす影響について考察する。

第 3 章「国際会計基準・国際財務報告基準が各国等の中小企業の会計制度に及ぼした影響」では、IAS/IFRS 導入を巡って、すでに試みられた各国等の会計制度の対応について考察する。まず、わが国と同様、確定決算基準を採用しているドイツが、すでに試みた新会計基準導入に至る現実的対応について考察する。次に、イギリスの会計基準審議会（Accounting Standards Board；以下、ASB）が、世界に先駆けて公表した、中小企業向けの会計基準である「小規模事業体に対する財務報告基準」（Financial Reporting Standards

for Smaller Entities ; 以下, FRSSE) について考察し, 最後に, IASB が 2007 年 10 月に公表した「中小企業向け国際財務報告基準 (草案)」(Exposure Draft of International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities; 以下, IFRS for SMEs (草案)) を考察することで, ドイツ, イギリス, IASB が, 会計基準の二元化問題に対し, いかなるアプローチを試みたかを明らかにすると同時に, 会計基準の二元化問題へのわが国固有のアプローチとの比較検討をおこなう。

終章「間接型逆基準性アプローチに関する考察」では, 第 1 節において, ドイツの直接型逆基準性アプローチとイギリスの会計基準二元化対応アプローチに関する考察をおこない, 第 2 節において, わが国の「間接型逆基準性アプローチ」に関する考察をおこなう。これらの考察により, わが国の制度会計の特徴は, 公正処理基準と逆基準性にあり, 制度会計の三層構造を堅持してきたわが国の確定決算基準は, IAS/IFRS の影響に基づく様々な新会計基準の導入を経た現在, 公正処理基準と逆基準性の組合せに基づく「間接型逆基準性アプローチ」を採用したハイブリッド (混合) 型確定決算基準¹⁸に進化している事実を明らかにする。

ハイブリッド型確定決算基準の最大の特徴は, 「間接型逆基準性アプローチ」の採用にあることから, 中小企業・非公開会社が課税所得を算出する際には, 間接型逆基準性の存在が不可欠であることを明らかにする。また, 間接型逆基準性が果たす機能が明らかになることにより, 大企業・公開会社が主張する, ①IAS/IFRS と新会計基準との収斂に基づく廃止論, ②逆基準性の弊害に基づく廃止論のいずれもが, 今後, 確定決算基準の弊害を主張する直接的な根拠とはなり得ないことも同時に明らかにする。

以上の考察を基に, わが国の法人税法が採用する確定決算基準^{19 20}は, 特に中小企業・非

18 本論文におけるハイブリッド (混合) 型確定決算基準とは, 大企業・公開会社では, 申告調整を主体にした確定決算書を作成し, 中小企業・非公開会社では, 逆基準性 (決算調整) を主体にした確定決算書を作成することを可能にする確定決算基準と定義する。

19 確定決算基準が法人税の課税所得計算上とられている理由は, ①商法 (会社法) その他の法令および企業会計原則に立脚して計算された確定決算による利益が一応適正なものと考えられ, それが株主, 債権者等に公開されるものであるから, 第 1 次的にこの公表利益を基として, 必要な税法の目的に応ずる修正を行うことが妥当である。②税法も修正部分だけ規定すればよいということであり簡便である。③課税所得計算の前提となる取引事実の確定が特に法人の減価償却や引当金の計上などいわゆる内部取引の確定が容易になる。④確定決算基準によらず申告調整によれば, 申告調整は会社の決算利益より課税所得が減少する方向で行われるだろうから (たとえば会社計算では, 税法限度未満の少額の減価償却費を計上して利益を大きく表示し, 税務計算では税法限度一杯の減価償却費を計上して, 課税所得を減少へ導くということなど) である。したがって, 確定決算基準は所得水準の

公開会社にとって、実務上、不可欠な規定であることを結論として述べることにする。

第3節 先行研究

本論文の目的は、中小企業・非公開会社において逆基準性が果たす機能と逆基準性こそが、確定決算基準が継続するうえで不可欠であるという旨の理論構築を試みるものであるが、その考察を試みる前に、従来から存在する逆基準性に基づく確定決算基準廃止論に対し、逆基準性批判の根拠と確定決算基準廃止論の根拠には、合理性が見出せないと主張する優れた先行研究が多数存在する。よって本節では、それらの先行研究の概略について考察することとし、最後に、本論文の考察におけるアプローチについて述べることにする。

まず、武田（昌）[1999年]は、逆基準性の問題について、「例えば、減価償却費なり、引当金繰入額が、もし税法限度額を超過している場合においては、税務申告書において、これを加算して課税所得を算定することによって事足りるとすれば、企業会計は、税法の影響は何ら受けることはない。この意味において、いわゆる逆基準性といわれるものは、税法に対していわれのない主張である。」「逆基準性の問題というのは、上述の減価償却、引当金等の内部取引に限定してよいように思われる」と述べている²¹。

安藤[1996年]は、確定決算基準の背景について、「株主の会計関与権が存在しているフランス、日本およびドイツにおいて確定決算基準が採られ、それが無いかあるいは曖昧なアメリカおよびイギリスにおいて分離主義がおこなわれている。特に、アメリカにおいては、財務分析のための会計、企業の将来予測を指向する会計、さらに個別企業に代えて連結財務諸表のみを公表する会計がおこなわれている現状は、まさに情報提供会計の独走である。」

「商法会計において利害調整会計が健在である国では、その会計を税法会計にも活かしたユニフォーム・システムすなわち確定決算基準に合理性がある。これに対して、情報提供

維持にも役立っている。吉牟田勲『新版 法人税法詳説』中央経済社、1992年、36頁。

²⁰ 上述のように確定決算基準は、法人税法の規定に基づく課税所得算出の為のデュー・プロセスであることから、課税される（企業）側は、確定決算基準を受忍する立場である為、確定決算基準は、一般的な会計基準等と内容的に異なることに注意しなければならない。そのため、今まで課税される（企業）側から確定決算基準の継続を積極的に推進するという主張は無く、むしろ、第1章で考察する確定決算基準の廃止論を中心に展開してきた経緯がある。

²¹ 武田昌輔（成蹊大学名誉教授）「確定決算基準主義」『企業会計』第51巻第1号、1999年1月、105頁。

会計が独走している国（特に、アメリカ）では、その会計から税法会計を独立させたセパレート・システムすなわち分離主義に必然性がある。」「確定決算基準には、根本において企業の会計は 1 つであるという自然な前提がある。日本、ドイツおよびフランスにおける確定決算基準は、このような会計の本質に根ざしていることを忘れてはならない。」と述べている²²。

醍醐[1994 年]は、確定決算基準の意義について、「確定決算基準は、税務の領域で生じた具体的な問題を企業会計の側にフィードバックし、企業会計基準の空白や不備を明らかにして、それへの対応を促す媒体としての機能を果たす可能性ももっている。」「確定決算基準の意義は、商事上と税務上の二重記帳事務から納税者を解放するという実務上の便宜にとどまるものではない。むしろ、それを越えたより実質的な機能、すなわち、企業会計と税務計算の互助の関係を媒介する機能に照らして理解されなくてはならない。」と述べている²³。

坂本[1995 年]は、今までに多数存在する確定決算基準見直しの議論の論拠について、大きく、①逆基準性により企業の実態の開示が阻害される、②国際会計基準（国際財務報告基準）の導入の障害となる、という 2 点に集約したうえで、①に関して、逆基準性の定義を 3 つに分類する試みをおこなっている。

坂本による逆基準性の 3 つの定義とは、企業が課税所得を計算するにあたり、逆基準性の発生が、法人税法の画一的な損金算入限度額に起因する場合（逆基準性Ⅰ）、法人税法が、企業会計上、適正とは認め難い会計処理を損金算入の前提条件として企業会計に要求する場合（逆基準性Ⅱ）、新たに会計基準を設定・変更する際に、既にその事象に関する法人税法の基準が存在し、それが会計慣行となっている場合（逆基準性Ⅲ）、に分類している。坂本は、さらに、逆基準性の問題については、「企業会計に対する税法の介入であるか否か」という問題と、「逆基準性が存在しているが故に企業の実態の開示が阻害されている」という問題の二面性が存在することも指摘している。

坂本の先行研究は、上述の確定決算基準見直しの議論の論拠①に関しておこなわれており、逆基準性の定義ⅠからⅢそれぞれについて考察をおこなっている。その結果、定義ⅠおよびⅡについては、逆基準性が発生するか否かは基本的に法人（企業）の判断の自主性の問

²² 安藤英義（一橋大学名誉教授）「会計の機能と会計制度－確定決算主義の背景－」『企業会計』第 48 巻第 5 号，1996 年 5 月，17 頁。

²³ 醍醐聡（東京大学経済学部）「確定決算基準と逆基準性」『JICPA ジャーナル』第 466 号，1994 年 5 月，44－45 頁。

題であるとし、定義Ⅲについては、会計基準の新設・変更により税務上で不利益を被る企業や業界が新設・変更に意義を唱える結果、会計基準の設定や見直しが難航することこそ問題があると述べている。

逆基準性の実態については、更に、貸倒引当金を中心にした各種引当金、減価償却、圧縮記帳の設定実務に関する統計資料を基に実証研究をおこなった結果、①減価償却を除き逆基準性の実態は、指摘され続けてきたほど大きくはない、②逆基準性が存在しているが故に企業の実態の開示が阻害されているとは必ずしもいえない、③企業の実態の開示を阻害しているのは、逆基準性以外の要因が考えられると述べ、逆基準性を論拠とする確定決算基準の見直し論議は再考の余地があると結論づけている²⁴。

以上、従来から存在する逆基準性に基づく確定決算基準廃止論に対し、逆基準性批判の根拠と確定決算基準廃止論の根拠には、合理性が見出せないと主張する様々な先行研究について考察したところである。

次に、本論文の考察におけるアプローチであるが、確定決算基準の廃止あるいは見直しを主張する先行研究の論拠については、坂本がおこなった、①逆基準性により企業の実態の開示が阻害される、②IAS/IFRS の導入の障害となるという分類は合理性があり、本論文の考察においても適切であると考え採用している。

このうち①に関しては、坂本の実証研究アプローチが既に存在していることから、本論文では、坂本の実証研究の結果を踏まえた上で、更に、中小企業・非公開会社における会計基準の実質的側面を理論的に明らかにする。具体的には、制度会計論に基づく理論研究アプローチ²⁵を展開することで、①に関する考察をおこない、①の理論展開上、②に関する考察についても併せておこなうこととする。

その結果、大企業・公開会社における逆基準性を論拠とする確定決算基準廃止論の主張には合理性が認められず、中小企業・非公開会社においては、逆基準性を包摂する確定決算基準が、実務上、不可欠である旨の理論構築を試みることにする。更に、確定決算基準が、IAS/IFRS の導入の障害となるという論拠についても合理性が存在しないことも上記の理論

²⁴ 坂本雅士（立教大学経済学部）「確定決算主義とその逆基準性に関する一考察」『経済経営研究年報』第45号、1995年、107-146頁。および「確定決算主義と逆基準性」『産業経理』第55巻、第3号、1995年10月、105-113頁。

²⁵ 先行研究に、田中敏行（大分大学）「わが国の会計制度の特異性からみた国際会計基準のコンバージェンスへの課題—会社法（商法）と法人税法の視点から—」『企業会計』第60巻第4号、2008年4月、118-124頁が存在する。

構築を通じて、同時に明らかにする。

第1章 わが国の制度会計に関する考察

わが国の会計制度の特徴は、会社法を中心とした制度会計に見出すことができる。いわゆる、会社法の計算規定に基づき算出された企業利益を基に、法人税法の規定による税務調整をおこなうことで、課税所得を算出する手続きとしての確定決算基準（法人税法第74条）が存在するのであるが、その一方で、法人税法には、企業利益から課税所得を算出する際に、同法第22条第4項において、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」と明記した規定が存在する。これが「公正処理基準」と言われるものである。

次の図5は、確定決算基準をイメージしたものであり、図6は、法人税法の公正処理基準をイメージしたものである。

図5

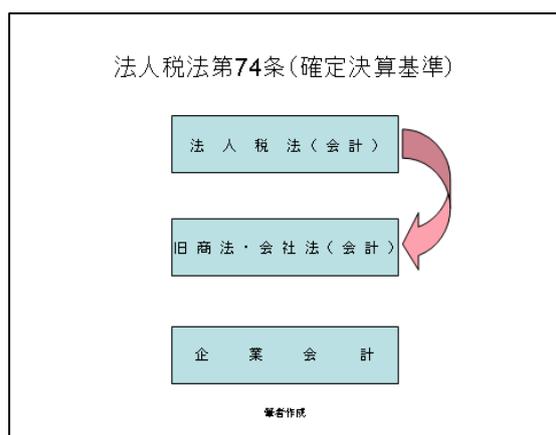
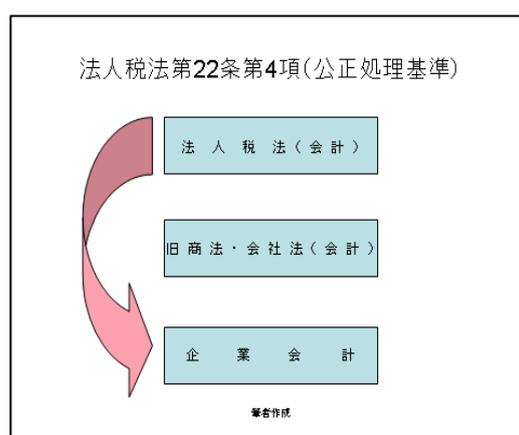


図6



なお、「公正処理基準」規定は、法人税法のみならず、会社法、会社計算規則、金融商品取引法及び財務諸表等規則にも存在する規定である。次の図7は、旧商法第32条第2項・会社法第431条（公正処理基準）をイメージしたものであり、図8は、わが国の制度会計における公正処理基準の連鎖をイメージしたものである。

図 7

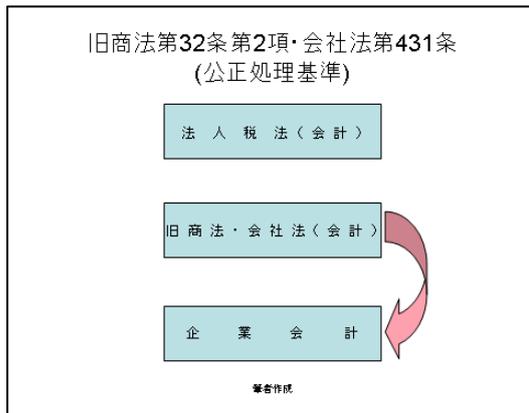
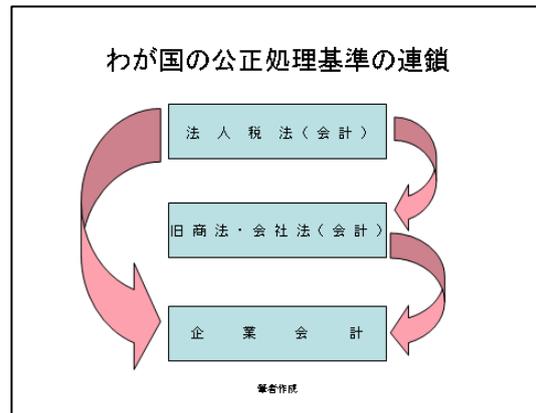


図 8



会社法第 431 条（会計の原則）においては、「株式会社の会計は，一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」とあり，会社計算規則第 3 条（会計慣行のしん酌）においては、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては，一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」と規定されている。

金融商品取引法第 193 条（財務諸表の用語，様式及び作成方法）においては、「内閣総理大臣が一般に公正妥当と認められるところに従って」とあり，財務諸表等規則第 1 条（適用の一般原則）においては、「この規則において定めのない事項については，一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。」と規定されている。

以上のことから，各法規に基づく会計領域を結びつけるものとして「一般に公正妥当と認められる」という「公正性」が存在していることが理解できる。

よって，本章第 1 節では，まず，わが国の法人税法，旧商法，会社法・会社計算規則の各法規における「公正処理基準」規定の考察をおこなう¹ことで，わが国の制度会計に

¹ 金融商品取引法第 193 条（財務諸表の用語，様式及び作成方法）の淵源は，旧証券取引法第 193 条であるが，昭和 24 年に制定された「企業会計原則」は，旧証券取引法第 193 条を根拠規定としていることから，金融商品取引法上の「公正処理基準」は，大企業・公開会社向けの「企業会計原則」であることは明らかである。また，旧証券取引法第 193 条が，金融商品取引法第 193 条に移行した際，条文で使用される用語が，大蔵大臣・大蔵省令から内閣総理大臣・内閣府令に変更された点を除き，条文の内容に変更はない。同様に，財務諸表等規則第 1 条（適用の一般原則）においても，条文で使用される用語が，利益処分計算書，損失金処理計算書が削除され，新たに株主資本等変動計算書，キャッシュ・フロー計算書が採用された点を除き，内容に変更はないことから，金融商品取引法上の「公正処理基準」に関する考察は，本章第 1 節において，特に考察はおこなわないこととする。

における「公正処理基準」の意義と役割について明らかにする。

一方、企業活動の国際化に伴う会計制度の国際化、すなわち IAS/IFRS の影響を受けた新会計基準の国内への導入に際し、導入国固有の会計制度との差異が存在する場合、その差異をいかに克服すべきかが問題（いわゆる収斂問題）となる。世界各国の会計制度は、それぞれ異なる文化、慣習、基準、原則、規則ならびに法令等により成立している。わが国においては、わが国固有の制度会計および確定決算基準が存在するため、IAS/IFRS の影響を受けた新会計基準の国内への導入に伴い、わが国の確定決算基準に関して様々な諸問題が浮かび上がっている。

確定決算基準については、現在、大きく 2 つの廃止論が存在する。1 つは、IAS/IFRS の影響を受けた新会計基準が、わが国の制度会計への導入に際し生じる収斂問題に基づく廃止論である。いわゆる確定決算基準は、国内・国外向けという財務諸表の二重基準を誘発する制度であり、国際的な会計基準の統一化・調和化の作業の障害になるという主張に基づく廃止論であり、もう 1 つは、税法等の規定が、企業利益を算出する際の指針として採用されているという、基準性の逆転現象を意味する「逆基準性」の弊害に基づく廃止論である。よって、第 2 節では、確定決算基準の各廃止論に関する先行研究について考察し、各廃止論が主張されるに至った経緯および企業規模で異なる「逆基準性」の評価について明らかにする。

第 1 節 各法規における公正処理基準

(1) 法人税法における「公正処理基準」

法人税法における「公正処理基準」の根拠条文は、法人税法第 22 条であり、同条第 4 項に、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される」と明記している。この規定は、1967 年（昭和 42 年）の法人税法改正において初めて規定されたものであり、それ以前には存在しなかった規定であることから、本節では、1967 年（昭和 42 年）の法人税法改正に至る経緯について考察することで、法人税法における「公正処理基準」の意義を明らかにする。

「公正処理基準」そのものが、明確な意見書の形として現れたのは、経済安定本部企

業会計基準審議会が公表した「税法と企業会計原則との調整に関する意見書²」においてである³。具体的には、この意見書の総論第 1（租税目的のための会計原則の適用）において、「税法における所得計算の基本理念もまた窮極において、『一般に認められた会計原則』に根拠を求めなければならないのである。」と記されている。

その一方で、法人税法が改正される度に、法人税法基本通達も増加の一途を辿り、1965年（昭和 40 年）11 月に発した通達（直審（法）84）においては、「一般に認められた適正な企業会計の原則」という用語が使用されるに至っている。このような状況に対して、1966 年（昭和 41 年）9 月には、税制調査会「税制簡素化特別部会」から「税制簡素化についての中間報告」が公表されている。同報告では、税制簡素化の基本的方向として、①納税の便宜を優先的に考慮すること、②簡素化のためには、税制の理論の精密さあるいは税法独特の規制についてある程度緩和すること、③税制の簡素化は、できる限り税負担の変動や財政上の影響の少ない方向で検討する必要がある、としている⁴。

同年 10 月には、企業会計審議会より「税法と企業会計との調整に関する意見書」が公表されている。同意見書の前文では、税法と企業会計との間に存する差異の調整については、「調整の対象を企業会計原則のみに限定せず、」と述べられていることから、企業会計にかかる諸制度の整備改善に重点を置いた意見書であることが理解できる⁵。

同意見書総論一（税法における適正な企業計理の尊重）1（企業会計に準拠する旨の基本的考え方の導入）（3）では、「納税者の各事業年度の課税所得は、納税者が継続的に健全な会計慣行によって企業利益を算出している場合には、当該企業利益に基づいて計算するものとする。納税者が健全な会計慣行によって企業利益を算出していない場合又は会計方法を継続的に適用していない場合には、課税所得は税務官庁の判断に基づき妥当な方法によりこれを計算するものとする。」と述べられているが、ここで言う「健全な会計慣行」を「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に、また、「税務官庁の判断に基づき妥当な方法」を「別段の定め」と読み替えると、現行の法人税法第 22 条の趣旨にはほぼ該当する内容であることが理解できる。

上述の「税制簡素化についての中間報告」および「税法と企業会計との調整に関する

² 経済安定本部『企業会計基準審議会中間報告』1947 年 6 月 16 日。

³ 武田昌輔「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」『税大論叢』第 3 号、国税庁税務大学校、1969 年、113 頁。

⁴ 武田前掲論文、119 頁。

⁵ 武田前掲論文、118 頁。

意見書」を受け、1967年（昭和42年）の法人税法改正に至ったのであるが、その影響力は、税務運営上にも及んでいる⁶。具体的には、1969年（昭和44年）に制定された法人税法基本通達前文には、「通達の個々の規定が適正な企業会計慣行を尊重しつつ個別的事情に即した弾力的な課税処理を行うための基準となるよう配慮した。」と述べていることから、「昭和44年通達」⁷は、企業会計慣行の尊重、個別的事情に即応した弾力的な処理を柱とする内容となっている。

次に、法人税法における「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」とは、具体的に何を指しているかについて考察する。「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」といえば、まず考えられるのは、企業会計審議会により定められ、公表された企業会計原則⁸であるが、その内容は、会計処理基準の在り方を観念的に示すものであり、具体的な処理については、各企業の判断に委ねている面が多い⁹。いわゆる、法人税法における「公正処理基準」が意味するところの具体的内容は、企業会計原則のみを指すということではなく、会社法（商法）の計算規定その他を包括し、一般に企業が用いている様々な基準ないし慣行のうち、一般に公正妥当と認められないもののみを税法でも認めないこととし、原則としては、企業の採用した会計処理の方法を認めるとした「企業の自主的計理の尊重」という税法の基本的姿勢を示したものである¹⁰。

今日のように企業を取り巻く経済的・社会的諸環境の変化が著しい時代においては、

⁶ 武田前掲論文、120頁。

⁷ 「昭和44年通達」前文は、現行の平成20年法人税法基本通達においてもそのまま掲載されている。

⁸ 1949年（昭和24年）7月9日に、企業会計審議会の前身である経済安定本部企業会計制度対策調査会が、中間報告として設定したものである。今までに、企業会計原則と商法・税法との調整をおこなった主なものとしては、①商法と企業会計原則との調整に関する意見書（1951年（昭和26年）9月28日。企業会計基準審議会中間報告）②税法と企業会計原則との調整に関する意見書（1952年（昭和27年）6月16日。企業会計基準審議会中間報告）③税法と企業会計との調整に関する意見書（1966年（昭和41年）10月17日。企業会計審議会中間報告）④商法と企業会計の調整に関する研究会報告書（1998年（平成10年）6月16日。商法と企業会計の調整に関する研究会）等がある。

①から③については、わが国の商法会計の基本的特徴が、大陸法（制定法）に基づく取得原価会計を採用していることから商法・税法との整合性を重視した意見書であるのに対して、④は、時価会計の導入および税効果会計の採用を中心に商法と企業会計との調整を図るべき事項について検討した内容であることから、新会計基準の導入を前提にした報告書であることは注目に値する。

⁹ 米山鈞一「公正妥当な会計処理の基準と認定事例」『税経通信』第43巻第9号、1988年8月、413頁。

¹⁰ 田中久夫『新版商法と税法の接点』財経詳報社、1992年、6頁。

「一般に公正妥当」とされるものの定義も変化を余儀なくされてしまうことは否めない。課税所得計算の企業会計依存を特徴とする法人税法においても、その計算の基礎たる会計処理基準を特定の基準に限定することにより、かえって、その変化に対応できない可能性も想定される。しかし、法人税法が、企業会計に依存する第二次的計算構造を廃止し、法人税法中に全ての収益および費用等を計算するための諸規定を織り込むことになれば、「税制簡素化」の目的を実現することは到底不可能であり、仮に、織り込むとしても、その計算規定のほとんどが、企業会計原則等において定められた既存の方法を二重に制定することになると想定される。

よって、法人税法は、抽象的表現を用いることにより、常にその状況下における「一般に公正妥当」とされる会計方法等に課税所得計算の基礎を与え、法文上は企業を取り巻く諸環境の変化に、瞬時に対応しうる体制を整えているのである。つまり、「公正処理基準」は、限定的・固定的なものではなく、きわめて理念的・弾力的なものとして予定された概念として捉えられるのである¹¹。

最後に、租税判例における「公正処理基準」について考察する。上述のとおり、「公正処理基準」が、具体的に何を指すかについては議論の多いところである。よって、租税判例が、「公正処理基準」の生成発展に大きな役割を果たすことが期待されているのであるが、その内容については、課税所得計算と企業利益計算に共通する事項、あるいは両者の接点に限られることになる。その一方で、単に個別の会計処理のあり方を説示することとどまらず、公正処理基準の意義自体を説示し、税法解釈に指針を与える場合が多い¹²。

よって、以下、法人税法第22条第4項に規定する「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に関する租税判例の中から、①福岡高裁1980年（昭和55年）9月29日判決における判示事項「法人税法上資産の売買に関する収益の計上時期」、②福岡高裁1985年（昭和60年）4月2日判決における判示事項「たな卸資産の販売の収益計上基準である『引渡し』の意義」、③神戸地裁1986年（昭和61年）6月25日判決における判示事項「輸出取引による販売の収益計上の基準」および最近の判例として、④東京高裁2002年（平成14年）3月14日判決における判示事項「公正妥当な会計処理基準の意義」、⑤神戸地裁2002年（平成14年）9月12日判決における判示事項「法人税法第22条4項にい

¹¹ 田中前掲書6-7頁。

¹² 品川芳宣「租税判例と公正なる会計慣行」『企業会計』第42号第5号、1990年5月、21頁。

う『公正妥当な会計処理の基準』の意義』、そして最後に、⑥東京地裁 2007 年（平成 19 年）1 月 31 日判決における判示事項「電気事業者が従うべき法人税法第 22 条第 4 項にいう公正処理基準は、電気事業会計規則の諸規定のほか、一般に公正妥当な会計処理基準を含むとされた事例」の 6 つのケースについて考察することとする。なお、事件名は全て「法人税更正処分取消請求控訴事件」である。

まず、①の判旨では、「法人税法第 22 条第 4 項は、損益の計算について、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべき旨規定しているところ、企業利益計算上の会計慣行の準則である企業会計原則は、……」と述べている。次に、②の判旨においても、「公正処理基準」の根拠として「企業会計原則」を引用している。さらに③の判旨においても、「公正処理基準」の拠所について、「企業会計の実務のなかに慣習として発達したもののなかから一般に公正妥当と認められるところを要約した企業会計原則には、……」と述べている。

以上の判旨の検討より、昭和 50 年代から昭和 60 年代の判決においては、「企業会計原則」が公正処理基準の中核となることを示唆していることから、判例においては、公正処理基準の具体的内容を「企業会計原則」の規定に結び付けて考える傾向が強いと考えられる¹³。

ところが、最近の判例である④⑤⑥になると、判旨の内容に変化が生じている。まず、④の判旨によると、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準は、法人所得の計算が原則として企業利益の算定技術である企業会計に準拠して行われるべきことを意味するものであるが、企業会計の中心をなす企業会計原則や確立した会計慣行は、網羅的とはいえない」としており、さらに「(国税庁は、) 適正な企業会計慣行を尊重しつつ個別的事情に即した弾力的な課税処分を行うための基準として、基本通達を定めており、(中略) 同通達の内容も、法人税法第 22 条 4 項にいう会計処理の基準を補完し、その内容の一部を構成するものと解することができる」と述べている。

そして最後に、「(法人税法第 22 条第 4 項は、) 当該会計処理の基準が一般社会通念に照らして公正で妥当であると評価され得るものでなければならない。(中略) 法人が行った益金及び損金の額の算入に関する計算が公正妥当と認められる会計処理の基準に従って行われたか否かは、その結果によって課税の公平を害することになるか否かの見地からも検討されなければならない問題というべきである。」と述べている。

¹³ 品川前掲論文，21－22 頁。

次に⑤の判旨によると、「企業会計原則等による定めは、およそ原理的、基本的な事項に限られ、全ての企業活動について網羅的に定めるものではない」として、さらに「例えば、ある業界団体がそれぞれの実情に応じて明瞭かつ簡便な会計基準を独自に定めている場合に、当該基準に従った会計処理が社会通念上も公正かつ妥当であると認められ、かつ、業界に属する各法人において一般に広く採用されている場合には、当該慣行は企業会計原則等を補完するものといえることができ、法人税法の課税所得の計算においても、それに依拠することができるものと解するのが相当である」と述べている。

また、⑥の判旨によると、「公正処理基準とは、一般社会通念に照らして公正で妥当であると評価され得る会計処理の基準を意味し、その中心となるのは、企業会計原則や商法及び証券取引法の計算規定並びにこれらの実施省令である旧計算書類規則、商法施行規則及び財務諸表規則の規定であるが、確立した会計慣行をも含んでいる」と述べている。

以上の考察から、最近の判例においては、法人税法第 22 条第 4 項に規定する「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」には、企業会計原則や商法（会社法）及び証券取引法（金融商品取引法）の計算規定ならびにこれらの実施省令である旧計算書類規則（会社計算規則）、商法施行規則および財務諸表規則の規定のほか、法人税法基本通達および確立した会計慣行をも含まれることを明確にしていると考えられるのである。

（2）旧商法における「公正処理基準」

旧商法における「公正処理基準」の根拠条文は、旧商法第 32 条であり、同条第 2 項において、「(商人ハ) 商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という斟酌規定が定められていた。ただし、この規定は、昭和 49 年の商法改正において初めて規定されたものであり、それ以前には存在しなかった規定である。よって、昭和 49 年の商法改正に至る経緯について考察することで、旧商法における「公正処理基準」の意義と経緯を明らかにする。

商法と企業会計原則の調整作業は、昭和 26 年の「商法と企業会計原則の調整に関する意見書¹⁴」に始まり、その相当な部分は、昭和 37 年の商法改正の際に採用されているの

¹⁴ 同意見書の概要は、①会計帳簿を正規の簿記の原則に従って作成すること。②正確な会計帳簿に基づいて決算貸借対照表と損益計算書を作成することであった。なお、当時、す

であるが、昭和 37 年の商法改正に際し、昭和 33 年 7 月 4 日に法制審議会商法部会の発表した「会社の計算規定の問題点」において、会計処理に関する原則規定を設けるべきかどうか提起されている。

賛成派の理由としては、「商法自体が、会計処理や財務諸表の表示の細目まで、すべてこれを定めることは不可能であるばかりでなく、仮にそれが可能であるとしても、そうすることは、かえって会計の慣行や理論の発展を妨げるし、また個別的なケースに応じた処理を不可能にするため妥当ではなく、むしろ商法には最小限度必要な規定を置き、その他は、健全な会計慣行や会計理論に任せるべきである」というものであった。

一方、反対派の理由としては、①会計慣行によって強行規定が改廃されるおそれがある。②会計慣行と企業会計原則との関係は明らかでない。会計慣行に違反した場合に、どのような法律効果が生ずるかが明らかでない。というものであり、結果的には、昭和 37 年の商法改正において、「公正処理基準」は採用されなかった経緯がある。

その後おこなわれた昭和 49 年の商法改正の趣旨は、上述の会計処理に関する原則規定ではなく、監査制度の強化にあったのである。いわゆる、公認会計士の監査意見を株主総会に反映させて、監査の効果をいっそう有効にすることが当時求められており、証券取引法および商法上の監査基準の一致が、昭和 49 年の商法改正の中心的な要請であり、この目的を達成する為に設けられたのが、いわゆる「公正処理基準」であった¹⁵。「公正処理基準」は、監査の前提となる商法と企業会計原則における会計基準の一致を図り、商法と証券取引法を結びつける機能を有することから、商法の会計規定の近代化、すなわち商法と企業会計原則との調整のための作業は、昭和 49 年の商法改正で一応完結したと考えられるのである。

その後、1997 年以降の会計基準の整備は、企業活動の国際化に合わせて整備された影響もあり、国際的にも信頼性の高い基準に従った計算書類の作成が重要性を増している状況にある。具体的には、1999 年に公表された「金融商品に関する会計基準」に代表される新会計基準の設定に併せて、商法の計算規定に齟齬が生じないように、積極的、かつ、

でに同意見書第 12（資本準備金）ならびに第 13（臨時巨額の損失）において「健全な会計慣行に委ねる」、「公正妥当な会計原則に委ねることが適当である」の文言が使用されている点は、注目すべきである。

¹⁵ 矢澤惇「商法改正要綱における商法と企業会計原則」『産業経理』第 30 巻第 6 号、1970 年、6 月、74 頁。

迅速な商法改正が繰り返されていた¹⁶ことから、「公正処理基準」は、商法と企業会計原則との調整のために必要な規定であったことが理解できるのである。

(3) 会社法，会社計算規則における「公正処理基準」

旧商法における「公正処理基準」の根拠条文は、昭和49年の商法改正において初めて規定された旧商法第32条（商業帳簿の種類・目的）であり、同条第2項において、「(商人ハ) 商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という斟酌規定であった。一方、会社法における「公正処理基準」の根拠条文は、第431条（会計の原則）であり、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」という遵守規定として定められていることから、以下、旧商法第32条の斟酌規定から会社法第431条の遵守規定へ移行した経緯について考察する。

まず、昭和49年の商法改正において初めて規定された旧商法第32条の「公正処理基準」の趣旨は、商法会計と証券取引法会計の調和を図ることであったことは、既に考察したところである。わが国の大企業・公開会社は、企業活動の国際化を推し進め、それにとまない会計基準の国際化とその整備が進むことで、国際的にも信頼性の高い基準に従った計算書類の作成が重要性を増していった経緯がある。具体的には、改正連結財務諸表原則等に代表される度重なる新会計基準等の公表に併せて、積極的、かつ、迅速な商法改正が繰り返されてきたのであるが、この経緯が意味することは、商法で規律する会計に関する規定においては、新会計基準等への歩み寄りが進んだということである。

次に、旧商法第32条第2項の「斟酌」規定についてであるが、「斟酌」という用語は、微妙な表現ではあったものの、公正なる企業会計の慣行に従わない会計処理を容認することまでを意味するものではなかったのであるから、「斟酌」から「従う」への用語の変更によって、実質的な規定内容が変わるものではないと考えられる。それよりもむしろ近年の度重なる商法改正の趣旨が、証券取引法が従う企業会計原則等の会計基準・会計慣行とのすり合わせを会計処理や計算書類における表示レベルにおいておこなってきた経緯から、会計処理や表示の問題に関しては、一般に公正妥当と認められている会計慣行に従う方向で規定の整備をすることを明らかにしたのである。これが会社法第431条

¹⁶ 郡谷大輔・和久友子編著、細川充・石井裕介著『会社法の計算詳解』中央経済社、2006年、3頁。

の意義である¹⁷。

具体的には、会社法の計算に関する規定は、情報提供を目的とする部分（会計処理や表示・監査）については、会計慣行に委ね、独自の規律を設けることを極力避けたいうえで、分配可能額の算定上問題とすべき事象があれば、これを分配可能額の算定という会社法固有の領域の問題として処理しようとしているのである¹⁸。いわゆる、会社法は、会計処理や計算書類の表示の段階においては、原則としてその独自性を主張しないことを明らかにし、会社の計算の実体的な部分については、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従うこととしたのである¹⁹。

次に、旧商法施行規則および会社計算規則について考察する。旧商法施行規則は、ある種の会計現象について、複数の会計処理の選択を認めており、かつ、その選択の範囲は、主として有価証券報告書提出会社が従うべき会計基準よりも広い選択肢を認めていたのであるが、このような措置は、会社法においても維持されている。これは、会社法と金融商品取引法では、適用の対象となる会社の範囲が異なることに鑑みた措置である。いわゆる、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行と認められるものは、株式会社の規模、業種、株主構成などによって複数同時に存在し得るものと考えられるからである²⁰。

特に会計処理・表示の問題に関して、会社法の適用対象会社には、金融商品取引法が適用されない中小企業・非公開会社も含まれており、なお且つ、中小企業・非公開会社における会計処理は、現在においても、不文の会計慣行に委ねられている部分が多く存在している。よって、会社法の趣旨としては、このような会計慣行を公正な「会計慣行」に含まないことではないため、例えば、「中小企業の会計に関する指針」は、会社法における「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当することになると解されるのである²¹。

以上の経緯から、会社計算規則第3条は、企業会計の慣行に全面的に委ねることとなった会社の計算の実体的な部分に関する法務省令の規定の解釈にあたって、法務省令の規定があくまで企業会計の慣行の範囲内で定められていることにすぎないことを前提と

17 郡谷・和久，細川・石井前掲書，3－5頁。

18 郡谷・和久，細川・石井前掲書，8頁。

19 郡谷・和久，細川・石井前掲書，5頁。

20 郡谷・和久，細川・石井前掲書，6頁。

21 郡谷・和久，細川・石井前掲書，6頁。

して、企業会計の慣行を斟酌して解釈し、適用すべきであることを規定しているものである²²。

最後に、租税判例における「公正処理基準」について考察する。考察対象とするのは、東京地裁平成 17 年 5 月 19 日判決内容（事件名；長銀配当損害賠償事件）である。具体的には、旧商法第 32 条第 2 項における、①「公正ナル」、②「会計慣行」、③「斟酌スベシ」各々の意義・内容に関する各判示事項について考察する。

まず、①について判旨は、「同条第 1 項が『商人ハ営業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為会計帳簿及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス』と規定していることから、商人の営業上の財産及び損益の状況を明らかにする主要な目的は、商人（企業）の利害関係人に対し、営業上の財産及び損益の状況を明らかにすることにある……結局『公正なる』といえるか否かは、当該会計処理の基準が、社会通念上、合理的なものであるかどうかによって決せられるというべき」と述べている。

②について判旨は、「民法 92 条における『事実たる慣習』と同義に解すべきであり、一般的に広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返して行われている企業会計の処理に関する具体的な基準あるいは処理方法をいうと解すべきである。……当該会計慣行が特定の業種に属する企業において広く行われ、しかも、相当の時間繰り返して行われているという事実があってはじめて、当該会計慣行が『公正なる会計慣行』となり、これによって当該会計慣行とされた会計処理の方法が、法改正等の手続きを経ずに、商法第 32 条第 2 項を介して法的な強制力を持ち得ることになる」と述べている。

③について判旨は、「……『斟酌』とは、ある事情をくみいれて判断することであって、商業帳簿に関する規定を解釈するに当たっては、公正なる会計慣行をくみいれて判断することを要請している……結局、『斟酌スベシ』とは、『公正なる会計慣行』が存在する場合には、特段の事情がない限り、それに従わなければならないという意味に解すべきである」と述べている。

以上、各判旨の考察を集約すると、「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」の意義は、社会通念上、合理的なものであり、なお且つ、特定の業種に属する企業において広く行われ、しかも、相当の時間繰り返して行われているという事実が「公正なる会計慣行」であり、「公正なる会計慣行」が存在する場合には、特段の事情がない限り、それに従わなければならないという意味と解することができる。よって、「公正ナル会計慣行」とは、株式会社の

²² 郡谷・和久，細川・石井前掲書，9 頁。

規模、業種、株主構成などによって複数同時に存在し得るものと考えられ、例えば、「中小企業の会計に関する指針」も「公正ナル会計慣行」あるいは「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当することになると解されるのである。

第2節 代表的な確定決算基準廃止論

わが国の制度会計に関する考察をおこなううえで欠かせないもう1つの論点として、確定決算基準廃止論が挙げられる。確定決算基準廃止論は、現在までに大きく2つの廃止論が存在する。1つは、IAS/IFRSとわが国の新会計基準との収斂に基づく廃止論であり、もう1つは、確定決算基準の逆基準性に基づく廃止論である。

よって、本節では、各確定決算基準廃止論の根拠とその内容について具体的に考察することにより、各確定決算基準廃止論が、果たして、企業規模に関係なく主張されているものなのか、あるいは、その主張内容に合理性が存在するか否かについて考察する。

(1) 国際会計基準・国際財務報告基準と新会計基準との収斂に基づく確定決算基準廃止論

IAS/IFRSの最大の特徴は、情報提供に資する時価会計および税効果会計等を伴う連結会計の強化およびキャッシュ・フロー計算書等の導入にある。よって、IAS/IFRSの影響に基づき公表されたわが国の新会計基準は、一般的には、大企業・公開会社が対象とされており、先行研究の中には、IAS/IFRSの影響に基づく新会計基準をわが国に導入するに際し、情報提供よりも利害調整を優先させるわが国固有の会計制度である会社法会計は、廃止されなければならないことが主張されているものがある。

いわゆる、会社法（商法）会計依存主義を基本思想とする確定決算基準は、必ずしも税法的側面においてもまた制度会計的側面においても論理的・合理的であるとはいえない。そのため、IAS/IFRSの導入を契機として、法的根拠も不明確な伝統的な確定決算主義の理解から脱し、会社法（商法）・金融商品取引法（証券取引法）・税法というそれぞれ独立した機能主義的な会計システムとして企業会計制度を再構築すべきであると主張するものである²³。

²³ 代表的な先行研究として、柳裕治『税法会計制度の研究』森山書店、2005年、234頁が挙げられる。

また、実務的な見地からも、大企業・公開会社にとって、確定決算基準は、会計の二重基準を誘発する制度であると考えられている。具体的には、国内向けには確定決算基準の影響を意識した財務諸表の作成と、国外向けには IAS/IFRS に基づく財務諸表の作成を余儀なくされる²⁴ため、結果的には、国際的な会計基準の統一化・調和化の作業の障害になると考えられているのである。

会計には、「利害調整」と「情報提供」という 2 つの大きな機能が存在する²⁵が、IAS/IFRS に基づく新会計基準の一つである連結会計の強化は、特に、後者の機能に基づくものである。投資家にとって、企業グループ全体の収益力を適切に表現する情報こそ最も必要とされるものである。また、企業グループ全体の収益力をさらに適切に表現する会計手法として時価会計、税効果会計等が必要になると考えられる。

時価会計とは、金融商品等を期末の時価で表示する会計基準である。昨今、デリバティブといった金融商品の資産評価は、従来の原価主義による評価では、企業の財務活動の実態を正確に把握することは困難であり、その結果、投資家等の利害関係者に対し、適切な「情報提供」ができないという問題が生じている。そこで、金融資産の時価評価を導入することで、財務諸表上に、企業の財務活動を適切に反映させることができるようになり、投資家等に対しても適切な「情報提供」が可能となるというものである。

時価会計の導入について考えられる問題点としては、次の 2 つが考えられる。1 つは、中小企業・非公開会社における財務活動では、金融機関からの借り入れ（間接金融）に依存するケースが多く、時価会計が必要な金融商品を保有しているケースは、一般的には（金融商品の売買を業としている法人を除き）ほとんど無いと考えられる。仮に、有価証券を保有するとしても、公債や優良銘柄の社債が想定され、公社債の満期保有による利息の取得と元本の受取りが目的であると考えられる。無論、その場合の評価は、取得原価となる。よって、中小企業・非公開会社においては、時価評価を導入する必要性は、大企業・公開会社ほどは無いのではないかと考えられる。

もう 1 つは大企業・公開会社のケースである。社団法人日本経済団体連合会（以下、日

²⁴ この点について、加藤[1993 年]は、「同じ企業の連結財務諸表に利益が 2 つ出るとするのは、投資家から見ると非常に大きな問題がある」と述べている。加藤厚（公認会計士）「国際会計基準と確定決算基準主義」『租税研究』第 527 号、1993 年 9 月、61 頁。

²⁵ 安藤前掲論文、17 頁。安藤は、この中で「利害調整とは、財産・持分をめぐる当事者間での取るか取られるかの利害の線引きをいう。絶対額が重要であり、1 円まで争い得る。利害調整は会計の本質的な機能である。情報提供とは、関係者に状況を知らせるための情報の提供をいう。絶対額でなく概数による計算・表示が許され得る」と述べている。

本経団連)は、自らの意見書の中で、「IASBにおける業績報告や金融商品等の議論は、極端に資産・負債アプローチに基づいており、全面時価会計につながりかねない方向に進んでいる。これらが、短期的視野に基づく企業経営を助長し、経済の長期的成長を阻害しかねないと懸念する²⁶⁾」と述べていることから分かるように、公開会社である大企業においても、極端な時価会計への傾斜を疑問視する意見²⁷⁾が多い²⁸⁾。

税効果会計とは、企業利益と法人税等との対応関係を重視した会計基準であるので、税効果会計を導入することで、法人税等に影響されない状況での、真の当期純利益が表示できることが可能となる。よって、連結会計、時価会計等とセットで導入することにより、企業グループ全体の収益力を適切に表現することが可能となると考えられる。まさに、大企業・公開会社向けの会計基準である。

税効果会計は、前述したように、連結財務諸表が、投資家に対して適切な「情報提供」に資するよう連結財務諸表原則を1997年(平成9年)6月6日に全面改訂した際に採用さ

²⁶⁾ 意見書は、更に、「企業は、ゴーイング・コンサーンの下、長期的視野を重視した経済活動をおこなっており、このことが結果的に投資家の利益につながる…」と述べている。日本経団連意見書「会計基準の統合(コンバージェンス)を加速化し、欧米との相互承認を求める」2006年6月20日。

²⁷⁾ ① (株)日立製作所 代表執行役 執行役専務 中村豊明氏は、「最近の欧米の業績報告書等の議論の極端な時価主義への傾斜は、欧米流のM&A戦略における時価算定と密接に関連した資産・負債アプローチの偏重であり、国際的な相互理解を前提とした収斂への期待に相反するものと考え」と述べている。「会計基準収斂への期待」『季刊会計基準』第18号、2007年9月、8頁。

② 住友電気工業(株) 常務取締役 西村義明氏は、「金融資産の時価評価を中心とした会計基準に進んで行けば、財務諸表は単なる資産負債の時価評価リスト、即ちM&Aを行い易くするためのデューデリジェンスの手間を省くためだけのものに成り下がってしまい、事業活動を適正に表示するという重要な役割を果たせなくなるのではないかと述べている。「君子愛財 取之有道」『季刊会計基準』第14号、2006年9月、6頁。

③ JFEホールディングス(株) 代表取締役 副社長 山崎敏邦氏は、「そもそも財務諸表は企業活動の成果としての業績や財務状況を開示するものであり、株価は投資家はその情報に基づき、今売れば儲かる又は今買えば儲かるという投資判断を行った結果である。株価によって会計帳簿を記帳するというのは本末転倒であり、本来の財務諸表の目的から外れるのではないかと述べている。「会計基準・ディスクロージャー制度に望むこと」『季刊会計基準』第13号、2006年6月、8頁。

²⁸⁾ 2008年には、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機の影響を受け、わが国も米欧と協調して時価会計の適用を一部凍結すると報じている(2008年10月17日、日本経済新聞朝刊)。この措置が実施されるとなると、投資家は、問題となる金融商品を金融機関や企業等がどれほど保有しているのか、あるいは、問題となる金融商品の評価損がどの程度発生するのかを把握することが困難になるのではないかと考えられる。時価会計適用の一部凍結の動きは、新会計基準とIAS/IFRSとの収斂を進めてきたわが国にとって、時価会計導入とは反対の動き(逆行)であると同時に、時価会計そのものが孕む問題点を改めて浮彫りにしたと考えられる。

れた経緯がある。無論、個別財務諸表においても有用な会計システムであると考えられる。しかし、企業利益と課税所得の差異が、税務基準（後に論ずる逆基準性）を採用している中小企業・非公開会社の場合、大企業・公開会社ほど発生しないのが実情である。

以上、IAS/IFRS に基づく代表的な新会計基準の特徴と導入の趣旨ならびに問題点について概観してきた。新会計基準に基づく最終的な財務諸表とは、それは、時価会計や税効果会計等の個別会計基準を取り込んだ連結貸借対照表、連結損益計算書ならびに連結キャッシュ・フロー計算書の作成である。また、金融商品取引法は、2008年（平成20年）4月1日以降開始する事業年度から「四半期報告書制度」を導入することを決定していることから、上記、連結貸借対照表、連結損益計算書ならびに連結キャッシュ・フロー計算書は、今後、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書ならびに四半期連結キャッシュ・フロー計算書という極めて短期的な会計情報を提供する財務諸表となるものと考えられる。

以上のことから、IAS/IFRS の導入に基づく廃止論は、大企業・公開会社ならびに投資家等の発想に基づく廃止論であり、中小企業・非公開会社の思考から導き出される廃止論ではないことが理解できるのである。

（2）逆基準性の弊害に基づく確定決算基準廃止論

逆基準性とは、税法の規定に基づく会計処理が、企業にとって課税所得の計算上有利（あるいは不利）に働く場合には、税法が、企業会計の指針になるという、いわゆる決算基準の逆転現象を意味している。逆基準性の弊害は、確定決算基準と表裏の関係にあると考えられ、過去から幾度となく取り上げられてきた問題である。いわゆる、わが国の制度会計は、税法上の強大な規定²⁹を前に、企業の適正な財政状態および経営成績の開示を曲げてまで、迎合した形になっている。その結果、企業の経営者および経理担当者は、税法上の最大限の恩典を獲得しようとするに努力を払うこととなり、その結果、企業の動向・業績・実態を財務諸表にできるだけ正確に反映させようとする努力・創造性の芽をむしりってしまったと主張するものである³⁰。

²⁹ 課税所得計算上の損金算入の例としては、減価償却資産の償却費計上、貸倒引当金の法定繰入額等があり、損金不算入の例としては、寄付金・交際費の損金算入限度額の設定等がある。

³⁰ 代表的な先行研究として、白鳥栄一「証取法適用会社から税法は確定決算主義を排すべきである」『産業経理』第37巻第1号、1977年1月、44頁が挙げられる。

逆基準性の問題が生じる根本的な要因は、「税法における課税所得は、元来、課税負担能力を測定するためのものであるのに対して、商法（会社法）の利益は、主として株主に対する配当可能利益を算出するためのものであり、その目的が異なる³¹」ところにあると考えられる。

逆基準性を具体化するものとしては、1965年（昭和40年）の税制改正に設けられた「損金経理³²」が挙げられる。いわゆる、法人税法が、課税所得の計算にあたって、諸償却費や各種引当金への繰入について画一的な損金算入限度額を設けているために、企業会計上でもこの税務上の上限額が事実上の費用計上基準になり、企業ごとの実態に見合った費用が計上されにくくなることを指して逆基準性と称されてきているのである³³。

確定決算基準は、会社法の規定に基づき算出された企業利益をベースに、法人税法の規定による税務調整をおこなうことで、課税所得を算出する手続きをいうのであるが、この手続きは、別名、「基準性の原則」とも呼ばれている。ところが、前述したように、税務上のさまざまな規制や特典を考慮するあまり、企業の適正な財政状態および経営成績が、財務諸表上に適切に反映されなくなる問題点が、以前から指摘されている。このような問題が、基準性の原則の逆転という状況から生じていることから、「逆基準性の原則」と呼ばれている。つまり、逆基準性の問題とは、確定決算基準が、企業会計への税法の介入を誘発させる制度であることを指摘しているのである。

逆基準性の問題は、一般的には、企業規模に関係なく発生する³⁴のであるが、大企業・公開会社における逆基準性の問題と中小企業・非公開会社における逆基準性の問題とでは、質的に異なることに注意しなければならない。大企業・公開会社における逆基準性の問題は、税法上のさまざまな規制あるいは特典の前に、会計の有する機能の1つである「情報提供」に資する新会計基準の有する意義が、財務諸表上に適切に反映されなくなるおそれがあるというものである。つまり、税法の強大な規定に基づき、企業の適正な財政状態および経営成績の開示を曲げてまで迎合した形になっているという、いわゆるディスクロー

³¹ 武田昌輔『会計・商法と課税所得』森山書店、1994年、345頁。

³² 法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。（法人税法第2条二十五）

³³ 醍醐前掲論文、42頁。

³⁴ 大企業・公開会社においても、減価償却費を計算する際、現存する会計基準には、固定資産の減価償却の耐用年数および計算規定等に関する具体的かつ詳細な規定が存在しないため、減価償却費の算出は、各企業の合理的な判断に委ねられている。しかし、実務上、財務省令および法人税法等が規定する詳細な法定耐用年数および計算規定等を用いて会計処理しているケースがほとんどである。

ジャーの適正性からの指摘であり、確定決算基準廃止論の根拠となっている。

一方、利害関係者が、債権者や国家に限定される中小企業・非公開会社における逆基準性の問題は、会計にある「利害調整」と「情報提供」という2つの機能のうち、中小企業・非公開会社に最も必要なものは、「利害調整」機能（いわゆる税額計算等）である。よって、税務基準が、現在においても、実務における事実上の会計基準（de facto standard）あるいは、暗黙の会計基準（implicit standard）として機能しているというものである。

商業帳簿の作成についての根拠条文として、現商法第19条には、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う」とあり、会社法第431条には、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」とあり、金融商品取引法・財務諸表等規則第1条には、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う」と規定されている。

企業は、上述の各規定における「公正性」を実現させるための会計基準が必要になる。大企業・公開企業は、通常、会計基準には、企業会計原則あるいは新会計基準等を採用している。しかし、一方で、中小企業・非公開会社にとって、大企業・公開会社向けの会計基準等が、実務上、会計基準としてそのまま採用されなければならない必要性が果たしてどの程度あるのかという疑問が生じる。その原因は、中小企業・非公開会社にとって、上述の各規定における「公正性」とは、一体どういうことを意味しているのかが曖昧であることを指摘することができる。

例えば、新会計基準の1つである「固定資産の減損に係る会計基準」は、企業が保有する固定資産の将来キャッシュ・フローの現在価値が、帳簿価額を下回る場合に適用される会計基準であるが、仮に、保有する工場や事務所等の将来キャッシュ・フローの現在価値が、帳簿価額を下回ったとしても稼働させ続けなければならない中小企業・非公開会社にとって、減損の認識や測定の必要性はないのではないかと考えられるのである。また、退職給付（給与）規定が、そもそも存在しない中小企業・非公開会社にとって、「退職給付に係る会計基準」に基づく複雑な年金数理の計算を要する退職給付引当金を計上する必要性が無いことについても同様である。

更に、中小企業・非公開会社が、実務上、逆基準性を採用する理由として、大きく2つの理由が考えられる。1つは、会計帳簿・財務諸表等の作成が一度で済むという経理処理上のコスト低減であり、もう1つは、経営者にとっては、課税所得（あるいは納税額）の最小化というインセンティブであるが、両者はもともと結びつきが強い内容である。

前者については、会計には、「利害調整」と「情報提供」という2つの大きな機能がある

ことはすでに述べたところであるが、このうち、中小企業・非公開会社が、「情報提供」に資するために大企業・公開会社向けの会計基準等に基づく会計帳簿・財務諸表等の作成をおこなうことと、「利害調整」に資するために税務基準に基づく会計帳簿・財務諸表等の作成を同時に行うことは、実務上（事実上）困難であり、かつ、その有用性（必要性）が果たしてどの程度あるかということが問題として浮かび上がることとなる。

後者については、会計基準等に基づく計算規定よりも税務基準に基づく計算規定に従うことで、結果的に、課税所得（あるいは納税額）を低く抑えられるのであれば、経営者は、会計基準（指針）として税務基準（例えば、資本金の額が 1 億円以下の法人に認められる交際費の損金算入の規定等）を選択すると考えられるのである。

企業が、企業利益から課税所得の計算を行う際に、企業会計上の計算規定と法人税法等の計算規定が異なれば、課税の公平性や税収の安定的確保としての見地等から、法人税法の計算規定が優先（強制）され、税務調整がおこなわれることになる。よって、中小企業・非公開会社の経営者は、企業利益を算出する際に、当初から法人税法の計算規定を利用せざるを得ないという、事実上の会計基準、あるいは、暗黙の会計基準としての税務基準が存在するのである。

以上の考察から、逆基準性の問題は、大企業・公開会社にとっては、確定決算基準廃止の根拠となる一方で、中小企業・非公開会社にとっては、確定決算基準継続の根拠となることが理解できたところである。

なお、次の図 9 は、IAS/IFRS とわが国の新会計基準との収斂に基づく廃止論をイメージしたものであり、図 10 は、確定決算基準の逆基準性に基づく廃止論をイメージしたものである。

図 9

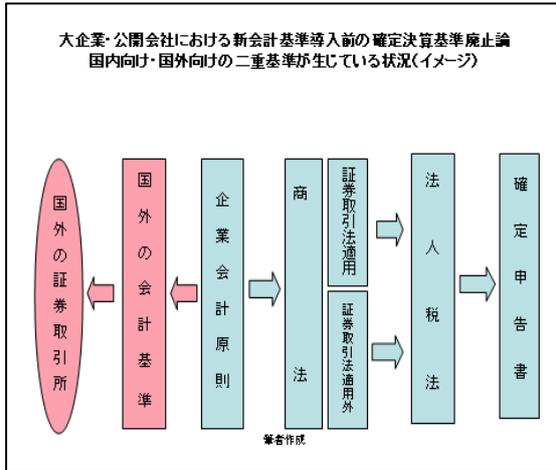
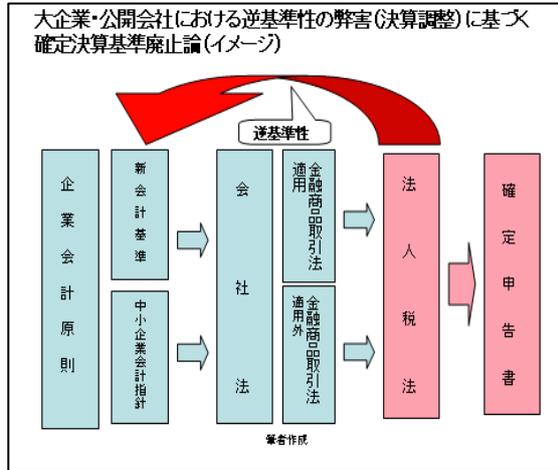


図 10



第2章 新会計基準がわが国の制度会計に及ぼした影響

わが国の会計制度は、会社法を中心とした制定法体系に属しているのであるが、新会計基準を導入することにより、わが国の会計制度が、具体的にいかなる影響を受けることになるかを考察する必要がある。新会計基準導入により、最初にその影響を受けたのは商法であった。その理由としては、新会計基準は、企業組織再編につながる企業結合・合併・分割や時価評価の導入等、従来の商法に無かった英米法の思考に基づく会計基準である為、大陸法の思考に基づくわが国の商法との実務上の齟齬を回避する必要性が生じたことによると考えられる。

よって、本章第1節では、まず、新会計基準が、従来の会計基準へ及ぼした具体的な影響について考察する。その後、新会計基準の導入によりもたらされた一連の会計制度の変革に対する実務上の要請に基づき「中小企業の会計に関する指針；以下、指針」が公表されるに至った経緯を考察することで、わが国の制度会計において、企業規模に基づく会計基準の二元化が生じている現状について考察する。指針は、条件付きではあるものの、税務基準を会計基準の1つとして認容したところにその最大の特徴を見出すことができるのであるが、税務基準の認容とは、まさしく「逆基準性」そのものであることに注意しなければならない。

第2節では、新会計基準の導入に伴う一連の商法改正の趣旨と一連の商法改正を包摂した会社法・会社計算規則の施行に至る経緯とその趣旨について考察し、商法改正と平行して行われた証券取引法の改正ならびに証券取引法の改正を包摂した金融商品取引法の施行に至る経緯についても考察する。

第3節では、新会計基準の公表及び会社法・会社計算規則の施行が、法人税法に及ぼす影響について考察する。わが国の法人税法は、確定決算基準を採用していることから、新会計基準の導入に伴う一連の商法改正や会社法の施行等に基づき、法人税法の規定が改正された具体例について考察することにより、新会計基準がわが国の会計制度におよぼした影響の終着点を認識することができる。

上述の考察を基に、第4節では、新会計基準がわが国の制度会計に及ぼした影響が、第1章第2節で考察した確定決算基準廃止論に及ぼす影響について考察する。いわゆる、指針の最大の特徴である「逆基準性」こそ、わが国における企業規模に基づく会計基準の二元化問題を解決するキーワードであることを考察することで、大企業・公開会社が主張す

る各確定決算基準廃止論については、今後、確定決算基準の弊害を主張する直接的な根拠とはなり得ず、中小企業・非公開会社においては、むしろ、確定決算基準継続の根拠となり得ることを明らかにする。

第1節 従来の会計基準に及ぼした影響

(1) 新会計基準の公表に至るまでの経緯

IAS/IFRS とわが国の会計基準との収斂（コンバージェンス）に向けての最初の動向としては、故橋本首相が1996年（平成8年）に唱えた6大改革¹の1つである金融システム改革²が挙げられる。

わが国の会計制度は、前述したように、会社法を中心とする制度会計を展開している。一方、IAS/IFRS は、英米法の特色であるコモン・ロー体系をベースに成立していることから、IAS/IFRS の影響を受けた新会計基準を公表するに際して、企業会計基準、商法（会社法）、証券取引法（金融商品取引法）ならびに法人税にいかなる影響をおよぼしたかについて考察することが必要である。

わが国の企業会計制度を支える根拠法令としては、会社法（商法）、金融商品取引法（証券取引法）と法人税法があることは既に述べたところであり、上記3法が、それぞれの法令等の中で定める商業帳簿の作成時における「公正処理基準」として存在してきたものの代表格として企業会計原則が挙げられる。一方、IAS/IFRS の影響を受けた新会計基準は、時価会計や税効果会計等を特色としており、大企業・公開会社は、それらの個別会計基準を取り込んだ四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書ならびに四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することで、会計の有する「情報提供」機能を最大限活用することが可能となる。

わが国において公表された IAS/IFRS の影響を受けた初期の新会計基準を時系列で示すと表1のとおりである。企業会計審議会は、現在までに1つの（改訂）原則と9つの基準

¹ ①行政改革 ②経済構造改革 ③社会保障構造改革 ④財政構造改革 ⑤教育改革 ⑥金融システム改革である。

² 一般的には、「日本版ビッグバン」と称されているものである。①Free（市場原理が働く自由な市場）②Fair（透明で信頼できる市場）③Global（国際的で時代を先取りする市場）の3原則を目標に掲げた金融制度の改革である。

を公表したのであるが、新会計基準の最大の特徴は、収益費用アプローチに基づくオフバランス項目を、資産負債アプローチに基づきオンバランス化（認識対象の拡大化）することで、経済的実態に適合した情報の提供に資する³ことにある。そのため、資産負債アプローチに基づく新会計基準を、収益費用アプローチに基づく企業会計原則の中に取り入れることは、会計原則全体として統一性のない内容となるおそれがある。よって、新会計基準は、企業会計原則とは独立した、個別会計基準として公表されるに至ったものと考えられる。

³ 森川八州男「会計基準の二面性」『企業会計』第51巻第1号，1999年1月，160頁。

表1 企業会計審議会が現在までに公表した新会計基準（筆者作成）

公表年月日 (最終改正年月日)	新会計基準の名称	関連する IAS/IFRS
1975 年（昭和 50 年）6 月 24 日 (1997 年（平成 9 年）6 月 6 日)	(改訂) 連結財務諸表原則	IAS 第 27 号
1998 年（平成 10 年）3 月 13 日	連結キャッシュ・フロー計算書等の 作成基準	IAS 第 7 号
1998 年（平成 10 年）3 月 13 日	研究開発費等に係る会計基準	IAS 第 38 号
1998 年（平成 10 年）3 月 13 日	中間連結財務諸表等の作成基準	IAS 第 34 号
1998 年（平成 10 年）6 月 16 日	退職給付に係る会計基準	IAS 第 26 号
1998 年（平成 10 年）10 月 30 日	税効果会計に係る会計基準	IAS 第 12 号
1999 年（平成 11 年）1 月 22 日 (2007 年（平成 19 年）6 月 15 日)	金融商品に係る会計基準	IAS 第 32 号, 39 号 IFRS 第 7 号
1979 年（昭和 54 年）6 月 26 日 (1999 年（平成 11 年）1 月 22 日)	外貨建取引等会計処理基準	IAS 第 21 号
2002 年（平成 14 年）8 月 9 日	固定資産の減損に係る会計基準	IAS 第 36 号
2003 年（平成 15 年）10 月 31 日	企業結合に係る会計基準	IFRS 第 3 号

2001年に、国際的な会計基準の設定主体がIASの設定主体であったIASCからIFRSの設定主体であるIASBへ改組したことはすでに述べたところである。通常、会計基準設定主体に求められる条件は、①独立性、②透明性、③公正性、④常勤の専門スタッフの確保であるが、わが国においては、表1の新会計基準の設定主体は、すべてパブリック・セクターである企業会計審議会であった。

新会計基準の設定主体である企業会計審議会そのものは、国家の行政機関が設置する諮問機関であることから、上記条件のうち、①の独立性の確保という問題が生じていた。この問題を解決すべく2001年(平成13年)7月には、財団法人 財務会計基準機構(Financial Accounting Standards Foundation; 以下、FASF)が設立され、同年8月には、FASF内にプライベート・セクターであるASBJが設置され、以後、ASBJが会計基準設定主体として、その地位を引き継ぐこととなった。

ASBJは、表2のとおり、現在までに23の新会計基準(企業会計基準)を公表しているのであるが、各企業会計基準は、それぞれ公表されるに至った経緯がある。表2における「関連する法規・会計基準等」の各記述は、各企業会計基準に影響を及ぼした法規・会計基準等である。具体的には、2001年(平成13年)以降の商法改正ならびに会社法、新会計基準、討議資料：財務会計の概念フレームワーク⁴およびIASBとの収斂となっており、いずれもわが国の会計基準とIAS/IFRSとの収斂の影響に基づく法規・会計基準等であることが理解できる。

つまり、わが国の会計基準とIAS/IFRSとの収斂に向けて導入された新会計基準は、まず、新会計基準と商法の商業帳簿の計算規定との整合性を保つための度重なる商法改正を促し、その延長線上に、改正商法を包摂した会社法が成立している。

ASBJも2006年(平成18年)に、討議資料：財務会計の概念フレームワークを公表することで、さらにIASBとの収斂作業が確固たるものとなっている。そして、これらの法規・会計基準等の動向が、最終的に、表2における23の企業会計基準を公表する原動力になった⁵ことが理解できるのである。

⁴ 企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものである。いわゆる、会計基準の概念的な基礎を提供するものであり、将来の(会計)基準設定の指針として機能することが期待されている。

⁵ 第23号の公表をもって、東京合意における短期コンバージェンス項目が終了している。

表2 ASBJが現在までに公表した新会計基準（企業会計基準）（筆者作成）

公表年月日 (最終改正年月日)	企業会計基準の名称	関連する法規・会計基準等
2002年(平成14年) 2月21日 (2006年(平成18年) 8月11日)	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(第1号)	平成13年商法改正
2002年(平成14年) 9月25日 (2006年(平成18年) 1月31日)	1株当たり当期純利益に関する会計基準(第2号)	IAS第33号,平成13年商法改正
2005年(平成17年) 3月16日	「退職給付に係る会計基準」の一部改正(第3号)	IAS第26号,退職給付に係る会計基準
2005年(平成17年) 11月29日	役員賞与に関する会計基準(第4号)	平成14年商法改正および会社法(国際的な会計基準の収斂の影響は無い。)
2005年(平成17年) 12月9日 (2008年(平成20年) 3月10日)	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(第5号)	IAS第1号,改訂連結財務諸表原則外
2005年(平成17年) 12月27日	株主資本等変動計算書に関する会計基準(第6号)	会社計算規則外。国外では、「株主持分変動計算書」が存在する。
2005年(平成17年) 12月27日 (2008年(平成20年) 3月10日)	事業分離等に関する会計基準(第7号)	IFRS第3号,企業結合に係る会計基準

2005年(平成17年) 12月27日 (2008年(平成20年) 12月26日)	ストック・オプション等に関する会計基準 (第8号)	IFRS第2号,平成13年商法改正および会社法
2006年(平成18年) 7月5日 (2008年(平成20年) 9月26日)	棚卸資産の評価に関する会計基準(第9号)	IAS第2号,討議資料:財務会計の概念フレームワーク
2006年(平成18年) 8月11日 (2008年(平成20年) 3月10日)	金融商品に関する会計基準(第10号)	IAS第39号,会社法および企業会計基準第5号外
2006年(平成18年) 10月17日 (2008年(平成20年) 12月26日)	関連当事者の開示に関する会計基準 (第11号)	IAS第24号
2007年(平成19年) 3月14日 (2008年(平成20年) 12月26日)	四半期財務諸表に関する会計基準 (第12号)	IAS第34号,金融商品取引法外
2007年(平成19年) 3月30日	リース取引に関する会計基準(第13号)	IAS第17号
2007年(平成19年) 5月15日	「退職給付に係る会計基準」の一部改正 (その2)(第14号)	IAS第26号,退職給付に係る会計基準
2007年(平成19年) 12月27日	工事契約に関する会計基準(第15号)	IAS第11号
2008年(平成20年) 3月10日 2008年(平成20年)	持分法に関する会計基準(第16号)	IAS第28号

12月26日	前頁の続き。	
2008年（平成20年） 3月21日	セグメント情報等の開示に関する会計基準（第17号）	IFRS第8号
2008年（平成20年） 3月31日	資産除去債務に関する会計基準（第18号）	IAS第16号，37号，SFAS第143号
2008年（平成20年） 7月31日	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（第19号）	IAS第26号，退職給付に係る会計基準
2008年（平成20年） 11月28日	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（第20号）	IAS第40号，金融商品に関する会計基準
2008年（平成20年） 12月26日	企業結合に関する会計基準（第21号）	IFRS第3号，連結財務諸表原則，企業結合に係る会計基準，事業分離等に関する会計基準
2008年（平成20年） 12月26日	連結財務諸表に関する会計基準（第22号）	連結財務諸表原則，企業結合に係る会計基準
2008年（平成20年） 12月26日	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（第23号）	IAS第38号，企業結合に係る会計基準

(2) 「中小企業の会計に関する指針」公表の経緯とその特徴

2002年（平成14年）に開催された通常国会において、上述の新会計基準に対応する商法の計算書類の省令化が決定されたのであるが、一方で、衆議院・参議院ともに「中小企業⁶に対し、過重な負担を課すことのないよう、必要な措置をとる」という付帯決議がなされている。この決議を受け、中小企業庁は、2002年（平成14年）3月に「中小企業の会計に関する研究会」を設置し、中小企業に関する会計基準の度重なる審議⁷を経て、同年6月に「中小企業の会計に関する研究会報告書⁸」を公表している。ただし、この報告書は、中小企業の会計のあり方に関しての総則的な報告に過ぎず、実務的な内容にまで踏み込んだものではなかった。

このような経緯と並行して、日本税理士会連合会（以下、日税連）も、同月に「中小会社会計基準研究会」を設置し、中小企業の会計基準と既成の会計諸基準は独立したもの（いわゆるダブル・スタンダード説）であるとの立場から、同年12月に、法人税法上の処理との関係について記載を併記した「中小会社会計基準⁹」を公表している。

一方、日本公認会計士協会（以下、会計士協会）は、2003年（平成15年）6月に、中小企業の会計基準は、既成の会計諸基準の一部に過ぎない（いわゆるシングル・スタンダード説）との立場から、会計諸基準との差について詳しく説明した「中小会社の会計のあり方に関する研究報告¹⁰」を公表している。

⁶ わが国の平成19年度分の法人数は、259万4,214社存在する。そのうち連結親法人は685社、連結子法人は、6,130社存在する。一方、資本金1,000万円未満の階級（56.0%）と資本金1,000万円以上1億円未満の階級（42.4%）が、実に、全体の98.5%を占めている。『平成19年度分税務統計から見た法人企業の実態－会社標本調査結果報告－』国税庁長官官房企画課、2009年2月。

⁷ 審議は、2002年3月11日の第1回から同年6月21日の第7回まで行われた。

⁸ 同報告書「IV中小企業の会計と税法との関係について」において、同研究会は、確定決算基準は維持すべきであることを明言している。その理由として、企業会計原則や確立した会計慣行が決して網羅的であるとは言えず、換言すれば、具体的で詳細な計算方法が税法体系以外に見当たらなかった現状を挙げている。

⁹ 同基準は、「証券取引法（金融商品取引法）の適用を受けない中小会社に対して、複雑で手数のかかる会計基準を強制させることは、中小会社に加重的負担を強いることになり、結果的に経営を阻害することにもなりかねない為、法人税法における計算規定も、会計基準として合理性が認められれば、公正なる会計慣行に該当するものとして取り扱う必要がある」と主張している。具体的には、同基準のうち会計処理にかかる15項目のうち11項目（約73%）において税務基準による処理を認めている。

¹⁰ 同報告は、「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なく、あくまでも1つであるべきである。税務基準は、あくまでも課税所得算定のための

上記3報告書は、「中小企業の会計」の普及という共通の目的は有するものの、各々の団体が有する理念の相違から、報告内容に関してはそれぞれ異なる内容であった。また、2005年（平成17年）6月29日に成立した会社法において、当時、既に会計参与制度の導入が予定されており、会計参与が抛るべき会計に役立つことを目的として、上記3報告書の統合作業が行われることとなった。この結果、中小企業の会計関連4団体（日税連、会計士協会、日本商工会議所、ASBJ）は、共同で、2005年（平成17年）3月22日に「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」を設置している。

この検討委員会において、2005年（平成17年）6月13日に「中小企業の会計に関する指針（案）」の概要が公表されている。この草案の中で注目すべき点は、「本指針の作成に当たっての方針（6項・7項）」において、簡便な会計処理や、一定の場合には法人税法に定める計算方法を会計処理に活用することが認められていることである。その後、2005年（平成17年）8月1日の検討委員会において「中小企業の会計に関する指針；以下、指針¹¹⁾」が公表されるに至っている。

会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用を認容する根拠として挙げられるのは、指針第3章における、「本指針の作成に当たっての方針6（会計基準とその限定的な適用）および方針7（法人税法で定める処理を会計処理として適用できる場合）」が挙げられる。

「方針6」では、「専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる」と明記している。換言すれば、「投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中

計算規定であって、会社の財政状態及び経営成績を適切に表示するための会計基準としての規範にはなり得ないものである」と主張している。しかし、一方で、「税務基準が中小会社の会計実務に広く浸透しているという事実や、ある面では現行の個別の会計基準以上に細かく計算規定を定めている点を配慮し、①現行の個別の会計基準には明文規定はないが、法人税法に規定があるものについては、会計処理上も妥当と思われる範囲内においてそれを利用する。②現行の個別の会計基準の計算方法と異なるが、法人税法に定める計算方法を用いても会計基準の趣旨に反しなないと思われるものについては、会計処理上も一種の簡便法として利用する。」と条件付で税務基準を認めている。なお、上記2つの条件の趣旨は、「中小企業の会計に関する指針」に反映されており、注目に値する。

¹¹⁾ 同指針の適用対象会社は、以下を除く株式会社となっている（指針4）。

- ①金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
 - ②会計監査人を設置する会社(大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む)及びその子会社
- ①は、いわゆる上場会社等である。②は、会社法の規定に基づく資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社である。

小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある」ことを主張している。

更に、「方針 7」の具体例として、(i) 会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理によった結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる場合、(ii) 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理によった場合と重要な差異がないと見込まれる場合に限り税務基準が適用できるとしている。

いわゆる非公開会社である中小企業では、長年の慣習として法人税法の規定や税務的な慣行が会計処理として用いられてきた事実を踏まえて、本指針においても、上記の要件を満たす場合に限り税務基準を認めるというものである。

次の表 3 は、指針の各論における税務基準の適用状況について一覧にしたものであるが、表中の各計算規定や各勘定科目に対応する何らかの税務基準が存在していることが理解できる。この表のうち、現在、税務基準が存在しないのは、順号 19 項目のうち、順号 9（賞与引当金）、順号 10（退職給与引当金）、順号 11（源泉所得税の会計処理）および順号 12（繰延税金資産・負債の計上）に過ぎず、これらは、課税所得の計算上、申告調整の対象となるものである。

表3 中小企業の会計に関する指針の各論における税務基準の採用状況（筆者作成）

順号	勘定科目等	項目	中小企業の会計指針	税務基準
1	金銭債権	金銭債権の貸借対照表価額	償却原価法	法法（注1）61の5～61の6 法基通（注2）2-1-34
2	貸倒損失 貸倒引当金	貸倒損失	税務基準に基づく処理の採用 （注3）	法基通9-6-1～3
		貸倒引当金	税務基準に基づく処理の採用	法法52，法令（注4）96 措置令（注5）33の9第4項（法定繰入率）
3	有価証券	有価証券の減損処理	税務基準に基づく処理の認容	法法61-3第1項①，法令68 法基通9-1-7～9-1-15の2外
4	棚卸資産	棚卸資産の取得価額	税務基準に基づく処理の採用	法法29，法令28～33 法基通5-1-1～5-1-1の2
		棚卸資産の評価損の計上	税務基準に基づく処理の採用	法法33②，法令68第1項①
5	経過勘定			法法22第4項（公正処理基準）
6	固定資産	固定資産の取得価額に算入しないことができる付随費用	重要性の原則に基づく処理。税務基準の援用（具体性）	法基通7-3-3の2
		少額の減価償却資産	税務基準に基づく処理の採用	法令133，133の2，措法（注6）67の5
		資本的支出と修繕費	税法基準に基づく処理の採用	法令132，法基通7-8-3外
		耐用年数の取扱い	税務基準に基づく処理の認容	耐用年数省令（注7）
		特別償却・特別償却準備金	税法固有の制度（積立金方式による認容）	措法52の3
		減損損失（会計）	会計基準による処理（収益性低下）	法法33②，法令68①三（評価損）
		圧縮記帳	税法固有の制度（積立金方式による認容）	法法42，法令80，措法65の7① 外

7	繰延資産	繰延資産の計上と償却費の計算	会計基準による処理	法令 14 条①（税法固有の繰延資産）
8	金銭債務	金銭債権の貸借対照表価額	償却原価法	法法 61 条の 5～61 条の 6 法基通 2-1-34
9	引当金	賞与引当金	旧法人税法（注 8）の採用	旧法法 54①, 旧法令 103①外 （要申告調整）
10	退職給付債務	退職給与引当金の計上	旧法人税法（注 9）の採用	旧法法 54①, 旧法令 105 外 （要申告調整）
11	税金費用 税金債務	法人税, 住民税及び事業税の会計処理	発生基準	翌期算入（法基通 9-5-1）
		源泉所得税の会計処理	法人税, 住民税及び事業税に含めて計上	（要申告調整）
		消費税等の会計処理	税抜方式（原則）ただし, 税込方式も可	税込経理の場合, 未払金・未収金の損金・益金算入の認容（平成元直法 2-1）
12	税効果会計	繰延税金資産・負債の計上	会計基準に基づく処理（任意）	（要申告調整）
13	純資産	純資産の部における各項目の処理	会社法・会社計算規則に基づく処理	法法 2 条⑩, ⑪, 24 条 1 項④ 法令 23 条第 3 項
14	収益・費用の計上		実現主義（収益）, 発生主義（費用）費用収益対応の原則	法法 22 条第 4 項（公正処理基準）
15	リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース	会計基準に基づく処理	法法 64-2, 法令 131-2
16	外貨建取引等		会計基準に基づく処理	法法 61-6～61-9, 法令 122 条第 1 項
17	組織再編の会計		会計基準に基づく処理	税制適格・非適格の要件有り

18	個別注記表			
19	決算公告と 貸借対照表 及び損益計 算書並びに 株主資本等 変動計算書 の例示		会社法・会社計算規則に基づく処 理	法法 74 条ならびに法規（注 10） 35 条

注 1 法人税法の略

注 2 法人税法基本通達の略

注 3 法人税法に定める処理に拠った場合と比べて重要な差異がないと見込まれるときは、法人税法の取扱いに従うことが認められる（本指針の作成に当たっての方針）。

注 4 法人税法施行令の略

注 5 租税特別措置法施行令の略

注 6 租税特別措置法の略

注 7 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の略

注 8 平成 10 年度税制改正において廃止されている為、税務調整（繰入額の損金不算入）が必要となる。

注 9 平成 14 年度税制改正において廃止されている為、税務調整（繰入額の損金不算入）が必要となる。

注 10 法人税法施行規則の略

第2節 商法（会社法）および証券取引法（金融商品取引法）に及ぼした影響

IAS/IFRS が商法（会社法）および証券取引法（金融商品取引法）に及ぼした影響を考察する前に、まず、わが国の会計制度が、制定法体系に属していることの歴史的根拠を明確にする必要がある。また、同様に、商業帳簿に関する法令の歴史的変遷についても論題を解明するうえで必要である為、本節では、明治時代に公布された旧商法典以降の商法の歴史的変遷を辿ることとする。

（1） 商法に及ぼした影響

わが国最初の商法典は、1890年（明治23年）に公布された商法典（旧商法典）である。その後、1899年（明治32年）に新商法典が施行されたが、この明治32年商法が、現行の商法・会社法の原型となるものである。旧商法典の編別は、フランス商法典を参考にしたものであるが、新商法典の編別はドイツ商法典を参考にしている¹²ことから、わが国の商法典は、公布当初から制定法体系に属していたことが理解できる。その後、1911年（明治44年）と1938年（昭和13年）に改正がおこなわれているが、制定法体系に変更は生じていない。

第二次大戦終了後の1948年（昭和23年）には「証券取引法」、1949年（昭和24年）には「企業会計原則」が制定された後の1950年（昭和25年）に商法の大改正が行われている。改正の趣旨は、米国会社法の導入であった。会計の分野に関しては、それまで一本であった法定準備金を利益準備金と資本準備金に分けたこと、株式配当、法定準備金の資本組入の新設などで、それほど広い範囲ではなく、計算書類の体系も資産評価の基準も1938年（昭和13年）改正のままの状況であった¹³が、この改正で注目すべき点は、明治以降続

¹² ウイルヘルム・エンデマン著、堀内秀太郎外合譯『独逸商法論上巻』東京専門學校出版部、1900年（長崎大学経済学部附属図書館蔵）。上巻の序1ページには、「我新商法は各國の商法を参照して之を編纂したりと雖も最新學理に據りて編成したる独逸新商法は其最も参考する所多かりしものなり…」と記されている。

一方の旧商法典は、1884年（明治17年）にドイツ人法学者のヘルマン・ロエスレル（Hermann Roesler, 1834-1894）が脱稿した商法草案を基盤としている。旧商法典の施行は、度重なる法典論争、改正作業あるいは1898年（明治31年）の衆議院解散により再三延期された経緯がある。秋坂朝則『新訂版商法改正の変遷とその要点』一橋出版、2007年、10頁。

¹³ 中村忠「商法の計算規定と計算書類規則」『企業会計』第51巻第1号、1999年1月、

く制定法体系に基づく商法とは別に、英米法体系に基づく証券取引法が制定されたことで、法体系の異なる二つの計理体系が、現在に至るまでわが国に併存することになったことである。

1962年（昭和37年）の商法改正においては、貸借対照表の資産評価原則として取得原価主義が採用された。そのほかにも固定資産についての「相当の償却」制度の強制、繰延資産項目の拡大、引当金規定の新設などの損益法原理を広範に導入し、適正な期間損益計算を重視することとなった¹⁴。1962年（昭和37年）改正前の商法における資産評価原則は、時価以下主義¹⁵が採用されていたのであるが、その理由としては、当時はまだ、企業の継続性を前提にしていなかった債権者保護思考が妥当と考えられていた。よって、時価以下主義から取得原価主義へと移行した1962年（昭和37年）の商法改正は、商法が継続企業の前提を採用し、評価原則の近代化を図ったことを示唆している。

この改正は、会計手法が貸借対照表観（財産法）から損益計算書観（損益法）へ転換したことを意味しており、換言すれば、商法計算規定の目的が依然として債権者保護にあるとしても、債務弁済能力の重視から企業の収益力重視へと解釈の重心が移動したものと理解され得る点に重大な意義が見出せる¹⁶。

1974年（昭和49年）の商法改正においては、注目すべき点として次の2つが挙げられる。1つは、第1章第1節において考察したように商業帳簿の作成に関する規定の解釈において、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ（旧商法第32条第2項）」という公正処理基準が設けられたことであり、もう1つは、商法総則の商業帳簿に関する規定において、商人すべてに決算・開業財産目録を廃止し、商業帳簿として会計帳簿と貸借対照表の作成を要求したことである。

前者の規定は、商法上の監査制度の改正にともない、大会社の決算については、会計監査人による監査がおこなわれることとなったことに起因する。つまり、公認会計士の監査の基準となる証券取引法・財務諸表等規則と商法・計算書類規則両者の会計基準または監査基準が一致していることを明らかにするため設けられたものである。後者の規定は、1962

85頁。

¹⁴ 田中久夫『商法と税法の研究』森山書店、2005年、122頁。

¹⁵ 貸借対照表に記載すべき資産の評価額は、時価を超えなければよいという制度上の方針をいう。厳密な時価主義の下では不可能な秘密積立金の設定が可能となることから、利益を少なくし資本を厚くすることで資本維持強化が可能となる評価方針である。森田哲彌・宮本匡章編著『会計学辞典(第5版)』中央経済社、2008年、230-231頁。

¹⁶ 田中前掲書、123頁。

年（昭和 37 年）改正に基づき、会計帳簿に記載する財産の評価基準として取得原価主義が採用されたことによるものである。以後、商法の計算規定は、基本的には、財産法から損益法の体系によることとなった¹⁷のである。

上記改正から 23 年後の 1997 年（平成 9 年）の商法改正においては、合併法制に関する改正（合併手続きの簡素化）とストック・オプション制度が導入された。前者は、後の会社法における企業組織再編へつながり、後者は、会社法における株式・社債関係へつながる改正内容である。

1999 年（平成 11 年）の商法改正では、資産評価について金融資産は時価評価を導入したことならびに完全親子会社関係を創設させるための株式交換および株式移転制度の導入が注目される。前者については、1962 年（昭和 37 年）商法改正以降、取得原価主義が採用されていたのであるが、1999 年（平成 11 年）の商法改正当時、金銭債権や株式などの金融資産については、時価で評価し貸借対照表に計上することが国際的な動向となっており、わが国においても金銭債権等の金融商品については時価で評価することが会社の資産状態を適正に表示することとなるとの認識が一般的となった。

また、1999 年（平成 11 年）1 月 22 日に、企業会計審議会から公表された「金融商品に関する会計基準の設定に係る意見書」においても金融資産の評価について時価主義が採用され、同日付で「金融商品に係る会計基準」が公表されている。このような情勢を受け、商法においても、金融資産を時価で評価した価額をもって貸借対照表に計上することが認められたものである。なお、後者は、後の会社法における企業組織再編につながる内容である。

2000 年（平成 12 年）の商法改正の主たるものに、会社分割法制の創設がある。これも後の会社法における企業組織再編につながる内容である。

2001 年（平成 13 年）の商法改正の主たるものとしては、金庫株の解禁（自己株式取得の規制緩和、自己株式保有の規制撤廃）、法定準備金に関する改正、新株予約権制度の創設、会社運営の電子化等が挙げられる。これらも、後の会社法における株式・社債関係やディスクロージャーの規定につながる内容である。特に、金庫株の解禁と法定準備金に関する改正については、翌年の 2002 年（平成 14 年）2 月 21 日に ASBJ が公表した企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」につながる内容であり、注目に値するものである。

¹⁷ 加美和照『新訂会社法 第 9 版』勁草書房、2007 年、448 頁。

2002年（平成14年）の商法改正のうち、計算関係では、計算関係規定の省令委任と連結計算書類制度の導入が挙げられる。

前者は、会社の会計帳簿に記載または記録すべき財産については、商人一般に適用される資産評価の旧商法第34条（資産の評価）の規定にかかわらず、法務省令の定めるところにより、その価額を付さなければならないとしたものである。これは、法務省令を定めることによって、商法会計と証券取引法会計との整合性を確保し、また、会計基準の変更に迅速かつ適切に対応するための措置であった¹⁸。

後者は、1999年（平成11年）と2000年（平成12年）の商法改正において導入された株式交換・株式移転や会社分割の制度により、企業のグループ化が進み、商法においても企業集団情報の重要性を無視することができなくなり、連結計算書類制度が導入されることになったものである¹⁹。両者とも、後の会社法におけるディスクロージャーの内容につながるものである。

2004年（平成16年）の商法改正としては、株式会社の公告方法としての電子公告制度の導入と株券不発行制度の導入が挙げられる。これも、後の会社法におけるディスクロージャーの内容につながるものである。

以上、商業帳簿に関する法令を中心に、わが国商法の変遷を概観してきたわけであるが、上述したように1997年（平成9年）以降は、ほぼ毎年のように商法改正がおこなわれ、各改正の内容は、後の会社法に包摂される内容であったことが理解できる。

（2） 会社法の成立

2005年（平成17年）6月29日に成立し、2006年（平成18年）5月1日に施行された会社法は、株式会社と有限会社の統合、合同会社の創設といった会社類型の抜本的な整理統合、株式会社における機関設計の多様化、会計参与制度の創設、合併等対価の柔軟化など会社法制の利用者にとって選択肢の拡大の実現等、大規模な改正がおこなわれたほか、株式・社債制度、株主総会、役員の実任・代表訴訟に関連する制度等、会社法制全般にわたる多数の改正がおこなわれている²⁰。

¹⁸ 加美前掲書、450頁。

¹⁹ 秋坂前掲書、194頁。

²⁰ 郡谷・和久、細川・石井前掲書、1頁。この中で、商法から会社法に移行するにあたり、会社の計算に関する考え方には、形式的な資本原則の放棄と会計慣行の位置づけの見直し

会社法の柱は、大別すると①コーポレート・ガバナンス ②企業組織再編 ③株式・社債関係 ④ディスクロージャーの4つに区分されるのであるが、その内容は、1997年（平成9年）以降の商法改正の延長線上にあり、かつ、最終的な総決算となる内容である²¹。

旧商法第1編「総則」第5章「商業帳簿」の条文のうち、商人の商業帳簿の計算に関する基本原則であった旧商法第32条第2項²²については、会社法第2編「株式会社」第5章「会計の原則」を定めた会社法第431条²³として取り込んでいる。

商業帳簿の作成や資産の評価等の条文については、法務省令（会社計算規則）に委任する内容となっている。この措置は、会計の実務上必要な規定は、会社法上ではなく、その大半を会社計算規則上に定めていることを意味している。つまり、会社法は、会計処理について独自の規律を設けないこととした²⁴為、会計処理については企業会計を尊重し、金融商品取引法とも矛盾することのないよう規定している。一方、会社計算規則は、規模や性質の異なる広い範囲の会社を対象とするため、会社の会計について、個々の会計基準と矛盾しないように、かつ、中小会社にも過重な負担とならないよう会社計算規則第3条²⁵において「会計慣行のしん酌」規定を採用している²⁶。

その他の会社法固有の特徴としては、「会計参与制度」の創設、「合同会社制度²⁷」の創設、計算書類に「株主資本等変動計算書²⁸」と「注記表²⁹」が導入されたこと等が挙げられる。

次に挙げる表4は、1997年（平成9年）以降の計算規定を中心とした、商法改正の要点と会社法との関連を一覧にしたものであるが、あらためて会社法は、各商法改正の延長線

といった大きなパラダイム転換があったことが述べられている。

²¹ 太田達也『新会社法の完全解説』税務研究会出版局、2006年、3頁。

²² 「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」

²³ 「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」

²⁴ 郡谷・和久・細川・石井前掲書、300頁。

²⁵ 「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない。」

²⁶ 中島茂幸『新会社法における会計と計算書類』税務経理協会、2006年、3頁。

²⁷ 有限責任社員のみで構成され、なおかつ、組織の内部自治を認める新しい会社類型である。一般的には、日本版LLCとも呼ばれている。

²⁸ 事業年度中の純資産の部の計数の変動を示す計算書類である。株主総会等の決議により、剰余金の配当をはじめ純資産の部の計数をいつでも変動させることが可能となり、また、損益計算書を経由しない資本項目の変動も生じることとなったため、それらの数値の連続性を把握する必要性から導入されている。

²⁹ 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書を利用する際に、会社の財政状態、経営成績等を性格に判断するために必要な事項をまとめて独立した計算書類にしたものである。12項目の記載事項がある。

上に存在し、かつ、その集大成であったことが理解できる。

表4 計算規定を中心とした1997年（平成9年）以降の商法改正の要旨（筆者作成）

商法が改正された年	改正の要旨	会社法等への影響等
1997年 (平成9年)	① 合併法制に関する改正（合併手続きの簡素化） ② スtock・オプション制度の導入	① 企業組織再編 ② 株式・社債関係
1999年 (平成11年)	①（資産評価について）金融資産の時価評価導入 ②（完全親子会社関係創設のための）株式交換および株式移転制度の導入	① 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準」の影響を受けたケース ② 企業組織再編
2000年 (平成12年)	① 会社分割法制の創設	① 企業組織再編
2001年 (平成13年)	① 金庫株の解禁（自己株式取得の規制緩和、自己株式保有の規制撤廃） ② 法定準備金に関する改正 ③ 新株予約権制度の創設 ④ 会社運営の電子化等	①②③ 株式・社債関係 ④ ディスクロージャー等 ①② 企業会計基準委員会「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」へ影響を及ぼしたケース
2002年 (平成14年)	① 計算関係規定の法務省令委任 ② 連結計算書類制度の導入	① 会計基準の変更に対する迅速かつ適切な対応（会社計算規則） ② 株式交換・株式移転、会社分割法制による企業のグループ化への対応（企業組織再編）
2004年 (平成16年)	① 株式会社の公告方法としての電子公告制度の導入 ② 株券不発行制度の導入	① ディスクロージャー等 ② 株式・社債関係
2005年 (平成17年)	会社法の成立	

(3) 証券取引法（金融商品取引法）に及ぼした影響

前述した6大改革の1つである金融システム改革の一環として、1997年（平成9年）から商法とともに証券取引法が改正されている。

2006年（平成18年）6月に成立し、2007年（平成19年）9月に施行された金融商品取引法は、証券取引法の骨格を基本的に維持しながら証券取引法、投資信託法、金融先物取引法など縦割りの金融関連法を統合したものである。金融商品取引法の趣旨は、①利用者保護と利便性の向上、②市場の公平性・透明性の確保、③市場の国際化であり、特に、開示制度における四半期開示の法定化・財務報告にかかる内部統制強化は、2008年（平成20年）4月1日以降開始する事業年度から適用されることとなっている。しかし、一方で、四半期開示については、投資家の上場会社に対する評価が短期の利益変動に基づくものに偏るようになり、投資行動が短期化するという批判³⁰も存在する。

開示される情報の基本となるものは、一般的には有価証券報告書³¹であるが、有価証券報告書のうち財務諸表³²の作成方法について、内閣府令（財務諸表等規則第1条第1項）で定めのない事項については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う」と定められている。また、同条第2項において、企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当する」と定められており、ASBJから公表される企業会計基準についても「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準となる³³」とされている。

前述したとおり、証券取引法は、1997年（平成9年）から商法とともに改正されたのであるが、その理由は、商法改正については、その後の1999年（平成11年）ならびに2000年（平成12年）の改正において導入された株式交換・株式移転や会社分割の制度

³⁰ 具体的には、2001年（平成13年）に発覚したエンロンの不正経理・不正取引事件や2002年（平成14年）のワールドコム破綻に代表される一連の不正経理は、四半期開示に象徴される企業利益に対する短期的志向が、株主利益の過度の強調と相まって引き起こされたのではないかという批判である。

³¹ 開示制度における四半期開示の法定化は、タイムリー・ディスクロージャーの一環として、これまでの年2回（中間決算と本決算；半期報告書と有価証券報告書）の情報開示を年4回に変更するものである。開示内容の基本になるものは、①四半期貸借対照表②四半期損益計算書③四半期キャッシュ・フロー計算書等がある。

³² 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および附属明細表である。

³³ 2002年（平成14年）5月17日に発表された経済団体連合会、日本公認会計士協会等9団体の連名による声明書がある。

により、企業のグループ化が進み、商法においても企業集団情報の重要性を無視することができなくなった為であり、2002年（平成14年）の商法改正において、連結計算書類制度が導入されている。

一方、会計基準においては、企業会計審議会より1997年（平成9年）6月6日に（改訂）連結財務諸表原則が公表され、1998年（平成10年）3月13日には連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準が公表されている。その後、ASBJから2005年（平成17年）12月27日に「株主資本等変動計算書に関する会計基準」ならびに2007年（平成19年）3月14日に「四半期財務諸表に関する会計基準」が公表されている。

以上の金融商品取引法が施行されるまでのプロセスを要約すれば、まず、様々な新会計基準の公表があり、次に、計算規定に関して、新会計基準と計算規定の各根拠法令との収斂を果たす為に、度重なる商法ならびに証券取引法の改正がおこなわれた後、会社法ならびに金融商品取引法が施行されたのである。その後、新会計基準が公正処理基準として適用される際に、実務上の齟齬が生じないようASBJより引き続き新会計基準（企業会計基準）が公表されるに至ったということが理解できるのである。

第3節 法人税法に及ぼした影響

第3節では、新会計基準の公表により、計算規定に関する度重なる商法の改正がおこなわれ、その後、改正商法を包摂する会社法が施行されたこと等により、法人税法がいかなる影響を受け、いかなる改正をおこなうこととなったかについて具体的に考察する。

わが国の会計制度の特徴は、会社法を中心とした制定法体系としての制度会計にあることは既に述べたところである。また、わが国の法人税法は、確定決算基準を採用しているため、収益事業を営む全ての法人は、法人の課税所得の計算に当たっては、会社法の規定に基づき算出される企業利益を基礎としておこなわなければならないことも既に述べたところである。

法人税法は、わが国の経済・財政状況等を踏まえ、また、経済社会の構造的な変化および諸改革に対応するため毎年改正がおこなわれている。特に、1990年代後半からの企業活動の国際化・情報化は、企業の組織再編成を余儀なくし、更に、バブル経済の崩壊がそれに拍車をかけた経緯がある。よって、本節では、特に、金融システム改革以後における新会計基準の公表ならびに企業組織再編の最初の商法改正がなされた1997年（平成9年）以降の法人税法改正についての考察をおこなうことで、新会計基準がわが国の会計制度のおよぼした影響の終着点を認識することができる。

(1) 商法改正に基づく法人税法改正

① 企業組織再編（企業結合・合併・分割等）

前述のとおり、企業組織再編の一環として、1997年（平成9年）の商法改正においては、合併手続きの簡易・合理化を推進するための合併法制に関する改正がおこなわれている。1998年（平成10年）の商法改正では、自己株式の取得・消去要件の緩和がおこなわれ、1999年（平成11年）の商法改正では、持ち株会社設立等の企業組織の変更が円滑におこなわれるよう、完全親子会社関係を創設させる手段として、株式交換制度ならびに株式移転制度が導入された。更に、2000年（平成12年）の商法改正では会社分割制度の創設により、企業の組織再編に関する法整備が整うこととなった。

法人税法は、上記の企業組織再編への対応として、完全親子関係を創設する組織法上

の行為としての株式交換制度・株式移転制度に基づく株式交換・株式移転（以下、株式交換等）については、1999年（平成11年）の税制改正において、（i）株式交換等がおこなわれた場合において、子会社となる会社（新子会社）の株式の親会社となる会社（新親会社）における受入価額が、株主の帳簿価額の合計額以下であると認められること等の要件を満たすときには、子会社株式の取得価額の引継ぎによる課税の繰延べを認めることとした（法人税法第2条12の16）。（ii）株式移転により子会社となる会社（新子会社）が親会社となる会社（新親会社）に対してその株式移転後に譲渡する全額出資の子会社の株式について、新親会社が新子会社の譲渡直前の帳簿価額を取得価額とすること等の要件を満たすときには、譲渡益に対する課税をおこなわない措置を講じている（法人税法第2条12の17）。

2001年（平成13年）の税制改正における会社分割制度に伴う合併・分割等について、原則的な取扱いとしては、組織再編により移転する資産等の譲渡損益の計上が必要であるが、特例として（税法上の）適格組織再編成³⁴に該当する場合には、譲渡損益の計上を繰延べる措置を講じている（法人税法第62条の2～同法第62条の5）。

② 時価評価の導入

1999年（平成11年）の商法改正では、資産評価について金融資産は時価評価を導入している。資産評価については、1962年（昭和37年）商法改正以降、取得原価主義が採用されていたのであるが、金銭債権や株式などの金融資産については、時価で評価し貸借対照表に計上することが国際的な動向となっており、わが国においても金銭債権等の金融商品については時価で評価することが会社の資産状態を適正に表示することとなるとの認識が一般的となった。

一方、企業会計審議会が1999年（平成11年）1月22日に公表した「金融商品に関する会計基準の設定に関する意見書」においても金融資産の評価について時価主義が採用され、同日付で「金融商品に係る会計基準」が公表されていることから、商法においても、金融資産を時価で評価した価額をもって貸借対照表に計上することが認められたものである。

³⁴ 組織再編がおこなわれたにもかかわらず、移転資産等に対する支配が、実質的には組織再編前のまま継続している状況を意味する。

法人税法は、1997年（平成9年）および1999年（平成11年）の税制改正において、銀行、証券会社等の金融機関がおこなうトレーディング業務の対象となる有価証券やデリバティブ等については、銀行法等が改正されたことに併せて、税制上も時価評価が導入されている。さらに、上述のとおり、「金融商品に係る会計基準」において、2000年4月1日以降開始する事業年度より、金融商品に対する時価評価が導入されることとなったことから、2000年（平成12年）の税制改正において有価証券の評価方法等について、時価法を導入する措置を講じている（法人税法第61条の3）。

(2) 会社法・会社計算規則の施行による計算規定の変化

① 貸借対照表の変化

会社計算規則第105条（貸借対照表等の区分）において「資本の部」が「純資産の部」へ変更されている。また、会社計算規則第108条（純資産の部の区分）については、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に基づき表示されることとなったことを受け、2006年（平成18年）の税法改正において、上記会社計算規則の内容を、法人税法においてもそのまま採用している。

② 利益処分案（損失処理案）の廃止

会社法第453条（株主に対する剰余金の配当）ならびに会社法第454条（剰余金の配当に関する事項の決定）に基づき、株主総会の決議により回数に関係なく株主に剰余金を配当することが可能となった。

会社法では、株主に対する金銭等の分配および自己株式の有償取得を「剰余金の分配」として整理し、統一的な分配制限をかけたことにより、「剰余金の分配」に伴う資本金、準備金および剰余金の数値の連続性を把握することが貸借対照表、損益計算書だけでは困難となったことにより、利益処分（損失処理）そのものが意味を有さなくなった結果、利益処分案（損失処理案）は廃止されている。

2006年（平成18年）の税法改正において、上記会社法の内容が、法人税法においてもそのまま導入されている。

③ (連結) 株主資本等変動計算書ならびに注記表の導入

上記②のとおり、利益処分案（損失処理案）が廃止されたこと、および2005年（平成17年）12月27日に企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」が公表されたことにより、会社計算規則第91条（各事業年度に係る計算書類）、同規則第127条（株主資本等変動計算書等）に基づき（連結）株主資本等変動計算書が導入されている。また、（連結）株主資本等変動計算書の導入とともに会社計算規則第129条から144条の規定に基づき注記表が導入されている。

2006年（平成18年）の税法改正において、上記会社計算規則の内容が、法人税法にそのまま導入されている（法人税法第74条ならびに法人税法施行規則第35条）。

(3) 会社計算規則第3条の会計慣行のしん酌規定に基づく法人税法改正

2007年（平成19年）3月30日に公表された企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく会計上の処理と税制上の処理の整合性をもたせる（会計に沿った税制上の処理を認める）為に、2007年（平成19年）に法人税法も改正されている。

具体的には、ファイナンス・リース取引（資産の賃貸借で、賃貸借期間中の契約解除が禁止されており、かつ、賃借人が当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担する等の要件を満たすものをいう。）のうち、リース期間の終了時にリース資産の所有権が賃借人に無償で移転するもの等以外のもの（以下、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）は、売買取引とみなすというものである（法人税法第64条の2）。

会計慣行のしん酌規定とは、「会計の原則」を定めた会社法第431条の規定「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」における「公正処理基準」と会社計算規則第3条の規定「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」における「しん酌規定」により成立する規定である。

よって、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」は、会社法第431条の「公正処理基準」および会社計算規則第3条の「しん酌規定」規定により、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準となることから、リース取引関連税制の改正は、企業会計基準の公表内容に基づく会計上の処理と税制上の処理の整合性をもたせる為に改正

されたケースとして注目に値するものである。

次に挙げる表 5 は、新会計基準の公表がもたらした度重なる商法の改正とその後の会社法の施行により、法人税法がいかなる影響を受けることとなったかについて一覧にしたものである。

表5 計算規定を中心とした1997年（平成9年）以降の法人税法改正の要旨（筆者作成）

法人税法 の改正年	改正の要旨	法人税法に影響を及ぼした商法・会社法 ならびに会計基準等
1997年 (平成9年)	金融機関等がおこなうトレーディング業務の対象となる有価証券・デリバティブ等の時価評価導入	銀行法等の改正
1999年 (平成11年)	① 金融機関等がおこなうトレーディング業務の対象となる有価証券・デリバティブ等の時価評価導入（業態の拡大） ② 株式交換制度ならびに株式移転制度に基づく株式交換ならびに株式移転についての課税の繰り延べ・譲渡益課税の免除	① 1999年（平成11年）企業会計審議会「金融商品に係る会計基準」ならびに1999年（平成11年）金融資産の時価評価にかかる商法改正 ② 1999年（平成11年）の株式交換制度ならびに株式移転制度にかかる商法改正
2000年 (平成12年)	有価証券の評価方法等について、時価評価を導入	1999年（平成11年）企業会計審議会「金融商品に係る会計基準」
2001年 (平成13年)	会社分割制度に伴う分割・合併等が、（税法上の）適格組織再編成に該当する場合の譲渡損益計上の繰延べ	2000年（平成12年）の会社分割制度の創設にかかる商法改正
2006年 (平成18年) 会社法施行	① 役員賞与の費用処理 ② 貸借対照表の変化 ③ 利益処分案（損失処理案）の廃止 ④ （連結）株主資本等変動計算書の導入 ⑤ 注記表の導入	① 2005年（平成17年）ASBJ「役員賞与に関する会計基準」ならびに会社法第361条 ② 2005年（平成17年）ASBJ「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」ならびに会社計算規則第105条、108条 ③ 会社法第453条、454条 ④ 2005年（平成17年）ASBJ「株主資本等変動計算書に関する会計基準」ならびに会社計算規則第91条、127条

		⑤ 会社計算規則第 129 条から 144 条の各条文
2007 年 (平成 19 年)	① 「役員賞与の費用処理」の改正 ② 所有権移転外ファイナンスリース取引の改正（賃貸借処理から売買処理への改正）	① 定期同額給与の範囲，事前確定届出給与の届出期限等の改正 ② 2007 年（平成 19 年）企業会計基準委員会「リース取引に関する会計基準」いわゆる，会社計算規則第 3 条の「会計慣行のしん酌」規定に基づく改正のケース

以上、第1節では、新会計基準が、従来の会計基準へ及ぼした具体的な影響について考察し、第2節では、新会計基準の導入に伴う一連の商法改正の趣旨とその後の会社法の施行に至る経緯とその趣旨および商法改正と平行して行われた金融商品取引法の施行に至る経緯について考察した。また、第3節では、新会計基準の公表と一連の商法改正および会社法の施行により改正された法人税法の具体例について考察したところである。

上述の時系列に基づく各節の具体的な考察により、新会計基準のわが国への導入は、商法（会社法）を中心に構成されるわが国の制度会計全体に改革をもたらすほどのインパクトの強い会計思想であったことが十分理解できたところである。

新会計基準の会計思想は、言うまでも無く、会計の有する「情報提供」機能を最大限活用することにあるのであるが、この新会計基準の会計思想は、大企業・公開会社には必要である一方で、会計の有する「利害調整」機能が最も優先される中小企業・非公開会社にとっては、実務上、必ずしも有用ではないという事実も同時に明らかとなったのである。

よって、第4節では、新会計基準が導入されたことによる実務上の要請として、「中小企業の会計に関する指針；以下、指針」が公表されたことが、第1章第2節で考察した「代表的な確定決算基準廃止論」にいかなる影響を及ぼすことになるかについて考察する。

第4節 確定決算基準廃止論に及ぼす影響

第1章第2節において、IAS/IFRSと新会計基準との収斂に基づく廃止論および逆基準性の弊害に基づく廃止論を述べたところであり、また、本章第1節において、新会計基準の公表に基づくわが国の制度会計の変革が、最終的には、企業規模に基づく会計基準の二元化をもたらした経緯についても既に考察したところである。

前述の様々な新会計基準は、世界的な会計基準の収斂に基づき大企業・公開会社向けに公表されたものである。その一方で、会計基準の収斂は、同時に、新会計基準を必ずしも必要としない中小企業・非公開会社向けの会計基準として、指針の公表をも促すこととなった。よって、以下、指針の公表によって明らかとなった企業規模に基づく会計基準の二元化が、IAS/IFRSと新会計基準との収斂に基づく確定決算基準廃止論に及ぼす影響について考察する。

指針は、税務基準を、実務上、1つの会計基準として認容したところにその最大の特徴を見出すことができるのであるが、税務基準とはまさしく「逆基準性」そのものを意味することに注意しなければならない。よって、指針が内包する「逆基準性」を考察することにより、確定決算基準廃止論の根拠の1つである「逆基準性」が、実は、確定決算基準継続の根拠になり得る可能性についても併せて考察する。

(1) 国際会計基準・国際財務報告基準と新会計基準との収斂に基づく確定決算基準廃止論に及ぼす影響

IAS/IFRSと新会計基準との収斂は、平成9年以降の度重なる商法の改正を促し、商法改正を包摂する会社法が成立したことで、新会計基準と会社法との収斂作業が進んだことは既に考察したところである。また、わが国の制度会計における実務上の齟齬が生じないよう、引き続きASBJより新会計基準（企業会計基準）が次々と公表されていることも既に考察したところである。

会社法そのものは、旧商法のような独自の計算規定を有さず、そのほとんどを、計算規定のしん酌規定を定めた会社計算規則に委任している。具体的には、企業規模に応じた公正処理基準に基づく計算をしん酌するということである。換言すれば、会社法ならびに会社計算規則の条文が意味することは、公正処理基準の二元化を認容したものと考えられる

のである（図 11, 図 12, 図 13 ならびに図 14）。

図 11

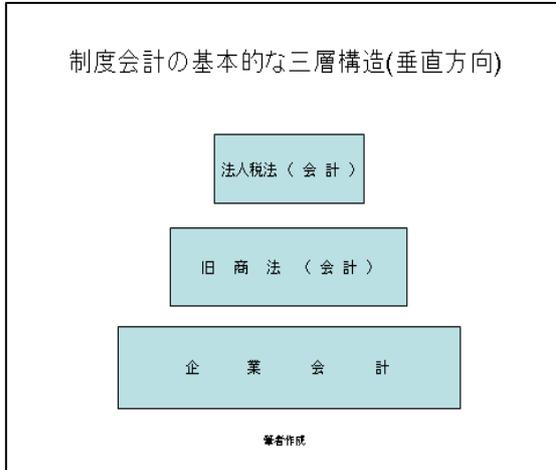


図 12

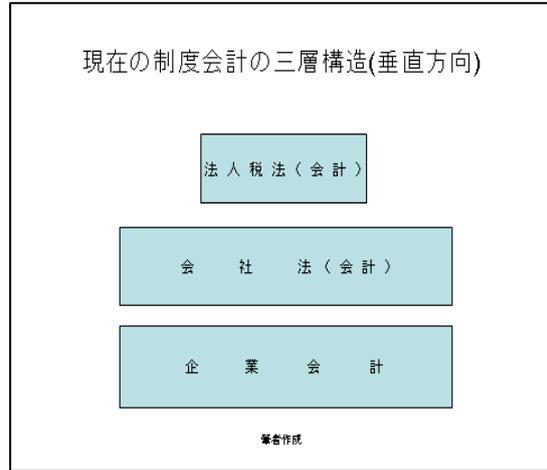


図 13

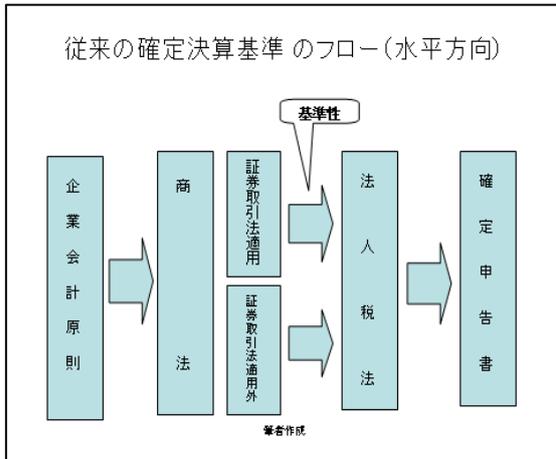
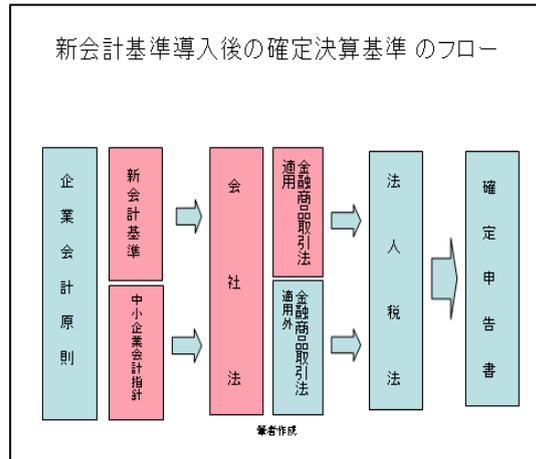


図 14



それでは、公正処理基準の二元化によってもたらされる影響とは一体何であろうか。それは、大企業・公開会社における、IAS/IFRS と新会計基準との収斂に基づく廃止論の根拠の1つである、「確定決算基準は、国内・国外向けの財務諸表の二重基準を誘発する制度であり、国際的な会計基準の統一化・調和化の作業の障害になる」という実務上の問題点が解消されるのではないかということである。

なぜならば、新会計基準と会社法との収斂が達成されることにより、新会計基準に基づき算出される企業利益は、申告調整を主体とした税務調整により課税所得が算出されるこ

とになると考えられるからである。つまり、国内・国外向けという二重基準に基づく財務諸表の作成を考慮する必要がなくなると考えられるのである（図 15 ならびに図 16）³⁵。

図 15

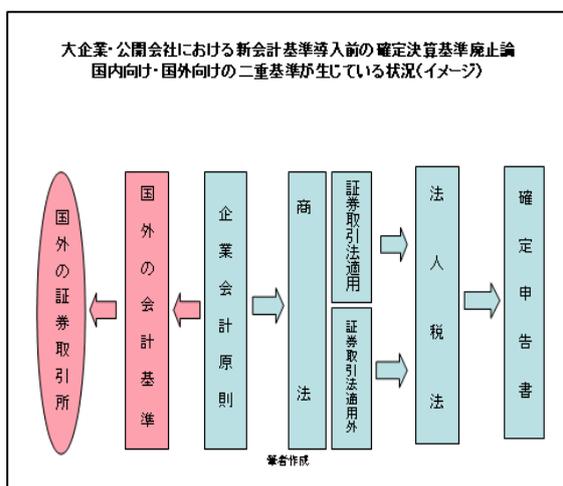
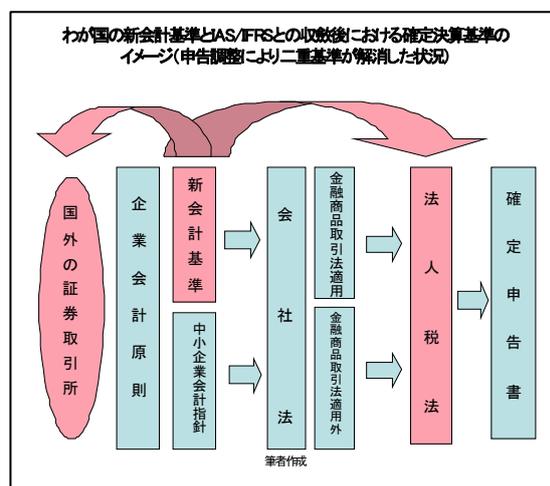


図 16



通常、申告調整が必要となるものとしては、法人税法における「別段の定め」が挙げられる。実は、この「別段の定め」こそ、法人税法固有の諸規定であるため、逆基準性を含む決算調整以外の全ての税務調整は、法人税確定申告書の別表 4 において企業利益の申告調整がおこなわれ、課税所得が算出されるシステムになっている。

なお、申告調整そのものは、わが国のみならず他国においても、また、会計制度上の確定決算基準採用の有無にかかわらず、税額の算出のためには必要なプロセスであるということについては注意しなければならない。

(2) 逆基準性の弊害に基づく確定決算基準廃止論に及ぼす影響

逆基準性の弊害に基づく廃止論は、大企業・公開会社における逆基準性の問題に端を發

³⁵ 武田（昌）・後藤[2008]によると、グローバルスタンダードの特徴である企業の組織再編を促した平成 9 年以降の新会計基準の公表と平成 18 年の会社法施行に合わせて、法人税法では、「組織再編税制」の整備がなされたことについて触れ、「組織再編税制」は、広く申告調整を認めることにより、会社法や企業会計の求める処理を妨げることがないように最大限の配慮がされていると述べている。武田昌輔・後藤喜一編著『会社税務積義』第一法規、2008 年、1405 の 7-1405 の 19 頁。

していることは、第1章第2節において、既に考察したとおりである。いわゆる、税法上のさまざまな規制あるいは特典の前に、会計の有する機能の1つである「情報提供」に資する新会計基準の有する意義が、財務諸表上に適切に反映されなくなるおそれ（いわゆる、税務基準の企業会計への介入）があるという、主張である（図17）。

図 17

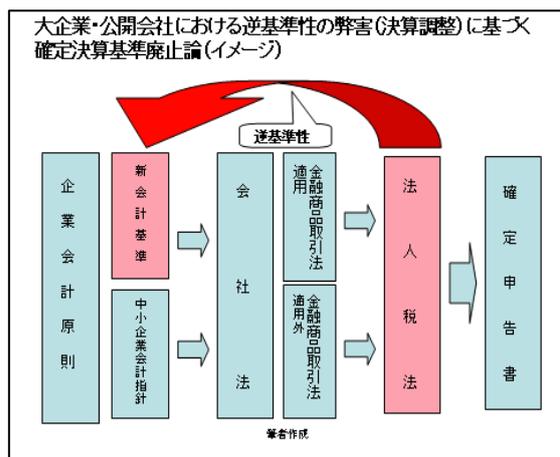
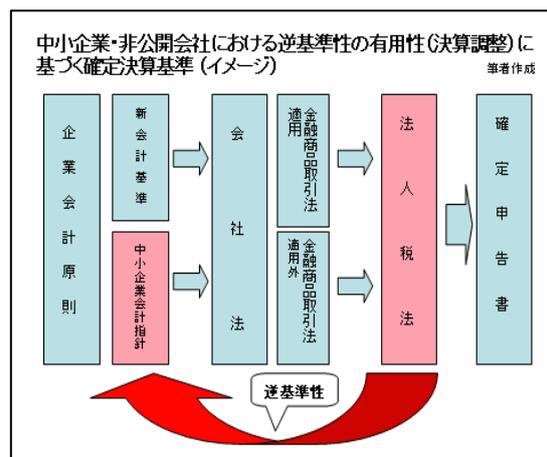


図 18



しかし、前述したとおり、新会計基準と会社法との収斂作業が進んだ結果もたらされた公正処理基準の二元化により、大企業・公開会社は今後、申告調整を主体とした税務調整により課税所得の計算をおこなう方向に進むものと考えられるのである（図16）。

新会計基準が、わが国に導入される以前の状況においては、IAS/IFRSに基づいた国外向けの財務諸表が、そのまま国内の財務諸表として利用することが難しかったのであるが、新会計基準導入後、新会計基準との収斂が進んだ会社法の施行により、新会計基準に基づき算出される企業利益は、申告調整をおこなうことで、直接、課税所得の計算をおこなうことを可能ならしめていると考えられるのである。換言すれば、申告調整がおこなわれることにより、逆基準性が生じる可能性が減少すると考えられるのである。

一方、中小企業・非公開会社における逆基準性の問題については、新会計基準と会社法との収斂作業に基づく公正処理基準の二元化により指針が公表されるに至ったのであるが、考察の結果、指針の最大の特徴は、税務基準を、実務上、1つの会計基準として容認したところにある。また、税務基準とはまさしく「逆基準性」そのものを意味することが明らか

かとなった(図18)のである³⁶。よって、中小企業・非公開会社は今後、本指針に基づき、決算調整を主体とした税務調整をおこなうことで、適正な課税所得の算出が可能になると考えられるのである。

その結果、大企業・公開会社が主張する①IAS/IFRSと新会計基準との収斂に基づく廃止論、②逆基準性の弊害に基づく廃止論のいずれもが、今後、確定決算基準の弊害を主張する直接的な根拠とはなり得ないと考えられるのである。

一方、指針が内包する「逆基準性(税務基準)」は、中小企業・非公開会社にとって、(大企業・公開会社が主張する)確定決算基準廃止論の根拠としての「逆基準性」とはなり得ず、むしろ確定決算基準継続の根拠としての「逆基準性」の存在が明確になったと考えられるのである。

³⁶ この点について、田中(敏)[2008]は、「会計慣行→会社法(商法)→法人税法という会計の三重構造は、確定決算により、法人税法の主張が会社法会計に強く影響力を行使している傾向にあり、法人税法のいう三重構造は、会計慣行→会社法(商法)⇔法人税法となっている」と指摘している。田中(敏)前掲論文、123頁。

第3章 国際会計基準・国際財務報告基準が各国等の中小企業の会計制度に及ぼした影響¹

第1節 ドイツにおける国際会計基準・国際財務報告基準の国内導入による影響と逆基準性の原則の現状

ドイツ²は、典型的な制定法国家であり、わが国の商法典（新・旧商法ならびに会社法）の原型となった明治32年商法は、その編纂時において、当時のドイツ商法典の影響下にあったことは、既に第2章第2節において考察したところである。

ドイツにおける商法会計の最大の特徴として挙げられるのは、①ドイツ商法典第238条（帳簿記帳義務）以下に定められたドイツ商法典の概念である「正規の簿記の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung;以下、GoB³）」、②ドイツ所得税法第5条第1項に定めのある「商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する基準性の原則（Maßgeblichkeitsgrundsatz;以下、基準性の原則⁴）」である⁵。このうち、①のGoBは、わが国の「公正処理基準」に近似するものであり、②の基準性の原則は、わが国の確定決算基準に近似する規定であると考えられる。ただし、わが国の制度会計と大きく異なる点として注意しなければならないことは、商法典そのものに、詳細な会計基準に関する規定

¹ 米国においても、税務会計と企業会計の制度的な一致に関する議論が以前から存在する。特に、2000年以降のエンロン事件を端緒とした会計不信を契機として企業利益と課税所得の乖離について強い批判が生じた経緯がある。なお、米国においては、イギリス、IASBおよびわが国のような中小企業・非公開会社向けの会計基準の公表が現在までになされていないため、本章における考察対象としては選定していない。

² ヨーロッパ委員会の2000年の統計資料によると、ドイツには約354万8千社の企業が存在し、その内、従業員数250人未満の中小企業数は、全企業数の99.6%を占めていることから、わが国と同様に企業規模の二元化が著しいことが理解できる。

European Commission, *The Sixth (2000) report of the observatory of European SMEs*.
<http://www.eim.nl/observatory7and8org>.

³ 第238条第1項第1文「すべての商人は、帳簿を記帳し、かつ、その帳簿上に、自己の商取引および財産状態を正規の簿記の諸原則に従って明瞭に記載する義務を負う」宮川一男・W・フレリックス監修 遠藤一久・石原肇・川口八洲雄・鈴木義夫・千葉修身訳『現代ドイツ商法典第2版』森山書店、1993年、3頁。

⁴ Herausgegeben vom Bundesministerium der Finanzen, *Amtliches Einkommensteuer-Handbuch*2005, Stollfuss, Bonn, 2005, S. 166.

⁵ ドイツ法人税法第8条（所得の確認）では、法人税法上も所得税法の規定を援用している。Herausgegeben vom Bundesministerium der Finanzen, *Amtliches Körperschaftsteuer-Handbuch*2006, Stollfuss, Bonn, 2006, S. 62.

を包摂していることである。ドイツの制度会計は、ドイツ商法典における GoB を計算の基本規定とすることにより、適正な会計慣行を基礎とする旨を明示しているため、ドイツ所得税法は、税法独自の立場から適正な会計慣行に依準する旨の規定を設けることなく、基準性の原則によってその趣旨を明示しているものと解せられている⁶。

ドイツ商法典における会計の規定には、そもそも IAS/IFRS に基づく会計思想は導入されておらず、取得原価主義・債権者保護等を重視した保守的な会計が、1980 年代前半まで維持されていたのであるが、ドイツにおいても、わが国と同様 1990 年代以降、IAS/IFRS に基づく新会計基準の国内導入と伝統的な制度会計との収斂に伴い、会計思想上の諸問題が発生している。ただし、わが国と状況が異なる点は、ドイツでは、既に 1980 年代から、会計基準の国際化（当時では、国際的調和化）の問題に取り組んでいたということである。

ドイツにおける会計基準の国際化問題への具体的な取り組みとしては、まず、EC 加盟国の一員として EC 域内の「会計の比較可能性と同等性」の改善を図るため、EC 会計関連指令（EC 第 4 号、第 7 号、第 8 号）⁷に基づく 1985 年の商法典の改正（いわゆる EC 会計関連指令のドイツ国内法としての会計指令法への転換：会計基準の国際化への第 1 段階）であり、その後、コンツェルン（連結）決算書に国際財務諸表としての適正性をあたえるため、1998 年に「資本調達容易化法」および「企業領域統制・透明化法」を成立させた経緯（会計基準の国際化への第 2 段階）が挙げられる。

一方、EU は、2002 年に、IAS/IFRS 適用に関する EU 命令を公布し、2005 年以降、EU 域内に本店を置く上場企業ないし資本市場指向的な企業のすべてに IAS/IFRS の適用を強制することを表明した。この措置に伴い、ドイツにおいては、2004 年 12 月に「企業会計法改革法」を成立させ、IAS/IFRS を商法典の中に組み込むことで、2005 年以降の IAS/IFRS の前面実施⁸に備えることとなった（会計基準の国際化への第 3 段階）。

⁶ 武田隆二『制度会計論』中央経済社、1982 年、147 頁。

⁷ ローマ条約（欧州経済共同体（EEC）を設立する条約）に定める諸目標達成のため、広範囲に及ぶ経済活動を対象として制定される指令である。EC 第 4 号指令は、資本会社（株式会社、株式合資会社、有限会社）の個別財務諸表の作成・開示に関する加盟国会社法規の調和化を目的として 1978 年（昭和 53 年）に制定されている。財務諸表が会社の財産、財務状況および損益につき「真実かつ公正な概観（True and Fair View）」の伝達義務など全 62 条の規定がある。EC 第 7 号指令は、多くの点で第 4 号指令に依拠しながら、連結財務諸表の作成・開示など全 51 条の規定がある。なお、EC 第 8 号指令は、監査人の資格に関する規定である。

⁸ 欧州証券規制委員会（CESR）は、2005 年（平成 17 年）、先進諸国の中で IFRS を自国の会計基準に採用することを表明していない日本、米国、カナダに対し、同等性評価に関する

本節では、まず、ドイツの会計制度の特徴である GoB、基準性の原則ならびに逆基準性の原則について、その概要について考察する。次に、今までに実施された会計基準の国際化への具体的な取り組みの経緯ならびに会計基準の国際化に対応した税法改正の経緯について考察する。そして最後に、上述の会計基準の国際化に向けた取り組みにより浮かび上がる逆基準性の原則の継続について考察する。

(1) 正規の簿記の諸原則、基準性の原則ならびに逆基準性の原則についての概要

GoB は、1897 年の商法典改正以来、ドイツ商法会計法の基軸をなす規範概念である。ドイツにおいては、制定法上の明文をもって、商業帳簿および年度決算書の作成に関する規範原則 (GoB) を明示的に掲げて、商人と資本会社の会計を規律する法秩序の基軸的枠組みを設定している。よって、諸帳簿および年度決算書は、GoB への適合をもってはじめて合法・正規のものとされることから、GoB は、会計に対する法の主導を媒介する法律上の文言・概念であり、かつ諸帳簿および年度決算書作成上、GoB への一般的準拠が指示されているという意味で、「一般規範」とみなされている⁹。

GoB は、一方で、その概念が法文上規定されていない不確定な法概念でもある¹⁰。ドイツ商法典が、GoB という不確定な法概念を置いた理由は、成文法主義の下で、立法者はむしろ不確定な法概念を置くことによって、法領域で生起する多様な事態を規律し、法基準の内容を状況や見解の変化に対して余地を残すことを意図しているからである¹¹。換言すれば、GoB の内容を詳細に成文化することは、むしろ会計実務の発展に対する法の適応能力を弱めることになるとして、諸帳簿と年度決算書の作成に関する基準を、法律形式でおおってしまうことを意識的に回避しているのである。この意味で、内容と範囲が不確定な GoB なる法概念をもって法秩序の貫徹を図ったドイツ商法会計の規範原理のあり方は、「立法の偉

技術的助言(テクニカル・アドバイス)をおこなっていた。その後、2008年12月に欧州委員会(EC)は、わが国の新会計基準について、米国会計基準と同様にEUの採用するIFRSと同等である旨を公表している。企業会計審議会企画調整部会「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」の公表について、2009年2月。

⁹ 佐藤博明「正規の簿記の諸原則」佐藤博明編著『ドイツ会計の新展開』所収、森山書店、1999年、100頁。

¹⁰ 佐藤前掲書、99頁。

¹¹ 佐藤前掲書、103頁。

業」とすらいわれている¹²。

一方、ドイツ所得税法第 5 条第 1 項は、「法律上の規定に基づき、帳簿を記帳し、且つ、定期的に決算書を作成する義務を負っているか、もしくは任意に帳簿を記帳し、且つ、決算書を作成する営業者にあっては、経済年度末に、商法上の正規の簿記の諸原則に従って表示されなければならない経営財産が計上されなければならない（以上、1 文）。利益算定に際しての税法上の選択権は、商法上の年度貸借対照表と合致して行使されなければならない（以上、2 文）」と規定されている¹³。この規定こそが、基準性の原則と呼ばれる根拠条文となるものである。

基準性の原則を更に細分化すると、実質的な基準性の原則と形式的な基準性の原則とに分離することができる。前者は、商事貸借対照表が、税法上別段の定めがない限り、税務貸借対照表作成の際の基準となることを意味しており、ドイツ所得税法第 5 条第 1 項の第 1 文がその根拠条文となる。

後者は、いわゆる逆基準性の原則といわれるものであり、同項第 2 文がその根拠条文となる。具体的には、特定領域の限られた租税優遇措置（割増償却、特別償却、流動資産の評価減、特定資産の LIFO 等）が商法会計に介入する場合、部分的かつ限定された範囲で商法会計の税法に対する基準性が逆転する現象のことである。換言すれば、税制上の優遇措置を受ける目的でおこなわれる強行的な課税実務のために、基準性の原則が逆転し、税法の価値計上が、商法の価値計上の基準になった現象を意味する¹⁴。

（２） ドイツにおける会計基準の国際化への具体的な取り組み

① 会計基準の国際化への第 1 段階（1985 年の商法典の改正）

従来、ヨーロッパにおいては、統一性のある会計制度は存在しなかったのであるが、EC 域内においては、経済統合を目指すなかで、「会計基準の国際的調和化（いわゆるハーモナイゼーション）」を図る動きが EC 加盟各国の会社法制調和化の一環として進展していた。具体的には、1970 年代後半以降に出された EC 会計指令であり、この指令を受ける形で、ド

¹² 佐藤前掲書、104 頁。

¹³ 野上千穂「ドイツ「基準性原則論」新展開の現代的意味」『會計』第 165 卷第 3 号、2004 年 3 月、45 頁。

¹⁴ 川口八州雄「商法会計と税法会計」佐藤前掲書所収、155—158 頁。

イツにおいても、1985年に商法典の改正をおこない¹⁵、1986年1月1日から施行された。

1985年改正商法典の意義は、EC第4・7・8各号指令のドイツ国内法への転換作業の結果として商法典第3編「商業帳簿¹⁶」の規定が組み込まれたことにある¹⁷。ところが、当時、GoBはEC第4号指令の「真実かつ公正な概観 (True and Fair View)」条項よりも優先するとの解釈がなされていた¹⁸ため、基準性の原則が堅持された個別決算書は国内対応、コンツェルン決算書がEC域内対応という二元化に基づく国際対応がおこなわれることとなった¹⁹。

その結果、商法典の慎重の原則に基づく資本維持の優位性を認めることで、債権者保護を意図した個別決算書から作成されるコンツェルン決算書は、外国資本市場ならびに外国投資家の情報ニーズを反映した必要十分な情報提供を果たしているとは言い難く²⁰、なお且つ、当時、大手コンツェルンによる国際資本市場における直接金融のための会計の国際化が進んでいたことから、会計基準の国際化への第2段階の処理が必要となったのである。

② 会計基準の国際化への第2段階 (資本調達容易化法、企業領域統制・透明化法の成立)

会計基準の国際化への第2段階の処理を促すきっかけの1つとなった代表的な問題として、1993年にダイムラー・ベンツ社が、ニューヨーク証券取引所への上場申請に作成した米国の一般に公正妥当と認められた会計基準 (Generally Accepted Accounting Principle ;

15 木下勝一「商法会計法の形成—2つの波—」佐藤前掲書所収、15頁。

16 ドイツの現行商法典第3編「商業帳簿」は、企業会計に関する基本的・包括的規定を新設したものである。第1章「すべての商人に対する規定」、第2章「資本会社 (株式会社、株式合資会社および有限会社) に関する補完規定」、第3章「登記済協同組合に関する補完規定」、第4章「信用機関に関する補完規定」から構成されており、第1章の一般規範を第2章から第3章の特殊規範が補完する構成となっている。

17 このうち本節に直接関係のあるEC第4号指令ならびにEC第7号指令について説明すると、EC第4号指令の「真実かつ公正な概観 (True and Fair View)」条項は、商法典第3編第2章「資本会社 (株式会社、株式合資会社および有限会社) に関する補完規定」第264条 (作成の義務) 第2項に取り込まれ、EC第7号指令に基づくコンツェルン決算書等の作成免責条項等は、第291条 (コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の作成免除) ならびに第292条 (コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の作成免除に関する法規命令授權) として取り込まれている。

18 木下前掲書、17頁。

19 木下前掲書、25頁。

20 松本康一郎・稲見亨共著「ドイツにおけるIASへの対応」『国際会計基準の導入に関する総合的研究 最終報告』日本会計研究学会・特別委員会、2003年9月、79頁。

以下、US-GAAP²¹⁾に基づく決算書問題が挙げられる²²⁾。この問題は、EC 域内の国際的調和化から更に US-GAAP への適応を迫られた結果生じたものである。

ダイムラー・ベンツ社は、米国での上場に際してドイツ国内基準である商法典規制のほかに、米国の証券取引法の規制を受けることとなり、その結果、US-GAAP 基準に基づいたコンツェルン決算書の報告もおこなう必要が生じ、この問題を契機として、ドイツ商法典と US-GAAP の二重の規制を受けたコンツェルン決算書報告をおこなうという会計基準の二元化問題が生じたのである²³⁾。

この事態に対してドイツがとった方策は、商法典改正により US-GAAP/IAS 適応条項を新たに設けることであり、具体的には、1998 年に制定された「資本調達容易化法」「企業領域統制・透明化法」の成立である。

「資本調達容易化法」を成立させた趣旨は、商法典の中に商法典に基づくコンツェルン決算書の作成義務の免責を規定する商法典 292a 条 (US-GAAP/IAS 適応条項) を新設することにあつた。具体的には、商法典第 3 編「商業帳簿」の会計規範システムの中に免責条項を挿入するという法形式のもとに、US-GAAP/IAS によるコンツェルン決算書の作成を受け入れる途を法制化するという対応措置を採ったのである²⁴⁾。この措置により、財務諸表作成に際しての二重コストの発生が回避されることになったのであるが、商法典を最高法規とするドイツの会計制度において、自らの法適用について免責範囲を与えたことは特筆すべきことと考えられる²⁵⁾。

「企業領域統制・透明化法」を成立させた目的の 1 つは、「資本調達容易化法」の成立により、US-GAAP/IAS によるコンツェルン決算書にも適応するためのドイツ史上初の「会計基準設定機関」の設置を実現させることであり、具体的には、商法典第 342 条 (私的会計委

²¹⁾ 米国の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board ; FASB) が定める財務会計基準である。

²²⁾ 鈴木義夫『ドイツ会計制度改革論』森山書店、2000 年、43-44 頁。
1993 年度の決算書において、ドイツ商法典に基づく 6 億 1,500 万ドイツ・マルクの利益を示す一方で、US-GAAP に基づくと 18 億ドイツ・マルクの損失が生じたという内容である。一般的には、ドイツの会計制度は、米国の会計システムより保守主義的であると考えられていた。この問題により、ドイツの会計制度における秘密積立金の取崩し等の存在が浮き彫りになったと考えられる。

²³⁾ 木下前掲書、33-34 頁。

²⁴⁾ 木下前掲書、42 頁。

²⁵⁾ 松本・稲見前掲書、79 頁。

員会) および第 342a 条 (会計審議会) を新設することにあつた²⁶。「会計基準設定機関」は、上記いずれかの条文に基づき設置することとなっており、結果的には、商法典第 342 条に基づく「ドイツ会計基準委員会」が設置された²⁷。

「企業領域統制・透明化法」ならびに「資本調達容易化法」の成立により、債権者保護に基づく保守主義的なドイツの会計制度は、国際資本市場における直接金融のための会計の国際化に向けた対応が整ったと考えられる。しかし、会計基準の国際化への第 2 段階においてもドイツの対応は、上述のとおり、Konzern決算書の範疇に限定した会計基準の国際化を推進したに過ぎず、個別決算書については、従来どおりの会計制度が温存された状況であったことが理解できる。

③ 会計基準の国際化への第 3 段階 (企業会計法改革法の成立)

EU は、2002 年に「IAS/IFRS 適用に関する EU 命令²⁸; 以下、EU 命令」を公布したことにより、2005 年から EU 域内に本店を置く上場企業ないし資本市場指向的な企業のすべてに IAS/IFRS の適用を強制することを表明した。この EU 命令に基づき、ドイツでは 2004 年 12 月に「企業会計法改革法」が成立し、EU 命令を国内法化することで 2005 年から IAS/IFRS の導入を実施することとなった²⁹のであるが、一方で、ドイツは、EU 命令の中に IAS/IFRS の適用領域を拡大することに関し、加盟国立法選択権を認めさせる努力を EU 命令の交付前から継続していた経緯があつた³⁰。

加盟国立法選択権とは、具体的には、商法典第 315 条 (IAS/IFRS によるKonzern決算書に関する規定) ならびに同 325 条 (公示) を新設したことにある。前者は、EU 命令対象企業に対し、商法典のKonzern会計規範の適用を免責する一方で、EU 命令対象外の

²⁶ 他には、連結決算書における報告内容の拡張を図ることであり、商法典第 297 条第 1 項の改正 (資金計算書およびセグメント情報の附属明細書への追加) ならびに第 289 条第 1 項の改正 (企業のリスク情報の状況報告書への追加) があつた。

²⁷ 木下前掲書、43 頁。

²⁸ 木下勝一「EU 承認 IFRS のドイツ商法会計規範への国内法化—2005 年ドイツ会計改革をどう見るか—」『会計』第 170 巻第 1 号、2006 年 7 月、19 頁。2005 年以降、資本市場指向企業に対し、IAS/IFRS 準拠のKonzern決算書の作成を義務づけるとともに、US-GAAP 適用の企業に対する猶予を 2007 年まで認め、さらに、IAS/IFRS の適用領域を拡大することに関し、引き続き加盟国立法選択権を認めるというものである。

²⁹ 郡司健「ドイツ会計制度改革の新局面—ドイツ会計法改革法 (Bi1ReG) によせて—」『会計』第 168 巻第 4 号、2005 年 10 月、473—474 頁。

³⁰ 木下前掲論文、19 頁。

企業に対しては、コンツェルン決算書の作成に際して、商法典あるいは IAS/IFRS の選択適用を認めるものである。後者は、官報における決算書開示に際し、商法典上の個別決算書に変えて IAS/IFRS 準拠の個別決算書の公表を情報提供目的に限定したうえで認めるものである。この措置により、利害調整機能の特徴とする商法典個別決算書と情報提供機能の特徴とする IAS/IFRS 個別決算書が併存することとなったのである³¹。

「企業会計法改革法」に基づく IAS/IFRS の導入は、結局のところ、商法典第 3 編「商業帳簿」の規定における個別決算書・コンツェルン決算書の二元化対応および会計目的・機能の差別化に基づく枠組みのなかに組み込まれていることが理解できる。換言すれば、商法典第 3 編「商業帳簿」の規定のなかに EU 命令を組み込むという立法過程を通じてのみ、IAS/IFRS が強制規範または慣習規範としての効力をもち得るところにドイツの会計制度の特殊性を見出すことができるのである³²。

④ 現在までの税法改正の経緯

GoB は、1897 年の商法典改正以来、ドイツ商法会計法の基軸をなす規範概念であることは、既に考察したとおりである。一方、ドイツ商法会計制度の基礎である税法会計に対する商法会計の基準性の原則については、税法上の利益測定と商法上の利益測定とを結び付けた最初の州が、1874 年のブレーメンとザクセン州である³³ことから、GoB の制定よりもさらに 23 年遡及する歴史を有する規定であることが伺える。この点について、遠藤[1984]は、1874 年ザクセン所得税法第 22 条において、すでに「正規の商人の慣習に合致するような諸原則」が謳われていたと述べたうえで、GoB が求められた根本的動因は、税法における課税所得の算定にあったとしている³⁴。

一方、飯塚[1988]は、1895 年 6 月 25 日に制定されたヘッセン州政府の一般所得税法の第 19 条第 8 項において「正規の簿記の諸原則に従い……」との文言が使用されていたことから、GoB の概念は、ヘッセン州の所得税法に淵源していたと主張しており、その上で、GoB の淵源が、ドイツ商法典であるとするわが国の一般的認識の誤りを指摘している³⁵。

³¹ 木下前掲論文，19－20 頁。

³² 木下前掲論文，22－23 頁。

³³ 川口前掲書，151 頁。

³⁴ 遠藤一久『正規の簿記の諸原則』森山書店，1984 年，19 頁。

³⁵ 飯塚毅『正規の簿記の諸原則（改訂版）』森山書店，1988 年，32 頁。

その後、基準性の原則は、1891年、1920年の各所得税法にも保持された³⁶後、1925年の所得税法第13条において、歴史上初めて「正規の簿記の諸原則」概念が税務上の利益測定基準であると宣言され³⁷、1934年の所得税法第5条第1項では、経営財産が正規の簿記の諸原則に従って表示されなければならないことが規定されている。1955年の所得税法第5条においてもほぼ同様の表現が受け継がれた後、今日の所得税法第5条第1項に至っている³⁸。

以上の考察から、GoBの淵源は、ドイツの所得税法にあり、GoBは、その制定当初から課税所得の算出と不可分の関係を有していたことは明らかである。よって、GoBと基準性の原則とは、ドイツの制度会計を理解するうえで、まさしく表裏一体の関係であることが理解できるのである。

(3) 会計基準の国際化と逆基準性の原則

ドイツにおいても、わが国と同様1990年代以降、IAS/IFRSに基づく新会計基準の国内導入と伝統的な制度会計との収斂に伴い、会計思想上の差異に基づく混乱が生じている。

ドイツの場合、既に、1980年代から、EC加盟国の一員として会計基準の国際化（当時では、国際的調和化）の問題に取り組んでいたことは既に考察したところである。会計基準の国際化は、更に、GoBと並ぶドイツ商法会計制度の基礎の一つである基準性の原則に関しても変革を促した経緯が存在する。

基準性の原則と会計基準国際化との最初の接点は、EC会計関連指令（EC第4号、第7号、第8号）に基づく1985年の商法典の改正（いわゆるEC会計関連指令のドイツ国内法としての会計指令法への転換：会計基準の国際化への第1段階）直前に制定された所得税法第6条第3項（当時）の逆基準性の規定である。この規定により、初めて逆基準性が法制化されている。その後、所得税法第6条第3項は、1989年12月22日の租税改革法により廃止され、第5条第1項の2文が新設された³⁹。この措置により、税法会計が、実質的に商法会計を支配する一方、商法会計は、包括的な逆基準性の合法化により、その独立性は、有名

³⁶ 鈴木前掲書、70頁。

³⁷ 川口前掲書、153頁。

³⁸ 鈴木前掲書、70頁。

³⁹ 川口前掲書、148－149頁。

無実化している（商法会計の形骸化）⁴⁰。

このようなドイツ商法会計制度上の問題点が存在するにもかかわらず、その後、前述した会計基準の国際化への第2段階ならびに第3段階を経た現在においても、依然として所得税法第5条第1項に規定される逆基準性を含む基準性の原則が維持されている理由とは一体何であろうか。

その理由として考えられることは、前述した会計基準の国際化への第2段階における、「資本調達容易化法」ならびに「企業領域統制・透明化法」の成立である。この2つの立法措置により、債権者保護に基づく保守主義的なドイツの会計制度は、国際資本市場での直接金融のための会計国際化への対応に向けた対応が整ったと考えられるのである。具体的には、コンツェルン決算書の範疇に限定した会計基準の国際化を推進することが可能となった一方で、従来からの個別決算書については、逆基準性に基づく会計制度が温存される状況となったことが理解できるのである。

以上の考察からドイツでは、現在に至るまで会計基準の国際化への様々な具体的な取り組みがおこなわれたにもかかわらず、逆基準性を含む基準性の原則は、依然として維持されていることが明らかとなった。いわゆる、会計基準の国際化を前面に押し出しながら、その背後では、従来の租税制度の保持が見て取れるのである。したがって、ドイツにおける現代の逆基準性を含む基準性の原則の制度的意味は、会計基準の国際化を標榜した上で、現行の租税制度の保持にあると考えられるのである⁴¹。

⁴⁰ 川口前掲書，168頁。

⁴¹ 野上前掲論文，54頁。

第2節 イギリスにおける中小企業向け会計基準

イギリスは、米国と同様に典型的な慣習法の国家であるにもかかわらず、財務報告制度に関しては、会社法を基礎に形成されているところは、ドイツやわが国に代表される制定法国家と近似しており、ここにイギリス会計制度の特質を垣間見ることができる。具体的には、イギリス会社法が、会計に関する大枠を規定し、会計基準が、詳細かつ具体的な規定を提供するシステムは、わが国の制度会計と近似するものである。

一方、イギリスは、ドイツと同様に、1980年代から、EC加盟国の一員として会計基準の国際化（当時では、国際的調和化）の問題に取り組んでいた経緯を有している。また、わが国と同様、1990年代以降、IAS/IFRSと国内会計基準との収斂に基づく新会計基準の公表とその複雑化に起因する中小企業における「会計基準の過重負担（Accounting Standards Overload）」問題が生じたことから、他国に先駆けて中小企業向けの会計基準の制定に関する取り組みをおこなってきた経緯を有している。

イギリスでは、この問題について、法人行政ならびに証券取引行政を所管する貿易産業省（Department of Trade and Industry；以下、DTI）ならびに会計士団体の協力を得た会計基準審議会（Accounting Standards Board；以下、ASB）は、1997年に中小企業向け会計基準（Financial Reporting Standards for Smaller Entities；以下、FRSSE）を公表している。この経緯は、わが国においては、中小企業庁が、2002年3月に「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表後、会計関連4団体（日税連、会計士協会、日本商工会議所、ASBJ）が設置した「中小企業の会計の統合に向けた検討委員会」より、2005年8月1日に「中小企業の会計に関する指針；以下、指針」を公表した経緯と共通性を有している。

よって、本節ではまず、イギリスの会社法ならびに会計基準に関する概略とその特徴について考察を行い、次に、FRSSEの公表に至る経緯とFRSSEの特徴について考察する。そして最後に、2006年会社法の改正とそれに伴うFRSSE改革の現状について考察することで、FRSSEとわが国の指針に関する相違点を明らかにする。考察の結果、わが国やイギリスのように制度会計を採用する国家においては、新会計基準の国内導入に伴い生じた、会計基準の二元化問題に対処する方策として、中小企業向けの計算書類に関する規定の開発と会計基準の二元化を認容する会社法の存在が不可欠であり、そのような制度会計を再構築することに合理性があることを結論として述べることにする。

(1) イギリスの会社法ならびに会計基準についての概要

イギリス⁴²は、コモン・ロー体系に属する国の会計としての伝統を有しているのであるが、1844年の会社登記法⁴³による会計規制がおこなわれるまで、確固とした会計基準は存在せず、慣習に基づき処理されてきた経緯がある。その後、経済の発展に伴い重大な不正事件⁴⁴の発生を期に、規則を明文化することによって「監査のための会計」が求められることとなった。

イギリスの会社法のベースとなるものは、1948年会社法である。その後イギリスは、1967年の改正を経た後の1973年にEC加盟を果たしているのであるが、1978年に公布されたEC第4号指令において、イギリス会社法の最高規範概念である「真実かつ公正な概観(True and Fair View; 以下、TFV)」が採択されていることから、イギリスの会計制度は、EC指令やIAS/IFRSに基づく調和化あるいは収斂に対し相当の影響力を有していることが理解できる⁴⁵。その後、1981年会社法では、上述のEC第4号指令を国内法化する改正をおこない、1989年会社法では、EC第7・8号指令の国内法化を中心とした改正をおこなっている。

一方、現代会社法のベースとなるのは、1985年会社法である。1985年会社法の最大の特徴は、「TFV」ならびに「離脱規定」が挙げられる。この2つの特徴は、そのままイギリスの財務報告制度の特徴でもありと考えられるため、以下、各々について考察することとする。

まず、前者のTFVについてであるが、TFV概念の起源は、1856年会社法が、貸借対照表における「真実かつ正確な概観」を要求したことにある。その後、1948年会社法において「真実かつ公正な概観」に表現が変更され今日に至っている。

TFVの直接的な根拠条文である1985年会社法第226条第2項には、「貸借対照表において

⁴² ヨーロッパ委員会の2000年の統計資料によると、イギリスには約370万社の企業が存在し、その内、従業員数250人未満の中小企業数は、全企業数の約99%を占めていることから、わが国ならびにドイツと同様、企業規模の二元化が著しい状況であることが理解できる。European Commission, 前掲ウェブサイト。

⁴³ この法律により、会社設立は、免許主義から準則主義へ移行し、登記設立、会社情報の公開・監査が義務づけられた。

⁴⁴ 1931年のロイヤル・メール・スチーム・パケット社事件をはじめとするいくつかの会計不祥事が発生したにも拘らず、職業会計団体が、何ら対応策を提示しなかったことが批判され、プライベート・セクターによる会計規制の必要性が唱えられた。

⁴⁵ 井戸一元「イギリスの財務報告」『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』第18号、2001年、1-2頁。

は、TFVに基づいた期末における会社の財政状況を反映させなければならない。また、損益計算書においては、TFVに基づいた会計期間中に生じた会社の損益を反映させなければならない。」と定められている。この規定により、TFVの概念は、会計基準の準拠性を基本的前提としているものの、形式的な準拠性よりも経済的実態の反映である実質性が優先される概念（実質優先概念）であると解される⁴⁶ことから、TFVが、イギリスにおける財務諸表作成の最優先原則であることが理解できる。しかし、会社法においては、TFVそのものについての具体的な説明を何らおこなっていない為、曖昧さと抽象性が感じられる⁴⁷が、財務諸表の内容および様式に関する包括的な上位概念として他の会計諸基準に優先している⁴⁸。

次に、後者の離脱規定であるが、TFVと同じ1985年会社法第226条に規定がなされている。同条第5項には、「特別な状況下において、仮に、関連法規を遵守することにより、TFVとの不一致をもたらすのであれば、取締役は、TFV実現の為、必要な範囲内で関連法規からの離脱をおこなわなければならない。離脱に際しては、離脱した理由ならびにその影響について、計算書類の注記に記載しなければならない。」と規定している。

離脱（departure）という用語は、一般的には、消極的あるいはマイナスのイメージが付きまといがちであり、無論、わが国の制度会計には存在しない規定である。しかし、イギリスでは、会社法のみならず会計基準においても、一般的なガイドラインの中からその会社に最も適した会計基準を選択適用できるという考え方を採用しており、また、会計事象の歴史的発展に伴って、実務的に対応するために逐次改正や新設の設定もなされている⁴⁹。

以上の考察から、イギリスでは、会社法においても会計基準においてもTFVが実質優先概念であり、かつ、財務諸表作成の最優先原則であることは明らかであり、会社法においては、TFVを定める同じ条文中に離脱規定を置くことで、その存在をますます強固なものにしていると考えられる⁵⁰。

⁴⁶ 森田哲彌・宮本匡章編著『会計学辞典(第4版)』中央経済社、2001年、273-274頁。

⁴⁷ この点については、ドイツのGoBならびにわが国の公正処理基準も同様であると考えられる。

⁴⁸ 菊谷正人『英国会計基準の研究』同文館出版、1988年、171頁。

⁴⁹ 企業財務制度研究会『EC指令とEC各国における開示制度と開示内容』財団法人企業財務制度研究会、1994年、33頁。

⁵⁰ TFVは、最新の会社法である2006年会社法第396条第2項に引継がれ、離脱規定も、同条第5項に引継がれている。条文の内容は、使用される助動詞が、shallからmustに変更された点を除き、1985年会社法とほぼ同じ内容である。

(2) 中小企業向け会計基準の公表に至る経緯

前述したように、イギリスにおいてもわが国同様、1990年代以降、IAS/IFRSと国内会計基準との収斂に基づく新会計基準の公表とその複雑化に起因する中小企業における「会計基準の過重負担」問題が生じていた。イギリスは、この問題について、他国よりも早い段階から中小企業向けの会計基準の制定に関する取り組みをおこなってきた結果、ASBは、1997年11月にFRSSEを制定している。以下、制定に至るまでの経緯について概観する。

イギリスにおける「小会社」ならびに「中会社」の概念は、会社法においては比較的新しい概念であり、上記1981年会社法において導入されたものである⁵¹が、1985年会社法第221条の規定では、全ての会社に対して、前述したTFVに基づく財務諸表を作成することを義務づけたことにより、会社の規模にかかわらず、財務諸表に要求される開示範囲の著しい増加ならびに財務諸表の統一性の欠如という結果をもたらしている。ここに、中小企業における会計基準の過重負担問題の端緒が生じたことを認識することができる。

このような状況の下、法人行政ならびに証券取引行政を所管するDTIは、①会社に課せられた負担を最小にすることを包括的な狙いとする「会社の負担の最小化策」、②財務諸表利用者に提供される情報が合理的なニーズを満たすことを保証するかどうかに関する「利用者ニーズの保障」に関して会社法上の会計規定が与えるインパクトをレビューするという事態が生じている⁵²。

① FRSSEの構成

イギリスでは、元来、小会社の会計問題について、「普遍性概念 (universality concept)」と「基本的スケジュール論 (basic schedule for small companies)」⁵³という対立する2

⁵¹ 1907年会社法において「私会社」概念が導入され、会計規制の免除を認めた後、1948年会社法では、免除範囲を限定する「免除私会社」が導入されたが、1967年会社法で「免除私会社」は廃止された経緯がある。日本会計研究学会課題研究委員会報告書「中小会社会計基準に関する基本研究—特に、英国の小会社会計基準 (FRSSE) を巡って—」2003年9月、日本会計研究学会、11頁。

⁵² 武田隆二『中小会社の計算公開と監査—各国制度と実践手法—』清文社、2000年、280頁。

⁵³ 「普遍性概念」とは、1つの会計基準をすべての会社に共通する基準として扱い、特定の規模基準を充足する会社 (例えば小会社) に対して、個別的に適用を免除する概念である。一方の「基本的スケジュール論」とは、外形的には「小会社向け財務諸表の標準様式」

つの概念が存在していたが、FRSSE の公表は、従来の「普遍性概念」から「基本的スケジュール論」への転換を意味するものであり、諸外国でも類例をみない画期的な試みである⁵⁴。

更に、イギリスの会計基準の設定主体であり、かつ、大企業向け会計基準の設定主体である ASB が FRSSE を公表したことにより、「大企業向け会計基準 (Big GAAP)」と「中小企業向け会計基準 (Little GAAP)」という会計基準の二元化をもたらされたところに、会計基準のグローバル化に対応するイギリスの会計制度の特徴を見出すことができる。

FRSSE は、かつての設定主体であった会計基準委員会 (Accounting Standards Committee ; 以下, ASC) が公表した「会計実務基準書 (Statements of Standard Accounting Practice ; 以下, SSAP)」, ASB が公表した「財務報告基準 (Financial Reporting Standards ; 以下, FRS)」ならびに ASB 内に設置されている会社法と会計基準の調整を目的とした緊急問題特別委員会 (Urgent Issues Task Force ; 以下, UITF) が公表する「UITF 合意書」から構成されている。FRSSE は、上記基準等を小会社向けに一つの文書として取りまとめたものであり、量的には、Big GAAP の 13% に相当する分量にまで圧縮されている⁵⁵。

FRSSE は、1997 年 11 月の公表後、現在までに 6 回の改定をおこなっている⁵⁶。改定は、上述した FRSSE を構成する SSAP, FRS ならびに UITF 合意書が各々改定されことに伴い実施されるものである。

それでは、現在まで公表された FRSSE のうち、2008 年 6 月に公表された 2008 年 FRSSE の構成について考察する。表 6 は、2008 年 FRSSE の構成を一覧にしたものである。

を作成し、内形的には「小会社に対する固有の会計基準」を立案する理論である。

⁵⁴ 河崎照行「英国における中小会社の会計基準 (FRSSE) - その全体像と簡素化のプロセス - (1)」『税経通信』第 56 巻第 8 号, 2001 年 6 月, 34 頁。

⁵⁵ 河崎前掲論文, 34-35 頁。

⁵⁶ 現在までに 1999 年, 2000 年, 2002 年, 2005 年, 2007 年, 2008 年の改定が実施されている。なお, 2008 年 FRSSE は, 2008 年 4 月 6 日以後開始する会計期間に適用される。

表 6 2008 年 FRSSE の構成一覧（筆者作成）

項目		項目	
FRSSE の地位について		13	外貨換算
2008 年 4 月発効 FRSSE について		14	後発事象
A	FRSSE の目的	15	関連当事者に関する開示
B	会計実務基準	16	連結財務諸表
1	範囲	17	取締役の報酬
2	一般	18	取締役に関する報告
3	損益計算書	19	効力の発生と経過措置に関する日付
4	収益の認識	20	2007 年 FRSSE の廃止
5	総認識利得・損失計算書（注）	C	定義
6	固定資産とのれん	D	任意に基づく開示
7	リース	E	2008 年 FRSSE の採用
8	流動資産	付表 I	法規の企業への要求に関する注釈
9	課税	II	退職給付に係る会計基準
10	年金	III	会計処理の実例と実践的考慮
11	引当金，偶発債務ならびに偶発債権	IV	FRSSE の発展
12	資本調達	V	FRSSE の改正点

（注） Statement of total recognized gains and losses の規定である。FRSSE では、損益計算書とともに総認識利得・損失計算書を作成することとなっている。ただし、当期に認識される利得損失が、損益計算書上の項目に限られる場合、この計算書の作成は不要となる。この計算書に計上される例としては、固定資産の再評価損益や投資有価証券の未実現損益が挙げられる。

② FRSSE の特徴

表 6 から分かるように FRSSE の巻頭は、FRSSE の地位 (STATUS OF THE FRSSE) である。FRSSE の地位第 3 条 (General ; 一般条項) では、会社法の要請 (規定) が、FRSSE 上に反映していることを明記していることから、以下、FRSSE に反映された会社法の規定のうち重要な規定について考察する。

まず、FRSSE における小会社ならびに小グループに関する条文としては、FRSSE の地位第 7 項 (Scope ; FRSSE が適用される企業の範囲) ならびに会計実務基準第 1 項 (Scope ; FRSSE が適用される企業の範囲) が挙げられるのであるが、小会社 (小グループ) の定義については、FRSSE 付表 (会社法の適用に関する注記) 第 1 項における小会社 (小グループ) の規定⁵⁷において明らかにしている。具体的には、2006 年会社法の第 382 条 (Companies qualifying as small : general) ならびに第 383 条 (Companies qualifying as small : parent companies) の規定をそのまま採用している。

次に、TFV については、会計実務基準第 2 項 (General ; 一般条項) の 2.2 に規定⁵⁸されており、離脱規定に関しては、同項 2.3 号から 2.5 号に規定されている。FRSSE における離脱規定そのものは、1997 年・2000 年・2002 年の各 FRSSE には存在しなかったのであるが、ASB が、2004 年 11 月に公表した 2005 年 1 月以降に効力を有する FRSSE (2005 年 FRSSE) に向けた改定において初めて離脱規定が採用されている。

2005 年 FRSSE に初めて離脱規定が定められた背景には、ASB が、2003 年 1 月に作成した FRSSE の改革に関する諮問文書 (草案) 『『ワン・ストップ・ショップ』FRSSE』 (Consultation Paper (Draft), *A 'one-stop shop' Financial Reporting Standard for Smaller Entities (FRSSE)*) の存在が挙げられる。

この諮問文書 (草案) の趣旨は、1985 年会社法の規定 (小会社の計算書類の形式と内容に関する規定) を FRSSE に組み込むことにより、会社法と会計基準の要請を同時に充足 (い

⁵⁷ ①売上高 650 万ポンド以下、②資産総額 326 万ポンド以下、③従業員数 50 人以下という 3 つの条件のうち 2 つ以上に該当する小会社 (小グループ) をいう。ここで注意を要するのは、2006 年会社法第 382 条ならびに同法第 383 条においては、上記条件のうち①が 560 万ポンド以下、②が 280 万ポンド以下と定められていたが、欧州議会本部の指令に基づく 2008 年会社法規則 (2008 年 2 月 19 日成立) が 2008 年 4 月 6 日に施行された際に、会社法の①ならびに②の条件をそれぞれ増額する措置が採られている。

⁵⁸ TFV に関しては、会社法のほかに前述した UITF 7 (True and Fair View Override Disclosures ; 真実かつ公正な概観を優先した開示) が存在する。

わゆる『ワン・ストップ・ショップ』) することが可能となる考え方を提案するものであった。よって、『ワン・ストップ・ショップ』を実施することにより、会社法と会計基準における会計規定の重複が減少することで、FRSSE が、真に小会社のための会計と開示に関する唯一の拠り所として機能することが期待されていたのである⁵⁹。換言すれば、小会社に関する規定の大幅な簡素化をメインとした会社法の改革（現代化）であったことから、以下、会社法の改正と FRSSE の改革について考察する。

(3) 会社法の改正と中小企業向け会計基準の改革

① FRSSE の改革 (One stop shop FRSSE) に関する考察

小会社に関する規定の大幅な簡素化の原点は、1998 年 3 月に DTI が編成した「会社法見直し作業グループ」にあり、同グループは、2001 年 7 月に最終報告書『競争力ある経済のための現代会社法』(Final Report, *Modern Company Law for a Competitive Economy*) を公表している。その後、イギリス政府も 2002 年 7 月に会社法改革草案（以下、白書）『会社法の現代化』(White Paper, *Modernising Company Law*) を公表した経緯がある⁶⁰。

白書の要点は、(a) 計算書類の形式と内容に関する規則と基準は、すべて「基準設定団体」に委任し、会社法には、会計と報告に関する基本的枠組みだけを規定する。(b) 小会社の計算書類に関する規定は、すべて FRSSE に包摂する。(c) 小会社の範囲を約 2 倍に拡大し、中会社の区分を廃止する。(d) 小会社が作成し、届け出る計算書類と報告書の様式を簡素化する。(e) 株主宛の計算書類と会社庁宛の（簡略）計算書類の区別を廃止する。(f) 計算書類の作成・届出期間を短縮するというものであった。

DTI や政府による会社法改革の動きを受けて、ASB は、2001 年 2 月に討議資料『FRSSE の見直し』(Discussion Paper, *Review of the FRSSE*) を公表後、2003 年 1 月に FRSSE の改革に関する諮問文書（草案）『ワン・ストップ・ショップ』FRSSE を作成し、2004 年 3 月に、討議資料『ワン・ストップ・ショップ』FRSSE を公表するに至ったのである。

上述の討議資料では、会社法の規定（主として、会社法のスケジュール 8「小会社の計算

⁵⁹ 日本会計研究学会前掲論文，173 頁。

⁶⁰ 河崎照行「英国会社法の改革と中小会社会計基準（FRSSE）のゆくえ」『税経通信』第 58 巻第 15 号，2003 年 12 月，27 頁。

書類の様式と内容」(Schedule 8 ; Form and Content of Accounts Prepared by Small Companies)⁶¹⁾を、FRSSEの各パラグラフに組み込むことにより、会社法と会計基準の要請を同時に充足する「ワン・ストップ・ショップ」の考え方が提案されるに至ったのである⁶²⁾。

② 2006 年会社法の概要

上述のDTI, 政府ならびにASBによる会社法改革の動きを受けて、2006年11月8日に2006年会社法は成立している。イギリスの会社登記所公式サイト⁶³⁾によると、2006年会社法の実施時期については、各編ごとに異なっているものの、2009年10月までには全編が実施されることとなっている。このうちFRSSEが適用される対象となる小会社ならびに小グループに関する条文である第382条ならびに第383条の規定やTFVならびに離脱規定の根拠条文である第396条を含む第15編「計算規定と財務報告 (Part 15 Accounts and Reports)」については、2008年4月6日以後に開始する事業年度から適用されることとなっている。

また、同サイトによると、2006年会社法改正の要点は、(a)株主に向けた会社への関与と長期的投資の促進、(b)より好ましい規制と「小会社優先」アプローチ(‘Think Small First’ approach)の保証、(c)会社設立ならびに経営の容易化、(d)将来に向けた柔軟性ある対応となっている。

以上、イギリスの会社法ならびにFRSSEについて考察してきた。前述したように、イギリスにおいてもわが国同様、1990年代以降、IAS/IFRSと国内会計基準との収斂に基づく新会計基準の公表とその複雑化に起因する中小企業における「会計基準の過重負担」問題について、イギリスは、他国に先駆けて中小企業向け会計基準(FRSSE)の開発に成功したことで、会計基準の二元化問題に対応することが可能となっている。

FRSSEの開発が成功した最大の要因は、イギリス会社法におけるTFVならびに離脱規定の存在ではないかと考えられる。なぜならTFVの概念は、会計基準の準拠性を基本的前提としているものの、形式的な準拠性よりも経済的実態の反映である実質性が優先される概念(実質優先概念)であると解されているからである。一方の離脱規定は、特別な状況下に

⁶¹⁾ 例えば、発生主義の原則および計算書類の様式の追加や連結決算書類に関する規定の削除が挙げられる。

⁶²⁾ 河崎照行「中小会社会計基準の特性」『税務会計研究』第16号、2005年9月、40-41頁。

⁶³⁾ <http://www.companieshouse.gov.uk>.

において、仮に、関連法規を遵守することにより、TFV との不一致をもたらすのであれば、取締役は、TFV 実現の為、必要な範囲内で関連法規からの離脱をおこなわなければならないと規定されているからである。つまり、イギリスにおいては、会社法のみならず会計基準においても、一般的なガイドラインの中からその会社に最も適した会計基準を選択適用できるという考え方が採用されていることから、TFV と離脱規定は、まさに表裏一体の関係にある規定であると考えられるのである。

TFV と離脱規定に基づけば、企業の実態に応じて、大企業向け会計基準と中小企業向け会計基準の乗換えが十分可能であると考えられるのである。まさに、TFV と離脱規定にイギリス型制度会計の最大の特徴を見出すことができるのである。

以上の考察から、現在のわが国の制度会計とイギリスの制度会計は、(i) 計算書類の形式と内容に関する規則と基準は、「基準設定団体」に委任し、(ii) 会社法には、会計と報告に関する基本的枠組みだけを規定する。(iii) 新会計基準の国内導入に伴い生じた会計基準の二元化問題に対処する為、中小企業向けの計算書類に関する規定を開発した。という点において共通性を有していることが理解できるのである。いわゆる、基底層としての会計基準、中間層としての会社法、最上層としての法人税法という垂直方向としての制度会計の三重構造を保持していると考えられるのである。

このうち (iii) の中小企業向けの計算書類に関する規定を開発した経緯については、イギリスでは、DTI (わが国の経済産業省に相当する省庁) が、中小会社における「会計基準の過重負担」問題を取り上げ、ASB は、1997 年という早い段階で FRSSSE を公表し、その 9 年後の 2006 年に会社法と会計基準 (FRSSSE) の収斂 (上記の (i) ならびに (ii)) を果たし、会計基準の二元化問題に対応可能な制度会計を再構築している。なお、2006 年会社法の規定を反映させた 2008 年 FRSSSE は、2008 年 6 月に公表されている。

一方、わが国では、(iii) に関して、イギリスに遅れること 5 年後の 2002 年に、国会において初めて中小企業における会計基準の過重負担問題が取り上げられ、同年、中小企業庁 (経済産業省の傘下庁) が、「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表している。そして、その 3 年後の 2005 年に、会計関連 4 団体により構成される「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」より「中小企業の会計に関する指針」が公表されるに至っている。

ここまでの経緯は、両国の近似性が認められる一方で、わが国の対応がイギリスの後塵を拝した感が否めない。しかし、上記の (i) ならびに (ii) に関するわが国の対応は迅

速であったと考えられるのである。なぜなら、2005年に成立し、翌年公表された会社法・会社計算規則は、上記の（i）ならびに（ii）の内容が組み込まれた法規（わが国の制度会計の特徴である公正処理基準）であった為、結果的には、わが国のほうが、イギリスより早い段階で会計基準の二元化問題に対応可能な制度会計を再構築したと考えられるのである。

以上の考察から、わが国やイギリスのように制度会計を採用する国家においては、IAS/IFRSの影響に基づく新会計基準の国内導入に伴い生じた、会計基準の二元化問題に対処する方策として、中小企業向けの計算書類に関する規定の開発と会計基準の二元化を認容する会社法の存在が不可欠であり、上記内容を包摂した制度会計を再構築することに合理性があると考えられるのである。

第3節 国際会計基準審議会の中小企業向け国際財務報告基準（草案）

IASBは、2007年2月15日に中小企業向けIFRS（草案）（Exposure Draft of International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities；以下、IFRS for SMEs（草案））を公表⁶⁴しており、2009年の第1四半期には、正式にIFRS for SMEsが公表される予定である⁶⁵。

IFRS for SMEs（草案）の最大の特徴は、IASBの概念フレームワーク⁶⁶をベースに、公的な（社会一般に対する）説明責任を有さない中小企業だけに適合する財務報告基準を開発するため、認識・測定原則において、中小企業に直接関連の無い項目の省略化・簡素化を実施することで、量的には、実に、IFRSを85%以上縮小させたことにある。

なお、IFRS for SMEs（草案）の開発に着手したのは、IASBの前身であるIASCの時代に遡ることから、以下、IFRS for SMEs（草案）開発の現在に至るまでの経緯について概観することで、IFRS for SMEs（草案）の基本的な概念の考察をおこなうこととする。

（1） 中小企業向け国際財務報告基準（草案）の公表に至る経緯

イギリスのASBがFRSSEを公表した1997年の翌年の1998年4月に、IASCは、中小企業の会計基準に対する議論の高まりを背景として、中小企業の会計問題に関するプロジェクトを開始している。その後、2000年12月のIASCからIASBへの移行において、IASCは、IASBでの重要な討議事項の1つに中小企業の会計基準問題を提示したことにより、IASBは、中小企業に関する研究プロジェクト立ち上げ、2003年4月には、中小企業に関する助言委員会（Advisory Panel）を編成し、中小企業向け会計基準の策定に向けた本格的な取組み

⁶⁴ IASB, *Press Release*, February 2007, <http://www.iasb.org>.

⁶⁵ IASBは、2008年5月に草案名をIFRS for Private Entitiesに名称を変更した後、2009年1月にはIFRS for Non-Publicly Accountable Entitiesに再度名称変更をおこなっている。この点について本節では、①IASBが、中小企業向けのIFRSを草案するに至った経緯を考察することに主眼を置いており、また論題の考察には、従来の名称を使用するほうがより適切であること、②上記名称の変更は、遡及しておこなわれず、実質的には何ら変更はないことから、本論文では、従来の名称であるIFRS for SMEsをそのまま使用することとする。

⁶⁶ 財務諸表の作成および表示に関するフレームワークのことである。概念フレームワークは、1989年4月にIASC理事会で承認された後の同年7月に公表され、2001年4月にIASBにより採用されている。

を開始している。

同年 7 月には、IASB は、グローバルな中小企業会計基準の策定をおこなうことを正式に決定し、同年 9 月には、中小企業向け会計基準の策定に関する基本方針⁶⁷が提示された⁶⁸。

以上の経緯を踏まえて 2004 年 6 月に公表されたのが、「討議資料 中小企業向け会計基準に関する予備的見解 (DISCUSSION PAPER *'Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities'*)」である。この討議資料は、上述の基本方針を公表した後に、IASB に寄せられた質問を基に論点を 8 項目に整理し、各論点について、IASB が予備的見解を表明する構成となっている。

表 7 は、討議資料の各論点と各論点に対する IASB の予備的見解をまとめたものであるが、このうち、論点 1, 2, 3 の内容は、後述する IFRS for SMEs (草案) の第 1 項 (範囲) に反映される内容であり、注目に値する箇所である。とりわけ、第 1 項 (範囲) は、イギリスの FRSSSE が採用する量的基準 (規模テスト⁶⁹) ではなく、「公的な説明責任の有無」という質的基準により中小会社の特性を判断することを明確にしている。この点については、わが国の指針⁷⁰と近似していると考えられる。

また、論点 4, 5, 6, 7 の内容は、後述する IFRS for SMEs (草案) の第 2 項 (概念と普及に関する原則) および第 3 項 (財務諸表の開示) に反映される内容である。第 2 項および第 3 項は、IASB の概念フレームワークを中心に、開示と表示ならびに認識と測定に関する IFRS for SMEs (草案) の基本概念を抽出した内容で構成されている。

なお、IASB は、討議資料公表後も、中小企業向けの財務報告基準に関して寄せられた質問事項の公表や基準諮問会議 (Standards Accounting Council) および世界基準設定機関 (World Accounting Standards Setters) との会合ならびに作業部会での度重なる討議を

⁶⁷ ①中小企業の特性は、量的基準 (規模テスト) ではなく、質的基準 (公的な (社会一般に対する) 説明責任の有無) により決定する。②中小企業会計基準の策定にあたっては、IFRS 等から基本コンセプトを抽出し、それに基づき会計基準のフレームワークを形成する。③基本コンセプト、開示・表示原則、および認識・測定原則の修正は、財務報告の利用者ニーズに基づく。ただし、認識・測定原則は、IFRS の維持を基本とする。④中小企業会計基準は、単独の会計基準として公表する。

⁶⁸ 河崎照行「中小会社会計基準の国際的動向」『企業会計』第 56 巻第 7 号、2004 年 7 月、119 頁。

⁶⁹ ①売上高 650 万ポンド以下、②資産総額 326 万ポンド以下、③従業員数 50 人以下という 3 つの条件のうち 2 つ以上に該当する場合、FRSSSE の適用を受ける小会社 (小グループ) に該当する。

⁷⁰ ①金融商品取引法の適用を受ける会社ならびにその子会社及び関連会社、②会計監査人を設置する会社およびその子会社を除く株式会社が、指針の対象となる。

おこなっており、2006年1月には IFRS for SMEs（草案）が正式に提出されている。IFRS for SMEs（草案）は、その後も討議や改訂が繰り返され、2007年2月15日に IFRS for SMEs（草案）が公表されるに至っている。

表8は、IFRS for SMEs（草案）の要旨を一覧にしたものである。

表7 討議資料「中小企業向け会計基準に関する予備的見解（要約）」（筆者作成）

論 点		IASB の予備的見解	
1	IASB は、特別に、中小企業向けの財務報告基準を開発すべきか。	1.1	完全版 IFRS は、すべての企業に適合する。 IASB 概念フレームワークに示されている財務諸表の目的は、中小企業にとっても適切なものである。
		1.2	IASB は、中小企業向け会計基準を開発する。 IASB は、公的な説明責任を持たない企業にのみ適合する会計基準のセットを開発する。
		1.3	IFRS for SMEs 作成に関する表示の基礎を開示する。
2	中小企業向けの財務報告基準の目的は、どうあるべきか。	2	中小企業向けの財務報告基準の目的について。
		(a)	国際的にも中小企業に適合するよう、高品質で理解可能であり、強制力のある会計基準を提供する。
		(b)	中小企業向け財務諸表の利用者のニーズに合致することに焦点を置く。
		(c)	IFRS の概念フレームワークを基礎とする。
		(d)	国際的基準の使用を望む中小企業の財務報告上の負担の軽減。
(e)	公的な説明責任を有するようになった中小企業あるいは完全版の IFRS への転換を選択する中小企業が、容易に完全版 IFRS へ移行できるようにする。		
3	中小企業向けの財務報告基準は、いかなる企業への適用を意図しているのか。	3.1	企業規模テストはおこなわない。
		3.2	公的な説明責任の原則が存在する事例。

3	中小企業向けの財務報告基準は、いかなる企業への適用を意図しているのか。	(a)	経営者ではない投資家または、他の利害関係者との間に、高度な外的利害関係が存在し、その利害関係者は、その企業に関する財務情報を得る唯一の手段として第一義的に外部財務報告に依存している。
		(b)	その企業がおこなう事業の性質上、その企業は、本質的に公共サービスの責任を有している。
		3.3	公的な説明責任の存在を推定するうえでの指標 (完全版 IFRS に従うべき事例)。
		(a)	公の市場において、複数の種類の証券(金融商品)を発行する目的で、証券委員会あるいは他の規制機関に財務諸表を提出しているか、あるいは提出の過程にある。
		(b)	銀行、保険会社、証券ブローカー・ディーラー年金基金、会社型投資信託あるいは投資銀行のような外部の広範なグループのために、受託者の資格のもとに資産を保有している。
		(c)	基本的な公共サービスを提供する公益事業あるいは類似の事業体であるか。
		(d)	総資産、総利益、従業員数、市場の優勢、外部からの借入れの性質と範囲といった基準に基づき、自国において経済的に重要である。
		3.4	すべての所有者の同意が要求される。
		3.5	範囲：公的な説明責任を有さないすべての企業。
		3.6	子会社、共同支配企業および関連会社の場合、親会社等の投資家が、完全版 IFRS に従うことを要求すれば、そうすべきである。

4	<p>仮に、中小企業向けの財務報告基準が、特定の会計上の認識あるいは測定に関する問題に言及していない場合、それらの問題に直面した企業は、その問題をどのように解決すべきか。</p>	<p>IFRS への強制的復帰。</p> <p>IFRS では言及している特定の会計上の認識あるいは測定に関する問題について、中小企業向けの財務報告基準が言及していない場合、その企業は、その特定の問題のみを解決するために、IFRS に復帰することが求められる。</p> <p>それ以外の部分については、中小企業向け財務報告基準の適用を継続する。中小企業向けの財務報告基準では、この点について明らかにすべきである。</p>
5	<p>中小企業向けの財務報告基準を採用する企業は、IFRS では認められている処理のうち中小企業向けの財務報告基準では取り扱いが異なる IFRS の処理に従うことは選択できるか。</p>	<p>IFRS への選択的復帰。</p> <p>選択的復帰は、関連する IFRS の原則の全部ではなく、一部についてのみおこなうことは認められない。</p>
6	<p>IASB は、中小企業向けの財務報告基準の開発にどのように取り組むべきであるか。また、どの程度まで中小企業向けの財務報告基準を IFRS の概念および原則ならびに関連する強制的指針に置くか。</p>	<p>IFRS は、中小企業向け財務報告基準を開発するうえでの出発点である。</p> <p>中小企業向けの財務報告基準の開発は、IASB 概念フレームワークならびに IFRS の原則や関連する強制をともなう指針から基礎的概念を抽出することから始めるべきである。</p>
7	<p>仮に、中小企業向けの財務報告基準が、完全な IFRS の概念や原則ならびに関連する強制的指針をともなう指針を基に作成されるとするならば、それらの概念や原則を中小企業向けに修正するための基準はどうあるべきか。</p>	<p>修正に対する正当化。</p> <p>IFRS の概念あるいは原則に対するいかなる修正も、中小企業向け財務報告基準の利用者の識別された必要性あるいはコスト・ベネフィット分析を基におこなわなければならない。</p> <p>7.1</p> <p>7.2 開示と表示の修正の可能性。</p>

7	仮に、中小企業向けの財務報告基準が、完全な IFRS の概念や原則ならびに関連する強制をともなう指針を基に作成されるとするならば、それらの概念や原則を中小企業向けに修正するための基準はどうあるべきか。	7.2	開示と表示の修正は、利用者の必要性とコスト・ベネフィットに基づき正当化されるであろう。 開示の修正は、完全な IFRS と比較して、開示レベルが増加あるいは減少するであろう。
		7.3	認識と測定について、いかなる修正もおこなわないという反証可能な前提。 IFRS における認識と測定の原則に関して、いかなる修正もおこなわないという反証可能な前提を設けることとする。 そのような修正は、利用者の必要性あるいはコスト・ベネフィット分析に基づいてのみ正当化される。
8	中小企業向けの財務報告基準は、どのような構成で公表されるか。	8.1	独立した冊子として。 中小企業向けの財務報告基準は、独立した冊子として公表すべきである。IASB はまた、他の手段として、ウェブによる公表も予定している。
		8.2	IAS/IFRS の番号に基づく構成。 中小企業向けの財務報告基準は、次のようにすべきである。
		(a)	IAS/IFRS (および解釈指針) の番号体系に従う。 すなわち、SME-IAS1, SME-IAS2, SME-IFRS1, SME-IFRS2 など。
		(b)	貸借対照表から損益計算書といった連続した項目により統合されたイギリスの FRSSSE のようにテーマごとの再構成はおこなわない。

表 8 IFRS for SMEs (草案) 要旨一覧 (筆者作成)

項目	タイトル	淵源	項目	タイトル	淵源
	序文		20	引当金, 偶発負債および偶発資産 付表－適用指針	IAS37
1	範囲	無し			
2	概念と普及に関する原則	IASB フ レーム ワーク IAS 1	21	純資産	IAS1, 32
3	財務諸表の開示	IAS1	22	収益	IAS11
4	貸借対照表	IAS1		付表－収益認識の具体例	IAS18
5	損益計算書	IAS1	23	政府補助金	IAS20
6	株主持分変動計算書	IAS1	24	借入費用	IAS23
7	キャッシュ・フロー計算書	IAS7	25	株式報酬	IFRS2
8	注記	IAS1	26	非金融資産の減損	IAS2, 36
9	連結および個別計算書	IAS27	27	従業員給付	IAS19
10	会計方針, 会計上の見積りの変更および誤謬	IAS8	28	法人所得税	IAS12
11	金融資産ならびに金融負債 付表 A－実効利子率	IAS32, 39	29	超インフレ経済下における財務報告	IAS29
			30	外国為替レート変動の影響	IAS21
	付表 B－公正価値測定に関する考慮	IFRS7	31	事業セグメント	IFRS8
12	棚卸資産	IAS2	32	後発事象	IAS10
13	関連会社に対する投資	IAS28	33	関連当事者に関する開示	IAS24
14	ジョイント・ベンチャーに対する持分	IAS31	34	1株当たりの利益	IAS33
15	投資不動産	IAS40	35	特定事業	IAS41, IFRS4, 6
16	有形固定資産	IAS16	36	売却目的で保有する非流動資産および廃止事業	IFRS5
17	のれんを除く無形固定資産	IAS38	37	中間財務報告	IAS34
18	企業結合とのれん	IFRS3	38	中小会社会計基準の初度適用	IFRS1
19	リース	IAS17		用語解説	

(2) 中小企業向け国際財務報告基準（草案）の特徴

それでは、IFRS for SMEs（草案）の特徴を抽出するため、各項目における具体的な検討をおこなうこととする。上記項目のうち、特に序文、第1項（範囲）、第3項（財務諸表の開示）においてIFRS for SMEs（草案）の特徴を読み取ることができる。

まず、序文であるが、序文の第12号について検討する。第12号では、「税法は、各々の管轄権（各国の会計基準の設定主体）に対して特別な存在である。また、財務諸表の一般的な目的と課税所得の目的は異なっている。よって、このIFRS for SMEs（草案）に従い作成された財務諸表は、税法や税法に基づく規則により求められる測定に関し、全てにわたって適合するものではない。各々の管轄権は、IFRS for SMEs（草案）に基づき算出された利益あるいは損失を税務申告書上において調整することで、中小会社における二重の財務諸表を作成する負荷を減少させることが可能となるであろう。」と述べている。

つまり、この第12号は、各国の会計基準の設定主体に対し、IFRS for SMEs（草案）に基づき算出される利益あるいは損失を税務申告書上において調整する、いわゆる申告調整を推奨していることが理解できる。特に、前号の第11号においては、「中小会社は、しばしば、オーナー経営者のため、あるいは税務申告のため、あるいは証券規制非該当の申請のためだけに利用するため、財務諸表を作成している。財務諸表がこれらの目的のためだけに作成されることは、財務諸表の普遍的な目的に適っていない。」と述べていることから、IFRS for SMEs（草案）は、会計の利害調整機能よりも情報提供機能を優先させていることが理解でき、この考え方は、IFRSと共通性を有していることが伺える。

次に、第1項（範囲）についてであるが、この中で述べられている中小会社の定義は、IFRS for SMEs（草案）固有のものであることは、既に述べたところである。具体的には、第1.1号(a)において、公的な説明責任を有さない中小会社が、IFRS for SMEs（草案）のSMEsに該当することを明確にし、第1.1号(b)、第1.2号ならびに第1.3号において公的な説明責任を有することになる具体例について述べられている。

第3項（財務諸表の開示）については、第3.1号と第3.2、3.3、3.4、3.5、3.6の各号に注目すべきである。まず、第3.1号は、適正な表示（Fair Presentation）に関して述べている。この概念は、もともとIASBの概念フレームワークの第46項において取り上げられていたものであるが、討議資料では取り上げられていなかった経緯を有する。また、第3.2号では、IFRS for SMEs（草案）の遵守（Compliance with the (draft) IFRS for SMEs）

に関して述べているものの、3.3、3.4、3.5、3.6の各号は、IFRS for SMEs（草案）からの離脱規定について述べられている。具体的には、第3.3号において、「極端に稀な状況において、IFRS for SMEs（草案）を遵守することで、SMEs向けの財務諸表の目的（項目2：概念と普及に関する原則）と矛盾が生じ、その結果、誤解が生じかねないと経営陣が判断した場合、関連する規約に基づくフレームワークが要求するか、あるいは禁止項目がなければ、その企業は、第3.4号の手続きに則りIFRS for SMEs（草案）の遵守から離脱するべきである。」と明言している。

離脱規定については、そもそもIASBの概念フレームワークには存在しない規定であるため、IFRS for SMEs（草案）における離脱規定の淵源は、おそらくイギリスのFRSSEにあるのではないかと考えられる。なぜならば、イギリスは、1856年会社法においてTFV概念を世界に先駆けて導入し、一方の、離脱規定は、1985年会社法第226条の第5項において、TFV（第2項）とともに設けられている。さらに、1997年には、他国に先駆けて中小企業の会計基準であるFRSSEを公表しており、2005年FRSSE以降においてもTFVとともに離脱規定が採用された経緯があるからである。

イギリスにおいては、会社法のみならず会計基準においても、一般的なガイドラインの中からその会社に最も適した会計基準を選択適用できるという考え方が採用されていることから、TFVと離脱規定は、まさに表裏一体の関係にある規定であると考えられている。また、TFVと離脱規定に基づけば、企業の実態に応じて、大企業向け会計基準と中小企業向け会計基準の移行が十分可能であると考えられるのである。

この点については、討議資料第2項(e)において、中小企業向け財務報告基準の目的の一つとして、「公的な説明責任を有するようになった中小企業あるいは完全版のIFRSへの転換を選択する中小企業が、容易に完全版IFRSへ移行できるようにする」ことを挙げている。一方、IFRS for SMEs（草案）の第38項（中小企業会計基準の初度適用）においては、IFRSあるいはGAAPを適用していた大会社向けにIFRS for SMEs（草案）の初度適用に関する基準について述べていることから、IFRS for SMEs（草案）における適正な表示（Fair Presentation）および離脱規定は、イギリスのFRSSEにおけるTFVと離脱規定の影響の下に採り入れられたと考えられるのである。

以上の考察から、IFRS for SMEs（草案）の特徴を抽出すると、①適用される中小企業の範囲は、「公的な説明責任の有無」という質的基準により判断される。②IFRSとIFRS for SMEs（草案）相互の会計基準の移行が可能となるよう、適正な表示（Fair Presentation）規定

および離脱規定が設けられている。③企業利益から課税所得を算出する手法としては、申告調整を推奨している。その理由は、申告調整により、中小企業における二重の財務諸表を作成する負荷を減少させることが可能となるからである。

以上、わが国の指針との比較研究の対象として、わが国の指針以外に存在する中小企業向け会計基準を考察するため、本章第2節においてイギリスのFRSSEを、また、第3節ではIFRS for SMEs（草案）を考察したところである。結論から述べると、適用される中小企業の範囲が「量的基準」に基づくか、あるいは、公的な説明責任の有無という「質的基準」に基づくかの違いを除き、ほぼ、両会計基準のコンセプトに同質性が存在すると考えられるのである。

特に、EUは、2002年に「IAS/IFRS適用に関するEU命令」を公布したことにより、2005年からEU域内に本店を置く上場企業ないし資本市場指向的な企業のすべてにIAS/IFRSの適用が強制されている。さらに、2009年の第1四半期には、正式にIFRS for SMEsが公表される予定であることから、仮に、IASBが今後、EU域内にある全ての中小企業に対し、IFRS for SMEsの適用を強制するような事態が生じれば、イギリスは、EU加盟国の一員として、FRSSEの適用を廃止し、IFRS for SMEsの適用を認める事態も想定されるのである。

いずれにしても、FRSSE、IFRS for SMEs（草案）どちらの基準においても、わが国の指針の特徴である逆基準性は採用されていないことが、本章の考察を通じて明らかとなった。

次の図19は、イギリスにおける企業規模に基づく会計基準の二元化への対応をイメージしたものであり、図20は、IASBにおける企業規模に基づく会計基準の二元化への対応をイメージしたものである。

図 19

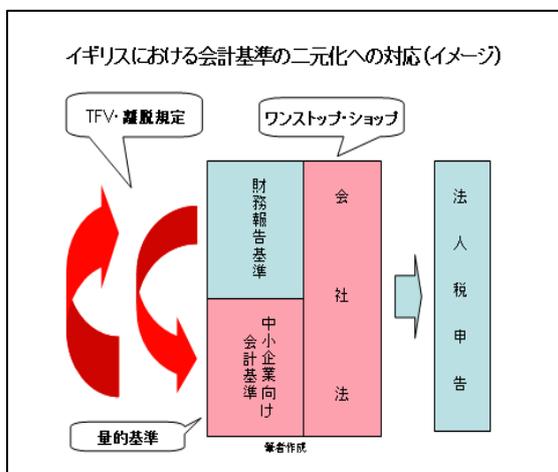
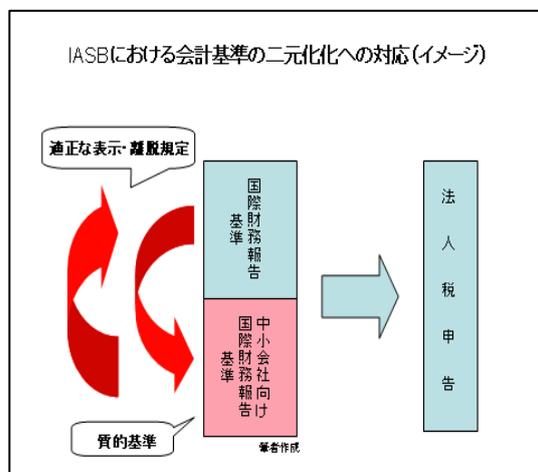


図 20



終章 間接型逆基準性アプローチに関する考察

第1節 ドイツの直接型逆基準性アプローチとイギリスの会計基準二元化 対応アプローチ

ドイツにおける逆基準性に関する考察は、既に、第3章第1節「ドイツにおける国際会計基準・国際財務報告基準の国内導入による影響と逆基準性の原則の現状」において考察をおこなったところであるが、逆基準性に関する比較研究を進めるうえで、今一度、ドイツに関する上記内容の概略を確認することとする。

ドイツにおける制度会計の最大の特徴として挙げられるのは、①ドイツ商法典第238条（帳簿記帳義務）以下に定められたドイツ商法典の概念である「正規の簿記の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung;GoB）」、②ドイツ所得税法第5条第1項に定めのある「商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する基準性の原則（Maßgeblichkeitsgrundsatz；以下、基準性の原則）」である。

ドイツの会計基準の国際化への取組みは、既に1980年代から始まっている経緯を有する。具体的には、EC加盟国の一員としてEC域内の「会計の比較可能性と同等性」の改善を図るため、EC会計関連指令（EC第4号、第7号、第8号）に基づく1985年の商法典の改正（いわゆるEC会計関連指令のドイツ国内法としての会計指令法への転換：会計基準の国際化への第1段階）であり、商法典の改正と同時に、所得税法では、逆基準性の原則が法制化（直接型逆基準性の誕生）されている。その後、コンツェルン決算書に国際財務諸表としての適正性をあたえるため、1998年に「資本調達容易化法」および「企業領域統制・透明化法」を成立させた経緯（会計基準の国際化への第2段階）が挙げられる。

なお、EUは、2002年に、IAS/IFRS適用に関するEU命令を公布し、2005年以降、EU域内に本店を置く上場企業ないし資本市場指向的な企業のすべてにIAS/IFRSの適用を強制することを表明した。この措置に伴い、ドイツにおいては、2004年12月に「企業会計法改革法」を成立させ、IAS/IFRSを商法典の中に組み込むことで、2005年以降のIAS/IFRSの前面実施に備えることとなった（会計基準の国際化への第3段階）。

ドイツのおこなった上記第1から第3のそれぞれ改革は、コンツェルン決算書の範疇に限定した会計基準の国際化を推進することが可能となった一方で、従来からの個別決算書

については、逆基準性に基づく会計制度が温存される状況が続いていることが理解できるのである。この状況をチャートによりイメージしたものが図 21 である。

図 21

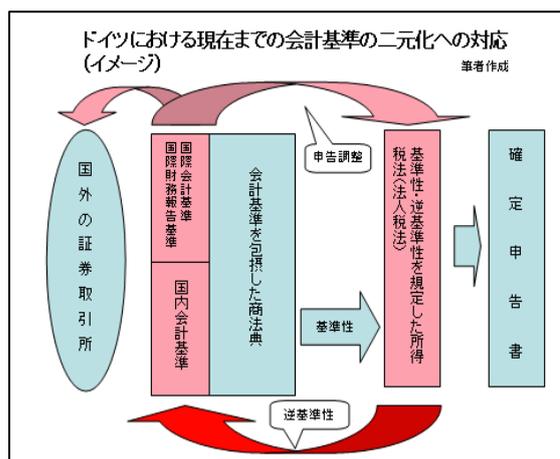
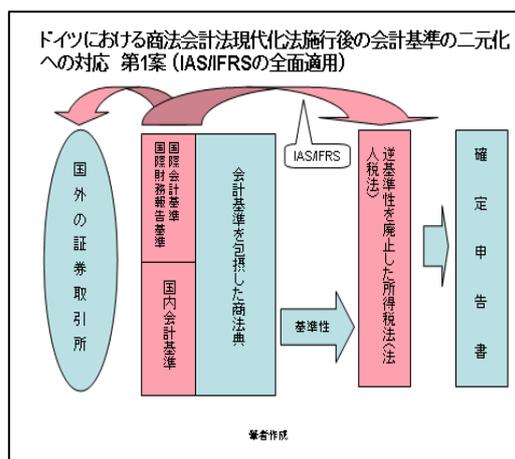


図 22



ところが、2008年に立法化され、2010年1月に施行予定の「商法会計法現代化法(案)」には、所得税法(法人税法)における逆基準性の規定の廃止が盛り込まれていることが明らかとなった¹。よって、本章では、この事態に対し、今後、ドイツがいかなる対応をおこなうことが可能かについて考察する。

ドイツにおいて逆基準性が法制化されたのは、既に第3章第1節において考察したように、ドイツという国家が、大陸法系の伝統としての成文法主義を採用していることに起因していると考えられる。

所得税法第5条第1項は、第1文において実質上の基準性を規定し、第2文において形式上の基準性(逆基準性)を規定²した構成になっているのであるが、上述のとおり2010年1月に施行予定の「商法会計法現代化法(案)」には、所得税法(法人税法)における

1 木下勝一「ドイツ連邦法務省の商法会計法現代化の意義—参事官草案にみるヨーロッパの代替的選択モデル—」『会計』第174巻第1号、2008年7月、140頁および九州北部税理士会「ドイツ・ニュールンベルグ税理士会との協議会」『九州北部税理士会会報』第528号、2008年12月、6頁。

2 第1文「法律上の規定に基づき、帳簿を記帳しかつ定期的に決算書を作成する義務を負っているか、もしくは任意に帳簿を記帳しかつ決算書を作成する営業者にあつては、経済年度末に、商法上の正規の簿記の諸原則に従って表示されなければならない経営財産が計上されなければならない。」、第2文「利益算定に際しての税法上の選択権は、商法上の年度貸借対照表と合致して行使されなければならない。」野上前掲論文、45頁。

逆基準性の規定の廃止が盛り込まれている。

逆基準性の根拠条文である第2文が削除されるとなるとドイツ所得税法第5条第1項の規定は、わが国の確定決算基準の根拠条文である法人税法第74条の規定とほぼ同様の内容となることに注意が必要である。

わが国の確定決算基準と同じ状況となったドイツが、会計基準の二元化問題に対して、今後採用すると考えられる案について考察してみたところ、次の3案が考えられる。第1案は、(企業規模を問わず) IAS/IFRS を全面的に採用する案であり(図22)、第2案は、コンツェルン決算書はIAS/IFRSを採用し、個別決算書は、IFRS for SMEsを採用するという企業規模に応じた会計基準の二元化案である(図23)。なお、第1案と第2案は、申告調整が前提となるアプローチである。

第3案は、個別決算書において伝統的な確定決算基準に基づく税務上の利益計算を堅持するため、商事貸借対照表と税務貸借対照表の分離を行うというものである。いわゆる、コンツェルン決算書は、その作成時においてIAS/IFRSを採用し、個別決算書は、その作成時において決算調整が施された税務貸借対照表に基づき課税所得の計算をおこなうという案である(図24)。

図 23

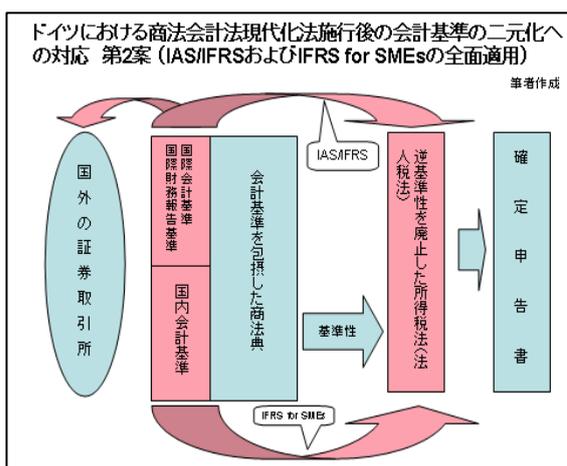
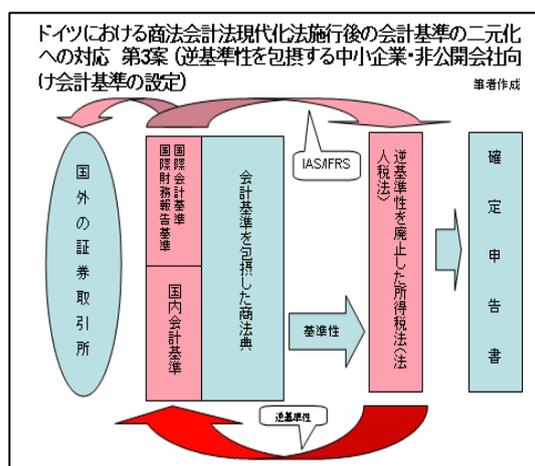


図 24



第1案は、大企業・公開会社向けのIAS/IFRSを中小企業・非公開会社にも採用させるというアプローチであるが、中小企業・非公開会社における会計基準の加重負担問題の見地から現実的なアプローチとは考えにくい。

第2案では、大企業・公開会社にはIAS/IFRSを採用させ、中小企業・非公開会社には

IAS/IFRS をダウンサイジングした IFRS for SMEs を採用させるという外形的には企業規模に基づく会計基準の理想的な二元化対応アプローチに思えるのである。しかし、中小企業・非公開会社は、大企業・公開会社と違って、利害関係者が極めて限定されており、わざわざ申告調整を前提とする情報提供機能を優先させた決算書を作成する必要がないと考えられる。また、実務上の問題点として、それが可能な経済的、人的、時間的余裕は通常存在しないと考えられる。よって、この案も現実的なアプローチであるとは考えにくい。

最後に第3案であるが、このアプローチは、上記2案と異なり、逆基準性（決算調整）を温存するアプローチである。いわゆる逆基準性の根拠条文が廃止になる以上、逆基準性（決算調整）が可能となるアプローチは、中小企業・非公開会社向けの会計基準として、税務基準の採用を認める以外に方法はないと考えられるのである。なお、この第3案は、わが国において税務基準を採用した指針に基づく「間接型逆基準性アプローチ」と近似するアプローチであることに注意が必要である。

仮に、ドイツに近い将来第3案を選択することになれば、わが国の「間接型逆基準性アプローチ」は、確定決算基準を採用する国々においては、企業規模に基づく会計基準の二元化問題を解消する際の一つのアプローチになるのではないかと考えられるのである。

なお、図25および図26（いずれも第2章第4節「確定決算基準廃止論に及ぼす影響」参照）は、わが国が、「間接型逆基準性アプローチ」を採用することで、企業規模に基づく会計基準の二元化問題と国内・国外における会計基準の二元化問題を解消している現在のわが国の制度会計の状況を表したものである。

図 25

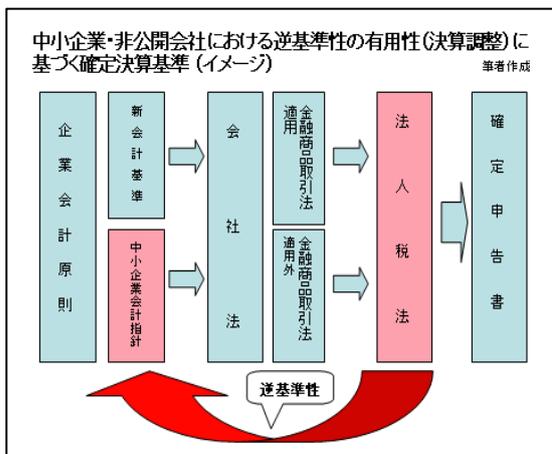
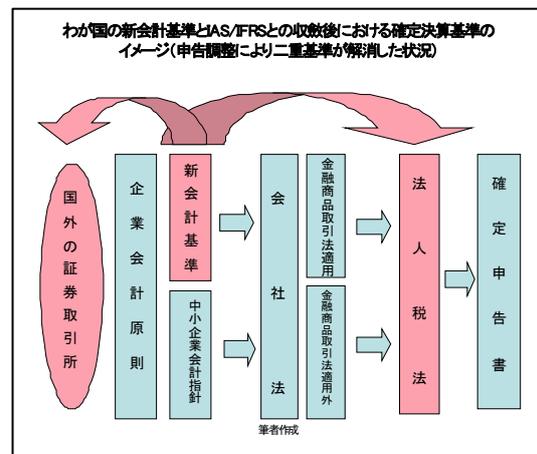


図 26



次に、イギリスにおける会計基準の二元化対応について考察する。イギリスの制度会計については、既に、第3章第2節「イギリスにおける中小企業向け会計基準」において考察をおこなったところであるが、イギリスの真実かつ公正な概観および離脱規定とわが国における公正処理基準に関する比較研究を進めるうえで、今一度、イギリスに関する上記内容の概略を確認することとする。

イギリスは、ドイツと同様に、1980年代から、EC加盟国の一員として会計基準の国際化（当時では、国際的調和化）の問題に取り組んでいた経緯を有し、また、わが国と同様、1990年代以降、IAS/IFRSと国内会計基準との収斂に基づく新会計基準の公表とその複雑化に起因する中小企業における「会計基準の過重負担」問題が生じたことから、他国に先駆けて中小企業向けの会計基準の制定に関する取組みをおこなってきた経緯を有している。

イギリスでは、この問題について、法人行政ならびに証券取引行政を所管する貿易産業省（DTI）ならびに会計士団体の協力を得た会計基準審議会（ASB）は、1997年に中小企業向け会計基準（FRSSE）を公表し、その9年後の2006年には、計算規定に関する会社法とFRSSEの収斂を果たし、会計基準の二元化問題に対応可能な制度会計を再構築している。なお、2006年会社法の規定を反映させた2008年FRSSEは、2008年6月に公表されている。

FRSSEの特徴は、①量的には、Big GAAPの13%相当にまで圧縮されており、②中小企業の特徴は、量的基準（①売上高650万ポンド以下、②資産総額326万ポンド以下、③従業員数50人以下という3つの条件のうち2つ以上に該当する小会社・小グループ）により決定され、③イギリス会社法に規定されている「真実かつ公正な概観（True and Fair View；以下、TFV）」と離脱規定を採用していることにある。

このうち③に関しては、TFVの概念は、会計基準の準拠性を基本的前提としているものの、形式的な準拠性よりも経済的実態の反映である実質性が優先される概念（実質優先概念）であると解されている。一方、離脱規定は、特別な状況下において、仮に、関連法規を遵守することにより、TFVとの不一致をもたらすのであれば、取締役は、TFV実現の為、必要な範囲内で関連法規からの離脱をおこなわなければならないと規定されている。

イギリスにおいては、会社法のみならず会計基準においても、一般的なガイドラインの中からその会社に最も適した会計基準を選択適用できるという考え方が採用されている

ことから、TFV と離脱規定は、まさに表裏一体の関係にある規定であると考えられる。したがって、TFV と離脱規定に基づくことにより、企業の実態に応じて、大企業向け会計基準と中小企業向け会計基準の乗換えが十分可能であると考えられる。

一方、わが国では、イギリスに遅れること 5 年後の 2002 年に、国会において初めて中小企業における会計基準の過重負担問題が取り上げられ、同年、中小企業庁（経済産業省の傘下庁）が「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表し、その 3 年後の 2005 年に、会計関連 4 団体により構成される「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」より「中小企業の会計に関する指針；以下、指針」が公表されるに至っている。

指針と同じ 2005 年に成立し、翌年公表された会社法・会社計算規則には、企業規模に基づく会計基準・会計慣行を認容する公正処理基準が規定されたため、結果的には、わが国のほうが、イギリスより早い段階で会計基準の二元化問題に対応可能な制度会計を再構築したと考えられるのである。

以上の考察から、現在のわが国の制度会計とイギリスの制度会計は、①計算書類の形式と内容に関する規則と基準は、「基準設定団体」に委任し、②会社法には、会計と報告に関する基本的枠組みだけを規定する。③新会計基準の国内導入に伴い生じた企業規模に基づく会計基準の二元化問題に対処する為、中小企業向けの計算書類に関する規定を開発した、という点において共通性を見出すことができるのである。いわゆる、基底層としての会計基準、中間層としての会社法、最上層としての法人税法という垂直方向としての制度会計の三層構造を保持していると考えられるのである。

第2節 わが国の間接型逆基準性アプローチ

第1節の考察より、わが国やイギリスのように制度会計を採用する国家においては、新会計基準の国内導入に伴い生じた企業規模に基づく会計基準の二元化問題に対処する方策としては、①中小企業向けの計算書類に関する規定の開発、②会計基準の二元化を認容する会社法の公表、が不可欠であり、上記①②を従来型の制度会計に採用することで、企業規模に基づく会計基準の二元化問題に対応可能な制度会計の三層構造を再構築することに合理性があると考えられるのである。

特に、わが国の場合、会社法および法人税法それぞれに公正処理基準が存在することから、会計基準、会社法、法人税法各々の結びつきが強固である制度会計が、現在も継続している。さらに、わが国の場合、ドイツと同様に企業利益から課税所得を算出する際に確定決算基準を採用していることから、会社法（商法典）を中心に法的安定性を維持するうえで決算調整（逆基準性）は不可欠であり、決算調整を可能にする規定こそ公正処理基準であると考えられるのである。

それでは、今までの考察を基に、現在のわが国の制度会計の構造について述べることにする。

いわゆる、現在のわが国の制度会計の三層構造とは、基底部としての会計基準が、①大企業・公開会社向けの「新会計基準」と、②逆基準性を最大の特徴とする「中小企業の会計に関する指針（以下、指針）」に二元化し、その二元化を認容する会社法・会社計算規則の「公正処理基準」が中間層として存在している。さらにその上に会社法・会社計算規則と同様、「公正処理基準」を採用している上層部としての法人税法が存在し、法人税法は、企業利益から課税所得を算出する際には、会社法の計算規定に基づくという確定決算基準を採用している。

わが国において、企業規模に基づき会計基準が二元化した経緯は、イギリスにおけるFRSSEの公表と共通性を有するものの、わが国の指針の特徴は、税務基準（逆基準性）であることから、わが国の指針は、外形的にはイギリスの会計基準二元化対応アプローチを採用する一方で、その内容は、税務基準（逆基準性）を、ドイツのように税法そのものに規定（直接型逆基準性アプローチ）することなく、会計基準（指針）の中に間接的に採用しているところに最大の特徴を見出すことができるのである。なお、本論文では、このアプローチを「間接型逆基準性アプローチ」と定義している。

以上の考察から、わが国では、今後、利害関係者が極めて限定される中小企業・非公開会社においては、ますます税務基準（逆基準性）に基づく会計処理を採用すると考えられるのである。その一方で、不特定多数の投資家等、数多くの利害関係者が存在する大企業・公開会社においては、ますます新会計基準に基づく情報提供機能を優先させた決算書を作成する必要に迫られることから、いっそう申告調整がおこなわれる傾向が強まると考えられるのである。

この点については、わが国の会計制度は、戦後、アメリカ会社法およびアングロ・アメリカンの計理体系が導入され、申告調整を主体とする米国の会計思想を受け容れたことにより、実務上も申告調整による対応が十分可能な体制を整えていると考えられるのである。いわゆる、フランコ・ジャーマン計理体系に基づく制度会計の中にアングロ・アメリカンの計理体系の影響が存在することを指摘することができるのである³。

以上の考察から、わが国の確定決算基準は、従来からの制度会計の三層構造を前提のうえに存在するものの、IAS/IFRS の影響に基づく様々な新会計基準の導入を経た現在、公正処理基準と逆基準性の組合せに基づく「間接型逆基準性アプローチ」を採用したハイブリッド（混合）型確定決算基準に進化していることが明らかとなったのである。よって、わが国の場合、企業規模に基づく会計基準の二元化問題を解消するアプローチとしては、ドイツ、イギリス等の有する税法および会計制度を巧みに採用した「間接型逆基準性アプローチ」によりその解決を図っていることを結論として述べることにする。

³ 武田（隆）[1982]は、「商法と証取法を制度的体質の側面からみると、前者がドイツ型、後者はアメリカ型に属し、また、法人税法は確定決算基準をとる点でドイツ型であるが、昭和42年の税制改正で導入された法第22条4項のスタイルはアメリカ型である。アメリカ型とドイツ型との交差するなかにわが国の制度的特質が形成されている」と述べている。武田隆二前掲書、132頁。

結 語

以上、中小企業・非公開会社において逆基準性が果たす機能と逆基準性を包含する確定決算基準の継続がなぜ必要とされるかについて、わが国の制度会計に関する考察および各国等の中小企業の会計制度等との比較研究に基づく理論展開をおこなったところである。

最後に、筆者が約20年もの間、課税庁（税務署）の職員として中小企業・非公開会社から提出される法人税申告書の收受、審理、調査等の業務に従事してきた実務上の見地からの考察を加えることで本論文の結語とする。

実務上、逆基準性が必要とされる理由としては、大きく、①中小企業・非公開会社における経理に関する事務処理上の要請、②課税庁における行政的効率、の2つが考えられる。

まず、①については、中小企業・非公開会社は、大企業・公開会社と異なり利害関係者が極めて限定されているということが挙げられる。具体的には、財務諸表等を作成するうえでの利害関係者は、一般的には、金融機関等の債権者を除くと法人税申告書を提出しなければならない課税庁であると考えられる。

よって、中小企業・非公開会社が、財務諸表等の作成時に真に必要とする会計基準（指針）としては、不特定多数の一般投資家向けの情報提供機能を優先することで申告調整が必要となる新会計基準は、必ずしも必要ではないと考えられるのである。むしろ、中小企業・非公開会社の体力的な面からも財務諸表および法人税申告書等の作成にかかる人的・時間的・経済的コストが最少で済む決算調整（逆基準性）を特徴とする会計基準（指針）を採用することに合理性が存在すると考えられるのである。

次に、②についてであるが、課税庁は、企業規模を問わず、収益事業を営む全ての法人（企業）から法人税確定申告書を收受する立場にある。

大企業・公開会社の場合、財務諸表等の作成は、不特定多数の一般投資家向けの情報提供機能を優先させるため、経理処理に関する高度な専門的知識を有する社員により構成される独立した経理部門と公認会計士・税理士等のいわゆる職業会計人の関与に基づき作成されることとなる。さらに、課税所得の算出については、申告調整を主体とした法人税確定申告書を提出することとなる。

一方、中小企業・非公開会社の場合、企業規模が小さくなるほど、上述した様に、経理に精通した役員あるいは社員の不存在という人材不足の問題、さらには、資金的に公認会計士・税理士等の職業会計人の関与を受けることすら難しいという経済的な諸問題を常に

抱えている。その結果、財務諸表等を満足に作成することができず、法人税確定申告書についても申告期限内に提出できないという最悪の状況に至る法人が、現実に少なからず存在するのである。

言うまでもなく、法人税確定申告書は、一定の事由⁴がある場合を除き、法人税法第74条の規定に基づき、各事業年度終了の日から2ヶ月以内に税務署に提出しなければならないこととされている。仮に、期限後に納税が発生する確定申告書を提出した場合、納付すべき法人税額（本税）に対して無申告加算税⁵・延滞税⁶といった附帯税の納付が、後日決定されることとなる。無論、このような附帯税の納付は、もともと経済的に体力のない中小企業・非公開会社にとって過重な負担となることは間違いなく、仮に納税できなかった場合、後日、本税と附帯税について滞納処分を受けるケースも少なくないのである。

以上の考察から、企業規模にかかわらず、申告期限内に法人税確定決算書を提出する重要性が認識できると同時に、企業利益から課税所得を算出する際に必要な公正処理基準としては、既に考察したように企業規模に基づき二元化することの重要性も認識することができるのである。

前述したように、ドイツやわが国のように企業利益から課税所得を算出する際に確定決算基準を採用する国家においては、会社法（商法典）を中心に法的安定性を維持するうえで決算調整（逆基準性）は不可欠であり、決算調整を可能にする規定こそ公正処理基準であると考えられるのである。

この点について、公認会計士からは、よく、国の政策の影響により頻繁に改正が繰り返される法人税法等の規定は、会計基準（指針）としては馴染まないし、また、採用されるべきではないといった指摘が見受けられる。しかし、公正処理基準の規定は、ドイツの場合、歴史的には、課税所得の計算のために、当初、税法内に規定された処理基準であったことから、もともと課税所得の算出とは不可分の関係にあったことを今一度想起すべきであるし、全企業数のほとんどを占める中小企業・非公開会社が、会計慣行として実務上、真に必要としている会計基準（指針）とは、いかなる内容をとらなければ法人税確定申告

⁴ 国税通則法第11条（災害等による期限の延長）、法人税法第75条（災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合）、法人税法第75の2条（確定申告書の提出期限の延長の特例）

⁵ 国税通則法第66条に基づき15%（5%）が決定される。

⁶ 国税通則法第60条に基づき法定納期限の翌日から2月を経過する日まで7.3%が決定される。なお、法定納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%となる。

書の作成・提出に最も合理的であるかも、今一度、再検討する余地は大いにあると考えられるのである。

課税庁側としても、適正かつ公平な課税の実現には、企業規模を問わず、収益事業を営む全ての法人から申告期限内に確定申告書が提出されることが、税務行政上の大前提であることから、中小企業・非公開会社において、それを可能ならしめるのは、上述したとおり、決算調整の存在であることは明らかなのである。

本論文では、新会計基準の公表により生じた、企業規模に基づく公正処理基準の二元化問題を解消するアプローチの考察をおこなってきたところである。考察の結果、中小企業・非公開会社が、企業利益から課税所得を算出する際には、確定決算基準が包含する逆基準性の存在が不可欠であり、特にわが国の場合、会社法・会社計算規則および法人税法の各法規に定められた「公正処理基準」と「逆基準性」の組合せにより初めて可能となる「間接型逆基準性アプローチ」の採用により、その解消が可能であることを明らかにしたところである。

よって、逆基準性を包含する確定決算基準は、わが国の場合、中小企業・非公開会社にとって、今後も継続していく必要がある実務上の規定であることを本論文の結論として述べることとする。

参考文献

(国内文献)

- 相澤哲（法務省大臣官房参事官）「会社法の制定の経緯と概要」『週刊 経営財務』第 2749 号，2005 年 12 月 5 日。
- 秋坂朝則『新訂版商法改正の変遷とその要点』一橋出版，2007 年。
- 新井清光・白鳥庄之助共著「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」『JICPA ジャーナル』第 435 号，1991 年 10 月。
- 新井清光「企業会計制度小論－会計学の視点から－」『企業会計』第 50 巻第 1 号，1998 年 1 月。
- 新井益太郎「確定決算基準を考える」『税研』第 8 巻第 49 号，1993 年 5 月。
- 新井益太郎「決算確定と法人税法」『税経通信』第 36 巻第 13 号，1981 年 10 月。
- 安藤英義「商法と会計基準」『企業会計』第 54 巻第 1 号，2002 年 1 月。
- 安藤英義「会計の機能と会計制度－確定決算主義の背景－」『企業会計』第 48 巻第 5 号，1996 年 1 月。
- 居林次雄「税法と企業会計の調整意見に寄せて」『企業会計』第 18 巻第 11 号，1966 年 11 月。
- 飯塚毅『正規の簿記の諸原則（改訂版）』森山書店，1988 年。
- 井戸一元「イギリスの財務報告」『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』第 18 号，2001 年。
- 伊藤公哉『アメリカ連邦税法 第 3 版』中央経済社，2005 年。
- 伊藤邦雄「会計制度のアーキテクチャー革新」『企業会計』第 48 巻第 9 号，1996 年 9 月。
- 井上隆「制度会計における逆基準性に関する考察」『九州経済学会年報』第 46 集，2008 年 12 月。
- 井上隆「中小企業・非公開会社が採用する税務基準（逆基準性）」に関する考察『長崎大学大学院経済学研究科 研究論集』第 3 号，2008 年 9 月。
- 井上隆「制度会計における逆基準性の機能に関する一考察」『税務会計研究』第 20 号，2009 年 9 月。
- 岩崎勇『新会社法会計の考え方と処理方法』税務経理協会，2006 年。
- 岩崎友彦（法務省民事局付）「株式会社の計算」『週刊 経営財務』第 2749 号，2005 年 12 月 5 日。
- ウイルヘルム・エンデマン著，堀内秀太郎外合譯『独逸商法論上巻』東京専門學校出版部，1900 年（長崎大学経済学部附属図書館蔵）。
- 上野清貴『公正価値会計と評価・測定』中央経済社，2005 年。
- 上野清貴『公正価値会計の構想』中央経済社，2006 年。
- 浦野晴夫『確定決算基準会計』税務経理協会，1994 年。

浦野晴夫『会計原則と確定決算基準主義』森山書店，1996年。

浦野晴夫『企業会計要論 第2版－企業会計原則と商法・税法の総合的検討』中央経済社，1994年。

浦野晴夫『会計基準論』税務経理協会，2000年。

浦野晴夫「税法におけるトライアングル体制を考える」『企業会計』第48巻第9号，1996年9月。

ASBJ公式サイト <http://www.asb.or.jp>。

遠藤一久『正規の簿記の諸原則』森山書店，1984年。

太田達也『新会社法の完全解説』税務研究会出版局，2006年。

大森弥之助「税法と企業会計との調整に関する意見書について」『産業経理』第26巻第12号，1966年12月。

岡田依里「確定決算基準基準離脱に関する一考察」『税経通信』第49巻第7号，1994年6月。

加古宜士「グローバルスタンダードとトライアングル体制」『企業会計』第54巻第1号，2002年1月。

加藤厚（公認会計士）「国際会計基準と確定決算基主義」『租税研究』第527号，1993年9月。

金子宏『租税法 第14版』弘文堂，2009年。

加美和照『新訂会社法 第9版』勁草書房，2007年。

川口八州雄「商法会計と税法会計」佐藤博明編著『ドイツ会計の新展開』所収，森山書店，1999年。

河崎照行「英国における中小会社の会計基準（FRSSE）－その全体像と簡素化のプロセス－（1）」『税経通信』第56巻第8号，2001年6月。

河崎照行「英国会社法の改革と中小会社会計基準（FRSSE）のゆくえ」『税経通信』第58巻第15号，2003年12月。

河崎照行「中小会社会計基準の特性」『税務会計研究』第16号，2005年9月。

河崎照行「中小会社会計基準の国際的動向」『企業会計』第56巻第7号，2004年7月。

監査法人トーマツIFRSサービスライングループ『IFRS財務諸表への組替実務』中央経済社，2006年。

神田秀樹「商法会計のゆくえ」『企業会計』第48巻第9号，1996年9月。

企業財務制度研究会『EC指令とEC各国における開示制度と開示内容』財団法人企業財務制度研究会，1994年。

菊谷正人『英国会計基準の研究』同文館出版，1988年。

北村吉弘「準備金及び引当金をめぐる諸問題」『会計ジャーナル』第12巻第14号，1980年12月。

木下勝一「商法会計法の形成－2つの波－」佐藤博明編著『ドイツ会計の新展開』所収，森

- 山書店，1999年。
- 木下勝一「EU承認IFRSのドイツ商法会計規範への国内法化－2005年ドイツ会計改革をどう見るか－」『會計』第170巻第1号，2006年7月。
- 木下勝一「ドイツ連邦法務省の商法会計法現代化の意義－参事官案にみるヨーロッパの代替的選択モデル－」『會計』第174巻第1号，2008年7月。
- 九州北部税理士会「ドイツ・ニュールンベルグ税理士会との協議会」『九州北部税理士会会報』第528号，2008年12月。
- 黒澤清総編集・武田昌輔責任編集『税務会計論』中央経済社，1979年。
- 黒澤清・飯塚毅・松沢智・武田隆二共著『職業会計人の新パラダイム』TKC出版，2003年。
- 郡司健「ドイツ会計制度改革の新局面－ドイツ会計法改革法（BilReG）によせて－」『會計』第168巻第4号，2005年10月。
- 経済安定本部『企業会計基準審議会中間報告』1947年6月。
- 郡谷大輔・和久友子編著，細川充・石井裕介著『会社法の計算詳解』中央経済社，2006年。
- 国際会計基準審議会『国際財務報告基準（IFRSs）2007』雄松堂出版，2008年。
- 国税庁『平成19年度分税務統計から見た法人企業の実態－会社標本調査結果報告－』国税庁長官官房企画課，2009年2月。
- 小倉栄一郎「企業会計と税務会計」『産業経理』第39巻第11号，1979年11月。
- 斉藤英郎「確定決算原則への反省」『産業経理』第26巻第4号，1966年4月。
- 佐藤博明「正規の簿記の諸原則」佐藤博明編著『ドイツ会計の新展開』所収，森山書店，1999年。
- 坂本雅士「確定決算主義とその逆基準性に関する一考察」『経済経営研究年報』第45号，1995年。
- 坂本雅士「確定決算主義と逆基準性」『産業経理』第55巻第3号，1995年10月。
- 品川芳宣「租税判例と公正なる会計慣行」『企業会計』第42巻第5号，1990年5月。
- 品川芳宣「商法改正と中小会社会計基準」『税研』第20巻第1号，2004年7月。
- 島田眞一「繰延資産について－企業会計と税法の乖離－」『税研』第23巻第4号，2008年1月。
- 白鳥栄一「証取法適用会社から税法は確定決算主義を排すべきである」『産業経理』第37巻第1号，1977年1月。
- 白鳥栄一「国際会計基準の導入」『租税研究』第519号，1993年1月。
- 鈴木一水「税制と企業会計との乖離問題」『租税研究』第678号，2006年4月。
- 鈴木一水「自己株式の会計と税務」『税研』第23巻第4号，2008年1月。
- 鈴木義夫『ドイツ会計制度改革論』森山書店，2000年。
- 醍醐聡「確定決算基準と逆基準性」『JICPAジャーナル』第466号，1994年5月。
- 竹内益五郎「税法と企業会計との調整意見書についての感想」『産業経理』第26巻第12号，1966年12月。

- 武田昌輔『会計・商法と課税所得』森山書店，1994年。
- 武田昌輔「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」『税大論叢』第3号，国税庁税務大学校，1969年。
- 武田昌輔・後藤喜一編著『会社税務積義』第一法規，2008年。
- 武田昌輔「会社決算と税務調整」『税経通信 10月臨時増刊』第37巻第14号，1982年10月。
- 武田昌輔「確定決算基準主義」『企業会計』第51巻第1号，1999年1月。
- 武田昌輔「税法と会計基準」『企業会計』第54巻第1号，2002年1月。
- 武田昌輔「税法と企業会計との調整に関する意見書の問題点」『産業経理』第26巻第12号，1966年12月。
- 武田隆二『会計学一般教程 第7版』中央経済社，2008年。
- 武田隆二編著『新会社法と中小会社会計』中央経済社，2006年。
- 武田隆二『中小会社の会計指針』中央経済社，2006年。
- 武田隆二『中小会社の計算公開と監査－各国制度と実践手法－』清文社，2000年。
- 武田隆二『制度会計論』中央経済社，1982年。
- 武田隆二「調整意見書の周辺」『産業経理』第26巻第12号，1966年12月。
- 武田隆二『法人税法精説』森山書店，1999年。
- 田中敏行「わが国の会計制度の特異性からみた国際会計基準のコンバージェンスへの課題－会社法（商法）と法人税法の視点から－」『企業会計』第60巻第4号，2008年4月。
- 田中久夫『商法と税法の研究』森山書店，2005年。
- 田中久夫『新版商法と税法の接点』財経詳報社，1992年。
- 忠佐市「確定決算基準主義の原則と法第22条4項」『税経通信』第34巻第11号，1979年9月。
- 中小企業庁『中小企業の会計に関する研究会報告書』2002年6月。
- 富岡幸雄『税務会計学原理』中央大学出版部，2003年9月。
- 富岡幸雄「確定決算基準の原則の根本的再検討－税法による企業会計支配からの脱却のため－」『会計ジャーナル』第12巻第14号，1980年12月。
- 朝長英樹「法人税法と商法・企業会計」『租税研究』第653号，2004年3月。
- 長岡勝美『中小企業の会計に関する指針と税務』税務研究会出版局，2006年。
- 中島茂幸『新会社法における会計と計算書類』税務経理協会，2006年。
- 永田守男『会計利益と課税所得』森山書店，2008年10月。
- 中村慈美・内山裕・野原武夫編著『企業組織再編の法人税務』大蔵財務協会，2004年。
- 中村忠「商法の計算規定と計算書類規則」『企業会計』第51巻第1号，1999年1月。
- 中村豊明「会計基準収斂への期待」『季刊会計基準』第18号，2007年9月。
- 成道秀雄「新リース会計基準と税務対応」『税研』第23巻第4号，2008年1月。
- 西川郁夫（ASBJ 委員長）「東京合意に基づく短期コンバージェンス項目の終了にあたって」『季刊会計基準』第24号，2009年3月。

西村義明「君子愛財 取之有道」『季刊会計基準』第14号, 2006年9月。

日税連, 会計士協会, 日本商工会議所, ASBJ『中小企業の会計に関する指針』2005年8月, 2006年4月, 2007年4月, 2008年5月。

日本会計研究学会課題研究委員会『中小会社会計基準に関する基本研究—特に, 英国の中小会社会計基準 (FRSSE) を巡って—』日本会計研究学会, 2003年9月。

日本公認会計士協会『中小会社の会計のあり方に関する研究報告』2003年6月。

日本公認会計士協会東京会編『国際会計税務便覧平成9年版』霞出版社, 1997年。

日本税務研究センター編『新会社法と課税問題』財経詳報社, 2006年。

日本税理士会連合会『中小会社会計基準』2002年12月。

野上千穂「ドイツ「基準性原則論」新展開の現代的意味」『會計』第165巻第3号, 2004年3月。

野村健太郎「会社法会計と金商法会計」『税経通信』第63巻第1号, 2008年1月。

橋本尚『2009年国際会計基準の衝撃』日本経済新聞出版社, 2007年。

土方久『貸借対照表能力論』森山書店, 2003年。

平松一夫「概念フレームワークと会計基準」『企業会計』第54巻第1号, 2002年1月。

藤野信雄「企業の立場からみた「確定決算主義」」『会計ジャーナル』第12巻第14号, 1980年12月。

ベルナルド・コラス編著 藤田晶子訳『世界の会計学者』中央経済社, 2007年。

本庄資『アメリカ法人税法講義』税務経理協会, 2006年。

松沢智『新版 租税実体法(補正第2版)—法人税法解釈の基本原則—』中央経済社, 2003年。

松本康一郎・稲見亨共著「ドイツにおけるIASへの対応」『国際会計基準の導入に関する総合的研究 最終報告書』日本会計研究学会・特別委員会, 2003年9月。

宮川一男・W・フレイリックス監修 遠藤一久・石原肇・川口八洲雄・鈴木義夫・千葉修身訳『現代ドイツ商法典第2版』森山書店, 1993年。

宮島洋「税務論から見た確定決算主義と申告調整主義」『租税研究』第528号, 1993年10月。

森川八州男「会計基準の二面性」『企業会計』第51巻第1号, 1999年1月。

森田哲彌・宮本匡章編著『会計学辞典(第4版)』中央経済社, 2001年。

森田哲彌・宮本匡章編著『会計学辞典(第5版)』中央経済社, 2008年。

矢澤惇「商法改正要綱における商法と企業会計原則」『産業経理』第30巻第6号, 1970年, 6月。

弥永真生「有価証券—企業会計への接近—」『税研』第23巻第4号, 2008年1月。

柳裕治『税法会計制度の研究』森山書店, 2005年。

柳澤義一「確定決算基準主義が経営者の意思決定に与える影響—確定決算基準は企業会計に対し是か非か—」『租税研究』第484号, 1990年2月。

柳澤義一「棚卸資産 企業会計と税務－その乖離の処理－」『税研』第 23 巻第 4 号, 2008 年 1 月。

山崎敏邦「会計基準・ディスクロージャー制度に望むこと」『季刊会計基準』第 13 号, 2006 年 6 月。

山田俊一「中小会社会計基準 I－時代にあった会計情報（財務諸表）の作成－」『税研』第 20 巻第 2 号, 2004 年 9 月（以後, 掲載分）。

吉牟田勲『新版 法人税法詳説』中央経済社, 1992 年。

吉牟田勲「確定決算主義－最近の批判的論文を中心に－」『日税研論集－日税研創立 10 周年記念論文集－』第 28 号, 1994 年。

米山鈞一「公正妥当な会計処理の基準と認定事例」『税経通信』第 43 巻第 9 号, 1988 年 8 月。

渡邊進「税法と企業会計との調整意見書批判」『産業経理』第 26 巻第 12 号, 1966 年 12 月。

渡邊進「確定決算主義の問題点」『税経通信 11 月臨時増刊』第 27 巻第 13 号, 1972 年 11 月。

渡辺徹也「税法と商法の乖離－資本の部の取扱いを中心に－」『租税研究』第 656 号, 2004 年 6 月。

(国外文献)

ASB, '2008FRSSE' June2008, <http://www.frc.org.uk>.

Company House website, <http://www.companieshouse.gov.uk>.

European Commission, *The Sixth (2000) report of the observatory of European SMEs*, <http://www.eim.nl/observatory7and8org>.

Herausgegeben vom Bundesministerium der Finanzen, *Amtliches Einkommensteuer-Handbuch2005*, Stollfuss, Bonn, 2005.

Herausgegeben vom Bundesministerium der Finanzen, *Amtliches Körperschaftsteuer-Handbuch2006*, Stollfuss, Bonn, 2006.

IASB, 'A Guide through International Financial Reporting Standards (IFRSs)2007', United Kingdom, 2007.

IASB DISCUSSION PAPER, 'Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities', June 2004, <http://www.iasb.org>.

IASB EXPOSURE DRAFT OF A PROPOSED, 'IFRS for Small and Medium-sized Entities' February 2007, <http://www.iasb.org>.

謝 辞

本論文を作成するにあたり、上野清貴教授（中央大学大学院商学研究科教授・前長崎大学大学院経済学研究科教授）の過分なるご指導を賜りました。ここに改めて感謝申し上げます。

上野教授が、平成20年3月に長崎大学を退官されました後、同大学経済学部 今田正名誉教授、同大学院経済学研究科 岡田裕正教授を中心に会計学の先生方から会計制度全般に亘る貴重なご指導を賜りました。ここに謹んで感謝申し上げます。

本論文の審査に際しましては、同大学院経済学研究科 杉原敏夫教授、深浦厚之教授ならびに林徹教授より論文の構成等に関する有益なご助言を賜りました。謹んで心より感謝の意を表します。

同大学院経済学研究科 栗原克文准教授（現国税庁長官官房企画課補佐）には、テーマサーベイから各学術誌に掲載された参考論文に至るまで、税法および税務行政の観点から貴重なご指摘を賜りました。ここに厚く御礼申し上げます。

各学会報告に際しましては、故武田隆二教授（神戸大学名誉教授）、河崎照行教授（甲南大学会計大学院長）ならびに福浦幾巳教授（西南学院大学商学部教授）をはじめ税務会計学の先生方より、研究内容に関する貴重な示唆ならびに激励のお言葉を賜りましたことは、望外の喜びでありました。ここに感謝の意を表しますとともに、武田隆二教授のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

また、本研究科への入学から修了に至るまで、研究の為の様々な便宜を提供して頂いた福岡国税局、長崎税務署および諫早税務署の上司、同僚に心より感謝申し上げます。

最後に、40歳を過ぎ、再び大学院の門を叩く決心をした夫の我儘に理解を示し、支えてくれた妻と、休日を返上して研究室に通う父親を許してくれた子供たちに感謝します。

移転価格税制における情報義務と
独立企業間価格の証明方法に関する考察

—納税者・課税庁双方の利益を目指して—

岡 直樹

信託法改正と相続税・贈与税の諸問題

川口幸彦

自社（自己）株式の税法上の評価

－発行会社の取扱いを中心に－

林 めぐみ

自社（自己）株式の税法上の評価

—発行会社の取扱いを中心に—

林 めぐみ

要 約

本稿は、非上場株式のうち、自社株式又は自己株式と称せられている株式の税法上の評価のあり方を論じるものである。

自社株式については、会社法はもとより、民法、商法、金融商品取引法、法人税法等の各税法に渡り、明確な定義規定が置かれていない。一般に、非上場株式のうち、会社の代表取締役等役員である株主が所有する株式を指す場合が多いが、株式の発行会社の従業員が所有する株式や、従業員持株会が所有する株式についても、自社株式と呼ばれる。また、「自社株買い」と言われる場合の自社株とは、会社法に規定する自己株式を指す。このように、自社株式の定義は曖昧であり、実務においても、自社株式という言葉は、様々な場面において、自己株式と混同されて使用されている。

本稿では、非上場株式のうち、その会社と関係がある者が取引する場合の当該株式を「自社株式」と定義し、更にそのうち、当該株式の発行会社の所有する株式（又は発行会社が取得する株式）については、「自己株式」として、別途扱うこととした。

非上場株式の評価は、本来、各税法上の「時価」（相続税法 22 条等）又は「価額」（所得税法 59 条等）の解釈の問題ではあるが、実務においては、財産評価基本通達等の国税庁の取扱い通達に依存している。通達に依存する評価は、かねてから租税法律主義に反するとの議論もあるが、評価に関する指針について、網羅的に法令に規定することは、立法技術的に限界がある。また、国税庁側の課税徴収上の便益のみならず、納税者側の申告納税の面においても、通達に依存する評価は、肯定せざるを得ないと考えられるが、その通達における評価方法に問題があれば、それは是正されるべきである。

そこで、本稿では、自社（自己）株式の税法上の評価に関する問題点を総合的に検討し、その評価のあり方を提言した。

財産評価基本通達の最大の問題点は、自己株式の評価における「発行会社」の取扱いである。自己株式の取得は、当該株式が非上場株式である場合、経営権の集中や株式の分散防止などに有効であり、事業承継の円滑化等に活用できるとされている。しかし、財産評価基本通達上、その課税関係が明確でなく、その中でも特に、当該自己株式の評価方法が

不明確であるため、その積極的な活用がなされていない。財産評価基本通達に定める非上場株式の評価方法は、その株式の所有者又は取得者が同族関係者である株主か、少数株主かによって、評価を異にすることとなるが、その株主の判定における「発行会社」の取扱いが不明確である。したがって、国税庁は、この取扱いについて、早急に評価通達等において明確にすべきである。具体的には、株主の判定において、発行会社に関しては、同族株主に準じて扱う旨の定めをし、発行会社が少数株主から自己株式を取得する場合には、発行会社を少数株主と同様に扱うこともできるよう弾力的に対応することが望まれる。

また、自社株式の評価についても、各税目間の取扱いが異なる等の問題点を抱えている。所有者又は取得者が、それぞれ個人であるか法人であるかにより、その取引される自社株式の評価方法が異なるのである。

本稿は、これらの評価通達上の自社（自己）株式の評価に関する問題点について検討をしているが、会社法、経営承継円滑化法等の非上場株式の評価（解釈）についても考察し、税法上の評価との比較検討をすることにより、それらの調整を踏まえ、税法上の評価のあり方を提言した。

目 次

第1章 自社（自己）株式の取引の実態	8
第1節 自社（自己）株式の意義	8
1 自社株式の意義	8
2 自己株式の意義	8
3 自社（自己）株式の所有形態	10
第2節 自社（自己）株式の取引形態	10
1 個人が所有する株式の取引（移転）	10
(1) 相続、遺贈又は贈与による取得	10
イ 個人に対する相続、遺贈（死因贈与を含む。）又は贈与	10
ロ 法人に対する遺贈又は贈与	11
(2) 譲渡	11
イ 個人に対する譲渡（有償譲渡）	11
ロ 発行会社に対する譲渡（自己株式の取得）	11
ハ 発行会社以外の法人に対する譲渡（有償譲渡）	11
2 法人が所有する株式の取引	12
(1) 発行会社が所有する自己株式の処分（自己株式の引き受け）	12
(2) 発行会社以外の法人が所有する株式	12
イ 個人に対する寄付又は譲渡	12
ロ 発行会社に対する譲渡（自己株式の取得）	12
ハ 発行会社以外の法人に対する譲渡	13
第3節 取引区分に応じた課税関係	13
1 個人が所有する株式の取引又は移転	13
(1) 相続、遺贈又は贈与	13
イ 個人に対する相続、遺贈又は贈与	13
ロ 法人に対する遺贈又は贈与	13
(2) 譲渡	15
イ 個人に対する譲渡	15
(イ) 譲渡者の課税（所得税）	15

(ロ) 譲受者の課税 (贈与税)	15
ロ 発行会社に対する譲渡 (自己株式の取得)	16
(イ) 譲渡者の課税 (所得税)	16
(ロ) 譲受者の課税 (法人税)	17
ハ 発行会社以外の法人に対する譲渡	17
(イ) 譲渡者の課税 (所得税)	17
(ロ) 譲受者の課税 (法人税)	18
2 法人が所有する株式の取引	18
(1) 発行会社が所有する自己株式の譲渡 (自己株式の処分)	18
(2) 発行会社以外の法人が所有する株式	19
イ 個人に対する寄付又は譲渡	19
(イ) 譲渡者の課税 (法人税)	19
(ロ) 譲受者の課税 (所得税)	19
ロ 発行会社に対する譲渡 (自己株式の取得)	19
(イ) 譲渡者の課税 (法人税)	19
(ロ) 譲受者の課税 (法人税)	20
ハ 発行会社以外の法人に対する譲渡	20
(イ) 譲渡者の課税 (法人税)	20
(ロ) 譲受者の課税 (法人税)	20
第2章 会社法等における自社 (自己) 株式の評価	21
第1節 会社法上の評価	21
1 株式の評価を要する規定	21
2 会社法上の株式の評価	22
(1) 反対株主の株式買取請求	22
イ 概要	22
ロ 裁判例	23
(2) 単元未満株式の買取請求	23
(3) 譲渡制限株式の買い取り	24
イ 概要	24

ロ	裁判例	25
(4)	相続人等に対する売渡しの請求	28
(5)	全部取得条項付種類株式の取得	28
イ	概要	28
ロ	裁判例	29
(6)	株主との合意による取得	30
第2節	経営承継円滑化法における評価	30
1	経営承継円滑化法の制定	30
2	合意の時ににおける価額（相当な価額）	31
第3節	企業会計基準等における評価	32
1	企業会計原則	32
(1)	無償取得した資産の貸借対照表価額	32
(2)	取得原価主義会計から時価主義会計へ	32
2	会計基準及び適用指針における評価	33
(1)	金融商品に関する会計基準上の評価	33
(2)	企業結合会計基準上の評価	34
第3章	税法における自社（自己）株式の評価	35
第1節	相続税法上の評価	35
1	相続税法上の時価概念	35
(1)	「時価」の規定	35
(2)	「時価」の解釈	35
(3)	評価通達上の時価	36
(4)	評価通達の法的性格と拘束力	38
2	取引相場のない株式の評価	39
(1)	評価通達上の評価	39
イ	取引相場のない株式の意義	39
ロ	株主の判定	40
ハ	原則的評価	42
ニ	例外的評価	44

ホ	種類株式の評価	45
へ	取引価額の排除	46
(2)	評価通達による評価の一般的合理性とその判例	46
イ	評価通達の評価方法の容認	46
ロ	評価通達の評価方法の否認	49
第2節	所得税法上の評価	50
1	所得税法上の時価概念	50
(1)	「価額」の規定	50
(2)	「価額」の解釈	50
2	非上場株式の評価	51
(1)	通達上の評価	51
イ	原則	51
ロ	評価通達の準用	52
(2)	学説・判例の動向	53
第3節	法人税法上の評価	55
1	法人税法上の時価概念	55
(1)	「価額」の規定	55
(2)	「価額」の解釈	56
2	非上場株式の評価	56
(1)	通達上の評価	56
イ	原則	56
ロ	評価通達の準用	57
(2)	所得税法と法人税法の通達の規定の差異	58
イ	売買実例のあるもの	58
ロ	評価通達の準用	58
ハ	法人税法における同族会社の定義と評価通達における同族株主の定義	59
(3)	学説・判例の動向	59
第4章	税法における自社（自己）株式の評価の問題点	62
第1節	相続税法上の評価	62

1	評価通達に依存することの是非	62
2	評価通達上の評価の問題点	63
	(1) 株主等の区分	63
	(2) 会社規模区分	65
	(3) 評価方法の問題点	66
	イ 類似業種比準価額	66
	ロ 純資産価額	67
	ハ 配当還元価額	68
	ニ 種類株式	68
第2節	各税法間関係	69
1	所得税法	69
	(1) 客観的交換価値の判例における解釈	69
	(2) 通達における差異	69
2	法人税法	72
	(1) 客観的交換価値の判例における解釈	72
	(2) 通達における差異	72
第3節	税法と会社法との関係	72
第4節	税法と経営承継法との関係	73
1	事業承継税制における問題点	73
2	民法の特例における合意の時の評価	74
第5章	税法における自社（自己）株式の評価のあり方	76
第1節	相続税法上の評価	76
1	評価通達に依存することの是非	76
2	評価通達上の評価のあり方	76
	(1) 株主等の区分	76
	(2) 会社規模区分	77
	イ 従業員数	77
	ロ 取引金額等	78
	(3) 評価方法	78

イ	類似業種比準価額	78
	（イ）利益比準	78
	（ロ）斟酌率等	78
ロ	純資産価額	79
	（イ）法人税額等相当額の控除	79
	（ロ）相続開始前3年以内取得の土地等	79
	（ハ）引当金	80
ハ	配当還元価額	81
二	種類株式	81
第2節	各税法間の関係のあり方	82
1	客観的交換価値の判例における解釈	82
2	通達における差異	83
第3節	税法と会社法との関係のあり方	84
第4節	税法と経営承継法との関係のあり方	84
第5節	結語	85
	参考文献	86

凡 例

本稿において使用している法令等の略語は、次による。

憲法	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	日本国憲法
所法	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	所得税法
所令	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	所得税法施行令
所基通	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	所得税基本通達
法法	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	法人税法
法令	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	法人税法施行令
法基通	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	法人税基本通達
相法	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	相続税法
相令	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	相続税法施行令
相基通	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	相続税法基本通達
評基通	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	財産評価基本通達
措法	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	租税特別措置法
措令	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	租税特別措置法施行令
会法	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	会社法
会計規	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	会社計算規則
民集	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	最高裁判所民事判例集
高民集	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	高等裁判所民事判例集
行集	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	行政事件裁判例集
訟月	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	訟務月報
税資	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	税務訴訟資料
判時	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	判例時報
判タ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	判例タイムズ
経承法	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

本稿において使用している法令の条文番号の記載は次の例による。

法人税法34条1項1号・ ・ ・ ・ ・ 法34①一

第1章 自社（自己）株式の取引の実態

第1節 自社（自己）株式の意義

1 自社株式の意義

自社株式については、会社法はもとより、民法、商法、金融商品取引法、法人税法等の各税法に渡り、明確な定義規定が置かれていない。一般に、非上場株式のうち、会社の代表取締役等役員である株主が所有する株式を指す場合が多いが、株式の発行会社の従業員が所有する株式や従業員持株会が所有する株式についても、自社株式と呼ばれる。また、「自社株買い」と言われる場合の自社株とは、会社法に規定する自己株式（後述）を指す。このように、自社株式の定義は曖昧であり、実務においても、自社株式という言葉は、様々な場面において、自己株式と混同されて使用されている。

本稿では、非上場株式のうち、当該株式を発行する会社と関係がある者（代表取締役等役員、その家族、従業員、持株会等）が取引する場合の当該株式を「自社株式」と定義し、更にそのうち、当該株式の発行会社の所有する株式（又は発行会社が取得する株式）については、「自己株式」として、別途扱うこととする。

2 自己株式の意義

自己株式とは、株式会社が有する自己の株式（会法113④）であり、株式の発行会社が、発行済みの株式を取得した場合のその株式である。

平成13年の商法改正前は、発行会社が自己の発行済みの株式を取得・保有することは、株主に対する出資の払い戻しとなり、債権者保護を目的とする資本維持の観点から、原則的に禁止されていた。しかし、機動的な組織再編等を目的とし、株式市場の活性化の観点から、平成13年10月1日より、商法等の一部を改正する等の法律が施行され、自己株式の保有が容認された。平成18年5月1日施行の会社法においても、155条に自己株式を取得できる場合が、次のように列挙され、その取得が大幅に緩和されている。

- ① 取得条項付株式¹の取得（会法107②三イ、168～170）
- ② 譲渡制限株式²につき譲渡の承認を拒否した場合の買取り（会法138一ハ、二ハ、139

¹ 取得条項付株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう（会法29）。

² 譲渡制限株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合におけ

～145)

- ③ 株主総会の決議を経ての株主との合意による取得³（会法 156①、157～165）
- ④ 取得請求権付株式⁴の取得（会法 166①、166～167）
- ⑤ 全部取得条項付種類株式⁵の取得（会法 171①、171～173）
- ⑥ 譲渡制限株式の相続人等に対する売渡しの請求（会法 176①、174～177）
- ⑦ 単元未満株式⁶の株主による買取り請求による買取り（会法 192①、192～193）
- ⑧ 所在不明株主の株式の買取り（会法 197③、197）
- ⑨ 一株に満たない端数処理による買取り（会法 234④）
- ⑩ 事業の全部を譲り受ける場合の取得（会法 467②）
- ⑪ 合併後消滅する会社からの承継（会法 795③）
- ⑫ 吸収分割をする会社からの承継（会法 795③）
- ⑬ そのほか、法務省令で定める次の場合（会施規 27）
 - ⑬ - 1 無償の取得
 - ⑬ - 2 他の法人等からの剰余金の配当又は残余財産の分配としての交付
 - ⑬ - 3 他の法人等の組織変更等の際の対価としての交付
 - ⑬ - 4 他の法人等の新株予約権等の対価としての交付
 - ⑬ - 5 株式買取請求（会法 116⑤、469⑤、785⑤、797⑤、806⑤）に応じた取得
 - ⑬ - 6 合併により消滅する法人等からの承継
 - ⑬ - 7 他の法人等の事業全部の譲受に伴う取得
 - ⑬ - 8 株式の分割又は株式の併合により一株に満たない端数処理による買取り（会法 235②、234④）

る当該株式をいう（会法 27）。

³ この取得が認められることにより、会社は、原則、自己株式を自由に取得ができることとなる（この方法は、「ミニ公開買付け」と呼ばれる。）。非上場株式については、自己株式の取得が、経営権の集中や株式の分散防止などに有効であるとされているが、税務上の弊害から実際はあまり進んでいないのが現状である。

⁴ 取得請求権付株式とは、株式会社が発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該株式会社に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう（会法 28）。

⁵ 全部取得条項付種類株式とは、当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めがある種類の株式をいう（会法 108①七、171①）。

⁶ 単元未満株式とは、単元株式数に満たない数の株式をいう（会法 189①）。

3 自社（自己）株式の所有形態

自社（自己）株式の所有形態は、法人税法施行令4条に規定する同族関係者が所有する場合を中心に、以下のケースが挙げられる。

- ① その会社の代表取締役等の役員⁷が所有
- ② ①の者の同族関係者のうち、親族⁸等の個人（法令4①）が所有
- ③ その会社の従業員が所有
- ④ 従業員持株会が所有
- ⑤ 発行会社以外の法人のうち同族関係者（法令4①）が所有
- ⑥ 発行会社が所有（自己株式）

この場合において、①②③は個人所有の株式、⑤⑥は法人所有の株式であり、また、④は従業員持株会の形態により、個人所有、法人所有共に考えられる⁹。株式の所有者が、個人であるか、法人であるかにより、その取引形態及び取引に応じた課税関係も異なる。

第2節 自社（自己）株式の取引形態

1 個人が所有する株式の取引（移転）

（1）相続、遺贈又は贈与による取得

イ 個人に対する相続、遺贈（死因贈与を含む。）又は贈与

民法896条は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と定めており、株式の所有者（個人）の死亡を原因として、その被相続人の所有する株式は、当然に相続人が相続することを規定している。また、民法964条は、「遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。」と定め、遺言による自由な財産の処分を認めている。このように、株式の所有者である個人の死亡を原因として、その者の所有する株式が、相続人又は受遺者に移転する場合は、相続又は遺贈による株式の取得である。

⁷ ここでいう役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう（法法2十五）。

⁸ 親族の範囲は、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族とする（民法725）。

⁹ 従業員持株会は、法人形態を採るものもあるが、多くの場合は個人の集合体である民法上の組合である。法人形態であれば法人税法上の取扱いにおいて法人に位置づけられ、民法上の組合であれば、構成員に対して、所得税が課される。

また、株式の所有者（個人）は、生前に贈与¹⁰によって、他の個人にその株式を移転させることが可能である。

ロ 法人に対する遺贈又は贈与

前述のとおり、個人は、その所有する財産を、遺贈又は贈与によって自由に処分することが可能であり、その遺贈又は贈与による株式の移転先は、個人に限定されず、法人が、株式の所有者である個人から、遺贈又は贈与によって、その株式を取得することもある。

（２）譲渡

イ 個人に対する譲渡（有償譲渡）

会社法 127 条は、「株主は、その有する株式を譲渡することができる。」と定めており、株主である個人は、原則として、その所有する株式を自由に他人に譲渡することができる。

譲渡者と譲受者との関係が、純然たる第三者の関係であれば、原則として、その取引は公正妥当な取引価額で行われる。しかし、その譲渡者と譲受者との関係について、特殊な関係がある場合、例えば、親族間、役員と従業員間、役員と個人事業者である取引先との関係である場合などは、その取引価額は、時価¹¹に比して低額、又は高額な価額となることが考えられる。

ロ 発行会社に対する譲渡（自己株式の取得）

個人株主が所有する株式を、発行会社へ譲渡をした場合、その会社は自己株式を取得することとなる¹²。自己株式の取得事由については、前節 2 「自己株式の意義」において列挙したが、個人が所有する株式の取引としては、株主と発行会社との合意による場合（前節 2 ③）と、特殊な自己株式の取得事由による場合（前節 2 ①②④～⑨⑬）がある。さらに、後者は、法令・定款の定めに基づく株主の請求により取得する場合（同②④⑦⑬）と、法令・定款の定めにより強制取得等をする場合（同①⑤⑥⑧⑨）とに区分できる。

ハ 発行会社以外の法人に対する譲渡（有償譲渡）

株主である個人は、原則として、その所有する株式を自由に他人に譲渡することができることは先に述べた。個人株主から法人への株式の譲渡についても、個人間の譲渡と同様に、譲渡者と譲受法人との関係が、純然たる第三者の関係であれば、原則として、その取

¹⁰ 民法 549 条は、「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と定めている。

¹¹ 当該「時価」の概念については、次章以降にて詳述する。

¹² 会社計算規則では、取得した自己株式は、貸借対照表において、純資産の部の控除項目として表示することとしている（会計規 108②五）。

引は公正妥当な取引価額で行われる。しかし、その関係が特殊関係者である場合、例えば、役員と子会社、役員と取引先、役員と取引銀行の関係である場合などは、その取引価額は時価に比して低額、又は高額な価額となることが考えられる。

2 法人が所有する株式の取引

(1) 発行会社が所有する自己株式の処分（自己株式の引き受け）

発行会社は、その保有する自己株式を譲渡（処分）することができる。会社法 199 条は、「株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式（当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。」とし、新株の発行と同様に、自己株式の処分についても株式の募集の手続きを要することを定め、募集株式の数、募集株式の払込金額等の事項を掲げている。しかして、募集株式の引受人（個人又は法人）は、出資の履行をした募集株式の株主となる。

(2) 発行会社以外の法人が所有する株式

イ 個人に対する寄付又は譲渡

個人株主と同様、発行会社以外の法人株主においても、原則として、その所有する株式を自由に他人に譲渡することができる。

発行会社以外の法人から個人への譲渡は、通常取引価額による譲渡のほか、無償の場合の寄付、又は低額譲渡が考えられる。すなわち、譲渡法人と譲受人との関係が、純然たる第三者の関係であれば、原則として、その取引は公正妥当な取引価額で行われるが、その関係が特殊な関係である場合、たとえば、子会社と役員、親会社と役員、取引先と役員の場合などは、その取引価額は、時価に比して低額、又は高額な価額となることが考えられる。

ロ 発行会社に対する譲渡（自己株式の取得）

法人株主が所有する株式を、発行会社へ譲渡をした場合、その発行会社は自己株式を取得することとなる。自己株式の取得事由については、前節 2 「自己株式の意義」において列挙したが、上記 1 (2) ロ個人が所有する株式同様、発行会社との合意による場合（前節 2 ③）と、特殊な自己株式の取得事由による場合（前節 2 ①②④～⑬）がある。後者の事由は、個人所有者の場合における事由（同①②④～⑨⑬）のほか、法人所有者特有の事由として、合併の消滅会社が保有する存続会社株式を存続会社として承継する等、組織再

編行為により取得する場合（同⑩⑪）と、他の会社の株式等を有するときに、その他の会社が組織再編行為等を行う際に交付を受ける場合（同⑫）が加わる。

ハ 発行会社以外の法人に対する譲渡

イと同様、発行会社以外の法人間の取引は、通常取引価額による譲渡のほか、無償の場合の寄付又は低額譲渡が考えられる。すなわち、譲渡法と譲受法との関係が、純然たる第三者の関係であれば、原則として、その取引は公正妥当な取引価額で行われるが、その関係が、特殊関係者である場合、たとえば、親子会社間、取引先間、取引銀行との関係である場合などは、その取引価額は時価に比して低額、又は高額な価額となることが考えられる。

第3節 取引区分に応じた課税関係

1 個人が所有する株式の取引又は移転

（1）相続、遺贈又は贈与

イ 個人に対する相続、遺贈又は贈与

相続税法上、相続又は遺贈により株式を取得した個人は、相続税を納める義務があり、また、贈与により株式を取得した個人は、贈与税を納める義務がある（相法1の3、1の4）。すなわち、個人株主が死亡し、相続が開始した場合には、その死亡した者が所有する株式を相続又は遺贈により承継した相続人等は、相続税法の定めるところにより相続税を納付し、また、個人株主が生前にその所有する株式を贈与した場合には、受贈者は、同じく贈与税を納付することとなる。相続税及び贈与税における課税財産は、それが無償取引であるため、課税価格の計算上、その株式の価額の評価が必要不可欠となるが、その評価方法については第3章にて詳述する。

また、所得税法上、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するものについては、所得税を課さないこととされている（所法9十五）。これは、相続等により財産を取得することも「所得」の一形態ではあるが、その所得については、相続税法を適用することとし、所得税を非課税としているものである。

ロ 法人に対する遺贈又は贈与

個人から、法人に対する遺贈又は贈与により、株式の移転があった場合には、所得税と法人税の課税問題が生じる。

所得税法36条1項は、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は

総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」と定め、資産の無償等譲渡があった場合には、「収入すべき金額」は、実際に収入した金額で認識することとしている。これは、所得税法上の取引では、法人税法のように、無償・低額取引の全てを時価によって収益認定するのとは異なっていることを意味している。しかし、所得税法 59 条 1 項では、別段の定めとして、次のとおり定めている。

「次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす。

- 一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）
- 二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）」¹³

すなわち、個人が法人に対して遺贈又は贈与をした場合には、それまでに生じているキャピタル・ゲインに対する清算課税を行うために、その贈与等があった時に、その時における時価相当額により収益が認識され、時価による譲渡があったものとみなし、遺贈者又は贈与者である個人に対して所得税が課されることとなる（みなし譲渡）。

他方、法人税法 22 条 2 項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」と定めている。

すなわち、無償又は低額による資産の譲り受けがあった場合には、法人税法上は、その資産の無償部分の時価相当額により収益が認識され、譲り受けた法人に対して受贈益課税されることとなる。

¹³ 所得税法施行令 169 条は、同号に規定する政令で定める額について、「譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の 2 分の 1 に満たない金額とする。」と定めている。

(2) 譲渡

イ 個人に対する譲渡

(イ) 譲渡者の課税（所得税）

(1) ロで述べたとおり、所得税法 36 条 1 項は、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又はその他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする」と定め、資産の無償等譲渡があった場合に、「収入すべき金額」は実際に収入した金額と解されている。また、個人間の無償による資産譲渡については、時価によるみなし譲渡課税も行われない（所法 59）。

(ロ) 譲受者の課税（贈与税）

個人間の譲渡において、その取引が、純然たる第三者間の譲渡であれば、その取引は公正妥当な取引価額（対価）で行われることとなるから、原則として、譲受者の課税も問題になることはない。しかし、親族等関係者間の譲渡では、その取引価額は、通常取引される時価に比して、低額又は高額な価額となる場合が考えられる。このような、個人間の低額譲渡等については、実質上、贈与と何ら変わらず、譲受者側に経済的利益を享受しているという事実が生じる。そこで、相続税法 7 条は、「著しく低い価額¹⁴の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があった時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があった時における当該財産の時価（当該財産の評価について第 3 章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額）との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす」と規定している（みなし贈与）。すなわち、親族等関係者間の株式の譲渡で、その譲渡対価が時価に比して著しく低い価額の対価であるときは、その譲渡があった時において、対価と時価との差額に相当する金額を贈与によって取得したものとみなされ、贈与税が課されることとなる。本条は、低額譲渡の方法による租税回

¹⁴ 相続税法 7 条にいう著しく低い価額の対価の意義について、所得税法 59 条 1 項 2 号に係る同法施行令 169（前掲注 13）のような規定はない。この点について、大阪地裁昭和 53 年 5 月 11 日判決（行集 29 卷 5 号 943 頁）は、「資産一般についてはともかく、本件のごとき非上場株式について、贈与税における時価より「著しく低い」価額とは、……時価の 4 分の 3 未満の額を指すと解するのが相当である。」と判示している。つまり、低額とみなされる額は、資産の譲渡の時における価額の 2 分の 1 に満たない金額とは限らず、2 分の 1 以上であっても低額であればこの規定は適用される。

避を防止するための規定であり、課税の公平に基づくものと考えられ、親族等関係者間の譲渡取引について適用されるとの考えもあるが、最近の裁判例においては、純然たる第三者間の譲渡についても、「みなし贈与」が適用されている¹⁵。

ロ 発行会社に対する譲渡（自己株式の取得）

（イ）譲渡者の課税（所得税）

個人株主がその所有する株式を発行会社へ譲渡し、売却による金銭等の交付を受けた場合には、その金銭等の額の合計額（譲渡対価）がその法人の資本金等の額のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額¹⁶を超えるときは、その超える部分の金額に係る金銭等は剰余金の配当とみなされ（みなし配当）（所法 25①四）、また、譲渡対価からみなし配当金額を控除した金額をもって「株式等に係る譲渡所得等（譲渡所得又は事業所得・雑所得）」に係る収入金額として、株式等に係る譲渡所得の 20%課税の特例が適用される（申告分離課税）（措法 37 の 10①、③四）。剰余金の配当とみなされた場合には、その個人株主のその年分の所得税額の計算上、配当所得として課税（総合課税）され、税額控除において配当控除（所法 92）が適用される。

ただし、平成 16 年度税制改正では、事業承継の円滑化を図る観点から、相続又は遺贈による財産の取得をした個人で、その相続又は遺贈につき納付すべき相続税額があるものが、その相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後 3 年を経過する日までの間に、相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された非上場会社の株式を、その発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、その譲渡をした個人が譲渡の対価としてその発行会社から交付を受けた金銭の額が、その会社の資本金等の額のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額についてはみなし配当の規定は適用しない（措法 9 の 7①）こととされた。この適用を受ける場合には、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡

¹⁵ 東京地裁平成 19 年 1 月 31 日判決（平成 17（行ウ）第 199 号）は、会社の代表取締役である個人が、独立した第三者である複数の株主から買受けた株式について、その株式の譲渡が相続税法 7 条の「みなし贈与」に当たるとされた事案である。また、仙台地裁平成 3 年 11 月 12 日判決（税資 187 号 64 頁）は、会社の代表者が従業員持株会を通じて行った買受けた株式について、同じく、「みなし贈与」に当たるとされた事案である。これらの事案については、第 3 章にて詳述する。

¹⁶ 自己株式の取得をした法人が、2 以上の種類の株式を発行していた場合には、ここでいう株式に対応する部分の金額は、その法人が取得した自己株式と同一の種類株式に対応する部分の資本金額（種類資本金額という。）を、その種類株式の総数で除して計算した金額に、自己株式の取得に係るその種類株式の数を乗じて計算した金額とする（所令 61②四）。

所得の 20%課税の特例が適用される（申告分離課税）。また、この場合、譲渡者である個人は、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（相続税額の取得費加算の特例）（措法 39、措令 25 の 16）の適用を受けることができる。

個人株主がその所有する株式を発行会社へ譲渡した場合において、その譲渡が低額取引にあたる時は、譲渡者である株主以外の他の株主に対するみなし贈与となることが考えられる。

（ロ）譲受者の課税（法人税）

自己株式を取得した発行会社については、当該取引は、資本等取引とされるため、原則として、課税関係は生じない。しかし、その発行会社が同族会社に該当する場合には、その自己株式の取得が低額譲渡に該当するとき、すなわち、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるときは、法人税法 132 条「同族会社等の行為又は計算の否認」の規定が適用されることが考えられ、税務署長の認めるところにより、法人税の額が計算されることを考慮する必要がある。

ハ 発行会社以外の法人に対する譲渡

（イ）譲渡者の課税（所得税）

（1）ロで述べたとおり、所得税法 59 条 1 項では、著しく低い価額の対価として政令で定める額（資産の譲渡の時における価額の 2 分の 1 に満たない金額）により、法人に対して資産の移転があった場合には、その者の譲渡所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなすとしている（所法 59①二）。すなわち、個人株主が、その所有する株式を、その株式の発行会社以外の法人に対して、時価の 2 分の 1 に満たない金額で譲渡した場合には、その譲渡時における時価相当額により収益が認識され、時価による譲渡があったものとみなし、譲渡者である個人に対して所得税が課されることとなる（みなし譲渡）。

ここで、個人から法人に対しての低額譲渡が、時価の 2 分の 1 以上の金額で行われた場合には、文理上はみなし譲渡が行われないこととなるが、個人と同族会社との間の低額譲渡の場合、恣意的に節税目的等で、時価の 2 分の 1 すれすれの金額での譲渡を行うことが考えられる。これに対して、所得税基本通達 59 - 3 は、「譲渡所得の基因となる資産を法人に対し時価の 2 分の 1 以上の対価で譲渡した場合には、法第 59 条第 1 項第 2 号の規定の適用はないが、時価の 2 分の 1 以上の対価による法人に対する譲渡であっても、その譲渡が法第 157 条《同族会社等の行為又は計算の否認》の規定に該当する場合に

は、同条の規定により、税務署長の認めるところによって、当該資産の時価に相当する金額により山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算することができる。」と定めている。

(ロ) 譲受者の課税（法人税）

また、前述の通り、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、有償又は無償による資産の譲渡、又は無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とするとし（法法 22②）、無償による資産の譲受けがあった場合には、その譲り受けた法人の所得の計算上、収益の額として認識することとしている。低額による譲受けについても、無償による譲受け同様であると考えられ¹⁷、低額による株式の譲受けがあった場合には、その株式の時価相当額により収益が認識され、時価相当額と取引価額との差額について、譲り受けた法人は、受贈益課税されることとなる。

2 法人が所有する株式の取引

(1) 発行会社が所有する自己株式の譲渡（自己株式の処分）

前述のとおり、発行会社は、その保有する自己株式を譲渡（処分）することができ、会社法上、自己株式の処分は、新株式の発行と同様、「募集株式の引き受け」として位置づけている（会法 199）。税務上もこれらの取引は、原則として、資本取引として取り扱われ、保有会社にも譲受者（個人株主、法人株主共）に対しても課税関係は生じない。しかし、その発行会社が同族会社に該当する場合には、その自己株式の処分が低額又は高額譲渡に該当するとき、すなわち、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるときは、所得税法 157 条又は法人税法 132 条に規定する「同族会社等の行為又は計算の否認」の適用を受けることが考えられ、税務署長の認めるところにより、法人税の額が計算されることを考慮する必要がある¹⁸。

¹⁷ 法人税法 22 条 2 項の無償譲渡には、低額譲渡を含むか否かが争われた事案に、宮崎地裁平成 5 年 9 月 17 日判決（民集 49 卷 10 号 3139 頁）、福岡高裁平成 6 年 2 月 28 日判決（民集 49 卷 10 号 3159 頁）、最高裁平成 7 年 12 月 19 日判決（民集 49 卷 10 号 3121 頁）がある（中里実（1995.9）「相続税法の原理と政策」『租税法研究』23 号 167～169 頁、増井良啓（2005）「低額譲渡と法人税法 22 条 2 項」『別冊ジュリスト租税判例百選（第 4 版）』178 号 96～97 頁参照）。

¹⁸ 平成 13 年の商法改正後は、株式の発行会社は、相当の時期の処分義務が無くなったため、会社は自己株式を保有し続けることが可能となった。一方で、発行会社は保有する自己株式を消却することもでき（会法 178）、その行為は、原則として、資本取引となり、保有会社に課税関係は生じない。

(2) 発行会社以外の法人が所有する株式

イ 個人に対する寄付又は譲渡

(イ) 譲渡者の課税（法人税）

前述の通り、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、有償又は無償による資産の譲渡、又は無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とするとし（法法 22②）、無償による資産の譲渡があった場合には、その譲り渡した法人の所得の計算上、収益の額として認識することとしている。低額による譲渡についても、無償譲渡と同様であると考えられる。すなわち、低額による株式の譲渡があった場合には、その株式の時価相当額により収益が認識され、時価相当額と取引価額との差額について、譲り受けた法人は、受贈益課税されることとなる。この場合、時価相当額と取引価額との差額に相当する部分については、例えば、その譲渡先の個人がその法人の役員又は従業員である場合は、給与として処理されることとなるが、損金不算入となる場合もある。

(ロ) 譲受者の課税（所得税）

一方、譲り受けた個人については、相続税法上、法人から個人に対する贈与について、贈与税は課税されない（相法 21 の 3 一）。その株式の時価相当額と取引価額との差額に相当する部分について、その法人の役員又は従業員の場合は給与所得として、またそれ以外の者の場合は一時所得として、所得税が課税されることとなる（所基通 36 - 15）。

ロ 発行会社に対する譲渡（自己株式の取得）

(イ) 譲渡者の課税（法人税）

法人税法上、法人の株主等である内国法人が、その法人の自己株式の取得により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその法人の資本金等の額のうち、その交付の基因となったその法人の株式に対応する部分の金額¹⁹を超えるときは、その超える部分の金額は、剰余金の配当等の額とみなされる（みなし配当）（法法 24 四）。この場合、その譲り渡した内国法人が受ける剰余金の配当等の額のうち、連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る

¹⁹自己株式の取得をした法人が、2以上の種類の株式を発行していた場合には、ここでいう株式に対応する部分の金額は、その法人が取得した自己株式と同一の種類の株式に対応する部分の資本金額（種類資本金額という。）を、その種類株式の総数で除して計算した金額に、自己株式の取得に係るその種類株式の数を乗じて計算した金額とする（法令 8 ①二十）。

配当等の額の 100 分の 50 に相当する金額並びに関係法人株式等に係る配当等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されない（法法 23）。

（ロ）譲受者の課税（法人税）

個人株主から発行会社に対する譲渡と同様に、法人株主からの譲渡により、自己株式を取得した発行会社については、当該取引は、資本等取引とされるため、原則として、課税関係は生じない。

ハ 発行会社以外の法人に対する譲渡

（イ）譲渡者の課税（法人税）

前述のとおり、法人税法 22 条 2 項の規定は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする」とし、低額譲渡についても同様と考えられる。

すなわち、無償、低額による資産の譲渡があった場合には、その資産の時価相当額により収益が認識され、譲り渡した法人は、取引価額とその株式の時価との差額に相当する部分について寄付金課税されることとなる（法法 37⑧）。

（ロ）譲受者の課税（法人税）

他方、無償、低額による資産の譲り受けがあった場合にも、同様に、その資産の時価相当額により収益が認識され、譲り受けた法人は、受贈益課税されることとなる。

第2章 会社法等における自社（自己）株式の評価

第1節 会社法上の評価

1 株式の評価を要する規定

第1章で述べたとおり、会社法上、株主は、その有する株式を譲渡することができる（会法127）のが原則ではあるが、株式会社は、譲渡制限株式や取得条項付株式等の譲渡についての一定の制限を付した種類株式を発行し、また、自己株式として買い取ることが可能である。会社法上規定されている株式の譲渡についての一定の制限は、株式の集中・分散化防止によって、事業承継の円滑化等に活用できるとされているが²⁰、発行会社がその株式の買い取りを強いられる場合もある。

会社法上、譲渡者である株主と譲受者である発行会社との間で売買価格を決定する際に、株式の評価を要する規定として、以下の場合がある。

- ① 反対株主の株式買取請求があった場合の株式の価格の決定（会法116、117）
- ② 譲渡制限株式を、会社又は指定買取人が買い取る場合の売買価格の決定（会法141、142、144）
- ③ 株主との合意による取得の場合の取得価格の決定（会法156、157）
- ④ 全部取得条項付種類株式を、会社が取得する場合の価格の決定（会法171、172）
- ⑤ 相続人等に対する売渡しの請求をする場合の売買価格の決定（会法174、177）
- ⑥ 単元未満株式の買取請求があった場合の価格の決定（会法192、193）
- ⑦ 事業譲渡等の反対株主の株式買取請求があった場合の株式の価格の決定（会法467、469、470）
- ⑧ 吸収合併等の反対株主の株式買取請求があった場合の株式の価格の決定（会法785、786、797、798）
- ⑨ 新設合併等の反対株主の株式買取請求があった場合の株式の価格の決定（会法806、807）

これらの制度のうち、①②③⑥～⑨は、平成17年法律第87号による改正前の商法（以

²⁰ 中小企業庁が、平成19年5月に発表した「会社法施行の中小企業に与える影響に係る実態調査」の結果概要では、会社法の各制度のうち、特に中小企業にとって影響が大きいと考えられる「取締役の任期延長」、「取締役会の廃止」、「会計参与の設置」、「種類株式等の発行」等について、導入状況を聞いたところ、導入もしくは導入予定の比率が最も低いのは、「種類株式等の発行」であった。

下、「旧商法」という。)においても同様の制度はあったが、④⑤については、会社法において新設された。

2 会社法上の株式の評価

(1) 反対株主の株式買取請求

イ 概要

会社法 116 条では、次のとおり、株式会社が定款変更等をする場合に、その行為に反対の株主が、当該株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるように定めている。この請求を「株式買取請求」という。

「次の各号に掲げる場合には、反対株主は、株式会社に対し、自己の有する当該各号に定める株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

- 一 その発行する全部の株式の内容として第 107 条第 1 項第 1 号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更をする場合 全部の株式
- 二 ある種類の株式の内容として第 108 条第 1 項第 4 号又は第 7 号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更をする場合 第 111 条第 2 項各号に規定する株式
- 三 次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式（第 322 条第 2 項の規定による定款の定めがあるものに限る。）を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがあるとき 当該種類の株式
 - イ 株式の併合又は株式の分割
 - ロ 第 185 条に規定する株式無償割当て
 - ハ 単元株式数についての定款の変更
 - ニ 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集（第 202 条第 1 項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）
 - ホ 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（第 241 条第 1 項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）
 - ヘ 第 277 条に規定する新株予約権無償割当て」

また、事業譲渡等の承認を要しない場合（上記 1⑦）、吸収合併等をする場合（同⑧）、新設合併等をする場合（同⑨）においても、同様に、反対株主から株式を「公正な価格」で買い取る旨の定めがある。

ここに定める「公正な価格」についての具体的な指針は、会社法では定めていない。すなわち、株式買取請求があった場合において、株式の「公正な価格」での買取価格につい

て、株主と株式会社との間に協議が調ったときは、その協議価格によることとなるが（会法 117①）、株式の価格の決定について、効力発生日から 30 日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間満了の日後 30 日以内に、裁判所に対し、価格決定の申立てをすることができ（会法 117②）、裁判所に「公正な価格」の判断を委ねることとなる。しかし、会社法は、その施行より年数を経っていないため裁判例もなく、旧商法の規定及び裁判例での解釈を参考とすることとなる。

ロ 裁判例

旧商法下の裁判例ではあるが、営業譲渡（会社法の定めでは、事業譲渡）における反対株主の株式買い取り請求についての最近の裁判例に、東京地裁平成 20 年 3 月 14 日決定（判時 2001 号 11 頁）（カネボウ株式買取価格決定申立事件）²¹がある。本判決は、本件株式の評価方法について、「営業譲渡が行われずに会社がそのまま存続すると仮定した場合における相手方の株式の価値を評価すべきであるから、基本的に相手方の継続企業としての価値を評価すべきである。……継続企業としての価値を評価するという観点から、DCF 法に従って評価するのが相当であり、当該判断を覆すに足りる的確な証拠は存在しない。」²²と判示した。

また、本判決においては、「公正な価格」の意義について、最高裁 48 年 3 月 1 日判決（民集 27 卷 2 号 161 頁）²³が引用された。当該最高裁判決では、「公正ナル価格」の特質からみて、価格決定に当たり考慮されるべき要素はきわめて複雑多岐にわたらざるをえないが、法が価格決定の基準について格別規定していないことからすると、法は価格決定を裁判所の判断に委ねているものと解することができる」と判示している。

（2）単元未満株式の買取請求

会社法 192 条は、「単元未満株主は、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる。」と定め、さらに、193 条では、この場合の買取価格

²¹ 後藤元（2008. 7）「カネボウ株式買取価格決定申立事件の検討（上）」『旬刊商事法務』NO. 1837 4～14 頁、後藤元（2008. 7）「カネボウ株式買取価格決定申立事件の検討（下）」『旬刊商事法務』NO. 1838 14～20 頁、田中信隆（2008. 12）「カネボウ控訴審判決の教訓」『旬刊商事法務』NO. 1852 4～12 頁を参照。

²² この判決での相手方とは、株式会社であるカネボウを指す。また、ここで、DCF 方式とは、収益還元方式（会計上の利益を資本還元率で割り引くことにより、株式価値を算出する方式）と同様に、企業の収入に着目した評価方法であり、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより、株式価値を算出する方法である。

²³ 川口富男「株式買取価格の決定と憲法三二条、八二条」『最高裁判所判例解説民事篇（昭和 48 年度）』60～66 頁参照。

について、当該単元未満株式が市場価格のある株式である場合は、当該単元未満株式の市場価格として取引市場における最終価格等で、また、それ以外の場合には、株式会社と請求をした単元未満株主との協議によって定める額で買い取ることを定めている。この協議が調わないことも考えられ、単元未満株主又は株式会社は、請求をした日から 20 日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができるとされており、裁判所は、この決定をするには、請求の時ににおける株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければならないと定めている（会法 193②③）。しかし、この場合の価格について、具体的な評価方法は、会社法において明確ではなく、（1）と同様、裁判例の解釈に委ねられている。

（3）譲渡制限株式の買い取り

イ 概要

譲渡制限株式は、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する株式であることは先に述べたが、会社法 136 条は、「譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人（その株式の発行会社を除く。）に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。」と定め²⁴、また同様に、会社法 137 条 1 項は、「譲渡制限株式を取得した株式取得者は、株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認するか否かの決定をすることを請求することができる。」と定めている。株式会社は、これらの決定をしたときは、その請求をした者（「譲渡等承認請求者」という。）に対し、その決定の内容を通知しなければならず（会法 139②）、請求の日から 2 週間以内にこの決定の通知をしなかった場合には、株式会社と譲渡等承認請求者との合意により別段の定めをしたときを除き、株式会社は、承認をする旨の決定をしたものとみなすとしている（会法 145①一）。株式会社は、譲渡を承認しない旨の決定をしたときは、その譲渡等承認請求に係る譲渡制限株式を買い取らなければいけないが、株式会社は、その譲渡制限株式を買い取ることに替えて、その譲渡制限株式を買い取る者（「指定買取人」という。）を指定することもできる（会法 140①、④）。

株式会社又は指定買取人により買い取る株式の売買価格は、譲渡等承認請求者との協議によって定めることとなるが、売買価格について、株式会社と譲渡等承認請求者との協議

²⁴ 株式会社が、株主又は株式取得者からの請求について、承認するか否かの決定をする場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会（取締役会設置会社の場合にあっては、取締役会）の決議によらなければならない（会法 139）。

が調わない場合、株式会社又は譲渡等承認請求者は、これらの買取りの通知があった日から20日以内であれば、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができ²⁵、この申立てがあったときは、裁判所が決めた額をもって、売買価格とすることとなる(会法144)。裁判所は、売買価格の決定をする場合、会社法上は、譲渡承認請求時における株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければならないと定めているが(会法144③)、この売買価格を決定する場合に考慮すべき「資産状態その他一切の事情」については具体化されておらず、また、その売買価格の評価の具体的評価方法についても、会社法では明示されていない。また、会社法は、その施行より年数を経えていないため裁判例もないが、これらは旧商法からの概念であるので、旧商法の解釈と裁判例を参考にすることとなる。

ロ 裁判例

旧商法上における譲渡制限株式の売買価格の算定についての裁判例は少なくない。しかし、それらの裁判例で採用される評価方式は、裁判例により様々であって、また、複数の評価方式が併用される場合が多く、その配分も多様である。次に、いくつかの例示を掲げる。

- ① 東京高裁昭和51年12月24日判決(判時846号105頁)²⁶は、収益還元方式と時価純資産方式²⁷とを、同等の比重で適用した評価が相当であると決定した。
- ② 京都地裁昭和62年5月18日判決(判時1247号130頁)²⁸は、「純資産価額、類似業種比準価額、収益還元価額、配当還元価額の割合を2・1・1・1とした加重平均値を基準値とするのが相当である。」²⁹と決定した。
- ③ 東京高裁平成1年5月23日判決(判時1318号125頁)³⁰は、3つの方式を併用し、「割合は配当還元方式を6、簿価純資産方式及び収益還元方式を各2とするのが相当である」と決定した。

²⁵ 20日以内にこの申立てがないときは、1株当たり純資産額にその対象となる株式の数を乗じて得た額をもってその売買価格とする(会法144⑤)。

²⁶ 江頭憲治郎(1983)『別冊ジュリスト会社判例百選(第4版)』80号212~213頁参照

²⁷ 純資産方式は、貸借対照表に計上されている資産と負債の差額である純資産額を基準として株式価値を評価する方法である。その資産・負債について、会計上の簿価を基準とする「簿価純資産方式」と、時価を基準とする「時価純資産方式」がある。

²⁸ 国友順市(1988.4)「取引相場のない株式の価格決定」『税経通信』VOL.43 NO.4 240~246頁参照。

²⁹ 類似業種比準価額及び配当還元価額は、財産評価基本通達に規定する評価方法であり、第3章にて詳述する。

³⁰ 高橋靖(1999)「非上場株式の配当還元方式による評価」『税務事例研究』VOL.50 71頁参照。

- ④ 千葉地裁平成3年9月26日判決（判時1412号140頁）³¹は、「配当還元価額による株式価格と純資産価額による株式価格の平均値をもって買取代金額と定めるのが相当である。」と決定した。
- ⑤ 札幌高裁平成17年4月26日判決（判タイ1216号272頁）³²は、「配当方式：純資産方式：収益方式＝0.25：0.25：0.5の併用方式を用いるのが相当である。」と決定した。
- ⑥ 大阪高裁平成元年3月28日判決（判時1324号140頁）³³は、原審は、配当還元方式により算定し、株価を2,754円としたが、控訴審では、ゴードン・モデル式³⁴により算定し、株式の売買価格は4,687円と定めるのが相当であるとした事案であるが、単一の評価方式によることと判断した珍しい決定である。本判決は、まず、売買価格について、次のとおり判示している。

「本件は商法204条の4、2項に基づき売買価格を決定するものであって、それは、被指定者が売渡請求をなした時点における会社の資産状態その他一切の事情（ただし株価形成と関係ある要素に限る）を斟酌して、右時点における当該具体的場合における客観的交換価格を非訟手続で形成（確認的測定でなく）するものである。」³⁵

また、当裁判所は、様々な評価方法について、次のとおり判示し、最終的にゴード

³¹ 田中誠二監修（1992.12）「金融商事判例研究」『金融商事判例』NO.905 36～43頁参照。

³² 稲葉威雄（2007.7）「商事法判例研究」『金融商事判例』NO.1270 6～11頁参照。

³³ 江頭憲治郎（2006）『別冊ジュリスト会社法判例百選』180号42～43頁参照。

³⁴ ゴードン・モデルは、将来の剰余金の配当額は、現在の配当実績値が内部留保の寄与により一定割合で増加するものと仮定して評価する方法である。（江頭憲治郎（2008）『株式会社法（第2版）』有斐閣p.14を参照。）

³⁵ 平成17年法律第87号による改正前の商法

204条の2 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ株式ヲ譲渡サントスル株主ハ会社ニ対シ譲渡ノ相手方並ニ譲渡サントスル株式ノ種類及数ヲ記載シタル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認スベキコト又ハ之ヲ承認セザルトキハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得

5 第一項ノ指定ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ取締役会ハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ其ノ請求ノ日ヨリ二週間内ニ第一項ノ株主ニ対シ書面ヲ以テ通知スルコトヲ要ス

204条の3 前条第五項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ同項ノ通知ノ日ヨリ十日内ニ同条第一項ノ株主ニ対シ書面ヲ以テ同項ノ株式ヲ自己ニ売渡スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

204条の4 第二百四条ノ三第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ売買価格ニ付協議調ハザルトキハ当事者ハ同項ノ請求ノ日ヨリ二十日内ニ裁判所ニ対シ売買価格ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

2 前項ノ決定ヲ為スニ付テハ裁判所ハ第二百四条ノ三第一項ノ請求ノ時ニ於ケル会社ノ資産状態其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌スルコトヲ要ス

ン・モデル式での評価をすることを判断している。

「類似業種比準方式としての国税庁長官通達……は大量発生する課税対象に対し国家が迅速に対応すべき目的で課税技術上の観点から考案された方式で、国家と国民の公権力の行使関係を律する基準であって、本件のように私人間の具体的個別的利害対立下で公正適正な経済的利益を当事者に享受させようとする商法204条の4、2項の理念とは異なるものであるのみならず、標本会社の公表がなく類似性の検証が不可能であり、利益の成長要素が考慮されず、減価率の合理性が疑わしいため、本件のような譲渡制限株式の売買価格決定の単純又は併用方式における根拠方式となすことは適当でない。」

「収益還元方式については、……将来各期に期待される一株当たり課税後純利益を資本化率で還元する方式であるが、右方式の純利益のなかには内部留保として新たな設備投資などにつぎこまれ、株主に対し直接終局的利益をもたらさないものが含まれている点など疑問があり、……右方式の資本化率が相当でない点……など疑問があり少なくとも配当政策等企業経営を自由になしえない本件のような非支配株主の株価算定には適当でない。」

「純資産価額方式については、……本件において会社の資産価値を算定要素として斟酌すべき前示特段の事情は認められないので、直ちにとりがたく、ただ、株価の最下限値を確認するためを除き、採用すべき理論的根拠に乏しいという外ない。」

本件では、以上の判断をした上で、将来の配当利益を算定基礎として評価する方法が最適というべきであって、さらに、配当還元方式は、単純な配当還元方式とゴードン・モデルによる同方式が考えられるが、前者は「企業の成長予測が反映されず単純に過ぎ採用できず、結局右利益及び配当の増加傾向を予測するゴードン・モデル式によるのが適当というべきである。」と判断した³⁶。従来の裁判例は、複数の評価方式が併用される場合が多く、その配分も様々であったが、本判決は、単一の評価方式によることと決定した。

以上のとおり、譲渡制限株式の売買価格は、具体的な評価方式について、どの方式を採用すべきか客観的な合理性は判明できず、裁判官の裁量に委ねられている。学説においても、様々な意見があるが、江頭憲治郎教授は、国税庁の相続税財産評価基本通達に定め

³⁶ その他、譲渡制限株式の売買価格をめぐる裁判例に、東京高裁昭和46年1月19日判決(判時618号77頁)、福岡高裁昭和63年1月21日判決(判タ662号207頁)等がある。

る「取引相場のない株式」の算式は、戦後早い時期に骨組みが作られたもので、大量発生の事象を機械的に処理する目的のものに過ぎず、訴訟・非訴訟事件に適用すべきものではないとし³⁷、株主の期待リターンの現在価値の総和で評価すべきとし、基本的に、ゴードン・モデルと同じ方法により評価すべきとしている³⁸。

(4) 相続人等に対する売渡しの請求

会社法 174 条は、「株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。」と定めている。株式会社は、この定めをしたときは、相続その他の一般承継があったことを知った日から一年以内に限り、相続人等の売渡請求対象者に対し株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる（会法 176）。

相続人等に対する売渡しの請求があった場合には、株式の売買価格は、株式会社と売渡請求対象者との協議によって定めることとなる。しかし、実際は当事者の合意が困難な場合もあり、株式会社又は売渡請求対象者は、この請求があった日から 20 日以内に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができる。裁判所は、この価格の決定をするには、売渡請求の時における株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければならないとされている（会法 177）。この価格についても、会社法上の指針が明確ではなく、解釈に委ねられることとなるが、この規定は、会社法によって新設された制度であるため、裁判例も無い。すなわち、今後の裁判決の動向を注視することとする。

(5) 全部取得条項付種類株式の取得

イ 概要

会社法 171 条は、「全部取得条項付種類株式（第 108 条第 1 項第 7 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。以下この款において同じ。）を発行した種類株式発行会社は、株主総会の決議によって、全部取得条項付種類株式の全部を取得することができる。」と定めている。この場合においては、当該株主総会の決議によって、取得対価を定め、これに反対する株主は、株主総会の日から 20 日以内に、裁判所に対し、株式会社による全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立てをすることができるとしている（会法

³⁷ これに反して、裁判所の評価を含めた「第三者による評価」における国税庁方式に依拠することの妥当性を説いた意見として、浜田道代（2004. 11）「ゴーイング・コンサーンである会社の取引相場のない株式の評価」『税研』118 号 19～24 頁がある。

³⁸ 詳細は、前掲注 34 『株式会社法（第 2 版）』13～18 頁を参照。

172)。この「反対株主の裁判所に対する取得価格の決定申立制度は、当該申立時点においては既に当該株式の取得が決定され、取得の効果が生じている場合もあるため、その対価の内容に不服のある株主について、裁判所に対する当該株式の取得価格の決定の申立てを認めるという形で、強制的に株式を取得されてしまう株式の保護を図ることを目的とするものである。（東京地裁平成19年12月19日決定（判時2001号109頁）³⁹⁾」

この取得価格の意義について、会社法上は明確化されておらず、裁判所の解釈に委ねられている。前掲の東京地裁平成19年12月19日決定は、「取得価格とは、当該取得日における当該全部取得条項付種類株式の公正な価格をいうものと解するのが相当である。そして、裁判所による価格の決定は、客観的に定まっている過去の株価を確認するのではなく、新たに公正な価格を形成するものであって、価格決定に当たり考慮すべき要素は極めて複雑多岐にわたらざるを得ないが、会社法172条1項が取得価格の判断基準について格別規定していないことからすると、法は、価格決定を裁判所の裁量に委ねているものと解することができる。」と判示している。

ロ 裁判例

全部取得条項付種類株式の取得価格について争われた最近の事案に、前掲の東京地裁平成19年12月19日決定、東京高裁平成20年9月12日決定（金融・商事判例1301号28頁）がある。この事案は、M&A後に残存する少数株主の締め出し（MBO）の手法として、全部取得条項付種類株式が用いられた。会社法施行後、東京地裁の原決定は、全部取得条項付種類株式の取得価格について、裁判所が初めて決定をした事案であり注目をされたが、さらに東京高裁は、原決定の23万円とする取得価格を大幅に見直し、33万6,966円と決定した。それぞれの評価の手法は次のとおりである。

まず、東京地裁では、取得価格の判断基準については、先に述べたとおり、「公正な価格」で評価することとしたうえで、「裁判所が、全部取得条項付種類株式の取得の公正な価格を定めるに当たっては、取得日における当該株式の客観的な時価に加えて、強制的取得により失われる今後の株価上昇に対する期待権を評価した価額をも考慮することが相当である」とし、さらに、評価基準時点と上場廃止日がわずか12日しか離れていないことから「市場株価がその企業の客観的価値を反映していないと認められる特別の事情がない限り、評価基準時点にできる限り接近した市場株価を基本として本件株式の客観的な時価を評価

³⁹⁾ 高山崇彦・保坂雄（2008.7）「レックス・ホールディングス事件東京地裁決定の検討」『旬刊商事法務』NO.1837 23～31頁参照。

することが相当であるといえることができる。」と判示し、本件公開買付けに示された買付価格（過去1ヶ月の市場株価終値の単純平均値に20万2,000円に対して13.9%のプレミアムである2万8,000円を加えた価格）は、一定の合理性を有するものとして判断した。

他方、東京高裁は、「本件株式の客観的交換価値」を半年間の終値の平均値である28万805円とし、これに20%を加算した額（33万6,966円）をもって、株価の上昇に対する評価額を考慮した本件株式の取得価格と認めことが相当であると判断した。

これらの決定については、期待権についての評価をしている点では同じであるが、東京高裁の「20%」については、裁判所が判断した数字ということで、実務上一人歩きすることになりかねず、そうなると、効率的な企業買収まで阻害されるとの懸念もある⁴⁰。今後の最高裁の検討を期待する。

（6）株主との合意による取得

会社法156条は、次のとおり定めることにより、全ての株主からの自己株式の取得を許容している。

「株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、第三号の期間は、一年を超えることができない。

- 一 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- 二 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等（当該株式会社の株式等を除く。以下この款において同じ。）の内容及びその総額
- 三 株式を取得することができる期間

すなわち、株式会社は、株主との合意があれば、当該株主の株式の譲渡を受けることができ、その売買価格は双方の合意によることとなるが、会社法では、この場合の価格の具体的な指針は明示していない。

第2節 経営承継円滑化法における評価

1 経営承継円滑化法の制定

近年、中小企業経営者の高齢化が進展する中、事業承継の円滑化が図られることは、日本経済を支える中小企業の技術、雇用の確保、ひいては日本経済の活性化にも資するもの

⁴⁰ 太田洋（2008.11）「レックス・ホールディングス事件東京高裁決定の検討」『旬刊商事法務』NO.1848 11頁参照。

として重要視されている。しかし、こうした事業承継問題については、そのきっかけが経営者の死亡や相続といった個人的な問題であることもあり、これまで中小企業の事業継続を図る観点から、総合的な検討が必ずしも十分ではなかったため、中小企業における事業承継の重要性を再認識し、その円滑化のために必要な取組の総合的検討及び実施するため、平成 17 年 10 月に「事業承継協議会」を設立し、事業承継関連法分野における法的課題の検討等を開始した。また、平成 19 年 2 月、事業承継に係る税制及び相続法上の課題解決に向けた検討を行うため、同協議会に「事業承継税制検討委員会」及び「相続関連事業承継法制等検討委員会」の 2 委員会を設置した。

同協議会での検討を受け、平成 20 年 10 月 1 日、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下、「経営承継法」という。）が施行された。

経営承継法 1 条は、「この法律は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、遺留分に関し民法（明治 29 年法律第 89 号）の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講ずることにより、中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする。」と定めており、3 条以降に「遺留分に関する民法の特例」、「支援措置」等の規定を置くこととしている。

「民法の特例」の定めでは、一定の要件を満たす中小企業の旧代表者の推定相続人のうちの 1 人が後継者である場合に、推定相続人の全員の合意をもって、所要の手續（経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、書面により、その後継者がその旧代表者からの贈与等により取得したその中小企業者の株式等の全部又は一部について、①その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと（除外合意）、又は②遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を、合意の時ににおける価額（弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人がその時ににおける相当な価額として証明をしたものに限る。）とすること（固定合意）の、二つの内容の定めをすることができる（経営承継法 4 ①）こととなった。

2 合意の時ににおける価額（相当な価額）

固定合意の際の合意の時ににおける価額について、当事者間の合意に委ねれば足りるとも考えられるが、経営に関与していない非後継者にとって、株式の価値を評価することは困

難であるため、後継者の恣意性を許すことになる。よって、その価額は、第三者である専門資格者が「相当な価額」として証明をしたものに限定している。

「相当な価額」は、客観的合理性が必要であるが、具体的な評価方法について明文化されておらず、明確ではない。それぞれの専門資格者が、株式の「相当な価額」の証明をする際、判断基準とする評価方法を考えると、税理士は財産評価基本通達で判断するであろうし、公認会計士は上場基準、弁護士は企業再生等の価額といったように、それぞれ異なった評価方法によることも考えられ、最終的に算出される株式の価額が異なるということが予想されるため、一定のガイドラインが必要である⁴¹。そこで中小企業庁は、「非上場株式の評価の在り方に関する委員会」を設置し、当該民法特例が施行される平成 21 年 3 月 1 日までに、非上場株式の評価に関するガイドラインを策定することになっている。

第 3 節 企業会計基準等における評価

1 企業会計原則

(1) 無償取得した資産の貸借対照表価額

企業会計原則第 3 の 5 は、「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない」とし、適正な期間損益計算のための取得原価主義を原則としている。また、「贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする」とし、無償取引については、取得価額がないため、公正な評価を求めているが、その評価額の算定方法については触れていない。さらに、無償で資産を取得した場合に、その取得価額として評価した価額に相当する金額を、収益として認識するか否かについても、企業会計原則では触れられていないが、実務では、収益計上しない経理処理が一般的である⁴²。

(2) 取得原価主義会計から時価主義会計へ

前述のとおり、企業会計原則では、取得原価主義を原則としているが、取得原価主義会計による財務諸表では、企業の経済的実態を十分に反映せず、投資家が、貸借対照表及び損益計算書により、その会社の財政状態及び経営成績を判断する上で、その資産の未実現利益や未実現損失を把握できないという弊害がある。そのため、一部の資産に会計基準に

⁴¹佐藤悦緒、平川忠雄(2008.9)「経営承継円滑化法の創設と実務上の着目点」『税理』VOL.51 NO.12 10頁、品川芳宣(2008.11)「事業承継税制(納税猶予制度)の意義とその問題点」『税研』142号 42~43頁を参照。

⁴² 企業会計審議会「税法と企業会計の調整に関する意見書」(昭和 41 年 10 月 17 日)

よる時価主義会計が導入された。

2 会計基準及び適用指針における評価

(1) 金融商品に関する会計基準上の評価

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成11年1月22日に、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」を公表した。その後、この会計基準は幾度と改正され、平成20年3月10日には、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を公表した。

本会計基準第6項は、「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする」とし、「合理的に算定された公正な評価額」を時価としている。また、これを受けて、金融商品実務指針第47項では、「時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である」としている。さらに、金融商品実務指針第48項から第55項では、時価の算定について記述している。本適用指針では、これらを踏まえ、時価は金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定するものとし、具体的には、金融資産に市場価格がない場合の合理的に算定された価額とは、以下のような方法で算定された価額としている。

①取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法

②対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法

③一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）⁴³を使用する方法

なお、非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていない。

⁴³ ストック・オプションの評価モデルは、完全には確立されていないため、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」48項では、評価に適用できるモデル例として、この2つの代表的な数学モデルを掲げている。これらのモデルの特徴と欠点については、日本公認会計士協会編（2007）『企業価値評価ガイドライン』清文社157～158頁を参照のこと。

(2) 企業結合会計基準上の評価

国際会計基準等の海外の基準に合わせる形で、企業会計審議会から平成 15 年 10 月 31 日に「企業結合に係る会計基準」⁴⁴が公表された。これを受けて、企業会計基準委員会は、平成 17 年 12 月 27 日に、「事業分離等に関する会計基準」及び、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」を公表した。

従来から、企業結合には、「取得」と「持分の結合」があり、それぞれ異なる経済的実態を有するといわれてきた（企業結合会計基準二 2（1））。この企業結合の経済的実態に応じて、取得と判断されれば、被取得企業の持分の継続が断たれ、投資を清算し、改めて投資を行うと考えられ、被取得企業の資産及び負債は時価に評価替えされ、一方、持分の結合と判断されれば、持分は継続しており、投資は継続しており、資産及び負債は、帳簿価額でそのまま引き継がれる。これらの方法は、それぞれ、前者は、パーチェス法（被結合企業から受入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の時価（公正価値）とする方法）、後者は、持分プーリング法（すべての結合当事企業の資産、負債及び資本を、それぞれの適切な帳簿価額で引継ぐ方法）と呼ばれる。

パーチェス法は、時価で評価替えが必要となるため、取得原価の算定が必要となる。本会計基準三 2（2）では、「取得原価は、原則として、取引時点の取得の対価となる財の時価を算定」するとしているが、具体的な算定方法については明示していない。

また、平成 20 年 6 月 30 日、企業会計審議会は、最近の海外の基準に合わせ、持分プーリング法の廃止を内容とする、企業会計基準公開草案第 26 号「企業結合に関する会計基準（案）」を公表した。この企業会計基準公開草案第 26 号「企業結合に関する会計基準（案）」によると、取得原価は、原則として、取得時点における取得の対価となる財の時価で算定するとし、市場価格のある取得企業等の株式が、取得の対価として交付される場合には、取得の対価となる財の時価は、原則として、企業結合日における株価を基礎にして算定しなければならないとしている。しかし、ここでも、その時価の具体的な算定方法については触れられていない。

⁴⁴ 「企業結合とは、ある企業（＜略＞）又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが 1 つの報告単位に統合されることをいう。」（企業結合会計基準二 1）。

第3章 税法における自社（自己）株式の評価

第1節 相続税法上の評価

1 相続税法上の時価概念

(1) 「時価」の規定

第1章第3節で述べたとおり、相続税法7条は、「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があった時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があった時における当該財産の時価（当該財産の評価について第三章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額）との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。」と規定し、譲渡対価と「時価」との差額に対して贈与とみなすこととしている。

また、相続税法22条は、「この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時の時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。」と規定し、相続等により取得した財産の価額は、「時価」によることとしている。

なお、相続税法基本通達9-2は、「同族会社（法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとする。（昭57直資7-177改正、平15課資2-1改正）」と規定し、その事項として、「会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合」において、「当該財産の譲渡をした者」からの贈与とすることとしている。

(2) 「時価」の解釈

これらの規定における「時価」について、相続税法では定義規定は置かれておらず⁴⁵、時価の概念は、専ら解釈に委ねられている。時価の解釈を巡る多くの学説・判例では、時

⁴⁵ これらの規定中の「特別の定め」として、相続税法23条から26条までに、特定の財産の評価規定を定めている。

価とは、「客観的交換価値」又は「客観的交換価格」という抽象的概念によって解釈されており、この時価の概念は、広く支持されている⁴⁶。例えば、東京地裁昭和 53 年 4 月 17 日判決（行集 29 卷 4 号 538 頁）は、医療法人の出資持分の時価について争われた事例について、「時価とは、当該財産の客観的交換価値、すなわちそれぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行なわれる場合に通常成立すると認められる価額（評価通達一 2 参照）をいうものと解するのが相当である。」と判示している⁴⁷。

（3）評価通達上の時価

相続税法における各財産の時価は、それぞれの客観的交換価値を意味することになるので、個別の財産ごとに評価をするのが妥当ではある。しかし、無償取引や低額取引の財産を評価する場合には、実務上、個別に評価することが難しい。そこで、国税庁では、課税の統一、公平を図るために、財産評価基本通達⁴⁸（以下「評価通達」という。）によって、財産ごとに評価方法（評価額）を定めている。評価通達は、国税庁部内の行政命令にすぎず、納税者に対しては法的拘束力を有しないものであるが、他に適正な評価方法がないため、課税実務においては、実質的な法的規範となっている。

評価通達は、時価の意義について、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法第 2 条《定義》第 4 号に規定する課税時期をいう。以下同じ。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」（評基通 1 (2)）と規定している。本通達は、前段において、「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」、つまり客観的交換価値を個別に評

⁴⁶ 金子宏（2008）『租税法（第十三版）』弘文堂 475 頁

⁴⁷ 同様の解釈をした裁判例は多く、大阪地裁昭和 40 年 3 月 20 日判決（行集 16 卷 3 号 378 頁）、神戸地裁昭和 53 年 12 月 13 日判決（訟月 25 卷 4 号 1148 頁）、東京地裁昭和 55 年 9 月 3 日判決（行集 31 卷 9 号 1750 頁）、大阪地裁昭和 59 年 4 月 25 日判決（行集 35 卷 4 号 532 頁）、大阪地裁昭和 61 年 10 月 30 日判決（税資 154 号 306 頁）、大阪高裁昭和 62 年 6 月 16 日判決（訟月 34 卷 1 号 160 頁）、東京地裁平成 4 年 3 月 11 日判決（税資 188 号 639 頁）、東京地裁平成 7 年 7 月 20 日判決（行集 46 卷 6・7 号 701 頁）、東京高裁平成 7 年 12 月 13 日判決（行集 46 卷 12 号 1143 頁）、東京地裁平成 9 年 1 月 23 日判決（税資 222 号 94 頁）等がある。

⁴⁸ 昭和 39 年 4 月に制定された「相続税財産評価に関する基本通達」が、平成 3 年 12 月に、地価税の導入に対応すべく、「財産評価基本通達」と改められた。

価するものであるとしながらも、後段では、「この通達の定めによって評価した価額」によることとし、評価通達が定めた基準的な評価額によって取り扱うこととしている。すなわち、評価通達では、具体的な課税上の指針として、7項以下に財産ごとに評価方法を示している。

しかし、この評価通達上の基準的な評価額は、「相続税法上の時価」と常に一致するとは限らず、時には乖離することも考えられる。そこで、そのような場合の措置として、評価通達6項では、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」と規定している。つまり、評価通達による評価額が、客観的交換価値とは考えがたい場合には、評価通達上の基準的な評価額に依らず、国税庁長官の指示を受けて、個別的に評価を行うこととなる。ここで、評価通達による評価方法が「著しく不相当」となるのは、どのような場合であるのか、あるいは国税庁長官の指示がどのように行われるのかが問題となる。これらの問題は、評価通達による評価によって納税申告をした納税者に対し、国税庁長官が個別に時価を認定して課税することになるため、法的安定性や予測可能性を侵害することに関係する⁴⁹。

この点に関し、東京地裁平成7年7月20日判決（行集46巻6・7号701頁）及び東京高裁平成7年12月13日判決（行集46巻12号1143頁）は、負担付贈与契約に係る上場株式の時価について、評価通達による評価方法を認めず、課税時期の最終価格とする評価方法により評価した課税庁の処分を適法として、次のように判示している。

「時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価額をいうものと解するのが相当であるが、対象財産の客観的交換価格は必ずしも一義的に確定されるものではなく、これを個別に評価するとすれば、評価方法等により異なる評価額が生じたり、課税庁の事務負担が重くなり、課税事務の迅速な処理が困難となるおそれがあるため、課税実務上は、財産評価の一般的基準が財産評価通達により定められ、これに定められた評価方法によって画一的に財産の評価が行われているところである。右のように財産評価通達によりあらかじめ定められた評価方法によって、画一的な評価を行う課税実務上の取扱いは、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみて合理的であり、一般的には、これを形式的にすべての納税者に適用して財産の評価を行うことは、租税負担の実質的公平をも実現

⁴⁹ 品川芳宣（2003）『租税法律主義と税務通達』ぎょうせい124頁、大淵博義（1996.9）「財産評価基本通達・総則第6項の適用のあり方（上）」『税理』VOL. 39 NO. 11 20頁参照。

することができ、租税平等主義にかなうものであるというべきである。しかしながら、財産評価通達による画一的評価の趣旨が右のようなものである以上、これによる評価方法を形式的、画一的に適用することによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害し、また、相続税法の趣旨や財産評価通達自体の趣旨に反するような結果を招来させるような場合には、財産評価通達に定める評価方法以外の他の合理的な方法によることが許されるものと解すべきである。」⁵⁰

本来、上場株式の時価、すなわち客観的交換価値は、その株式が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格とすれば足りると考えられているのであるが、財産価値の著しく変動する可能性のある株式について、相続税が偶発的要因に基づいて発生することを考慮して、評価通達においては、3ヶ月の間の最終価格の月平均額との選択を認めているものである。これに対して、贈与税においては、財産の贈与の時期を操作する余地を残すものであるから、「そのような相続税と贈与税との相違を考慮するならば、本件判決が、基本通達の適用を排した税務署長の更正処分を是認したことは適正であったと考えられる⁵¹」と解されている。

さらに、この判決は、国税庁長官の指示を受けなかった場合に、その評価は違法であるかどうかについて、「財産評価通達が法規としての効力を有しないこと」を理由に、「同通達6にいう国税庁長官の指示も、国税庁内部における処理の準則を定めるものにすぎないというべきであり、右指示の有無が、更正処分の効力要件となっているものでないことは明らかであるから、それ自体が課税処分の効力に影響を及ぼすものではないというべき」であると判示した。これは、評価通達が定めた基準的な評価額によらない特別な事情がある場合には、納税者は、この評価通達6項により、その財産を個別に評価することを認容されていることを示唆したといえる。

(4) 評価通達の法的性格と拘束力

前述のとおり、評価通達は、国税庁長官が発する行政命令であるため、税務官庁内の職員は、職務命令として当然これに拘束される⁵²。一方、税務通達は、「法源」に該当しない

⁵⁰ 同様の趣旨で争われた事案に、東京高裁昭和56年1月28日判決（行集32巻1号106頁）、最高裁昭和61年12月5日判決（訟月33巻8号2149頁）、東京地裁平成4年7月29日判決（行集43巻6・7号999頁）、東京高裁平成5年3月15日判決（行集44巻3号213頁）、東京地裁平成5年2月16日判決（税資194号375頁）、大津地裁平成9年6月23日判決（訟月44巻9号1678頁）がある。

⁵¹ 水野忠恒（1997.10）「租税法と企業法制 判例回顧」『租税法研究』25号158～160頁

⁵² 国家行政組織法14条2項は、「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌

以上、納税者に対しての法的な強制力はなく、直接的に納税者を拘束するものではない⁵³。つまり、納税者は法令の定めに基づき納税申告を行えば足りるはずではあるが、通達に反した納税申告をした場合には、通達の存在を盾に、修正申告の懲罰や更正決定等の課税処分を受ける可能性がある。それらの処分に対して、租税法律主義の趣旨に則り法令の規定を根拠にして、通達の違法性について税務争訟を提起することは、納税者にとって、金銭面ほか、大きな障壁があるため、税務通達は間接的に納税者を拘束しているといえる。一方、評価通達は、納税者にとって、相続税法 22 条の「時価」という不確定概念の解釈の指針として有用であるとともに、便宜性の点でも一般的に採用されるところである。また、税務官庁側が税務通達に反した課税処分は行わないであろうという信頼を与えるものであり、これは法的安定性や予測可能性の上でも重要な機能を有しているといえる⁵⁴。したがって、評価通達によって定められた「取引相場のない株式」の評価額は、実務においても実質的な法的拘束力を有することになる。

2 取引相場のない株式の評価

(1) 評価通達上の評価

イ 取引相場のない株式の意義

取引相場のない株式とは、次に掲げる株式以外の株式をいう（評基通 168）。すなわち、評価通達においては、①及び②の株式に該当しなければ、その他の株式は、当該株式に取引事例があったとしても全て取引相場のない株式に該当することとなる。

- ① 上場株式（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条《定義》16 項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式をいう。）
- ② 気配相場等のある株式（登録銘柄（日本証券業協会の内規によって登録銘柄として登録されている株式をいう。）及び店頭管理銘柄（同協会の内規によって店頭管理銘柄として指定されている株式をいう。）、並びに、公開途上にある株式（金融商品取引

事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。」と規定している。

また、国家公務員法 82 条 1 項は、「職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。」とし、一号において、「この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合」を挙げている。

⁵³ 前掲の東京地裁平成 7 年 7 月 20 日判決（行集 46 巻 6・7 号 701 頁）、東京高裁平成 7 年 12 月 13 日判決（行集 46 巻 12 号 1143 頁）

⁵⁴ 前掲注 49 『租税法律主義と税務通達』 48 頁

所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式（登録銘柄を除く。）及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式（店頭管理銘柄を除く。）をいう。）

ロ 株主の判定

評価通達は、株式の具体的な評価方法について、168 項から 189 項までに規定しており、その中で、取引相場のない株式の評価については、178 項以下に、その株式の所有者の態様（会社の支配株主であるか、少数株主であるか）によって、原則的評価と例外的評価とに区分し、それぞれ異なる評価方法を定めている。つまり、取引相場のない株式の評価通達上の評価額は、支配力の有無により、原則的評価による価額のほか、例外的評価として「配当還元方式による評価額」を認めている。その理由として、大阪地裁昭和 61 年 10 月 30 日判決⁵⁵（税資 154 号 306 頁）は、「すべての株式価額は本来類似会社比準方式」等の原則的評価方式「により算定されるべきであるが、これには多大の労力を要しかつ一般的に算定価額がかなり高額になることから、持株割合が僅少で会社に対する影響力を持たず、ただ、配当受領にしか関心のないいわゆる零細株主が取得した株式について右方式により算定することは適当ではないため、このような株主の取得する株式の評価は特例として簡便な配当還元方式によるものとしたことにあると考えられ、一つの評価対象会社につき二つの株価を認めた訳ではな」と判示している。

例外的評価である「配当還元方式」による評価は、同族関係者⁵⁶でない少数株主に限り例外的に認められた評価であり、「配当還元価額」により評価することとなる株式は、株主の議決権数に応じ、次の株式に限定される（評基通 188）。

- ① 同族株主⁵⁷のいる会社の株式のうち、同族株主以外の株主の取得した株式
- ② 中心的な同族株主⁵⁸のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、

⁵⁵ 浦東久男（2005. 10）「みなし贈与」『租税判例百選（第 4 版）』有斐閣 154～155 頁参照。

⁵⁶ 同族関係者は、法人税法施行令第 4 条（同族関係者の範囲）に規定されており、株主等の親族等が含まれるが、親族の範囲については、税法上の規定はなく、民法 725 条に定める六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいうものと解される（東京地裁平成 8 年 12 月 13 日判決（訟月 44 卷 3 号 390 頁））。

⁵⁷ 「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 30%以上（その評価会社の株主のうち、株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の 50%超である会社にあっては、50%超）である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。

その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（課税時期において評価会社の役員である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。）の取得した株式

- ③ 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式
- ④ 中心的な株主⁵⁹がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数15%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（②の役員である者及び役員となる者を除く。）の取得した株式

ここで、この判定の①から④における留意点として、次のように定められている。

- ① 評価会社が自己株式を有する場合には、その自己株式に係る議決権の数は0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数とする（評基通 188 - 3）⁶⁰。
- ② 評価会社の株主のうち会社法 308 条 1 項の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは、当該会社の有する評価会社の議決権の数は0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数とする（評基通 188 - 4）。
- ③ 評価会社が会社法 108 条 1 項に掲げる種類株式⁶¹を発行している場合における議決権の数又は議決権総数の判定に当たっては、種類株式のうち株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数を含める（評基通 188 - 5）。

⁵⁸ 「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である会社を含む。）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう。

⁵⁹ 「中心的な株主」とは、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。

⁶⁰ 会社法上も、発行会社は、その所有する自己株式については、議決権を有しないことと定めている（会社法 308②）。

⁶¹ 第1章及び第2章参照のこと。

ハ 原則的評価

取引相場のない株式の原則的評価方法は、評価しようとするその株式の発行会社（「評価会社」という。）が、従業員数、帳簿価額による総資産価額、及び直前期末以前1年間ににおける取引金額（以下、「年間取引金額」という。）の3つの要素を用いて、次の別表の内容に応じて、大会社、中会社又は小会社に区分し、それぞれ次のように評価する（評基通178、179）こととしている。これは、株式の発行会社の規模により、その会社が上場会社と類似の会社であれば大会社、個人事業と類似の会社であれば小会社、両者の中間であれば中会社として、それぞれの区分に応じた評価をすることが趣旨である。

① 大会社の株式の価額は、類似業種比準価額によって評価するが、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）による評価の選択が認められている。

② 中会社の株式の価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

類似業種比準価額×L + 1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）×（1－L）

ただし、算式中の類似業種比準価額を、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって計算することもできる。上記算式の「L」は、評価会社の定める総資産価額等に応じた割合（0.90、0.75又は0.60）である。

③ 小会社の株式の価額は、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価するが、上記②の算式の「L」を0.50として計算した金額によって評価することもできる。

ここで、類似業種比準価額による評価とは、評価会社と、事業内容が類似する業種目に属する複数の上場会社（「類似業種」という。）の株式の株価の平均値を基礎として、その評価会社と類似業種について、1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）の3つの要素の平均値を比準して算出した割合を乗じ、さらに、評価の安全性を図るために一定の割合（大会社70%、中会社60%、小会社50%）を乗ずることにより、株式を評価する方法であり、具体的に、類似業種比準価額は、次の算式⁶²によって計算した金額とされている（評基通180）。

⁶² 算式中のA、B、C、及びDの金額は、国税庁で計算し各国税局及び全国の税務署に通知される。

また、算式のかっこ中、利益の比率を3倍にしたのは、平成12年税制改正からであり、それ以前は、配当、利益、及び純資産の比率は等しかった。

別表 取引相場のない株式の評価上の区分（評基通 178）

規模区分	区分の内容		総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)及び従業員数	前期末以前 1 年間における取引金額
大会社	従業員数が 100 人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社	卸売業	20 億円以上（従業員数が 50 人以下の会社を除く。）	80 億円以上
		小売・サービス業	10 億円以上（従業員数が 50 人以下の会社を除く。）	20 億円以上
		卸売り、小売・サービス業以外	10 億円以上（従業員数が 50 人以下の会社を除く。）	20 億円以上
中会社	従業員数が 100 人未満の会社で右のいずれかに該当する会社（大会社に該当する場合を除く。）	卸売業	7,000 万円以上（従業員数が 5 人以下の会社を除く。）	2 億円以上 80 億円未満
		小売・サービス業	4,000 万円以上（従業員数が 5 人以下の会社を除く。）	6,000 万円以上 20 億年未満
		卸売り、小売・サービス業以外	5,000 万円以上（従業員数が 5 人以下の会社を除く。）	8,000 万円以上 20 億年未満
小会社	従業員数が 100 人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業	7,000 万円未満又は従業員数が 5 人以下	2 億円未満
		小売・サービス業	4,000 万円未満又は従業員数が 5 人以下	6,000 万円未満
		卸売り、小売・サービス業以外	5,000 万円未満又は従業員数が 5 人以下	8,000 万円未満

算式

$$A \times \left[\frac{\text{㊸} + \frac{\text{㊹}}{C} \times 3 + \frac{\text{㊺}}{D}}{5} \right] \times 0.7 \quad (0.6 \text{ 又は } 0.5)$$

A = 類似業種の株価

㊸ = 評価会社の 1 株当たりの配当金額

㊹ = 評価会社の 1 株当たりの利益金額

㊺ = 評価会社の 1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

B = 課税時期の属する年の類似業種の 1 株当たりの配当金額

C = 課税時期の属する年の類似業種の年利益金額

D = 課税時期の属する年の類似業種の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

また、純資産価額による評価とは、株式の発行会社の 1 株当たりの純資産価額によって、株式を評価する方法であり、1 株当たりの純資産価額は、課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額から、課税時期における各負債の金額の合計額及び評価差額に対する法人税額等に相当する金額（相続税評価額による純資産価額から帳簿価額による純資産額を控除した残額に 42% を乗じて計算した金額とする。）⁶³ を控除し、それを課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とされている（評基通 185）。

ニ 例外的評価

取引相場のない株式の評価は、原則的には、上記ハの評価方法によるが、少数株主に対

⁶³ 純資産価額の計算上、法人税額等相当額を控除することの理由として、前掲注 50 大津地裁平成 9 年 6 月 23 日判決は、「株式の所有を通じて会社の資産を所有することとなり、個人事業主がその事業用財産を直接所有するのとは、その所有形態が異なるため、両者の事業用財産の所有形態を経済的に同一の条件のもとに置き換えたうえで評価の均衡を図る必要があることによるものである。すなわち、相続財産の評価差額を法人税法 92 条（解散の場合の清算所得に対する法人税の課税標準）の金額とみなし、事業用資産の所有形態を法人所有から個人所有に変更した場合に課税されることとなる清算所得に対する法人税額等に相当する金額を相続税評価額から控除することによって、右均衡を図ろうとしているのである。」と判示している。しかし、この解散価値を趣旨とした控除の考えは、最近の裁判例では、財産を直接保有する場合と間接保有する場合の評価のバランスを趣旨とすることと変化している。この点については、後述する。

する例外的評価として、「配当還元価額」が設けられていることは先に述べたが、その具体的な評価額は、次の算式により計算する（評基達 188 - 2）。

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}^{64}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50 \text{ 円}}$$

配当還元方式は、昭和 39 年 4 月「相続税財産評価に関する基本通達」が制定された際に導入された。その趣旨は、上場株式については、その株式の所有者の如何によって株式の市場価格は変わらないが、取引相場のない株式については、株式の保有形態と取引実態からみて、会社の経営を支配している株主と相でない株主とでは、その株式が所有する株式の経済的価値に差異があるということである⁶⁵。

ホ 種類株式の評価

種類株式について、議決権数の割合に応じた株主の判定の際の取扱いは、先に述べたが、具体的な評価方法について、種類株式ごとの差異をどのように評価に反映するのか、評価通達において定めがない。そこで、中小企業庁は、国税庁に対し、「相続等により取得した種類株式の評価について」照会をしたところ、国税庁は、平成 19 年 2 月 26 日付けで、次に掲げる三類型の種類の種類株式について、その具体的な評価方法を次のとおりであると回答した。

① 配当優先株式

配当優先株式を(1)類似業種比準方式により評価する場合には、株式の種類ごとにその株式に係る配当金（資本金等の額の減少によるものを除く。以下同じ。）によって評価し、(2)純資産価額方式により評価する場合には、配当優先の有無にかかわらず、従来どおり評価通達 185（純資産価額）の定めにより評価する。

また、原則的評価方式が適用される同族株主等が、無議決権株式を相続又は遺贈により取得した場合には、原則として、議決権の有無を考慮せずに評価するが、一定の条件を満たす場合に限り、前記配当優先株式の評価方法又は原則的評価方式により評価した価額から、その価額に 5 % を乗じて計算した金額を控除した金額により評価するとともに

⁶⁴ 「その株式に係る年配当金額」は、1株当たりの資本金等の額を 50 円とした場合の金額であるので、算式中において、評価会社の直前期末における 1株当たりの資本金等の額の 50 円に対する倍数を乗じて評価額を計算することとしている（評基通 188 - 2（注）書き）。

⁶⁵ 今村修（1998）「株式評価の歩み」『税大論叢』32号 336 頁

に、当該控除した金額を当該相続又は遺贈により同族株主が取得した当該会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することを選択することができる（この方式による計算を「調整計算」という。）。

② 社債類似株式

社債類似株式⁶⁶については、評価通達 197 - 2《利付公社債の評価》の(3)に準じて発行価額により評価する。また、社債類似株式を発行している会社の社債類似株式以外の株式の評価に当たっては、社債類似株式を社債であるものとして計算する。

③ 拒否権付株式

拒否権付株式については、拒否権の有無にかかわらず普通株式と同様に評価する。

へ 取引価額の排除

取引相場のない株式の評価について、評価通達上の評価額の具体的な算定方法は、上述のとおりであり、原則は、たとえ取引事例がある場合でも、その取引価額で評価をすることは認められていない。しかし、評価通達が定めた基準的な評価額により、画一的あるいは形式的に評価通達を適用することによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害し、相続税法あるいは評価通達自体の趣旨に反するような結果を招くというような特別な事情がある場合には、前述の評価通達6項により、その取引相場のない株式について、評価通達によらない方法で評価することも考えられる。

(2) 評価通達による評価の一般的合理性とその判例

イ 評価通達の評価方法の容認

会社の代表取締役が第三者である複数（116人）の株主から買受けた取引相場のない株式について、評価通達の評価方法が容認され、相続税法7条の「みなし贈与」が適用された最近の事案として、東京地裁平成19年1月31日判決（平成17（行ウ）第199号）がある。本判決では、原告が、公認会計士や税理士に相談したのもでも、1株当たりの利益金額や純資産額というものを指標にしたものでもなく、「この程度だったら売ってくれるのか

⁶⁶ 社債類似株式とは、次の条件を満たす株式をいう。

① 配当金については優先して分配する。また、ある事業年度の配当金が優先配当金に退位しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積することとなるが、優先配当金を超えて配当しない。

② 残余財産の分配については、発行価額を超えて分配は行わない。

③ 一定期日において、発行会社は本件株式の全部を発行価額で償還する。

④ 議決権を有しない。

⑤ 他の株式を対価とする取得請求権を有しない。

な」という考えで決めた株式の額面の 170%という買受け価額が、相続税法上の時価、つまり「客観的交換価値」といえるのかどうか争点の一つであったが、次のように判示している。

「上場株式等は、大量かつ反復継続的に取引が行われており、多数の取引を通じて一定の取引価額が形成され、そのような取引価額は、市場原理を通じることによって、当事者間の主観的事情に左右されず、当該株式の客観的交換価値を正當に反映した価額であると考えられる。しかしながら、取引相場のない株式は、上場株式等のように大量かつ反復継続的に取引が行われることが予定されておらず、また、仮に取引事例が存在するとしても、その数が少数にとどまる場合には、取引当事者間の主観的事情に影響されたものでないことをうかがわせる特段の事情がない限り、当該取引価額は、取引当事者間の主観的事情に左右されず、当該株式の客観的交換価値を正當に反映した価額であると評価することはできないと考えられる。……原告はA社の代表取締役であり、かつ、A社の発行済株式の半数近くあるいは過半数を所有していた筆頭株主であり、実質的に原告の承認がなければA社の株式を自由に売ることが困難であるか、又は不可能であったことからすると、本件各株式の売却に関して、原告の方が本件各譲渡人に比べて圧倒的に優位な立場にあり、原告と本件各譲渡人とは、売却時期及び売却価額等の売却の条件を対等な立場で交渉できるような関係ではなかったものというべきで……本件各譲受価額は、原告が、本件各譲渡人の意向とは無関係に、一方的に決めた価額であるといわざるを得ない。……本件各譲受価額が取引当事者間の主観的事情に影響されたものでないことをうかがわせる特段の事情が存在するとはいえず、本件各譲受価額は本件各株式の本件各譲受日における客観的交換価値を正當に評価したものとはいえないため、本件において、評価通達に定められた評価方法を画一的あるいは形式的に適用することによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害し、相続税法あるいは評価通達自体の趣旨に反するような結果を招くというような特別な事情は認められない。したがって、本件各譲受日における本件各株式の時価は、原則どおり、評価通達の定める方法によって評価すべきものである。」

また、取引相場のない株式の原則的評価方法である類似業種比準方式及び純資産価額方式の合理性が容認された事案として、仙台地裁平成3年11月12日判決（税資187号64頁）がある。本件は、従業員持株会において、会社の代表者が、従業員に対する株式割り当ての際と同額の額面金額（1株当たり50円）で買い取った場合の、相続税法7条のみなし贈与の適用について争われた事例であるが、まず、類似業種比準価額について、次のと

おり判示している。

「評価会社の株式が上場されていた場合を想定し、その株価を推計するものである。ところで、上場株式の価格は、収益率・配当額・純資産価値の変動といった企業内部の要因と、景気変動・金融情勢・経済政策・国際収支・外国為替の相場・国内政局・国際政局・株式市場の動向といった企業外部の要因とからなるものであるが、このうち企業外部の要因については非上場株式にも共通するものであるから、非上場株式の時価評価において、その株式と同様の企業外部の要因が反映された上場株式の価格を基準として、両者の企業内部の要因を比較対照して比準評価することは合理的であるといえる。そして、評価通達は、このような比較対象をするにあたり、業界の趨勢が類似するという点に着目し、これを日本標準産業分類における業界の類似性に求めることとし、その類似業種に属する上場会社の平均株価を基として、当該類似業種に属する標本会社の株価形成の要因となった計数を平均化した数値に評価会社の株価形成要因となった計数を比準させて比準株価を計算するものであり、特にかつて行われていたことのある類似会社比準方式の場合と比べた場合、簡便であるとともに、評価上の恣意性が排除され、評価の統一性・画一性・安定性が担保されるという長所がある。したがって、評価通達において採用されている類似業種比準方式には合理性があるといえることができる。」

次いで、本判決は、純資産価額方式について、次のとおり判示している。

「純資産価額方式は、個人企業における相続税の課税価額の計算方法に準じて、評価会社の財務内容を基として一株当たりの評価額を計算する方法であり、個人事業者と同規模の会社の株式もしくは閉鎖性の強い会社の株式で、株式の所有目的が投機や投資を目的としたものではなく、会社支配を目的として所有する株式に適合する評価方法といえることができる。」「株式は会社財産に対する持分としての性格を有することからみれば、純資産価額方式は、株式の評価に対する基本的な方式であるといえることができ、特にこの点からいえば、支配株主の有する株式については、その最低限の価値を把握する方式として、適合性が高いといえることができる。」

配当還元価額については、同族関係者でない少数株主に限定的に認められた例外的評価であることは先に述べたが、この配当還元価額は、原則的評価に比して、極めて低額になる場合が少なくない。東京地裁平成8年12月13日判決（訟月44巻3号390頁）は、この配当還元価額によることができる株主の範囲について争われた事案である。本判決では、法人税法施行令第4条（同族関係者の範囲）に規定されている、株主等の親族について、

税法上の規定はなく、「民法 725 条に定める六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいうものと解すべきである」とし、「たしかに、会社経営への影響力の有無の判定基準として、民法上の親族であることがどれだけ実質的意味を有するのか、六親等内の血族をすべて同列に扱うべきかについては、議論の余地があるところである。しかし、評価通達 188 が規定するところは、一般的には、民法上の親族に対しては影響力を及ぼし得ることを前提として、親族を含む同族関係者の持株数を合算した株式割合をもって会社経営に実質的支配力を有する同族グループを認定し、あわせて、かかる同族株主以外の者が取得した株式については、特例的評価方式である配当還元方式を採用しようとするものであって、このこと自体を不当というべきものとは解されない。」とし、六親等の血族に「血族の力」を認めようとするのは、時代錯誤的な考え方であるとする原告の主張を退けた。

ロ 評価通達の評価方法の否認

東京地裁平成 17 年 10 月 12 日判決（平成 15 年（行ウ）第 214 号）は、株式の発行会社の取引先の代表者である原告が、その発行会社の会長から買い受けた取引相場のない株式について、評価通達によって配当還元価額での申告をしたところ、被告である税務署長から、相続税法 7 条の「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当するとして課税処分を受けたことに対する取り消しを求めた事案である。ここでの争点は、本件株式の時価はいくらであるのか、また、評価通達に基づく評価方式によらないことが正当と是認されるような特別の事情があるかどうかという点である。

被告は、「株式の売買取引によって、……譲渡人の地位を裏付けていた株式のほとんどを取得し、かつ、……個人株主の中で、譲渡人の親族らが保有する株式数を超えて、筆頭株主の地位を得たものであり、……譲渡人の地位の後継者たる地位を取得したものと見える。」と主張したが、本判決は、「評価通達に基づく評価方式によらないことが正当と是認されるような特別の事情があるとはいえない。」として、課税処分を取り消した。

評価通達上の評価と当該財産の取引価額との乖離を利用した租税回避行為に対する課税処分について、多くの争訟では課税処分が適法とされてきた。しかし、本判決は、「このような課税処分については、納税者側からすれば、評価通達の定めを信頼して納税申告をしているのであるから、租税法律主義が保障する予測可能性を著しく害することにもなる。⁶⁷⁾」と判示し、そのような課税処分を初めて違法として取り消したことが注目されている。

⁶⁷⁾ 品川芳宣 (2006) 「取引相場のない株式評価における総則 6 項の適用の限界」『税研』125 号 100 頁参照。

第2節 所得税法上の評価

1 所得税法上の時価概念

(1) 「価額」の規定

所得税法 36 条は、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」とし、また、同条 2 項において、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。」と規定し、「時における価額」すなわち時価によって経済的な利益の価額を評価する旨定めている。もっとも、所得税法 36 条においては、資産の低額譲渡があった場合における「収入すべき金額」は、実際に収入した金額と解されている。これは、所得税法上の取引では、法人税法のように、無償・低額取引の全てを時価によって収益認定するのとは異なっていることを意味している。しかし、別段の定めとして、所得税法 59 条では、個人が法人に対して遺贈又は贈与をした場合には、「その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす」とし、遺贈者又は贈与者である個人に対して所得税を課することとし、無償・低額取引に対応している。

また、所得税法 36 条のかっこ内に規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益（経済的利益）」は、使用人等が使用者から自社の商品等を受けた場合の現物給与等のような利益が挙げられるが、この経済的利益について、所得税基本通達 36 - 15 は、「物品その他の資産の譲渡を無償又は低い対価で受けた場合におけるその資産のその時における価額又はその価額とその対価の額との差額に相当する利益」とし、ここにおいても、「その時における価額」による収入すべき金額の認識を定めている。

これらの規定にいうところの時価、つまり「その時の価額」について、所得税法では、相続税法同様、その具体的な算定方法についての明確な定めがなく、解釈に委ねられている。

(2) 「価額」の解釈

所得税法における「価額」は、裁判例等では、相続税法上の「時価」と同様、「客観的交換価値」又は「客観的交換価格」と解釈されている。例えば、この「価額」の意義等について争われた大分地裁平成 13 年 9 月 25 日判決（税資 251 号順号 8982 頁）では、個人株

主が有限会社にした非上場株式の売買取引は、時価の2分の1に満たない価額での取引であるとして、所得税法59条1項2号、同施行令169条を適用した課税処分の適否が争われたところ、「「価額」とは、いずれも、譲渡所得の基因となる資産の移転の事由が生じた時点における時価、すなわち、その時点における当該資産等の客観的交換価値を指すものと解すべきであり、右交換価値とは、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であって、いわゆる市場価格をいうものと解するのが相当である。」⁶⁸と判示している。

2 非上場株式の評価

(1) 通達上の評価

イ 原則

所得税法上の「価額」（時価）については、前述のように、客観的交換価値という抽象的概念によって解釈されており、具体的な指針があるわけではない。そのことは、もっとも評価が困難な非上場株式の「価額」の解釈（認定）においても同じである。そのため、課税実務では、相続税法と同様、国税庁の取扱い通達に依存しがちとなる。

所得税基本通達23～35共-9(5)は、非上場株式の価額（時価）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる価額とすると規定している。

- ① 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額⁶⁹
- ② 公開途上にある株式（金融商品取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式）で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し（以下この項において「公募等」という。）が行われるもの（①に該当するものを除く。） 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の

⁶⁸ 同様の裁判例に、神戸地裁昭和54年5月29日判決（税資105号461頁）、神戸地裁昭和59年4月25日判決（税資136号221頁）、千葉地裁平成3年2月28日判決（税資182号499頁）、東京地裁平成11年11月30日判決（税資245号576頁）等がある。

⁶⁹ ここで、いつ頃まで遡った期間が、最近の事例として扱われるかについて、前述の大分地裁平成13年9月25日判決は、約1年1か月ないし2年5か月前になされた取引について、「同族会社においては、そもそも株式の取引事例が乏しいのが通常であり、また、上場されておらず、投機目的の取引がないため、上場株式のように価格が小刻みに大きく変動することもないから、この程度の時間的間隔をもって直ちに時価算定の参考にならないということとはできない。」と判示し、売買実例として容認した。

価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

- ③ 売買事例のないものでその株式の発行法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額（類似会社比準価額）
- ④ ①から③までに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

ロ 評価通達の準用

所得税基本通達 36 - 36 は、「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券（令第84条各号に掲げる権利で同条の規定の適用を受けるもの及び株主等として発行法人から与えられた株式（これに準ずるものを含む。）を取得する権利を除く。）については、その支給時の価額により評価する。」と規定し、さらに、「この場合における支給時の価額については、23～35 共 - 9 及び昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56 ほか 1 課共同「財産評価基本通達」の第 8 章第 2 節《公社債》の取扱いに準じて評価する」とし、公社債の評価について、評価通達の準用を認めている。

また、所得税基本通達 59 - 6 は、次のとおり定めて、非上場株式について、一定の条件を付した上で、評価通達の準用を認めている。

「法第 59 条第 1 項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）である場合の同項に規定する「その時における価額」とは、23～35 共 - 9 に準じて算定した価額による。この場合、23～35 共 - 9 の(4)ニに定める「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、次によることを条件に、昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56 直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）の 178 から 189 - 7 まで《取引相場のない株式の評価》の例により算定した価額とする。（平 12 課資 3 - 8、課所 4 - 29 追加、平 14 課資 3 - 11、平 16 課資 3 - 3、平 18 課資 3 - 12、課個 2 - 20、課審 6 - 12 改正）

- (1) 財産評価基本通達 188 の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。
- (2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合（同通達 189 - 3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。）において、株式を譲渡又は

贈与した個人が当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(3) 当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時ににおける価額によること。

(4) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達 186 - 2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。」

所得税法上の非上場株式の評価において、以上の条件を考慮し、評価通達を準用した評価方法は、課税実務上、一般的に定着している。

（2）学説・判例の動向

所得税法における非上場株式の価額について争われた代表的事案に、東京地裁平成 12 年 7 月 13 日判決（訟月 47 巻 9 号 2785 頁）、東京高裁平成 14 年 1 月 30 日判決（訟月 52 巻 11 号 3522 頁）及び最高裁平成 17 年 11 月 8 日判決（訟月 52 巻 11 号 3503 頁）⁷⁰がある。本件は、①原告、控訴人、上告人である X 社から、同じく原告、控訴人、上告人である同社の代表者である甲 1 が譲り受けた R センター（代表者は甲 1 で、X 社の関連会社である。）の株式について、当該取引は低額譲渡にあたり、時価と譲渡価額との差額が賞与である、② X 社が甲 1 にした新株の発行が、時価と発行価額との差額が一時所得になる、③ 甲 1 が株式会社 D F C（甲 1 の長男である甲 2 が代表者である。）にした X 社株式の譲渡について、譲渡所得が発生していることを理由に課税処分をした。本判決は、一審判決及び控訴審判決では、納税者の請求が棄却されたが、上告審判決では、原判決を破棄、高裁に差し戻しとなった。本判決は、非上場株式の評価について、次のとおり判示している。

「評価通達の定める非上場株式の評価方法は、相続又は贈与における財産評価手法として一般的に合理性を有し、課税実務上も定着しているものであるから、これと著しく異なる評価方法を所得税及び法人税の課税において導入すると、混乱を招くこととなる。この

⁷⁰ 品川芳宣（2006. 3）「所得税における非上場株式の評価」『税研』126 号 76～79 頁、山本守之（2006）「評価差額に対する法人税等相当額の控除」『税務事例研究』VOL. 91 1～30 頁、関根稔（2006. 2）「純資産価額を算定する場合の法人税額相当額の控除の可否」『税理』VOL. 49 NO. 2 10～14 頁を参照のこと。

ような観点から、法人税基本通達（平成2年直法2-6による改正前のもの）9-1-15は、評価通達の定める非上場株式の評価方法を、原則として法人税課税においても是認することを明らかにするとともに、この評価方法を無条件で法人税課税において採用することには弊害があることから、1株当たりの純資産価額の計算に当たって株式の発行会社の有する土地を相続税路線価ではなく時価で評価するなどの条件を付して採用することとしている。このことは、所得税課税においても同様に妥当するといふべきである。したがって、評価通達（平成2年直評12、直資2-203による改正前のもの）185が定める1株当たりの純資産価額の算定方式を所得税課税においてそのまま採用すると、相続税や贈与税との性質の違いにより課税上の弊害が生ずる場合には、これを解消するために修正を加えるべきであるが、このような修正をした上で同通達所定の1株当たりの純資産価額の算定方式にのっとり算定された価額は、一般に通常取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、所得税基本通達（平成10年課法8-2、課所4-5による改正前のもの）23～35共-9（4）にいう「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。」

さらに、本判決は、評価通達185が、1株当たりの純資産価額の算定に当たり法人税額等相当額を控除するものとしている理由について、次のように判示している。

「個人が財産を直接所有し、支配している場合と、個人が当該財産を会社を通じて間接的に所有し、支配している場合との評価の均衡を図るためであり、評価の対象となる会社が現実に解散されることを前提としていることによるものではない。したがって、営業活動を順調に行って存続している会社の株式の相続及び贈与に係る相続税及び贈与税の課税においても、法人税額等相当額を控除して当該会社の1株当たりの純資産価額を算定することは、一般的に合理性があるものとして、課税実務の取扱いとして定着していたものである。所得税基本通達については平成12年課法3-8、課所4-29による改正により、法人税基本通達については平成12年課法2-7による改正により、所得税及び法人税の課税における1株当たりの純資産価額の評価に当たり法人税額等相当額を控除しないことが規定されるに至ったのであって、それらの改正前の昭和62年当時に、評価通達（平成2年直評12、直資2-203による改正前のもの）185が定める1株当たりの純資産価額の算定方式のうち法人税額等相当額を控除する部分が、所得税課税における評価に当てはまらないということに関係通達から読み取ることは、一般の納税義務者にとっては不可能である。取引相場のない株式の取引は、法人税額等相当額を控除した純資産価額を上回る価額でされ

ることもあり得るが、一般にその取引の当事者は上記関係通達の定める評価方法に関心を有するものであり、その評価方法が取引の実情に影響を与え得るものであったことは否定し難く、これとかけ離れたところに取引通念があったということとはできない。したがって、営業活動を順調に行っている会社の株式であっても、法人税額等相当額を控除して算定された1株当たりの純資産価額は、昭和62年当時において、一般には通常取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、所得税基本通達（平成10年課法8-2，課所4-5による改正前のもの）23～35共-9（4）にいう「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。このように解釈される上記「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」によって株式の価額を評価して所得の金額を計算することは、所得税法及び所得税法施行令の解釈として合理性を有するということができる。」

以上のように、最高裁判決は、評価通達の定める取引相場のない株式の評価方法は、相続又は贈与における財産評価手法として一般的に合理性を有し、課税実務上も定着しており、これと著しく異なる評価方法を所得税及び法人税の課税において導入すると、混乱を招くとし、相続税・贈与税のみならず、所得税・法人税における評価方法として、評価通達を認めている。また、所得税、法人税における評価上、評価通達を準用する場合において、純資産価額方式の適用上、法人税額相当額を控除することが相当であるとし、所得税法の解釈において合理性があると判示した。

第3節 法人税法上の評価

1 法人税法上の時価概念

（1）「価額」の規定

法人税法22条2項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のもにに係る当該事業年度の収益の額とする。」と定め、無償・低額取引についても収益が生じることを定めている。このような無償取引から収益が生じることを認識することは、その収益を放棄（贈与）することとなるため、その損益面の取扱いが問題となる。

この点、法人税法37条7項は、「寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又

は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。」とし、無償・低額取引によって生じた収益を贈与した場合には、その贈与の「時における価額」すなわち、時価によって費用又は損失の価額を評価する旨定めている。

なお、法人税基本通達9-1-3は、法人税法33条2項の規定を適用する場合における「評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額」は、「当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額による。」とし、国税庁の解釈指針を示している。

法人税法においても、これらの規定にいうところの「価額」について、その具体的な算定方法の明確な定めはなく、その意義は解釈に委ねられている。

（2）「価額」の解釈

法人税法における「価額」は、裁判例等では、相続税法上の「時価」や所得税法上の「価額」と同様に、「客観的交換価値」又は「客観的交換価格」であると解釈されている。例えば、大阪地裁昭和53年5月11日判決（行集29巻5号943頁）は、「一般に財産の時価とはその財産の客観的交換価値をいい、当該財産につき不特定多数の当事者間における自由な取引において時価が成立する。」と判示している⁷¹。

2 非上場株式の評価

（1）通達上の評価

イ 原則

法人税法上の「価額」（時価）については、前述のように、客観的交換価値という抽象的概念によって解釈されており、具体的な算定方法についての指針があるわけではない。そのことは、非上場株式の「価額」の解釈（認定）においても同じである。そのため、課税実務では、相続税法、所得税法と同様、国税庁の取扱い通達に依存しがちとなる。

法人税基本通達9-1-13は、非上場株式の価額（時価）について、次のように評価す

⁷¹ 同様の解釈をした裁判例に、大阪地裁昭和58年2月8日判決（行集35巻6号830頁）、東京高裁昭和59年11月14日判決（税資140号232頁）、前掲注17 宮崎地裁平成5年9月17日判決等がある。

ることと定めている⁷²。

「上場有価証券等以外の株式につき法第 33 条第 2 項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》の規定を適用する場合の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による。（＜略＞）

- (1) 売買実例のあるもの 当該事業年度終了の日前 6 月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額
- (2) 公開途上にある株式（証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式）で、当該株式の上場に際して株式の公募又は売出し（以下 9 - 1 - 13 において「公募等」という。）が行われるもの（(1)に該当するものを除く。） 証券取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額
- (3) 売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの（(2)に該当するものを除く。） 当該価額に比準して推定した価額
- (4) (1)から(3)までに該当しないもの 当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における 1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

ロ 評価通達の準用

以上のような評価方法では、所得税と同様、実務上支障が生じる場合が多い。そこで、法基通 9 - 1 - 14 は、次のように定めて、評価通達を準用することとしている⁷³。

「法人が、上場有価証券等以外の株式（9 - 1 - 13 の(1)及び(2)に該当するものを除く。）について、「法第 33 条第 2 項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》の規定を適用する場合において、事業年度終了の時における当該株式の価額につき昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56・直審（資）17「財産評価基本通達」の 178 から 189 - 7 まで《取引相場のな

⁷² 評価通達 4 - 1 - 5 は、「上場有価証券等以外の株式について法第 25 条第 3 項《資産評定による評価益の益金算入》の規定を適用する場合において、民事再生法の規定による再生計画認可の決定があった時の当該株式の価額」について、この規定と同様の価額によるとしている。

⁷³ 法基通 4 - 1 - 6 は、法人が、上場有価証券等以外の株式について法第 25 条第 3 項《資産評定による評価益の益金算入》の規定を適用する場合において、民事再生法の規定による再生計画認可の決定があった時における当該株式の価額について、この規定と同様の条件の下、評価通達の準用を認めている。

い株式の評価》の例によって算定した価額によっているときは、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。(＜略＞)

- (1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合(同通達 189 - 3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。)において、当該法人が当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。
- (2) 当該株式の発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については当該事業年度終了の時点における価額によること。
- (3) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達 186 - 2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。」⁷⁴

(2) 所得税法と法人税法の通達の規定の差異

イ 売買実例のあるもの

所得税基本通達同様、法人税基本通達においても、売買実例がある株式については、最近において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額を、その株式の価額とすることとしているが、法人税法については、その売買実例を、事業年度終了の前日6月間のものに限定している。

ロ 評価通達の準用

評価通達の「取引相場のない株式」の評価方法について、所得税は、「原則として」その準用を認めているにも関わらず、法人税法は、「課税上弊害がない限り」これを認めることとしている。

また、評価通達に定める「同族株主」に該当するかどうかの判定について、所得税が、「株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること(所基通 59 - 6(1)).」としているのに対し、法人税は、その様な規定はないため、評価通

⁷⁴ 法人税における非上場株式の評価において、純資産価額方式の計算上、法人税額等相当額を控除することの適否等について争われた事案に、東京地裁平成 15 年 7 月 17 日判決(判時 1871 号 25 頁)がある(品川芳宣(2005.9)「法人税における純資産価額方式による株式評価」『税研』123号 76~79頁参照。)

達の取扱いと同様、譲渡後の議決権の数により判定する。

ハ 法人税法における同族会社の定義と評価通達における同族株主の定義

法人税法2条10号は、同族会社の意義について、「会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。」⁷⁵とし、株主3グループで、50%を超える持株がある場合に、同族会社と定義している。一方、評価通達は、同族株主の意義について、株主1グループで30%超（又は50%超）の議決権割合を占める場合に、その株主グループを同族株主と定めている。

（3）学説・判例の動向

外国子会社の第三者割当て新株発行による内国親会社の持株割合の減少が、法人税法22条2項の「無償による資産の譲渡」に当たるとされ、法人税法上の非上場株式の評価の際、純資産価額方式による評価上、法人税額等相当額を控除することが相当された事案に、東京高裁平成19年1月30日差戻判決（訟月53巻10号2966頁）（オープンシャ追徴課税更正処分等取消請求事件差戻後控訴審判決）がある⁷⁶。

この事案は、X社（原告、被控訴人、上告人）が、100%出資の外国子会社AT社を設立後、同社が増資して新株式の全部を被控訴人X社の関連会社AF社に著しく有利な価額で割り当てられたところ、課税庁は、移転した資産価値相当額が、X社からAF社に対する寄付金にあたるとして課税処分をしたことについて、その取消しが争われた。原審は、被控訴人の保有する資産価値がAF社に移転したとしても、それはAT社とAF社間の行為であり、X社はAF社に対して何らの行為もしておらず、法人税法22条2項にも法132条1項1号（同族会社の行為計算否認）にも該当しないとして、被控訴人の求める限度で本件各処分を取消した。差戻前の控訴審判決は、X社の請求を棄却すべきものと判断した。その要旨は、①増資により法22条2項に規定する事実が生じたものであり、②AT社の資産を時価純資産価額方式（法人税額等相当額を控除しないもの）で評価して、AF社へ移転した資産価値を算定すべきであるとするものである。上告審判決は、上記の①の判断は

⁷⁵ ここでいう特殊の関係のある個人及び法人については、前掲注56を参照のこと。

⁷⁶ 品川芳宣（2006.5）「オープンシャホールディング事件の最高裁判決」『税研』127号93～97頁参照。

是認することができるが、同②の資産評価方法の判断については問題があり、これについて更に審理を尽くすべきであるとして、本件を当審に差し戻した。本判決では、まず、法人税基本通達評価通達を準用するこの妥当性について、以下のとおり判示している。

「法人税基本通達」(平成12年課法217による改正前のもの)9-1-14(4)は、「売買実例のあるもの」、「公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出が行われるもの」、「売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの」などに該当しない非上場株式で気配相場のないものにつき、法(平成17年法律第21号による改正前のもの)33条2項の規定を適用する場合の事業年度終了の時における当該株式の価額は、当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における一株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額によるものとしている。上記通達の定める非上場株式の評価方法は、相続又は贈与における財産評価方法として一般的に合理性を有し、課税実務上も定着しているところである。しかし、このような評価方法を無条件で法人税課税において採用すると弊害が生ずるので、同通達9-1-15は、財産評価基本通達の定める非上場株式の評価方法を、一株当たりの純資産価額の計算に当たって株式の発行会社の有する土地を相続税路線価でなく、時価で評価するなどの条件を付して採用することとしている。そして、財産評価基本通達(平成12年課評2-4、課資2-249による改正前のもの)185が定める一株当たりの純資産価額の算定方式を法人課税においてそのまま採用すると、相続税等との性質の違いにより課税上の弊害が生ずる場合には、これを解消する修正を加えるべきであるが、このような修正をした上で同通達所定の一株当たりの純資産価額の算定方法にのっとり算定された価額は、一般に通常取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、法人税基本通達(平成12年課法2-7による改正前のもの)9-1-14(4)にいう「一株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。以上のような同通達9-1-14(4)、9-1-15の定めは、法人の収益の額を算定する前提として株式の価額を評価する場合においても、合理性を有するものとして妥当すると解することができる。」

また、本判決は、同族株主がいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主が取得した株式について、配当還元方式によって評価すると著しく不合理な結果を生じさせて課税上の弊害をもたらすとし、純資産価額方式により評価すべきであるとした。また、本判決は、

その純資産価額方式の評価上、法人税額等相当額の控除について、次のとおり、控除すべきであると判示した。

「財産評価基本通達（平成 12 年課評 2—4、課資 2—249 による改正前のもの）185 は、企業の継続を前提とした場合においても、一株当たりの純資産価額の算定に当たり法人税額等相当額を控除することとしており、これは、平成 7 年 2 月当時において、一般に通常取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、法人税基本通達（平成 12 年課法 2—7 による改正前のもの）9—1—14（4）にいう「一株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。そして、このような価額によって株式の価額を評価し、これを前提に法人の収益の額を算定することは、法人税法の解釈として合理性を有するといひ得る。」

以上のとおり、本判決は、前掲の最高裁平成 17 年 11 月 8 日判決と同様に、法人税においても、純資産価額方式の評価上、法人税額等相当額の控除の否認を定めた法人税基本通達の趣旨に反する判断を下した。

第4章 税法における自社（自己）株式の評価の問題点

第1節 相続税法上の評価

1 評価通達に依存することの是非

相続税法における「時価」の評価（解釈）を巡っては、多くの争訟で、その意義が争われており、学説・判例では、一般的に「客観的交換価値」と支持されている⁷⁷ことは先に述べたが、実務上、取引相場のない株式の評価は、評価通達の定めに従い、類似業種比準価額、純資産価額、及び配当還元価額により、画一的な評価方式により評価することがその最大の特徴である。この特徴は、課税の統一、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減等の見地から合理的ではあるが、実情に合わなくても画一的、形式的に算式に当てはめて評価することや、税法上の時価が実際の取引価額を拘束するという逆規範性を指摘する意見も少なくない⁷⁸。すなわち、取引相場のない株式においても、同族関係者間のみならず、従業員持株会や取引先等に対する取引は少なくなく、そのような場合における取引相場はある。会社法上においては、原則として、自由な取引を認めており、その取引価額についても当事者間の協議で合意した価額によることとされている。その協議の際に、税法上の時価との乖離による課税を回避するようにと、取引価額が左右されることも考えられる。

また、評価通達に依存する評価は、かねてから租税法律主義⁷⁹に反するとの議論もある⁸⁰。その意見は、評価方法を法令に規定すべきという主張に繋がるが、それにもまた法令の定め方に問題が残る⁸¹。すなわち、全ての財産の評価方法を、個別具体的に法令に規定する

⁷⁷ この「客観的交換価値論」に同調しない立場の書籍に、「関俊彦（1983）『株式評価論』商事法務研究会」がある。

⁷⁸ この点が争われた事案として、前掲の大阪地裁昭和61年10月30日判決（税資154号306頁）、大阪高裁昭和62年6月16日判決（訟月34巻1号160頁）、東京地裁平成19年1月31日判決（平成17（行ウ）第199号）等がある。

⁷⁹ 憲法84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めている。租税法律主義とは、「法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはない。（金子宏（2008）『租税法（第十三版）』弘文堂66頁）」という原則である。

⁸⁰ 日本税理士会連合会税制審議会「資産課税における財産評価制度のあり方について」一平成20年度諮問に対する答申一1頁、前掲注49『租税法律主義と税務通達』11頁を参照。

⁸¹ 同上「資産課税における財産評価制度のあり方について」2頁では、評価方法の法定化の問題について、検討の必要性を説いている。

ことは不可能であり、また、財産の状況の変化に応じた迅速な法令改正が必要となり徴税費用の増加が避けられない。

以上のように、評価通達に依存する現行の株式の評価は、税の恣意性を排除し、租税回避を防止するために必要であり、故に長年続いてきた。また、評価通達上の基準的な価額と客観的交換価値との乖離から生ずる弊害に対応するために、評価通達6項により、個別評価の余地を認めているのである。

したがって、課税の実務において、相続税法上の「時価」の評価（解釈）が評価通達に依存していることについては、原則的には肯定せざるを得ないと考えられるが、その評価通達に問題があれば、それは是正されるべきである。以下、その問題点を述べることとする。

2 評価通達上の評価の問題点

(1) 株主等の区分

評価通達上の「取引相場のない株式」の評価は、その株主が、同族株主か否かにより、その評価方法が異なることは先に述べた。この同族株主の判定において、当該株式の発行会社が自己株式を取得する場合の取扱いについて、現行の評価通達は、最も重大な問題を抱えている。

株主の判定における同族関係者の範囲は、法人税法施行令4条（同族関係者の範囲）に規定されているが、その中で、同族関係者となる法人として、次に掲げる会社が列挙されている（法令4②③）。

- ① 同族会社であるかどうかを判定しようとする会社の株主等（当該会社が自己の株式又は出資を有する場合の当該会社を除く。「判定会社株主等」という。）の一人（個人である判定会社株主等については、その一人及びこれと前項に規定する特殊の関係のある個人。以下この項において同じ。）が他の会社を支配している場合⁸²における当該他の会社
- ② 判定会社株主等の一人及びこれと①に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社
- ③ 判定会社株主等の一人及びこれと①②に規定する特殊の関係のある会社が他の会

⁸² ここにいう他の会社を支配している場合とは、他の会社の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他一定の場合をいう。

社を支配している場合における当該他の会社

このような判定基準においては、当該株式の発行会社は、この①から③の会社には該当せず、同族関係者の判定上、発行会社他の同族関係者には該当しない。

また、同族株主の判定上、発行会社が自己株式を有する場合の議決権数の取扱いについては、「188《同族株主以外の株主等が取得した株式》の(1)から(4)までにおいて、評価会社が自己株式を有する場合には、その自己株式に係る議決権の数は0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となることに留意する。」と規定されている(評基通188-3)。

ところで、同族株主の判定をする際には、議決権割合は株式の移動前の割合か、移動後の割合かが問題となる。評価通達では、「課税時期における評価会社の株主」の議決権割合によって判定すると定めており、株式の移動後の議決権数によって判定することとなる。所得税基本通達は、評価通達を準用するに当たって、「株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。」(所基通59-6)と規定しており、株式の移動前の議決権数によって、同族株主に該当するかどうかを判定することとしている。一方、法人税基本通達においては、このような規定はないため、評価通達と同じ取扱いということになる。よって、発行会社が自己株式を取得する際、以上の規定を適用すれば、発行会社は、他の株主の同族関係者には該当せず、また、当該発行会社の有する自己株式の議決権数は0となるため、発行会社が取得する自己株式の評価は、例外的評価である配当還元方式による評価が、文理上は可能ということになる。しかし、同族関係者である株主から発行会社が自己株式を取得する場合に、例外的評価である配当還元方式で評価することは、本来の例外的評価を設けた趣旨から逸脱していると考えられ、実務上、発行会社が自己株式を取得する場合の時価について、原則的評価によるか例外的評価によるか、価格決定方法での混乱を招いている⁸³。平成13年の商法改正後、また、平成17年の会社法の施行に伴い、自己株式の取得・保有が大幅に容認され、非上場会社にとっても、事業承継の円滑化の観点から、自己株式の積極的な利用が望まれている。しかし、自己株式の評価の曖昧さがそれを阻止している。

⁸³ この点について、税理士の平川忠雄氏は、「事業承継などに役立てたいと相談に来る中小企業は多いが、税務上の扱いが分からないと伝えると、実際に踏み切る会社はほとんどない。」という。また、税務会計研究会長の武田昌輔成蹊大学名誉教授は「自社株買いの取引価格を税務上どう評価するのか明確にしていないことが問題」と指摘する(『日本経済新聞』2007.10.8より)。

(2) 会社規模区分

評価通達に定める取引相場のない株式の原則的評価は、その株式の発行会社の規模により評価を区分していることは、第3章にて詳述した。評価通達の基となった、昭和39年の「相続税財産評価に関する基本通達」制定当時は、この会社区分の基準となる要素は、資本金額、総資産価額、直前期末以前1年間の取引金額であり、また、当時の評価方式は、大会社は「類似業種比準価額」、小会社は「1株当たりの純資産価額」、中会社は「類似業種比準価額」と「1株当たりの純資産価額」の併用方式、 $(\text{類似業種比準価額} \times L + 1 \text{株当たりの純資産価額} \times (1 - L))$ により評価されることとされていた⁸⁴。規模に応じた評価方法は、その会社が上場会社と類似の会社であれば「大会社」、個人事業と類似の会社であれば「小会社」、両者の中間であれば「中会社」とすることにより、取引相場のない株式を、会社の実態に合わせて評価していると解することができる。また、当時は、資本金額を規模基準の1要素としており、上場基準⁸⁵に合わせ、資本金額1億円以上は、全て大会社に該当し、「類似業種比準価額」での評価とすることとし、趣旨に適った会社規模区分となっていた。しかし、現行の制度では、会社規模による区分要素に従業員の基準が加えられ⁸⁶、また、会社規模区分の基となっている取引金額及び総資産価額については、昭和47年以後、全く修正されていない。このことは、規模区分が上場会社の基準から逸脱していることを意味している⁸⁷。

また、小会社の評価についての問題点は、昭和58年度の税制改正により、大・中会社と同様に類似業種比準価額を認めたことである。この点、昭和57年12月の「昭和58年度の税制改正に関する答申」では、次のとおり述べている。

「小規模な会社の株式は、現在、いわゆる純資産価額方式のみにより評価されていることから、株式価格の形成要素の一つである収益性についても評価上配慮する余地があるのではないかとする意見があること、大・中規模の会社の株式に適用されるいわゆる類似業種比準方式においては既に収益性が織り込まれていること等に留意すれば、現行の株式の

⁸⁴ 評価の沿革については、品川芳宣・緑川正博（2005）『相続税財産評価の理論と実践』ぎょうせい、前掲注 65「株式評価の歩み」、武田昌輔監修『コンメンタール相続税法』第一法規を参照。

⁸⁵ 現在、資本金額は、大・中・小の規模基準の要素になっておらず、また、上場基準の要素にもなっていない。

⁸⁶ 平成6年の評価通達の改正により、制定当時の基準要素であった資本金1億円基準に代えて、従業員数100人以上の会社を大会社とする改正を行った。

⁸⁷ 前掲注 84『相続税財産評価の理論と実践』183～186頁参照。

評価体系の枠組みの中で収益性を加味することとするのが適当である。」

ここで問題となるのは、「相続税財産評価に関する基本通達」制定当時の、大・中・小の規模の会社のそれぞれの評価方法に区分した意義が、この改正により崩れてしまったということである。

(3) 評価方法の問題点

イ 類似業種比準価額

類似業種比準価額の具体的な評価方法については、第3章で述べたが、その算式中、利益の比準割合が、平成12年度の税制改正により3倍となった。この点、税制調査会による平成12年度の税制改正に関する答申では、次のとおり述べている。

「現在、事業承継の主な障害になっているのは取引相場のない株式の評価が高すぎることではないかとの意見がありました。取引相場のない株式の評価については、これまでもその適正化に努めてきたところですが、経済社会の変化に応じて、より実態に即した適正な評価を行うとの考え方に基づいて見直すことが適当である」。

しかし、この改正により、利益すれすれの会社は株式の評価額が下がり、一方、優良企業で類似業種より利益を上げている会社は株価が跳ね上がるという現状が起こった。事業承継対策が特に必要であるのは、業績の良い会社であるにも関わらず、この改正はそれに逆行することとなった⁸⁸。また、本来、事業承継に対する税制としての対策は、法律で定めるべきであり、評価によってそれを実現しようとするのは、適正な評価からかけ離れてしまうこととなりかねない⁸⁹。多くの会社は、類似業種比準価額が純資産価額よりも低い場合が多いため、この改正は大きな問題とはならなかったが、前述の東京地裁平成19年1月31日判決（平成17（行ウ）第199号）では、類似業種比準価額が純資産価額の4から5倍であり、利益を3倍にすることが、より実態に即した適正な評価に繋がるかは疑問である。

また、平成12年度の改正において、中会社及び小会社の株式について、評価の安全性に対する斟酌率が見直され、一律の0.7から、小会社は0.5に、中会社は0.6に改正された。しかし、株式の評価は、適正な「時価」を反映すべき評価をし、政策的に株価を下げるべきだというのであれば、租税特別措置法で評価減を定めるべきである⁹⁰。

⁸⁸ 品川芳宣（2008.5）「事業承継税制と相続税改革の問題点」『租税研究』703号16頁

⁸⁹ 同上21～22頁

⁹⁰ 前掲注84『相続税財産評価の理論と実践』193頁参照。

さらに、平成12年度の改正では、評価通達183の類似業種比準価額の算式中、「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」のそれぞれの金額のうち、いずれか2が0であり、かつ、直前々期末を基準にして同項の定めに基づきそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれの金額のうち、いずれか2以上が0である評価会社（「比準要素数1の会社」という。）の株式の価額について、改正された。改正前は、比準要素数1の会社の株式の価額は、185《純資産価額》の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価することとしていた。しかし、改正により、納税義務者の選択により、Lを0.25として、179《取引相場のない株式の評価の原則》の(2)の算式により計算した金額によって評価することができる（この場合における当該算式中の1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、本項本文かっこ書と同様とする。）こととした（評基通189-2）。しかし、課税時期とその前年に限り、赤字で配当もできなかった会社があった場合に、類似業種比準価額の割合が、0.25しか認められないのは、課税の公平の見地から問題であり、また、取引相場のない株式の評価を複雑化しているという問題もある。

ロ 純資産価額

評価通達に規定する取引相場のない株式の評価における「純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算上、「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」を控除することとされ、清算所得に対する法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合として42%の控除が認められている（評基通186-2）⁹¹。相続税法上、法人税額等相当額が控除される趣旨は、第3章にて既に述べたが⁹²、同章に掲げた最高裁平成17年11月8日判決（差戻判決）では、法人税額等相当額の控除は、解散価値の控除ではなく、個人が財産を直接所有している場合と会社を通じて間接的に所有している場合との評価上のバランスを図ることを趣旨とするとしており、このような趣旨であれば、貸宅地のように、定率の評価減でも良いことになる⁹³。

⁹¹ 純資産価額の定めにより、課税時期における評価会社の各資産を評価する場合において、当該各資産のうち取引相場のない株式があるときの当該株式の1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）の計算に当たっては、法人税額等相当額を控除しない（評基通186-3）。

⁹² 前掲注50 大津地裁平成9年6月23日判決、前掲の最高裁平成17年11月8日判決（訟月52巻11号3503頁）など。

⁹³ 前掲注84『相続税財産評価の理論と実践』197頁参照。

ハ 配当還元価額

例外的評価である配当還元方式は、還元率 10%と定めている。これは、昭和 39 年「相続税財産評価に関する基本通達」の制定により、配当還元方式が導入された当初から変更はないが、近年、わが国の株主資本配当率（D O E）は、2.5%程度であり、還元率を 10%としていることについては疑義が多い。

平成 19 年 6 月に行われた、事業承継税制委員会の中間報告においても、「この配当還元率が高すぎることから一般に少数株主が取得する株式の評価額が低くなり、複雑なタックス・プランニングなど租税回避を惹起しているとの意見があった」とある。

二 種類株式

第 2 章で述べたとおり、平成 17 年の会社法の制定により、様々な種類株式の発行が可能となり、事業承継に活用できることの期待と同時に、種類株式の適正な評価方法が明らかでないことのリスク等から、活用を躊躇せざるを得ないという問題があった。このため、種類株式の評価方法の明確化を行うことが重要な課題であることから、平成 17 年 10 月に「事業承継関連会社法制等検討委員会」が設置され、種類株式の評価方法についての具体的な検討を行うこととなった。

本委員会の中間報告（平成 18 年 6 月）を受けて、種類株式のうち、兼ねてから実務上の要望が強かった、配当優先株式、社債類似株式、及び拒否権付株式について、国税庁の文書回答（平成 19 年 2 月 26 日付け）によりその具体的な評価方法が示された。この情報では、議決権の有無、また拒否権の有無を考慮せずに株式を評価すること、つまり、議決権及び拒否権は、株式の評価上、経済的価値が無いということを示した。しかし、株式の評価を考える場合において、議決権の価値を全く無視していることは問題である。株式の価値の評価については議決権を無視しているにも関わらず、同族株主の判定は、議決権数を用いて原則的評価又は例外的評価に区分している。

また、第 3 章にて述べたが、この判定の際の留意点として、「種類株式のうち株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決件数を含める（評基通 188 - 5）」こととされているが、完全無議決権についての取扱いには、触れられていない。つまり、評価通達においては、完全無議決権の株式は、全く考慮に入れていないのである。したがって、同族株主が所有する無議決権株式については、結果として、他の種類の株式と同様、原則的評価をすることとなり、無議決権株式と他の種類の株式との価値を同視し

ているという点も問題である⁹⁴。

さらに、「種類株式においては、企業自体の価値の評価のみならず、その配分についても議論しなければならず、より問題が難しくなる。」⁹⁵すなわち、会社の発行株式の時価の合計が、その発行会社それ自体の企業価値だと考えると、種類株式の評価は、一方の種類株式の評価は、その他の種類の株式の評価に影響を与え、このことは、無議決権株式の評価の調整計算にも繋がることになる。以上のように、種類株式の評価については、多くの問題を惹起している。

第2節 各税法間の関係

1 所得税法

(1) 客観的交換価値の判例における解釈

所得税法は、資産の無償等譲渡があった場合には、「収入すべき金額」は実際に収入した金額と解されている（所法 36）。これは、個人の経済行為は、法人のそれとは異なり、経済的合理性の制約が弱いということから、所得税法上の取引では、法人税法のように、無償・低額取引の全てを時価によって収益認定するのとは異なっていることを意味している。そのため、所得税法 59 条では、別段の定めとして、個人が法人に対して遺贈又は贈与をした場合には、「その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす」とし、遺贈者又は贈与者である個人に対して所得税を課することとし、無償・低額取引に対応していることは先に述べた。この所得税法 59 条における「価額」の評価を巡っては、多くの争訟で、その「価額」の意義が争われており、相続税法における「時価」、法人税法における「価額」と同様に、学説・判例では、一般的に「客観的交換価値」と支持されている。

しかし、非上場株式についての「客観的交換価値」について、相続税法、所得税法及び法人税法を通じて、一つの解釈に纏まりがあるとは考えがたく、客観的合理性が解釈上判明されているとは言いがたい。

(2) 通達における差異

所得税基本通達 23～35 共 - 9 (5) は、非上場株式の評価に関する規定であるが、本通達

⁹⁴ 品川芳宣（2007. 5）「公表された種類株式評価方法と事業承継への効果」『税理』VOL. 50 NO. 7 213～217 頁参照。

⁹⁵ 渋谷雅弘著、金子宏編（2007. 11）「種類株式の評価」『租税法の基本問題』有斐閣 679 頁参照。

には問題は多い。

まず、「売買実例があるもの」については、「最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額」と定められている。しかし、非上場株式は、通常、公開されていない限定的な関係間での売買取引であるため、そのような取引での価額が適正であるかの判断は非常に困難である。

次に、「売買実例のないものでその株式の発行会社と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの」については、「当該価額に比準して推定した価額（類似会社比準価額）」と定めがあるが、類似業種に該当するか否かの判断も難しい。東京地裁平成11年11月30日判決（税資245号576頁）では、非上場株式の個人から法人への譲渡における価額が争われた事案について、原告は、「最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額の売買実例がない場合における株式の時価の算定は、株式が、その大量発行によって企業の基礎を形成するものであることからすれば、その持分的性質よりは、株式の特色である市場での流通性を重視すべきであり、そのため、原則として流通性が反映される類似法人比準方式によって算定されるべき」と主張したが、本判決は、次のとおり判示し、その主張を退けた⁹⁶。

「確かに、株式が大量に発行されている場合の株式の価格は、それが市場において流通することを通して形成されるのが一般的であるから、このような場合の株式の時価の評価に当たっては、右のような形で形成される価格が認定できることが望ましいというべきであり、本件通達が、まず、売買実例のあるものについては、そのうちの適正と認められる価額によるものとし、それがなくても、当該法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式等の価額があるものについては、当該価額に比準して推定した価額によるものとしている（類似法人比準方式）のも、同趣旨の考え方によるものと解される。しかし、右の類似法人の株式等の価額に比準して評価対象たる当該法人の価額を推認することが合理的であるのは、右の各法人の間に、事業の種類、規模、収益の状況等株式の価額を形成する主要な要因についての類似性が存するとの前提があるからであり、右のような前提を満たす類似の法人が存在しない場合には、他の法人の株式の価額との比準を行っても、当該法人の株式の価額について、意味のある推定結果を得ることは困難であるというべきである。そして、売買実例がなく、右のような類似法人も存在しない場合に

⁹⁶ 品川芳宣（2000.11）「所得税における気配相場のない株式の評価方法」『税研』94号110～113頁参照。

においては、株式が会社資産に対する割合的持分であり、株式の流通価格が市場において決定される場合についての当該会社の純資産がその主要な価格の形成要因であることからすれば、純資産価額方式によることが合理的であると解すべきである。」

以上のことから判断すると、所得税基本通達 23～35 共 - 9 (5) に定める価額のうち、一般的に求められるのは、「純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」となる。しかし、この価額も、「通常取引されると認められる価額」ということで、実務的には、その把握は困難となる。そのため、所得税基本通達 59 - 6 に掲げる条件の下に、原則として、評価通達を準用することとなる。

所得税基本通達 59 - 6 に定める条件を設けることについては、多くの問題が潜在しているが、特に法人税額等相当額の控除を認めていないことは、相続税法との調整において大きな問題である。平成 12 年度通達改正により、所得税及び法人税については、この控除を認めないことを明記した（所基通 59 - 6、法基通 9 - 1 - 14）が、その論拠は明確ではない。裁判において、争点となることが多々あるが⁹⁷、前掲の最高裁平成 17 年 11 月 8 日判決は、所得税基本通達 59 - 6 により、その控除が禁止される通達改正前の株式の譲渡取引については、所得税における非上場株式の評価の際、法人税額等相当額を控除することが課税実務上定着しており、よって、その控除をして純資産価額を評価すべきとした事例である。また、東京高裁平成 19 年 1 月 30 日判決（差戻控訴審）は、法人税において、同様の趣旨から、法人税額等相当額の控除が必要であると原審に差し戻している⁹⁸。もっとも、これらの事案において、譲渡の時点では、所得税基本通達及び法人税基本通達上、この控除についての何ら制限を設けていなかったが、最高裁判決が、評価通達を準用する場合において、純資産価額方式の適用上、法人税額相当額を控除することが相当であるとし、所得税法の解釈において合理性があると判示したことは、現行の通達は、最高裁判決に反した違法な取扱いということもできる。

以上のとおり、相続税法における時価、すなわち「客観的交換価値」と所得税法におけるそれとが、結果的に異なる価額となることとなり、そのような価額が果たして「客観的交換価値」といえるのかが問題となる。

⁹⁷ 東京地裁平成 15 年 7 月 17 日判決（判時 1871 号 25 頁）、東京高裁平成 18 年 4 月 12 日判決（平成 15 年（行コ）第 202 号）、東京地裁平成 16 年 3 月 2 日判決（訟月 51 卷 10 号 2647 頁）など。

⁹⁸ 前掲注 76 「オープンシャホールディング事件の最高裁判決」 93 頁参照。

2 法人税法

(1) 客観的交換価値の判例における解釈

法人税法は、全ての法人が経済的合理性を持った取引を行うことを前提としており、無償・低額取引の全てを時価によって収益認定することとしている。よって、資産を無償・低額取引した場合には、その時の価額（時価）の算定が必須となる。

また、近年、企業会計においても、従来の取得原価主義から時価主義会計への修正が叫ばれ、法人税法の分野でも企業組織再編税制との関係より、時価評価を無視できない状況にある。

法人税法上の時価についても、相続税法、所得税法同様「客観的交換価値」と解釈されているとはいえ、非上場株式についての「客観的交換価値」については、一つの解釈に纏まりがあるとは考えがたく、客観的合理性が解釈上判明されているとは言いがたい。

(2) 通達における差異

法人税法上の非上場株式の時価を定めた、法人税基本通達9-1-13は、第3章に掲げたとおり、所得税基本通達23~35共9(5)と微妙な差異があり、この点については、大きな問題である。すなわち、売買実例がある株式については、最近において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額を、その株式の価額とすることとしているが、法人税法については、その売買実例を、事業年度終了の日前6月間のものに限定し、また、評価通達の準用について、所得税は、「原則として」認めているにも関わらず、法人税法は、「課税上弊害がない限り」これを認めることとしている。さらには、評価通達に定める「同族株主」に該当するかどうかの判定について、所得税が、「株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること（所基通59-6(1)）」としているのに対し、法人税は、その様な規定はないため、評価通達と同じ取扱いとなり、譲渡後の議決権の数により判定することとなる。

第3節 税法と会社法との関係

会社法においては、非上場株式の売買取引においても、その利害関係者で需給と供給に応じて価格が形成されると考えられ、限定された当事者間であっても、利害調整をした結果の価格であれば適正な価格と考えられる。しかし、当事者間の協議で調整がついた価格であっても、税法上の評価と相違していれば、みなし贈与等の課税問題が生じることが考えられる。

また、当事者間での協議が調わない場合の会社法上の株式の評価を巡って、多くの訴訟でその時価のあり方が争われていることは第2章で述べたが、税法上の評価とは異なり、会社法上の時価をめぐる裁判では、様々な評価方式が併用される場合が多く、その配分も様々である。その配分割合について、客観的な合理性は判明できず、裁判官の裁量に委ねられることになる。そのような場合においても同様に、裁判で確定した時価が、税法上の時価と相違していれば、課税問題が生ずることが考えられる。

したがって、会社法における非上場株式の評価には幅があり、独自の評価方法を模索しながらも、現状では、税法との関係を考慮し、基本的には税法の評価に依拠せざるを得ないという問題がある⁹⁹。

第4節 税法と経営承継法との関係

1 事業承継税制における問題点

円滑な事業承継に対する対策の問題は、日本において、長年の課題であった。しかし、事業承継税制としては、取引相場のない株式の評価において、評価の安全性と相まって、評価通達における株式の評価方法について、評価を下げる方向での改正をすることで、事業承継税制とされていた。その結果、評価通達の取引相場のない株式の規定は、複雑化され、また、制定当初の趣旨から外れるものも多くなった。

そのような中、平成13年、租税特別措置法69条の5において、「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」が制定されたが、この特例制度は、減額割合が10%であることと、原則として「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（措法69の4）との選択適用であることから、実際は利用する企業は少なかった。

かくして、平成18年5月、経営承継法が成立し、この中で、「政府は、平成20年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、その事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講ずるものとする。」とされた。これを受け、平成21年度税制改正大綱では、事業承継税制として、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の概要を明らかにした。これによると、「経営承継相続人が、相続等により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号に基づき経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の議決権株式等取得した場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、その議決権株式等

⁹⁹ 品川芳宣（2007.5）「非上場株式評価をめぐる問題点」『租税研究』691号41頁参照。

(相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その中小企業者の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「特例適用株式等」という。)に係る課税価格の80%に対応する相続税額についてはその経営承継相続人の死亡等の日までその納税を猶予する。」と定めている。

この事業承継税制は、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」(措法69の4)の評価減ではなく、「農地等についての相続税の納税猶予等」(措法70の6)に倣って、納税猶予制度とした¹⁰⁰ことで、政策効果が減殺されることが懸念されている¹⁰¹。このような問題はあるが、事業承継の問題を、評価通達の評価の問題と置き換えて、株式の評価を下げることで対応してきたことを考えると、「時価」については、適正な評価をし、政策税制として、租税特別措置法において事業承継税制を別途定めることについては評価できる。

2 民法の特例における合意の時ににおける価額

第2章で述べたとおり、経営承継法では、一定の要件を満たす中小企業の旧代表者から、推定相続人である後継者が贈与等により取得した株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を、合意の時ににおける価額(弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人がその時ににおける相当な価額として証明をしたものに限る。)とすること(固定合意)ができることとなった。

固定合意の際の合意の時ににおける価額については、第三者である専門資格者が「相当な価額」として証明をしたものに限定している(経承法4)。「相当な価額」は、客観的合理性が必要であるが、具体的な評価方法について、経営承継法では定めがなく、その評価方法は明確ではない。それぞれの専門資格者が、株式の「相当な価額」の証明をする際、判断基準とする評価方法を考えると、税理士は財産評価基本通達で判断するであろうし、公認会計士は上場基準、弁護士は企業再生等の価額といったように、それぞれ異なった評価方法によることも考えられ、最終的に算出される株式の価額が異なるということが予想される。そのため、中小企業庁は、一定のガイドラインが必要であるとし、「非上場株式の評価の在り方に関する委員会」を設置して検討を進めている。

したがって、どのようなガイドラインが設定されるかについて注視する必要があるが、

¹⁰⁰ 昭和58年11月の税制調査会の「今後の税制のあり方についての答申」では、相続税について、「中小企業者の事業用財産等について農地と同様の納税猶予の制度を設けるべきであるとする意見がある。」としており、兼ねてからそのような意見はあった。

¹⁰¹ 前掲注41「事業承継税制(納税猶予制度)の意義とその問題点」38~43頁参照。

国税庁の通達のような画一的で強制的な取扱いを定めることはできないものと予測される。そうすると、そのガイドラインの実効性に問題が残り、更には、経営承継法が税法である事業承継税制と密接に関係するため、両者の評価の関係が重要な課題となる。専門資格者が証明した株式の「相当な価額」は、当該株式を譲渡等する場合の参考となる場合も考えられるが、当該「相当な価額」が税法上の時価（評価額）と異なる場合において、その差額についてのみなし贈与等の課税問題に関して検討を要する。

第5章 税法における自社（自己）株式の評価のあり方

第1節 相続税法上の評価

1 評価通達に依存することの是非

税法上の評価に関して、評価通達に依存することは、取引価額を無視することや、租税法律主義において問題が存することは先に述べた。しかし、取引相場のない株式の評価について、偶々生じる取引価額を優先することは、当該取引を操作することによって租税回避行為に繋がることも考えられ、結果として課税の公平の趣旨に反することもある。また、独立した第三者間の取引であれば、その取引価額が尊重されるべきではあるが、関係当事者が独立した第三者であるかどうかについても、個々に検討を要するところである。

租税法律主義上の疑義については、法令において、全ての財産の評価に関する一定の指針を網羅的に規定することには立法技術的に限界がある。また、国税庁に評価委員会等の機関を設置し、地方税法における固定資産税の土地、家屋の課税標準額のように、その機関が評価を行うことも考えられるが、相続税は、申告納税制度を採用しており、その趣旨から逸脱することも考えられる。

したがって、取引相場のない株式の評価について、評価通達に依存することは、国税庁側の課税徴収上の便益のみならず、納税者側の申告納税の面においても否定しがたいところがある。しかし、そうであるからと言って、評価通達の取扱いが、国税庁の一方的な考え方によって行われるのは望ましくなく、納税者側の考え方にも配慮した一層合理的なものになることが望ましい。

2 評価通達上の評価のあり方

(1) 株主等の区分

自社（自己）株式の時価評価に関して、現行の評価通達の最大の問題は、株主等の判定における発行会社の取扱いである。この点、現行の評価通達では、発行会社は、同族株主となることはない規定となっている。よって、例えば、同族株主である株主から、発行会社が自己株式を取得した場合における評価方法は、同族株主である譲渡者については、所得税基本通達 59 - 6 の定めにより原則的評価となるが、譲受者である発行会社は、法人税基本通達 9 - 1 - 14 の定めにより例外的評価の配当還元方式により評価することが考えられる。このように、所得税の取扱いと法人税の取扱いとが矛盾しているのである。また、同族株主でない株主から、発行会社が自己株式を取得する場合においても、譲渡者、譲受

者共に、配当還元方式による評価が考えられる。実に、自己株式の取得（発行会社に対する株式譲渡）に関して配当所得が生じる場合には、所得税基本通達 59 - 6 も適用ないことになるので、一層紛糾することになる。

しかし、当該株式の発行会社と同族株主である株主との関係は、密接に関係していることは言うまでもない。したがって、発行会社が同族株主グループから完全に除外されることは、株主の判定の本来の趣旨から逸脱しており、発行会社が同族株主から自己株式を取得する場合において、配当還元方式により評価することは、著しく不合理な結果を生じさせて課税上の弊害をもたらすことが考えられる。もっとも、贈与税に関しては、課税庁は、評価通達 6 項の規定により、配当還元方式による評価について、その価格を否認し、国税庁長官の指示を受けて評価することも考慮される。いずれにしても、国税庁における発行会社の取扱いの曖昧さから、自己株式の取引が進まないことは確かである。この点、国税庁は、「価格は売り手と買い手の当事者間で決めるのが基本。正常な交渉を通じて決定された価格であれば、類似業種比準方式、純資産方式、配当還元方式のいずれをベースにした取引価格でも問題ない。¹⁰²」との考えを示している。しかし、当事者間の適正価格が認められるのならば、評価通達において財産ごとに基準的な評価額を定めていることとの整合性を欠くことになる。

いずれにしても、自己株式の取得を通じた事業承継対策、相続税対策に利用できないことは、会社法 155 条の立法趣旨が生かされないことになる。よって、国税庁は、所得税、法人税及び相続税（贈与税）を通じて、早急に関係通達においてその取り扱いを明確にすべきである¹⁰³。

具体的には、同族株主等の判定において、原則として、発行会社を同族株主に準じて扱うべきである。ただし、発行会社が少数株主から自己株式を取得する場合には、発行会社を少数株主と同様に扱うこともできるよう弾力的に対応する必要がある。

（２）会社規模区分

イ 従業員数

評価通達に定める取引相場のない株式の原則的評価において、現行の会社規模の区分の

¹⁰² 前掲注 83『日本経済新聞』より。

¹⁰³ 品川芳宣早稲田大学教授は、「通達は、自社株買いが一般的になった会社法に対応していない。発行会社は支配株主なのか少数株主なのか。その位置づけを明確にして、買い取り価格を税務上はどう評価するのか、新たな規定を設ければ、現場の混乱もなくなる」と提案する（同上『日本経済新聞』より）。

基準は、制定当初の趣旨から外れている。まず、平成6年の評価通達の改正において導入された従業員基準であるが、もともと大会社は、上場会社に匹敵するような非上場会社を前提としていた。しかし、上場基準と関係のない従業員数を会社の規模区分に導入し、従業員数が100人以上の会社は、全て大会社に該当することとなった。この結果、大会社に区分される会社は、制定直後及び昭和49年の見直し直後においては、全体の2～3%であったのに対し、平成10年ごろには卸売業以外の業種の場合は15%に達していた¹⁰⁴。このような本来の趣旨から外れた従業員基準は廃止し、規模区分の簡素化を図るべきである¹⁰⁵。

ロ 取引金額等

前章で述べたとおり、会社規模区分の基となる総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び前期末以前1年間における取引金額の基準額については、昭和47年の見直しを最後に、その金額は36年間据え置かれており、現在の物価水準にスライドがされていない。よって、現在の上場会社の最低水準に合わせるように、早急に見直しが必要である¹⁰⁶。

（3）評価方法

イ 類似業種比準価額

（イ）利益比準

類似業種比準方式については、平成12年度の改正により複雑化され、同時に多くの問題を抱えた。利益の比準割合の改正は、前章で述べたとおり、会社が業績を上げれば株価が3倍に上がるということとなり、評価の合理性に疑問を呈している。特にその育成が望まれる優良中小企業にとっては、不当に評価額が引上げられることになり、重い税負担を課すという厳しい改正となった。したがって、評価の合理性と優良企業の育成の観点から、利益の比準割合を改正前の1倍に戻すべきであると考えられる¹⁰⁷。

（ロ）斟酌率等

また、斟酌率及び比準要素1の会社の問題は、何れも取引相場のない株式の評価を引き下げる改正をしたために生じたものである。しかし、評価の合理性の観点からは、これらについても改正前の定めに戻すべきである。この改正の契機となった「取引相場のない株

¹⁰⁴ 前掲注65「株式評価の歩み」359頁参照。

¹⁰⁵ 前掲注80「資産課税における財産評価制度のあり方について」では、「雇用形態が多様化している現状からみて、会社規模の判定基準として妥当かどうかを含めて、早急に見直す必要がある。」と述べている。

¹⁰⁶ 前掲注84『相続税財産評価の理論と実践』184頁参照。

¹⁰⁷ 同上187～192頁参照。

式の評価が高すぎる」という意見に関しては、立法措置としての事業承継税制にその解決策を委ねるべきである。すなわち、株式の評価は法律の解釈（規定）の問題として、適正な企業価値を反映する評価をし、株式の評価が高すぎるという事業承継上の問題は、別途その解決策として、時代に即した事業承継税制を租税特別措置法において定めるべきである。そうすることにより、取引相場のない株式の評価を歪めることなく、取引相場のない株式の時価についての適正な評価に繋がることになる。

ロ 純資産価額

(イ) 法人税額等相当額の控除

純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）の計算における問題点の一つは、法人税額等相当額の可否についてである。この控除については、その目的が変わりつつあることに注視すべきである。昭和47年の評価通達改正による制定当初は、中小企業の事業承継対策の一環として、取引相場のない株式の評価額を引き下げるという観点から、解散した場合に法人税等を要することから、法人税額等相当額を控除することを考えていた。しかし、近年の裁判例等では、個人が財産を直接保有する場合と、個人が法人を通じて株式の形態で財産を間接保有する場合とに差異に着目して、法人税額等相当額を控除するという考えが取られている。そうであれば、解散価値に根拠を持つ評価差額の42%の率に拘る必要がないため、その率について見直すことも考える時期にきている¹⁰⁸。例えば、借地権のない貸宅地のように、20%評価減という方法も考えられる¹⁰⁹。

(ロ) 相続開始前3年以内取得の土地等

純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）の計算上、資産の評価額については、「評価会社が課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）並びに家屋及びその附属設備又は構築物（以下「家屋等」という。）の価額は、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価するものとし、当該土地等又は当該家屋等に係る帳簿価額が課税時期における通常取引価額に相当すると認められる場合には、当該帳簿価額に相当する金額によって評価することができるものとする。」と定められている（評基通185かっこ書き）。この相続開始前3年以内に取得した土地等の定めについては、兼ねてから廃止を求める意見がある。例えば、日本税理士会連合会による、「平成21年度税制改正建議書」では、「評価会社が課税時期前3年以内に取

¹⁰⁸ 前掲注80「資産課税における財産評価制度のあり方について」8頁参照。

¹⁰⁹ 前掲注84『相続税財産評価の理論と実践』197頁参照。

得した土地建物等は「通常の取引価額」により評価することとされているが、平成8年度改正で旧租税特別措置法第69条の4(相続開始前3年以内に取得した不動産の課税価格計算の特例)が廃止されたのであるから、これとの整合性を図る意味から、この取扱いは廃止すべきである。」と述べられている。旧租税特別措置法69条の4が制定された趣旨は、地価高騰時における土地等の路線価等による相続税評価額と取引価額の開差を利用した租税回避行為を防止するための政策税制である。他方、評価通達185における相続開始前3年以内の土地等を「通常の取引価額」とすることの趣旨は、評価の適正化を図ることであり¹¹⁰、趣旨を異にすることであるため、両者を比較することは妥当ではない¹¹¹。すなわち、この点についても、取引相場のない株式の評価は、評価の問題として、適正評価をすることが望ましいのである。

(ハ) 引当金

課税時期における各資産の評価額から控除する負債に関する問題は、引当金¹¹²の取扱いである。課税時期における負債については、「貸倒引当金、退職給与引当金(平成14年改正法人税法附則第8条《退職給与引当金に関する経過措置》第2項及び第3項の適用後の退職給与引当金勘定の金額に相当する金額を除く。)、納税引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は負債に含まれないものと(評基通186)」することを定め、法人税法上平成14年改正前に認められていた退職給与引当金についてのみ控除を認め、その他の引当金及び準備金を負債に含めないこととしている。このように、引当金を負債に含めないことは、個人企業の負債については、相続税法14条の規定により、債務控除の対象を確実な債務に限定しているため、個人と法人とのバランスを考慮した取り扱いであるとされている¹¹³。

また、前掲の東京地裁平成15年7月17日判決では、退職給与引当金の控除について、次のとおり判示している。

「企業継続を前提として時価純資産価額方式により評価を行うに当たり、評価の時点に

¹¹⁰ 品川芳宣・村松洋平(1990)「改正株式評価通達の解説」『別冊商事法務』NO.12 12頁参照。

¹¹¹ 詳細は、品川芳宣(1996.5)「措置法69条の廃止と評価通達の関係」『税理』VOL.39 NO.5 18~25頁を参照のこと。

¹¹² 平成10年度の法人税法の改正により、賞与引当金、製品保証等引当金が廃止され、また、平成14年度には退職給与引当金も一定の経過措置を残して廃止された。よって、現行の法人税法において損金として認められているのは、貸倒引当金及び返品調整引当金のみである。

¹¹³ 庄司範秋編(2006)『財産評価基本通達逐条解説』大蔵財務協会 620~621頁参照。

において現実に具体的な債務として確定していないものを負債に含めることは相当でないから、退職給与引当金ないし退職金についても、評価の時点において退職の事実がない限り、原則として負債に計上しないことが相当である。もっとも、財産評価基本通達 186 は、法人税法 55 条 2 項に規定する退職給与引当金勘定の金額に相当する金額について、負債に計上することを認めているが、上記法人税法の規定は、退職金が将来費用として支出される蓋然性が高く、その金額をある程度合理的に算出できることにかんがみ、所得の計算上、特に損金の額に算入することを認めたものであり、財産評価基本通達は、上記退職給与引当金について、具体的な債務として確定していないものの、政策的な立場から、特にこれを負債として計上することを認めたものと解されることからすれば、上記規定の要件を満たす退職給与引当金については、純資産の価額から控除する負債として計上することが認められるというべきである。」

このような考え方が支配的となり、法人税法の引当金制度が廃止されたことにより、取引相場のない株式の評価上、純資産価額が上がることとなった。しかし、退職給与引当金は、そのような政策的な控除ではない。就業規則に基づく退職給付規定等により、従業員に支払義務が発生している場合が多く、個人企業の債務控除（相法 13）と同様に、課税時期の現況によって確実と認められるものがあるから、それらについては、純資産価額の計算上も控除すべきである¹¹⁴。

ハ 配当還元価額

配当還元方式による評価方法での配当還元率 10% について、その率が高すぎるという問題がある。その解決策としては、定期借地権等の評価において適用する基準年利率（年数又は期間に応じ、日本証券業協会において売買参考統計値が公表される利付国債に係る複利利回りを基に計算した年利率（評基通 4 - 4））にある程度リスク・プレミアムを加えた率に修正することが望ましい。

二 種類株式

現行の種類株式の取扱いについては、問題が多く、評価方法が確立されていない¹¹⁵。とくに種類株式のうち、無議決権株式について、その議決権の有無を無視することの是非が問われる。国税庁の文書回答（平成 19 年 2 月 26 日付け）により、種類株式の具体的な評

¹¹⁴ 前掲注 80「資産課税における財産評価制度のあり方について」8 頁、前掲注 84『相続税財産評価の理論と実践』201～204 頁参照。

¹¹⁵ 同上「資産課税における財産評価制度のあり方について」8～9 頁参照。

価方法が示されたが、その回答では、株式それ自体の評価において、議決権の経済的価値を0とすることが示された。一方、同族株主の判定においては、議決権割合をもって判定することとされており、両者の扱いには矛盾がある。特に、同族株主が所有する無議決権株式について、株式の評価上、議決権のある株式と同様に取り扱うことには疑義が残る。同族株主が取得した無議決権株式について、例外的評価である配当還元方式による評価方法を認めるということも考えられるが、現行の配当還元率10%での配当還元方式においては、配当還元価額を利用した租税回避を助長することとなり兼ねない。無議決権株式については、その株式の特徴である議決権がないことの意義に照らし、全ての無議決権株式について、配当還元方式による評価を認めることも検討すべきであるが、そのためには、現行の配当還元方式の問題である配当還元率について、同時に見直す必要がある。

第2節 各税法間の関係のあり方

1 客観的交換価値の判例における解釈

所得税法、法人税法上における価額（時価）については、相続税法と同様に、学説・判例上は「客観的交換価値」と解釈されている¹¹⁶。しかし、この「客観的交換価値」について、特に非上場株式の評価につき解釈に纏まりがあるとは言いがたく、その解釈の確立が望まれる。相続税法上の財産の移転は、原則として、取引価額がないことを前提としているのに対し、所得税法及び法人税法上の取引は、取引価額があることを前提としており、所得税法及び法人税法上の非上場株式の時価の解釈については、幅があつてしかるべきであり、事実に応じた評価は避けられない。非上場株式の「客観的交換価値」の解釈は、事実認定や裁判官の裁量により大きく左右されている。多くの裁判例では、時価とは客観的交換価値であり、一義的に解釈されるものではないということが判示されているが、客観的な立場での取引に際して、譲渡者及び譲受者それぞれの立場を考えれば、取引される株式の価額は、その譲渡者及び譲受者の関係によって変わることは言うまでもなく、一義的に解釈することには無理がある。

しかし、取引相場のない株式の時価の評価については、常に個別に判断されるというのであれば、反って納税者の便宜や、課税の統一、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費

¹¹⁶ 前掲注77『株式評価論』では、客観的交換価値を否定し、「主観的交換価値」を唱えている。評価通達上の取引相場のない株式の評価は、原則的評価と例外的評価を定めているという点において、広義に解釈すると、主観的交換価値とも解釈できる。

用の節減等の面で困難である。したがって、所得税法及び法人税法においても、通達に依存することについては、原則的には肯定せざるを得ないと考えられ、また、評価の指針として一定の条件を付した上で評価通達を準用することが一般的に妥当であると考えられる。

2 通達における差異

相続税（贈与税）と同様に、所得税及び法人税においても、通達により評価をする場合において、各通達に問題点があれば、それは是正されるべきである。

この点、各税法間の関係における最大の問題は、所得税、法人税及び相続税（贈与税）における通達上の株式の評価が様々であるという点である。すなわち、その非上場株式の取引が、個人から個人か、個人から法人か、法人から個人か、又は法人から法人かによって、各税法上の時価の取扱いが異なるため、譲渡者及び譲受者の如何によって、当該課税に適合する取引価額を考慮することが求められるのである。

所得税及び法人税における非上場株式の評価を定めた取扱い（所基通 23～35 共 - 9 (9)、59 - 6、法基通 9 - 1 - 13、9 - 1 - 14）には、それぞれに微妙な差異がある。例えば、所得税法、法人税法の各基本通達は、売買実例がある株式について、最近において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額を、その株式の価額とすることとしているが、法人税基本通達は、その売買実例を、事業年度終了の日前 6 月間のものに限定しているが、所得税基本通達はそのような制限はない。また、評価通達を準用することについて、所得税法は、「原則として」その準用を認めているにも関わらず、法人税法は、「課税上弊害がない限り」これを認めると定めている。さらに、評価通達に定める「同族株主」に該当するかどうかの判定について、所得税が、「株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること（所基通 59 - 6 (1)）」としているのに対し、法人税には、そのような規定はないことから、評価通達どおりに取得段階で同族判定を行なうことになる。これらの点については、早急に双方の規定を見直し、どちらかに合わせる必要がある。

また、所得税及び法人税法についての基本通達の最大の問題は、評価通達を準用する場合において、法人税額等相当額の控除を認めないことである。相続税法上の評価通達において、法人税額等相当額を控除する趣旨が変化していることは先に述べた。近年の裁判例での考え方である、直接保有と間接保有との差異に着目して、法人税額等相当額を控除することに依拠すると、所得税法及び法人税法上の非上場株式の評価において、評価通達を準用する場合には、法人税額等相当額を控除することには合理性があり、よって、前掲の

最高裁平成 17 年 11 月 8 日判決（訟月 52 卷 11 号 3503 頁）及び東京高裁平成 19 年 1 月 30 日差戻判決において支持された。また、直接所有と間接所有の評価のバランスを図るのであれば、法人税額等相当額の 42% に固執せず、借地権のない貸宅地のように 20% 評価減という定率控除にすることも考慮できる。いずれにしても、直接所有と間接所有のバランスについては、各税目を通じて整合性のある見直しを図るべきである。

第 3 節 税法と会社法との関係のあり方

会社法上の取引では、利害関係者において需給と供給に応じて価格が形成され、非上場株式の価格は、個別に決定されることとなる。限定された当事者間であっても、利害調整をした結果の価格であれば適正な価格と考えられる。また、会社法上の株式の評価を巡っては、多くの訴訟でその時価のあり方が争われていることは先に述べたが、それらの裁判例は、一つの解釈に纏まりがあるとは言いがたい。税法上の評価とは異なり、会社法上の時価をめぐる裁判では、様々な評価方式が併用される場合が多く、その配分も様々である。その配分割合については、結局、裁判官の裁量に委ねられることになる。

しかし、会社法上、当事者間の協議で調整がついた価格であっても、また、裁判において確定した価格であっても、税法上の評価と相違していれば、みなし贈与等の課税問題が生じることも考えられる。また、会社法における株式の評価について、裁判所による国税庁方式に依拠することの批判があるが、その中には現行の評価通達の評価が低額であることを指摘する意見もある¹¹⁷。

そこで、このような評価を巡る税法と会社法との間の差異についても、評価通達が適正な時価を反映する評価方法を定め、過度に低額な評価をすることを回避することにより、調整が図られることが望まれる。

第 4 節 税法と経営承継法との関係のあり方

取引相場のない株式の評価の一つの問題としては、事業承継対策の一環として、評価通達上の株式の評価を下げることで対応してきたことが挙げられる。しかし、このようなことは、立法（政策）問題と「時価」の解釈の問題を混同するものであって、望ましいことではない。そのため、近年、政策税制として、租税特別措置法において事業承継税制を別

¹¹⁷ 前掲注 37 「ゴーイング・コンサーンである会社の取引相場のない株式の評価」 23 頁参照。

途定めるということが検討され、昨年、経営承継法が制定され、平成 21 年度税制改正において、新たに事業承継税制が設けられることになっている。

ところで、経営承継法においては、民法特例の一環として、非上場株式の価額について、相続人間において、固定合意が行われることになっている。この固定合意における価額は、第三者である専門資格者（弁護士等）が「相当な価額」として証明することになっている（経承法 4）。そこで、中小企業庁では、「相当な価額」を算定するためのガイドラインを設定し、公表することとしている。かくして、経営承継法は、事業承継税制に直結するため、税法上の時価（評価額）との関係が重要となるので、税との橋渡しのガイドラインとして纏まることが望まれる。

第 5 節 結語

評価通達における取引相場のない株式の評価においての最大の問題は、税法上の自己株式の評価方法の不明確さにある。そのため、会社法では、その取引が認められているにも関わらず、実務上、自己株式の取引が活用されていない状態にある。したがって、国税庁は、この取扱いについて、早急に評価通達等において明確にすべきである。具体的には、同族株主等の判定において、発行会社については、原則として、同族株主に準じて扱う旨の定めをし、発行会社が少数株主から自己株式を取得する場合には、発行会社を少数株主と同様に扱うこともできるよう弾力的に対応する必要が望まれる。そのことを本稿では、最も強調したい。

そのほかの評価の是正方法については、前節までに述べたが、評価通達の規定は、制定当初の評価の趣旨から逸脱してしまったものが多い。したがって、その評価の趣旨に適合する評価方法となるように、評価通達の早急な見直しが必要である。

いずれにしても、長年、事業承継税制の一環として、取引相場のない株式の評価が問題にされてきた。しかし、新たな事業承継税制が導入されることになっているわけであるから、税法における評価の取扱いは、できる限り適正な時価を反映するように努めるべきである。

参考文献

- 青山善充ほか編（2008）『判例六法（平成21年版）』有斐閣
- 阿南剛ほか（2007.12）「自己株式の取得と会計・税務」『税経通信』VOL.62 NO.16
- 新井隆一（1980）「使用貸借負担付贈与の贈与税」『ジュリスト』NO.726
- 有田賢臣ほか（2008）『よくわかる自己株式の実務処理Q&A』中央経済社
- 石野勝己ほか（2007.7）「非上場株式の取引をめぐる税務トラブル」『税理』VOL.50 NO.10
- 稲葉威雄（2007.7）「商事法判例研究」『金融商事判例』NO.1270
- 今村修（1998）「株式評価の歩み」『税大論叢』32号
- 磯辺洋ほか（1994）「株式等鑑定評価マニュアルの解説」『別冊商事法務』NO.161
- 岩下忠吾（2006）「会社法における種類株式と財産評価」『税務事例研究』VOL.93
- 後宏治（2006.9）「相続税法における種類株式の評価」『税研』129号
- 江頭憲治郎（2008）『株式会社法（第2版）』有斐閣
- 江頭憲治郎ほか編（2006）『会社法判例百選』有斐閣
- 大島恒彦（2008.8）「会社法施行後のみなし配当税制」『租税研究』706号
- 太田洋（2008.11）「レックス・ホールディングス事件東京高裁決定の検討」『旬刊商事法務』NO.1848
- 鴻常夫・竹内昭夫編（1983）『会社判例百選（第四版）』有斐閣
- 大淵博義（2006.3）「法人税法解釈の判例理論の検証とその実践的展開 第1回」『税経通信』VOL.61 NO.3
- 大淵博義（2006.4）「法人税法解釈の判例理論の検証とその実践的展開 第2回」『税経通信』VOL.61 NO.4
- 大淵博義（2006.5）「法人税法解釈の判例理論の検証とその実践的展開 第3回」『税経通信』VOL.61 NO.6
- 大淵博義（2006.6）「法人税法解釈の判例理論の検証とその実践的展開 第4回」『税経通信』VOL.61 NO.7
- 大淵博義（2006.7）「法人税法解釈の判例理論の検証とその実践的展開 第5回」『税経通信』VOL.61 NO.9
- 大淵博義（1996.9）「財産評価基本通達・総則第6項の適用のあり方（上）」『税理』VOL.39 NO.11

大淵博義（1996.10）「財産評価基本通達・総則第6項の適用のあり方（下）」『税理』VOL.39 NO.13

岡村忠生（2008.8）「企業結合と税務」『旬刊商事法務』NO.1841

金井肇（2005.11）「店頭登録株式の発行会社との合併等の契約締結後に相続により取得した取引相場のない株式の評価方法」『税研』124号

金子宏（2008）『租税法（第十三版）』弘文堂

金子宏編（2007）『租税法の基本問題』有斐閣

金子宏ほか編著（2007）『ケースブック租税法（第2版）』弘文堂

金子宏編著（2001）『21世紀を支える税制の論理第2巻所得税の理論と課題（二訂版）』税務経理協会

金子宏編（1983）『租税判例百選（第二版）』有斐閣

河合厚ほか編（2007）『所得税基本通達逐条解説』大蔵財務協会

川口富男「株式買取価格の決定と憲法三二条、八二条」『最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）』60頁

川崎清昭（2006.11）「類似業種比準方式の問題点とその対応策」『税研』130号

企業会計基準委員会編著（2008）『企業会計基準完全詳解』税務経理協会

国友順市（1988.4）「取引相場のない株式の価格決定」『税経通信』VOL.43 NO.4

窪田悟嗣編（2008）『法人税基本通達逐条解説（五訂版）』税務研究会

小池正明（1992）『非上場株式の評価と事業承継対策』中央経済社

後藤元（2008.7）「カネボウ株式買取価格決定申立事件の検討（上）」『旬刊商事法務』NO.1837

後藤元（2008.7）「カネボウ株式買取価格決定申立事件の検討（下）」『旬刊商事法務』NO.1838

小林憲司編著（2008）『ケースでわかる株式評価の実務』中央経済社

小林栢弘（2008.4）「相続税法第7条の「著しく低い価額の対価」をめぐる判決（東京地裁19.8.23）の概要とその論点3」『週刊税務通信』3013号

小林栢弘（2008.2）「相続税法第7条の「著しく低い価額の対価」をめぐる判決（東京地裁19.8.23）の概要とその論点2」『週刊税務通信』3006号

小林栢弘（2008.1）「相続税法第7条の「著しく低い価額の対価」をめぐる判決（東京地裁19.8.23）の概要とその論点1」『週刊税務通信』3002号

小堀一英（2008.11）「企業結合に関するその他の対応」『企業会計』VOL.60 NO.11

齋藤玄太・藤曲武美（1999.7）「自己株と自社株」『税研』86号

酒巻俊雄・龍田節編（2008）『逐条解説会社法第2巻株式・1』中央経済社

櫻井四郎（1984）『資産評価の税務』ぎょうせい

笹岡宏保（2008）『具体事例による財産評価の実務－相続税・贈与税－Ⅱ』清文社

佐藤孝一（2004）『最新判例による資産税の法解釈と実務（三訂版）』大蔵財務協会

品川芳宣（2009.2）「非上場株式評価のメルクマールを提示する」『税理』VOL.52 NO.2

品川芳宣（2008.11）「事業承継税制（納税猶予制度）の意義とその問題点」『税研』142号

品川芳宣（2008.5）「事業承継税制と相続税改革の問題点」『租税研究』703号

品川芳宣（2007.12）「事業承継税制の今日的課題」『税務弘報』VOL.55 NO.14

品川芳宣（2007.5）「会社代表者が自社株式を第三者から買い受けた場合のみなし贈与課税」
『税研』133号

品川芳宣（2007.5）「公表された種類株式評価方法と事業承継への効果」『税理』VOL.50 NO.7

品川芳宣（2007.5）「非上場株式評価をめぐる問題点」『租税研究』691号

品川芳宣（2006.11）「会社法と非公開株式の評価」『税研』130号

品川芳宣（2006.5）「オープンシャホールディング事件の最高裁判決」『税研』127号

品川芳宣（2006.5）「海外子会社株式に係る含み益の増資移転における収益認識と当該株式
の評価方法」『T & A master』NO.162

品川芳宣（2006.3）「所得税における非上場株式の評価」『税研』126号

品川芳宣（2006.2）「所得税における非上場株式の評価」『T & A master』NO.152

品川芳宣（2006.1）「取引相場のない株式評価における総則6項の適用の限界」『税研』125
号

品川芳宣（2005）『重要租税判決の実務研究』大蔵財務協会

品川芳宣・緑川正博（2005）『相続税財産評価の理論と実践』ぎょうせい

品川芳宣（2005.12）「評価通達6項の適用の限界」『T & A master』NO.143

品川芳宣（2005.9）「非上場株式を純資産価額方式で評価する場合の問題点」『T & A
master』NO.130

品川芳宣（2005.9）「法人税における純資産価額方式による株式評価」『税研』123号

品川芳宣ほか（2004.11）「ゴーイング・コンサーンである会社の取引相場のない株式の評
価」『税研』118号

品川芳宣（2004.9）「取引相場のない株式の評価と評価通達6項の適用要件」『税研』117
号

品川芳宣 (2004. 1) 「資産の無償等譲渡をめぐる課税と徴収の交錯 (1)」『税理』VOL. 47 NO. 1
品川芳宣 (2004. 2) 「資産の無償等譲渡をめぐる課税と徴収の交錯 (2)」『税理』VOL. 47 NO. 2
品川芳宣 (2004. 3) 「資産の無償等譲渡をめぐる課税と徴収の交錯 (3)」『税理』VOL. 47 NO. 3
品川芳宣 (2004. 4) 「資産の無償等譲渡をめぐる課税と徴収の交錯 (4)」『税理』VOL. 47 NO. 4
品川芳宣 (2004. 5) 「資産の無償等譲渡をめぐる課税と徴収の交錯 (5)」『税理』VOL. 47 NO. 5
品川芳宣 (2003) 『租税法律主義と税務通達』ぎょうせい
品川芳宣 (2002. 11) 「基本判例 (- ' 91) 相続財産の種類か、時価の認定方法か」『税研』
106 号
品川芳宣 (2002. 5) 「所得税法 59 条における非上場株式の時価」『税研』103 号
品川芳宣 (2001. 9) 「増資払込金のうち額面を超える部分の寄付金性」『税研』99 号
品川芳宣 (2000. 11) 「所得税における気配相場のない株式の評価方法」『税研』94 号
品川芳宣 (2000. 11) 「税務通達の法的拘束力と納税者の予測可能性」『税理』VOL. 43 NO. 14
品川芳宣 (2000. 1) 「不動産の補足金相互売買 (交換) における譲渡価額」『税研』89 号
品川芳宣 (1997. 9) 「取引相場のない株式を現物出資した場合の 51%控除の可否」『税研』
75 号
品川芳宣 (1996. 5) 「措置法 69 条の廃止と評価通達の関係」『税理』VOL. 39 NO. 5
品川芳宣 (1995. 5) 「低額譲渡が義務付けられた土地譲渡の収益認識」『税研』61 号
品川芳宣 (1994. 7) 「財産評価において評価通達を適用しないことができる特別な事情」『税
研』56 号
品川芳宣 (1993. 11) 「相続開始直前に取得した不動産の評価」『税研』52 号
品川芳宣 (1992. 11) 「従業員持株制度において代表者が株式を買取った場合のみなし贈与」
『税研』46 号
品川芳宣 (1992. 9) 「相続開始直前に借入金で取得したマンションの評価」『税研』45 号
品川芳宣 (1991. 9) 「みなし譲渡における土地の時価」『税研』39 号
品川芳宣・村松洋平 (1990) 「改正株式評価通達の解説」『別冊商事法務』NO. 122
首藤重幸 (2006) 「配当還元方式の限界」『税務事例研究』VOL. 92
渋谷雅弘 (2002. 11) 「最新判例 (' 92 - ' 02) 取引相場のない株式の評価方法」『税研』106
号
渋谷雅弘 (1997. 10) 「自己株式の取得とみなし配当課税」『租税法研究』25 号
庄司範秋編 (2006) 『財産評価基本通達逐条解説』大蔵財務協会

税理士法人山田&パートナーズ・優成監査法人『金庫株の税・会計・法律の実務Q&A』
中央経済社

関俊彦（1983）『株式評価論』商事法務研究会

関根稔（2006. 2）「純資産価額を算定する場合の法人税額相当額の控除の可否」『税理』VOL. 49
NO. 2

高橋靖（1999）「非上場株式の配当還元方式による評価」『税務事例研究』VOL. 50

高山崇彦・保坂雄（2008. 7）「レックス・ホールディングス事件東京地裁決定の検討」『旬
刊商事法務』NO. 1837

武田昌輔編著（2007）『21世紀を支える税制の論理第3巻企業課税の理論と課題（二訂版）』
税務経理協会

武田昌輔監修『コンメンタール相続税法』第一法規

武田昌輔監修『コンメンタール所得税法』第一法規

武田昌輔監修『コンメンタール法人税法』第一法規

武田昌輔（2008. 6）「自己株式に対する配当の処理」『税経通信』VOL. 63 NO. 6

武田昌輔（2006. 11）「事例研究第109回」『税研』130号

武田昌輔（2006. 9）「事例研究第108回」『税研』129号

武田昌輔（1976）「贈与税における株式の時価」『税務事例』VOL. 8 NO. 5

竹中正明・前田継男・関俊彦（1991）『新版非公開株式の評価と税務』商事法務研究会

田中誠二監修（1992. 12）「金融商事判例研究」『金融商事判例』NO. 905

田中信隆（2008. 12）「カネボウ控訴審判決の教訓」『旬刊商事法務』NO. 1852

垂井英夫（2004）『自己株式取引と課税』財経詳報社

垂井英夫（1996）「自己株式をめぐる法務と税務」『税務事例』VOL. 28 NO. 1

垂井英夫・菅納敏恭編著（1993）『租税法判例と通達の相互関係』財経詳報社

注解所得税法研究会編（2005）『注解所得税法（四訂版）』大蔵財務協会

辻・本郷税理士法人編（2008）『オーナーのための自社株の税務&実務（七訂版）』税務経
理協会

都築巖（2008. 9）「関係者間取引における「適正額」の判断自社株の移動」『税理』VOL. 51 NO. 11

都井清史（2003. 10）「種類株式制度を利用した株式発行形態の見直し」『税理』VOL. 46 NO. 13

中里実（1995. 9）「相続税法の原理と政策」『租税法研究』23号

- 中村利雄（1977）「法人税の課税所得計算と企業会計―無償譲渡等と法人税法 22 条 2 項―」
『税大論叢』 11 号
- 日本公認会計士協会編（2007）『企業価値評価ガイドライン』 清文社
- 原一郎（2007）「資本金等の増減処理となった自己株式の取得・処分」『税務事例研究』VOL. 95
- 平川忠雄ほか（2008. 9）「経営承継円滑化法の活用と事業承継トラブルへの対応」『税理』
VOL. 51 NO. 12
- 平川忠雄（2005. 4）「非上場株式の時価評価」『租税研究』 666 号
- 星野次彦編（2007）『図説日本の税制（平成 19 年度版）』 財経詳報社
- 本田望（2007. 11）「自社株式の取得・消却・譲渡」『税経通信』 VOL. 62 NO. 15
- 前田忠章・大森正嘉編（2002）『財産評価基本通達の疑問点』 ぎょうせい
- 牧口晴一・齋藤孝一（2008）『非公開株式譲渡の法務・税務』 中央経済社
- 松嶋隆弘ほか（2007. 7）「種類株式の活用を巡って」『税研』 134 号
- 水野正一編著（2005）『21 世紀を支える税制の論理第 5 巻資産課税の理論と課題（改訂版）』
税務経理協会
- 水野忠恒（2007）『租税法（第 3 版）』 有斐閣
- 水野忠恒ほか編（2005）『租税判例百選（第 4 版）』 有斐閣
- 水野忠恒（1997. 10）「租税法と企業法制 判例回顧」『租税法研究』 25 号 158～160 項
- 緑川正博（2004）『非公開株式の評価』 ぎょうせい
- 森本滋（2008. 2）「会社法の下における株主平等原則」『旬刊商事法務』 NO. 1825
- 八ツ尾順一（2003）『時価課税の規定と事例研究』 清文社
- 山本守之（2006）「評価差額に対する法人税等相当額の控除」『税務事例研究』 VOL. 91

流通税と取引高：日米市場で同時に
売買される株式銘柄を用いたパネル分析

大野 裕之・林田 実

「流通税と取引高：日米市場で同時に売買される株式銘柄を用いたパネル分析」要約

日本は平成不況の真只中、低落する株式市場を活性化するため、金融ビッグバンの一環として、株取引にかかる流通税である有価証券取引税（有取税）を1996年と1998年の2度にわたって軽減し、1999年にはこれを廃止した。これは、株式の取引コストを軽減することで取引を活性化させ、金融センターとしての東京市場の地位低下に歯止めをかけるばかりでなく、株式市場の復活から景気の回復を目論んだ政策であった。ところが、今日に至るまで、有取税の廃止がそうした効果を持ったのかどうかについて、緻密な実証的学術研究は行われていない。そこで本論文は、有取税廃止という外生的な租税政策の制度変更が、日本の株式市場に与えた影響を、株式取引高に絞って精査する。

具体的には、日米両国の市場で取引される日本企業の17銘柄のパネルデータを用い、わが国の税制変更時点での、これら銘柄の取引高（日次）の変化を統計的に比較した。その時点では米国市場では何らの制度変更も行われていないので、仮に日本市場で取引高の増大が検出され、かつ米国市場でそうした変化が観測されない場合、確かに税制変更が取引を促進したとすることができる。反対に、そのような変化が両市場でそれぞれ認められない場合、税制変更の効果は疑われることになる。推計に当たっては、日次データでよく知られた、価格変化と取引高に関するV字型相関の枠組み [Karpoff, 1987, "The relationship between price changes and trading volume: a survey," *Journal of Financial and Quantitative Analysis* 22, 107-126] を用いた。但し、税制変更の前後で、この相関が銘柄および市場横断的にどう変化するかについては頼るべき先行研究の知見がないので、下の3つの仮定のもとで分析し、その頑健性をチェックした。すなわち、(1) 両市場で取引される全ての銘柄について、価格変化の取引高に対する影響が共通である、(2) 同一市場では全ての銘柄で影響は同じであるが、市場が違えばそれは異なる、(3) 両市場で取引される同一銘柄の係数は同じであるが、銘柄が異なれば、他の銘柄の係数とは両市場において異なる、の3つである。さらに、税制変更はダミー変数で捉えるが、それを切片ならびに傾きの両方にとりこんだ「一般モデル」、切片シフトだけにとりこんだ「制限モデル」の2つを考案し、上記(1)～(3)の仮定で両モデルを推計した。分析では1990年代の3つの有取税変更のうち、1996年4月と1999年4月のみを取上げた。1998年4月については、取引委託手数料の自由化が同時に行われたことから、純粋に税制変更の効果のみを純粋に検出することができないと考えて、分析から除外した。

推計の結果、1999年4月では、「一般モデル」においては(1)～(3)いずれに関しても明確な結果が出なかったものの、「制限モデル」ではそのいずれにおいても、わが国市場で取引高が増大し、かつ米国市場ではしなかったとの示唆が頑健かつ統計的に有意に示された。これは、確かに同年の完全廃止が株式取引を促進したという仮説を支持するものである。一方、1996年の税率軽減では、「一般モデル」、「制限モデル」のどちらにおいても、そうした頑健な示唆は得られず、取引促進の効果をもったとはいえないと結論される。これら2つの年の制度変更では、1996年のほうは、対象となる取引が限定的であったとの相違点もあり、これが結果の違いを生み出したとも考えられる。

1 はじめに

1990年代初めのバブル崩壊とともに、わが国の株式市場は深い低迷に陥った。数年の間に、日経平均株価は1980年代終わりに記録したピーク時の水準の半分に落ち込んだ¹。その後暫く上下変動が続いたが、1990年代中ごろから再び下落し、2003年4月に21年ぶりの安値である約7,600円をつけるまで、下落し続けた。こうした株式市場の低迷は、金融機関や大手企業のバランスシートを悪化させることで、日本経済全体を弱体化させると広く認識された。それと同時に、金融市場のグローバル化が急速に進む中、この市場の混乱は、かつてニューヨークに匹敵する地位を占めた、世界金融センターとしての東京市場の地位を低下させるとも考えられた。このような、東京市場の地位低下に関する広範な懸念は、1998年の税制調査会中間報告に的確に表現されている。

「金融のグローバル化が進む中で、市場取引は、取引コストに対してより敏感になってきており、委託手数料、取引課税を含めた全体的なコストが国際的に高い水準にあると、取引自体が海外にシフトしてしまう可能性がある。」

こうしたことから、株式市場を再活性化し、以て東京の国際金融センターとしての地位低下を食い止めるべく、日本版ビッグバンの一環として、政府は1990年代、株式・債券の取引ごとに課せられる有価証券取引税（以下「有取税」）の税率を2度引き下げ、そして1999年4月にはこれを完全に廃止した。

こうした日本における税制変更在先立って、米国では、1980年代の証券投資ブームとそれに続く1987年10月のブラック・マンデーの余波で、政策論争が巻き起こった。この論争は、株取引にかかる流通税の廃止ではなく、導入に関するものである。賛否両論、大きく分かれた。たとえば、Stiglitz (1989)や Summers and Summers (1989)などは導入に賛成で、流通税は過剰なボラティリティを減退させ、株式市場の効率性を向上させるだけでなく、政府の重要な歳入源ともなるであろうと主張した²。その一方で、Hakkio (1994)はこのような主張には十分な論拠がないと批判し、課税は市場ファンダメンタルズに依拠した合理的な取引も同様に抑制するであろうから、税導入による市場への悪影響は好影響を凌駕するであろうとしている³。

こうした政策論争と平行して、株式市場に対する取引コスト一般、特に流通税の影響を探る学術的研究が行われた。その例として、Barclay et al. (1998)、Epps (1976)、Hu (1998)、Jackson and O'Donnell (1985)、Keifer (1987, 1990)、Lingrend and Westlund (1990)、Roll (1989)、およびUmlauf (1993)を挙げることができる。彼らは米国、イギリス、スウ

¹ 日経平均株価は1989年12月29日に市場最高値の38,915円をつけた後、1992年8月には15,000円水準以下に下落している。

² 米国は1981年までには既に、金融取引にかかる流通税を全て廃止していたが、1987年にジム・ライト下院議長はこれを再導入する法案を議会に提出した。1991年にはブッシュ政権のもと、共和党指導部が同様の法案を議会に提出することを検討したと報じられている。

³ 他の反対論者に、Kupiec (1996)、Ross (1989)、Schwert and Seguin (1993)、Stultz (1994)などがある。

ューデン、そしてアジア 4 カ国のデータで実証分析を行い、取引コストは取引高にマイナスの影響をあたえるものの、価格や価格変動のボラティリティにはっきりした影響は正負いずれも認められない旨報告している。一方で、たとえば、Constantinides (1986) 及び Vayanos (1998)はこのテーマを理論モデルで探求し、これら実証研究の結果と整合的な結論を導いている。要するに、これらの学術研究は流通税の株式市場への影響について、明確な結論を導きえていない。日本の有取税に関し、前出の税制調査会報告は、以下のようにも述べている。「取引課税は、理論的には一般に取引や市場の効率性にはマイナス、ボラティリティ抑制にはプラスと考えられるが、現行の有価証券取引税や取引所税程度の税負担が現実の取引にどこまで影響を与えているかは、実証的には明らかにされていない。」

この叙述が示唆するように、1990年代半ばの株式市場改革の最中、さまざまな政策シミュレーションや改革案が提示されたにも関わらず、日本の有取税に関する具体的な学術研究は実質的に存在しない⁴。本研究で我々はこの間隙を部分的にでも埋め、1990年代後半に行われた税制変更の評価をすべく、有取税の効果を定量的に検討する。株式市場には問題となる側面が、少なくとも3つある。すなわち、取引高、価格、そしてボラティリティである。この野心的な研究目標への最初の探索として、本論文では上記のうちの第1のみを取り上げ、残余の2つは後続の研究にゆだねるものとする。つまり、1990年代後半の有取税の軽減が、日本の株式市場の取引高を増大させるという目標を達成したかいなかを、探求するものである。

本論文の構成は以下のとおりである。次節では、改革の歴史を含めた日本の有取税の概観を行う。第3節は、取引高のみに関する先行研究をレビューする。第4節はデータとこの分析で用いられる手法を説明し、第5節ではその結果を報告する。最終節は本研究で明らかになったことを要約し、その不足点と後続研究の展望を述べつつ、より広い観点から本論文を締めくくる。

2 有価証券取引税の制度の概観

日本の有取税は、株式、債券の取引額に基づいて、売り手を納税者として課される従価税である。これは分類上、流通税と分類される。というのも、この税は取引、すなわち所有権の移転の数量を課税ベースとしているためである。これは、資本の果実に対して賦課されるものでないという点で、利子や配当に賦課される利子所得税、配当所得税とは異なる。また、譲渡益課税とも異なる。なぜならば、この税は売買価格が購入価格を上回ろうが下回ろうが、同じだけ課されるからである。日本では、こうした流通税として、嘗ての有取税の他に、不動産や自動車の取得税がある。

⁴ こうしたシミュレーションや政策提言の例には、恩田(1995)、新美(1996)、吉川(1995)がある。これらの例外として、富永(1994)は1994年までの東京証券取引所のデータで、Jackson and O'Donnell (1985)ならびに Kiefer (1987, 1990)の手法に倣って、価格に対する影響を分析するシミュレーションを行っている。

日本は流通税を 1937 年に始めて導入したものの⁵、1950 年にシャウプ勧告に従ってこれを廃止し、かわりに譲渡益税が導入された⁶。しかしながら、シャウプ博士の勧告は、当時戦後復興のために緊要であった資本蓄積に負の影響を与えると考えられたため、早くも 1953 年に流通税が再導入され、それに伴い譲渡益税が廃止された。その後、この株式にかかる有取税は、1957 年、1973 年、1978 年、1981 年の 4 回、税率が引き上げられた。1980 年代後半には、株式市場の未曾有の拡大ならびに少額貯蓄の非課税措置廃止の提案を受けて⁷、わずかな数の株式投資家に生じている巨額のキャピタルゲインは税制全体の公平性の観点から課税されるべきであるという強い意見が巻き起こった。証券業界は、そうした新たな増税は株式市場を抑制するとして、声高に反対した⁸。また、こうした提案は、日本の証券市場が国際競争力を持つためには、その取引コストの高さを改善しなくてはならないという、当時広がりつつあった認識に対しても反すると論じた⁹。1989 年、政治的妥協の産物として、株式投資ブームのピーク時に当たる 1989 年に株式譲渡益課税が再導入されると同時に、有取税の税率が初めて引き下げられた。

1990 年代に入り株式市場が混迷すると、更なる税率引き下げが真剣に議論された。証券業界は、前述の認識を引用しつつこれを強く推し進め、また政治家も一般にこれを支持した。というのも、減税は取引コストを引き下げ、以て株式市場を活性化させると期待されたからである。一方で財務省は、経済全体の落ち込みに起因する税収不足を更に悪化させるとして、この案に反対した。財務省は、取引コストを引き下げるのであれば、まず手数料率を自由化すべきだと論じた。こうした議論は 1990 年代の後半を通じて行われたが、その結果、手数料率が 1998 年 4 月と 1999 年 10 月に自由化されるのに合わせ、有取税は 1996 年の 4 月と 1998 年の 4 月に税率が引き下げられ、そしてついに 1999 年 4 月に完全廃止されるに至る（表 2-1 参照）¹⁰。1996 年の税率引き下げは、証券会社の取引には適用されないという点で部分的なものであった。そこでは、証券会社以外に適用される税率が 0.03% から 0.021% に引き下げられた。しかし、1998 年の減税は、証券会社の取引、それ以外の取引、ふたつのタイプの取引両方に適用されるものであった。前者の税率は 0.012% から 0.006% に、後者の税率は 0.021% から 0.01% に引き下げられた。1 年後、これらの税率は有取税を廃止する税制改革の中で、0 にまで引き下げられる。

表 2-1：近年の有取税率と取引手数料の変遷

⁵ 当時は有価証券移転税と呼ばれた。

⁶ この占領軍主導の戦後の改革は、日本の税制を抜本的に変更するものであった。占領軍総司令部の専門家グループの長となった、コロンビア大学のカール・シャウプ博士にちなんで命名された。勧告とはいうものの、総司令部からの事実上の命令であった。

⁷ マル優と呼ばれるこの制度では、銀行預金や郵便貯金等の資産を保有している家計に、廃止当時 300 万円を限度として非課税措置を許すものであった。世帯主が身体障害者であるか、または 65 歳以上の高齢者である場合、1989 年の税制改革後もこうした措置が認められた。

⁸ 日本経済新聞、1988 年 2 月 29 日朝刊 5 面。

⁹ こうした認識は、例えば、日本経済新聞、1986 年 12 月 24 日朝刊 13 面の記事などに端的に現れている。

¹⁰ 有取税の変遷のより詳しい説明は、たとえば、証券団体協議会(1992)などを参照せよ。

年月	有取税率		委託手数料率
	証券会社	証券会社以外	
1996年4月		0.03% から 0.021%	
1998年4月	0.012% から 0.006%	0.021%から 0.01%	5千万円を超える取引について自由化
1999年4月	廃止		
1999年10月			全ての取引について自由化

出典：有取税率、国税庁統計年報書(各年)、手数料率、証券六法および証券取引法令集

これらの措置は、既に諸外国で起こっていた同様の變更に沿ったものであった。たとえば、米国は1965年に株式取引にかかる連邦税を廃止し、1981年には州税として最後に残っていたニューヨーク州税が廃止されている。ヨーロッパでは、イギリスが1984年に印紙税とよばれる流通税の税率を半分に引き下げ、1986年には更にその半分としている。1990年代、フランス、デンマークはイギリスに倣った減税を行う一方、ドイツやスウェーデンは1991年に流通税を完全に廃止している。詳細は下の表2-2を見よ。

表 2-2：諸外国の株式取引にかかる流通税

国	概要
米国	1965年連邦税廃止、1981年ニューヨーク州税廃止
イギリス	1984年に税率を2% から 1%に、1986年に1% から 0.5%に変更
フランス	登録税率を4.8%から1%に引き下げ、取引所税に上限を設ける
デンマーク	1995年税率を1% から 0.5%に引き下げ
ドイツ	1991年流通税廃止
スウェーデン	1991年流通税廃止
スイス	連邦印紙税0.085%を課税、他に各カントン税あり
韓国	0.15%の売り上げ税課税
台湾	0.30%の売り上げ税課税
香港	0.01%の有取税課税

出典：SIA (1994)、Niimi (1996)、Campbell and Froot (1994)およびいくつかの証券会社への照会

有取税のような流通税が取引コストの一部をなすことは明らかである。しかしながら、これのみが取引コストというわけではない。個人、法人投資家とも、通常は証券会社を通じて株や債券の取引を行うが、そこで支払われる売買手数料、証券保管手数料、口座開設手数料などの手数料も、取引コストの一部をなす。日本の法令では、これらの手数料にも消費税がかけられる。加えて、ファイナンスの文献では、しばしばビッド・アスク・スプレッドも取引コストと考えられている¹¹。有取税が軽減された同じ時期、既に述べたように、

¹¹ 例えば Barclay et al. (1998)を見よ。

日本政府は日本版ビッグバンの一環として大規模な証券市場の規制緩和を行い、これらの他の取引コストは縮小した。例えば表 2-2 に示すように、1998 年 4 月には、5 千万円を超える大口の取引にかかる手数料が自由化された。そして 1999 年 10 月には、全ての取引にかかる手数料率が自由化されている。こうした、同時に行われた制度変更を考慮することは重要である。なぜならば、これらは有取税の減税と質的には同じ効果を持つであろうと考えられるからである。以下では、これらの影響を有取税の影響と区別して、分析を行う。

3 先行研究のレビュー

この節では有価証券取引税が株式の取引高に与える影響を実証的に研究したものをいくつかレビューする¹²。まず Epps (1976) はこの問題に最初に取り組んだ研究としてあげられるべきであろう。彼は取引高の取引費用—その構成要素として税、ビッド・アスク・スプレッド、仲介手数料の 3 つの要素を考慮している—に関する弾力性を推定した。彼が検討したデータは 1968 年の手数料自由化以前の、90 日間にわたるアメリカ証券取引所の 20 銘柄の日次データである。彼の試みは非常に野心的なもので、仲介サービスに対する理論的な需要関数を導き出し、取引高を推定するための具体的な数式を提示しようとするものであった。しかしながら導き出された関数は非線形でかつ非常に複雑な形をしており、そのために制限的な仮定を迫られることとなった。

Jackson and O'Donnell (1985)は、より簡明なフレームワークを使って、イギリスの印紙税が 1964 年から 1984 年にかけて市場の総体的な水準に与えた影響の問題に答えようとした。個々の投資家の株式価値に対する評価に影響を与えるニュースを価格変化が代表しており、その結果、取引が引き起こされると彼らは想定した。この想定に従って、彼らは取引高を時系列モデルで、価格変化と取引費用およびイギリス市場で取引高に影響すると思われるその他の変数に回帰させた。その結果、増税が取引高に大きな影響を与えたことを報告している。Lindgrend and Westlund (1990)は 1970 年から 1988 年にかけてのスウェーデンの債券の取引税を同じような方法で分析し、Jackson and O'Donnell と同じような強い、しかしながら幾分小さめの影響があったことを報告している。これらの回帰モデルは経済学の理論に則っていないと批判されるかもしれないが、逆にその絶対的な利点として、より長い期間にわたる集計的な市場のデータに対して適応可能であるということができる。Umlauf (1993)もまたスウェーデンのケースをとりあげ、回転率は流通税の導入とともに減少していったと主張した。しかしながら彼の主な関心事はボラティリティにあったので、正式な統計的な分析を行ったわけではなく、税体系の変遷にしたがって生じた回転率の変化を観察しただけにすぎない。

Hu (1998)は日本を含む東アジアの 4 カ国で、税制の変更の前後に回転率に有意な差異が

¹² Constantinides (1986) や Vayanos (1998) などの研究では取引コスト一般 (流通税そのものではない) が取引高に与える影響を理論的に分析し、顕著な負の効果を導き出した。Barclay et al. (1998) は取引費用の代理変数としてのビッド・アスク・スプレッドが強い影響を持っているという実証的な結果を導いた。

あったか否かを母集団平均の差の検定を使って調べた。1975年から1994年にかけてのこれら4カ国の税制変更について、40個の週次データを使って彼が出した結論は、全体的に見て、税制の変更は回転率に対して統計的に有意な影響を与えたとは言えないというものであった。ことに日本に関しては1981年の税率の引き上げは、取引高を有意に減少させたのに対して、1978年の税率引き上げは逆に取引高を増大させたことを見いだした。日本の有取税についての研究は我々の知る限りこれが唯一のものである¹³。しかしながらこの研究は大幅な税制改正が行われる以前を扱っているに過ぎないし、その上、彼が行った単純な母集団平均の差の検定では回転率に影響を与える他の要因の可能性を排除することはできていない。本研究では日本の有取税の制度的なディテールを詳しく観察することによって、これらの欠点を克服しようと思う

4 データおよび解析手法

4.1 データ

第2節でのべたように1989年以来4度の税率カットが1989年、1996年、1998年、1999年4月に行われた。バブル崩壊後の低迷する株式市場を再活性化させるにあたって、有価証券取引税の改革がどのような効果をもたらしたか、を探求することが本論文の目的であるということに加えて、以下のような3つの理由から1989年の税率カットは取り扱わない。すなわち、第一に1989年4月には有取税の税率の低減と同時に、50年以上前に廃止された譲渡益税の再導入がはかられた。第二に同日、日本では初めて消費税が導入され、手数料に消費税が課税されることによって、それが新たな取引費用となった。第三に1989年の減税は同年12月に株式市場がピークを迎えつつある時に施行されたのに対して、その他の3つの減税は長期にわたる株式市場の低迷期に実施された。このような3つの理由から1989年の減税期における投資家の行動は他の三度の減税時の投資家の行動とは異なることが予想される。また残りの三度の減税の中でも1998年のそれは分析の対象からははずすことにした。と言うのも同時期に大口取引の手数料が自由化されたからである。もしも1998年を入れて分析を行うと、手数料自由化の効果と減税の効果とが分離できず、我々の目的である減税の純粋な効果を摘出することができないであろう(表2-1参照)。さて、減税が行われた残り二つの時期に日本の26銘柄がアメリカ市場で取引されていた¹⁴がそれらは東京証券取引所の第一部でも売買されていた。詳細は表3-1を参照されたい。最後に、収益率は日次の終値に基づいて計算されている。全てのデータはDatastream[®]から得られたものである。

表3 日米両市場で取引されている銘柄

¹³ 坂田(1994)は取引所税の先物取引への影響を探求した。しかし、株式の直物取引への影響については何も行っていない

¹⁴ NYSEおよびNASDAQである。

アドバンテスト、キャノン、ダイエー、富士フイルム、三菱 UFJ フィナンシャルグループ、日立、ホンダ、Internet Initiative Japan、コナミ、クボタ、京セラ、マキタ、パナソニック、ミレアホールディングス、三井、NEC、NIS グループ、日産、野村ホールディングス、NTT、NTT ドコモ、オリックス、ソニー、TDK、トヨタ、ワコール

4.2 解析手法

本研究で我々は、90年代に施行された有取税の減税が取引高を有意に増大させたか否かを明確にしたい。この問題に答えるにあたって、日本の制度的な変更に対して米国市場が有用なコントロールとなることに我々は気づいた。そこで制度的な変更が行われた前後で日米市場の双方で取引されている銘柄の取引高を比較することにした。もし日本市場における税制の変更がそのような銘柄の取引高に影響を与えるなら、米国市場ではそのような制度的変更がないのであるから、日本市場では有意な変化を観察できるであろうが、米国市場ではそのような変化を観察できないであろう。このような比較をするにあたって、我々はまた税制の変更が取引高変動の唯一の源泉ではなく、それ故、その他のあり得べき決定要因を取り込まなければならないことにも気づいた。特に、日次データにおける取引高と価格変化の間の、様々な文献に現れる、非対称なV字型相関を採用している(一例はKarpoff [1987])。すなわち、パネルデータ解析にあたって、取引高を収益率と、その絶対値に回帰させている。単純な母集団平均の差の検定のみを行った先行研究よりも、この点において、本研究はより一般的とすることができる。

我々の検定の戦略は前述した制度的な変更を識別できるか否か、あるいは税制の変更の前後でV字型相関に有意な「シフト」を見ることができるか否かである。しかしながら、このような推定を実現させるためには解決を要する二つの実際的な問題点がある。まず第一に銘柄および市場をまたいで、価格変化と取引高がどのように関係しているのかをモデル化する必要がある。つまり、価格変化にかかる係数が例えばソニーとトヨタでは同一市場ならば同じであると仮定するか、あるいはまたは同時に、ソニーの係数は両市場で同一と仮定するか、想定する必要がある。ところが残念ながらどの仮定が正しいのか我々は知らない。それ故、我々は異なる仮定の下で三種類のパネル回帰を行い、結果の頑健性を考えることにする。第二に、取引高と価格変化の間のV字型相関において税制変更の効果がどのように出現するのかモデル化する必要がある。すなわち、価格変化・取引高平面の第一象限と第二象限において、税制変更にもなうシフトが定数項におこるのか、あるいはまたは同時に、「傾き」に起こるのかについて仮定をもうける必要がある。残念ながら、今回もまた、どちらの仮定が正しいのか我々には分からない。それ故、まず我々は二つのシフトを入れて推定を行う(以後、これを「一般モデル」と呼ぶ)。また、もしも一般モデルによって信頼の置ける結果が得られない場合には他の仮定を採用することにする。

三つのモデルの中で我々がベンチマークとして利用する第一のモデルは次のパネルモデルである（以後、これをスペック I と呼ぶ）。

$$V_{it} = \alpha_i + \beta_1 V_{i,t-1} + \beta_2 r_{it} + \beta_3 |r_{it}| + \gamma_{jp} D_{jpt} + \gamma_{us} D_{ust} + \beta_{2jp}^{shift} r'_{jpt} + \beta_{3jp}^{shift} |r'_{jpt}| + \beta_{2us}^{shift} r'_{ust} + \beta_{3us}^{shift} |r'_{ust}| + \varepsilon_{it} \quad (1)$$

ここで、

$$D_{jpt} = \begin{cases} 1, & \text{銘柄が日本市場で取引されかつ } t \geq t_0 \text{ の場合} \\ 0, & \text{それ以外} \end{cases}$$

$$D_{ust} = \begin{cases} 1, & \text{銘柄が米国市場で取引されかつ } t \geq t_0 \text{ の場合} \\ 0, & \text{それ以外} \end{cases}$$

$$r'_{jpt} = r_{it} D_{jpt}$$

および

$$r'_{ust} = r_{it} D_{ust}$$

である。 t_0 は税制変更が実施された時点を、 V は回転率を、 r は収益率をそれぞれ表す。取引高は銘柄および発行済み株式数に依存するので、出来高を発行済み株式数で割った回転率を出来高そのものの代わりに使用している。 ε は誤差項である。添え字の jp および us はそれぞれ日本と米国を表す。さらに添え字の $i=1,2,\dots,N$ および $t=1,2,\dots,T$ は銘柄と日次を指している。ここで我々の関心事は(i) γ_{us} は有意でないのに対して、 γ_{jp} 有意に 0 より大きいかな、あるいはまたは同時に、(ii)米国の傾きシフト β_{2us}^{shift} と β_{3us}^{shift} は有意でないのに対して、日本の傾きシフト β_{2jp}^{shift} と β_{3jp}^{shift} はその絶対値が正に有意であるか否かである。後者は価格変化が大きくなるほど税率の低減が与える影響は増大するという仮定に基づいている。

この簡単な特定化においては、二つの市場で取引される全ての銘柄について係数が共通であることを想定している。例えば、ソニーとトヨタの係数は日本市場でも米国市場でも同じであるということである。この想定は単純で理解しやすいものであるけれども、少し制限が強すぎるかもしれない。それ故、次のような幾分制限の緩やかな特定化を次に採用する。この第二の特定化では、同一市場では全ての銘柄で係数は同じであるが、市場が違えばその係数は異なると想定する（以後これをスペック II と呼ぶ）。すなわち、同じソニーであっても取引される市場が異なれば係数も異なるということである。したがって、この想定に従えば、データを市場ごとに集めて、市場ごとに次の回帰モデルを推定すればよい。

$$V_{it} = \alpha_i + \beta_1 V_{it-1} + \beta_2 r_{it} + \beta_3 |r_{it}| + \gamma D_t + \beta_2^{shift} r_{it}' + \beta_3^{shift} |r_{it}'| + \varepsilon_{it} \quad (2)$$

ここで

$$D_t = \begin{cases} 1, & t \geq t_0, \\ 0 & \text{それ以外,} \end{cases}$$

$$r_{it}' = r_{it} D_t$$

である。第三の特定化においては、両市場で取引される同一銘柄の係数は同じであるが、銘柄が異なれば、他の銘柄の係数とは両市場において異なると想定する（以後これをスペックⅢと呼ぶ）。例えば、ソニーの係数は両市場で同一であるがトヨタの係数は両市場でソニーのそれとは異なるということである。この想定に従えば、銘柄ごとに両市場からデータを集め、銘柄ごとに次の回帰モデルを推定すればよい。

$$V_{ct} = \alpha_c + \beta_1 V_{ct-1} + \beta_2 r_{ct} + \beta_3 |r_{ct}| + \gamma_{jp} D_{jpt} + \gamma_{us} D_{ust} + \beta_2^{shift} r_{jpt}' + \beta_3^{shift} |r_{jpt}'| + \beta_2^{shift} r_{ust}' + \beta_3^{shift} |r_{ust}'| + \varepsilon_{ct} \quad (3)$$

ここで、

$$D_{jpt} = \begin{cases} 1, & c = jp \text{ かつ } t \geq t_0 \text{ の時} \\ 0 & \text{それ以外} \end{cases}$$

$$D_{ust} = \begin{cases} 1, & c = us \text{ かつ } t \geq t_0 \text{ の時} \\ 0 & \text{それ以外} \end{cases}$$

$$r_{jpt}' = r_{ct} D_{jpt},$$

$$r_{ust}' = r_{ct} D_{ust},$$

である。これら二つの特定化においても、我々の関心事はスペックⅠの場合と同じようにシフト変数の係数にある。

5 推定結果

5.1 1999年4月の課税廃止

まず、1999年4月1日に実施された有取税の廃止を吟味する。 $t_0 = 1999$ 年4月1日として、この日付の前後120週日を取り¹⁵、この期間の回転率を比較する。すなわち、対象となる期間は1998年10月15日から1999年9月16日である。もっと長い期間の方が良いのかもしれないが、1999年10月1日には取引手数料が完全自由化されているため、これより長い期間を分析対象とした場合、1999年4月の有取税廃止の効果と手数料自由化の効果とを識別できなくなるだろう。両市場に上場されている26銘柄のうち、この期間で継続的に利用可能な銘柄は17銘柄にすぎない。表5-1-1にこれらの銘柄の記述統計を掲載している。

表5-1-1 1999年4月1日税制改正分析のための17銘柄の記述統計

銘柄	変数	日本					米国				
		観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
キャノン	V	216	0.002996	0.001396	0.0005	0.00889	223	0.000121	0.000098	0.00002	0.000913
	r	216	0.000662	0.026256	-0.08756	0.067821	223	0.001677	0.028109	-0.10035	0.091434
	r	216	0.020473	0.016393	0	0.087556	223	0.021147	0.018541	0	0.100346
ダイエー	V	216	0.000069	0.000101	0.000005	0.000832	223	0	0	0	0.000001
	r	216	0.001067	0.035086	-0.10559	0.169538	223	0.002301	0.053173	-0.15028	0.251314
	r	216	0.025513	0.024046	0	0.169538	223	0.03268	0.041951	0	0.251314
富士フイルム	V	216	0.0017	0.000898	0.000385	0.007646	223	0.000063	0.000088	0.000005	0.000889
	r	216	-0.00046	0.022448	-0.10833	0.067558	223	0.000261	0.023411	-0.12421	0.077778
	r	216	0.01723	0.014347	0	0.108331	223	0.017582	0.015415	0	0.124214
日立	V	216	0.001851	0.00094	0.000266	0.006734	223	0.000157	0.000121	0.000036	0.000975
	r	216	0.002627	0.024773	-0.05683	0.094491	223	0.004004	0.025513	-0.07773	0.093526
	r	216	0.019679	0.015217	0	0.094491	223	0.019744	0.016595	0	0.093526
ホンダ	V	216	0.003087	0.001436	0.000663	0.010739	223	0.000161	0.000133	0.000012	0.001028
	r	216	0.001145	0.024258	-0.06717	0.06535	223	0.001774	0.020509	-0.05461	0.082078
	r	216	0.019309	0.01467	0	0.067172	223	0.015625	0.013362	0	0.082078
クボタ	V	216	0.001119	0.00076	0.000166	0.00581	223	0.000063	0.000097	0	0.000545
	r	216	0.001084	0.026624	-0.07696	0.091859	223	0.001972	0.023059	-0.07796	0.106517
	r	216	0.02012	0.017416	0	0.091859	223	0.0162	0.016492	0	0.106517
京セラ	V	216	0.001798	0.001117	0.000142	0.008415	223	0.000097	0.000054	0.000012	0.000341
	r	216	0.001854	0.022214	-0.05407	0.072176	223	0.002436	0.024987	-0.05532	0.09844
	r	216	0.017113	0.014238	0	0.072176	223	0.019429	0.015847	0	0.09844
マキタ	V	216	0.000921	0.000575	0.000169	0.003913	223	0.000044	0.00012	0	0.00148
	r	216	-0.00054	0.021299	-0.11108	0.084417	223	0.000236	0.029448	-0.07951	0.090972
	r	216	0.014948	0.015147	0	0.111084	223	0.022149	0.019351	0	0.090972
パナソニック	V	216	0.001434	0.001357	0.000207	0.016634	223	0.000397	0.000293	0.000038	0.001976
	r	216	0.001548	0.023008	-0.05758	0.152969	223	0.001985	0.021789	-0.04868	0.146858
	r	216	0.016029	0.016543	0	0.152969	223	0.015054	0.015846	0	0.146858
NEC	V	216	0.002912	0.002537	0.00028	0.027121	223	0.000227	0.000234	0.000011	0.001991
	r	216	0.004748	0.023111	-0.0702	0.117262	223	0.005232	0.024972	-0.05124	0.099948
	r	216	0.017109	0.016208	0	0.117262	223	0.018913	0.017082	0	0.099948
日産	V	216	0.001915	0.001488	0.000145	0.008482	223	0.000143	0.000164	0.000013	0.001245
	r	216	0.002554	0.029865	-0.12687	0.124136	223	0.004354	0.031843	-0.11075	0.124053
	r	216	0.021533	0.0208	0	0.126867	223	0.024118	0.021183	0	0.124053
NTT	V	216	0.000911	0.000576	0.000189	0.004355	223	0.000054	0.000065	0.000002	0.000554
	r	216	0.001085	0.021133	-0.06127	0.056695	223	0.001798	0.024235	-0.06669	0.114238
	r	216	0.016346	0.013392	0	0.061273	223	0.018153	0.016111	0	0.114238
オリックス	V	216	0.002535	0.001469	0.000287	0.011296	223	0.000015	0.000132	0	0.001963
	r	216	0.00219	0.028332	-0.08922	0.110744	223	0.002828	0.024025	-0.08938	0.127211
	r	216	0.020925	0.019173	0	0.110744	223	0.01516	0.018825	0	0.127211
ソニー	V	216	0.006925	0.004715	0.000685	0.036184	223	0.001023	0.000749	0.000148	0.005806
	r	216	0.002901	0.023616	-0.08265	0.084853	223	0.003454	0.022371	-0.05874	0.091129
	r	216	0.017752	0.015798	0	0.084853	223	0.016871	0.015052	0	0.091129
TDK	V	216	0.002414	0.001387	0.000308	0.011187	223	0.000026	0.000036	0	0.000224
	r	216	0.001315	0.025368	-0.07085	0.083425	223	0.002982	0.024125	-0.08029	0.082943
	r	216	0.019667	0.01602	0	0.083425	223	0.017872	0.016435	0	0.082943
トヨタ	V	216	0.000666	0.000344	0.000121	0.002424	223	0.000009	0.000009	0	0.000061
	r	216	0.000732	0.025624	-0.10567	0.086742	223	0.001542	0.022362	-0.05904	0.088728
	r	216	0.018891	0.01728	0	0.10567	223	0.01731	0.014194	0	0.088728
ワコール	V	216	0.000944	0.000594	0.000117	0.003264	223	0.000002	0.00001	0	0.000133
	r	216	-0.00033	0.018592	-0.05526	0.074282	223	0.001036	0.017432	-0.07361	0.051293
	r	216	0.014424	0.011693	0	0.074282	223	0.012502	0.012164	0	0.073612

¹⁵ しかしながら「週日」は祝日を含んでいる。それ故、データセットは120週日よりも少なくなる。これが後続の表においてデータ数が240よりも少ない理由である。

注) V は日次の回転率、すなわち取引高を発行済み株式数で除したものである。r は収益率であり、日次の終値の対数をとったものから前日のそれを引いたものとして計算されている。 $|r|$ は収益率の絶対値である

5.1.1 一般モデル

スペック I の結果を表 5-1-2 に示している。日米両国とも税制変更の前後において、価格変化と取引高の間の V 字型相関—これは $(\beta_1 + \beta_2) > 0$ and $(\beta_1 - \beta_2) < 0$ ¹⁶で表される—は維持されている。修正決定係数はかなり高い数値である。税制変更後の日本の傾きシフトを見ると、傾きが急になっていることが分かるが、米国ではそうはなっていない。これらの結果は日本における税制の変更が取引高に有意な増大をもたらしたという仮説に整合的である。ところが、これとは対照的に日本における定数項シフト γ_{jp} はマイナスであり、しかも非常に有意である。実際、傾きシフトと定数項シフトの向きは日米両国で反対方向になってしまっている。

表 5-1-2 スペック I 推計結果
1999 年 4 月一般モデル

	推定値	P値
β_1	0.540991	<.0001
β_2	0.002649	<.0001
β_3	0.008629	<.0001
γ_{jp}	-0.00016	0.0001
γ_{us}	0.000136	0.0008
$\beta_{2\text{ jp}}^{\text{shift}}$	0.011276	<.0001
$\beta_{3\text{ jp}}^{\text{shift}}$	0.018465	<.0001
$\beta_{2\text{ us}}^{\text{shift}}$	-0.00243	0.0217
$\beta_{3\text{ us}}^{\text{shift}}$	-0.00636	<.0001
修正済決定係数	0.7530	
観測数	238	

注) 回帰モデルの特定化は式(1)である。そこでは日次の回転率を収益率、その絶対値、1999 年 4 月 1 日の日米ダミーおよびこのダミー変数と収益率、その絶対値との積に回帰させる。推計方法は最小二乗法である。第 1 および第 2 列にはそれぞれキーとなる変数の推定値と P 値を掲載している。銘柄ごとに異なる α_i は紙幅の関係上割愛した。

スペック II の推定結果は表 5-1-3 に示してある。V 字型相関は税制改正時以前において両国で成り立っており、修正済決定係数もかなり大きい値である。しかしながら、日本につ

¹⁶ $r > 0$ の時 $|r| = r$ 、 $r < 0$ の時 $|r| = -r$ であるから、第一象限の傾きは $(\beta_1 + \beta_2)$ であり、第二象限のそれは $(\beta_1 - \beta_2)$ となる。

いては税制改正後、第二象限の傾きが緩やかになった。他方、定数項シフトは正で、しかもかなり有意である。これらはスペック I と比較すると対照的な結果となっている。米国についても同様に、スペック II の傾きシフトと定数項シフトの変化の方向はスペック I と逆になっている。これらの矛盾した結果は、税制変更の効果をモデル化する際に傾きシフトと定数項シフトを同時にもりこむことが、そもそも妥当であったのかという疑問を抱かせる。

表 5-1-3 スペック II 推定結果

1999 年 4 月一般モデル

	日本		米国	
	推定値	P値	推定値	P値
β_1	0.532372	<.0001	0.527789	<.0001
β_2	0.005869	<.0001	0.000666	<.0001
β_3	0.021944	<.0001	0.001387	<.0001
γ	0.000105	0.0961	-1.4E-05	0.1074
β_2^{shift}	0.008051	<.0001	-0.00041	0.0798
β_3^{shift}	0.005298	0.0381	0.000667	0.0438
修正済決定係数	0.6734		0.680256	
観測数	216		223	

注) 回帰モデルの特定化は式(2)である。そこでは日米両市場、各々について、日次の回転率を収益率、その絶対値、1999 年 4 月 1 日の日米ダミーおよびこのダミー変数と収益率、その絶対値との積に回帰させる。推計方法は最小二乗法である。第 1 および第 2 列にはそれぞれキーとなる変数の推定値と P 値を掲載している。銘柄ごとに異なる α_i は紙幅の関係上割愛した。

表 5-1-4 にスペック III の結果をまとめている。17 銘柄のうち 12 銘柄で V 字型相関が維持されている。この 12 銘柄のうち 6 銘柄で、日本については第一象限と第二象限で正の傾きシフトが起こったが、この 6 という数字は大きいとは言えない。しかしながら、米国ではそのような傾きシフトは全く起こらなかった。それに加えて、定数項シフトが傾きシフトと矛盾する結果となったのは上記 6 銘柄のうちわずか一つであった。これらの結果は我々の仮説の妥当性を疑わしめるとも解釈できるし、その逆にも解釈可能であろう。一般モデルは、取引高に影響を与える個々の銘柄の様々な要因を許容しているため、全く異論の出ないような結論は期待できそうもないということを考慮しても、これらの結果から我々の仮説を評価できるような傾向を読み取ることは困難である。

表 5-1-4 スペック III 推定結果

1999 年 4 月一般モデル

V字型相関が成立したもの(17銘柄中 12銘柄)						
			米国			
			第一・二象限で傾きシフトが正で有意(0銘柄)			その他の銘柄(12)
			定数項シフトが正で有意(0)	定数項シフトが負で有意(0)	定数項シフトは非有意(0)	
日本	第一・二象限で傾きシフトが正で有意(6銘柄)	定数項シフトが正で有意(0)	0	0	0	0
		定数項シフトが負で有意(1)	0	0	0	0
		定数項シフトは非有意(5)	0	0	0	0
	その他の銘柄(6)	0	0	0	12	

注) 回帰モデルの特定化は式(3)である。そこでは日米両市場にまたがる個々の銘柄について、日次の回転率を収益率、その絶対値、1999年4月1日の日米ダミー変数およびこのダミー変数と収益率、その絶対値との積に回帰させる。推計方法は最小二乗法である。回帰式の結果は税制改正前にV字型相関が維持された銘柄がわずか12銘柄であることを示している。各セルの数字は表頭と表側に記述した内容を満たす銘柄の数である。例えば、左上のセルにある「0」はr-TV平面の第一、二象限において日本市場で傾きが正に有意である6つの銘柄の中で、米国市場でも傾きが正に有意かつ γ_{jp} および γ_{us} の係数がどちらも正に有意である銘柄はなかったことを意味する。括弧内の数字はそれぞれの行ないし列にある数字の合計である。有意水準は10%とした。

全体的に言って、スペックIからIIIまでの結果が示すところは様々であり、どちらにしても、明確な傾向を示しているとは言えない。我々が好ましいと考えているスペックIでは傾きシフトが我々の仮説の妥当性を示しているが、定数項シフトの方はその逆である。またスペックII IIIの傾きシフトはスペックIのそれと相容れない。これらの相反するシフトをよりよく理解するために、図5-1-1、5-1-2(a)(b)にそれぞれスペックIおよびIIのグラフを描いた。また第一象限と第二象限のそれぞれに平均的な収益率に対応した回転率の推計値を計算し(図中では点で示されている)、回転率の真の増大は0であったと言う帰無仮説を検定した。表5-1-5にあるt値を見ると、日本の第一象限では回転率の増大は有意であり、有取税の廃止は回転率を増大させたことを示唆している。ところが、第二象限では回転率の増大は有意となっていない。以前指摘したように、第二象限の傾きシフトの方向は定数項シフトの方向と相反しており、あるいはまたは同時に、第一象限の傾きシフトとも矛盾している。一般モデルは第一象限に税制変更の効果があつたことを想起させるが、第二象限の結果を見るとモデルに全幅の信頼をおくわけにはいくまい。税制の変更がV字型相関にどのような変化をもたらすのか知られておらず、結果にも一貫性がないことを考慮すると我々は他の設定に向かわなければならないだろう。

図 5-1-1 スペック I 一般モデル 1999年4月

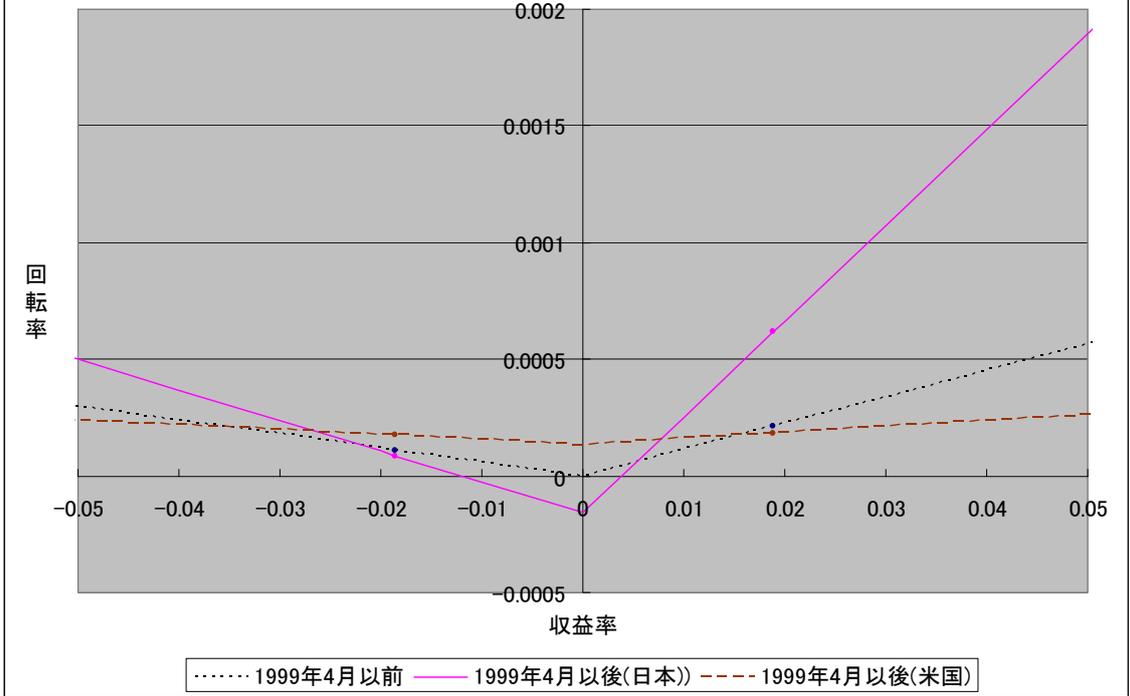


図 5-1-2(a) スペック II (日本) 一般モデル 1999年4月

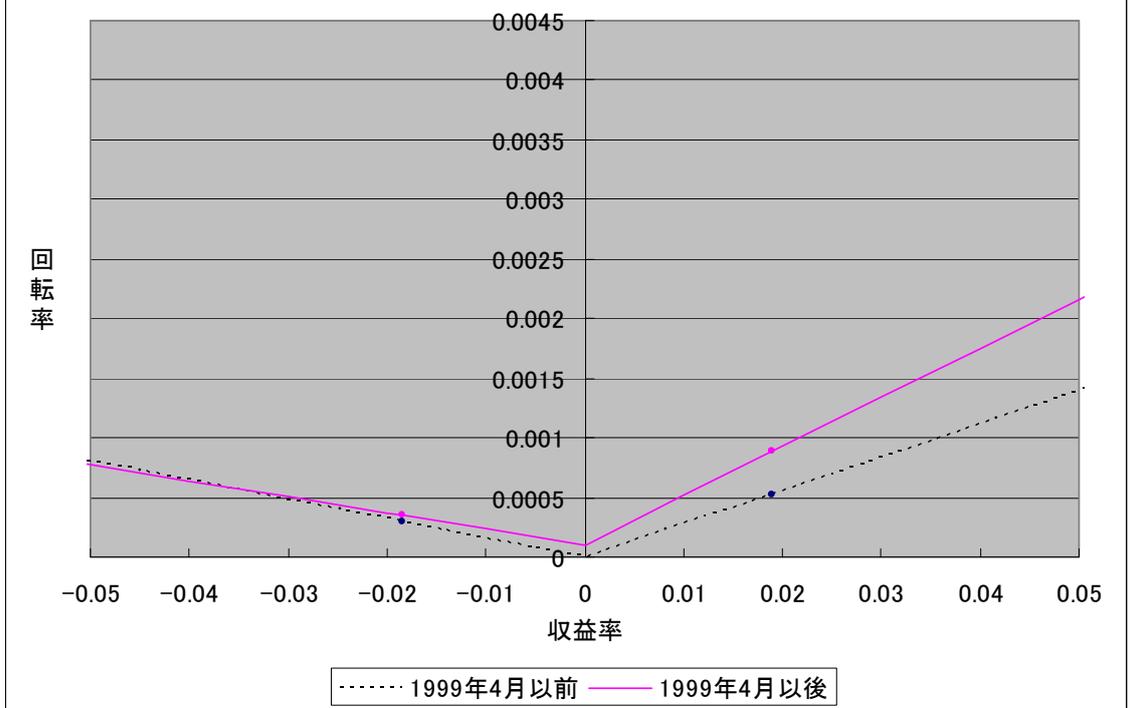


図 5-1-2(b) スペックⅡ (米国) 一般モデル 1999年4月

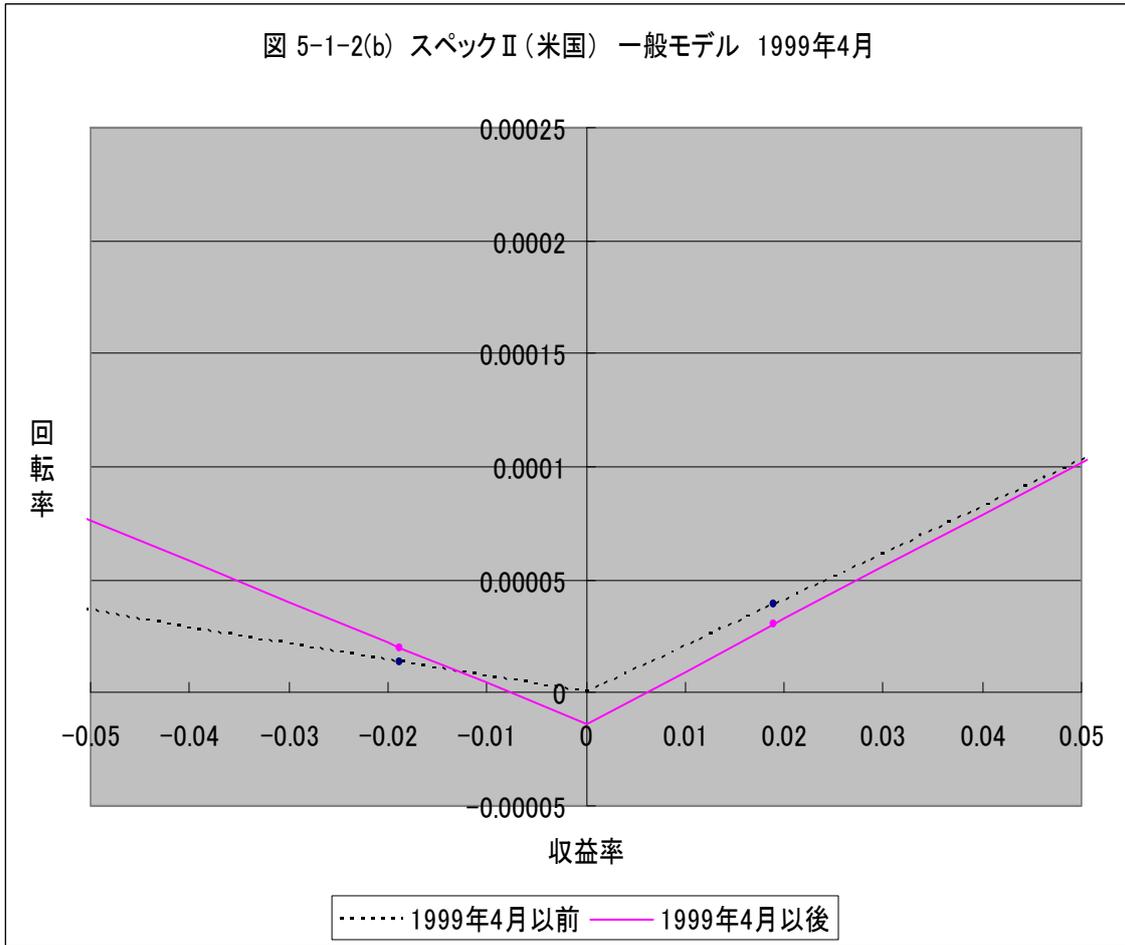


図 5-1-1 および図 5-1-2 への注) 銘柄ごとの定数項 $\hat{\alpha}_i$ は省かれている。

表 5-1-5 1999年4月1日前後の回転率の差を検定する t 値

	第一象限		第二象限	
	日本	米国	日本	米国
スペックⅠ	11.49***	-0.89061	-0.70575	1.67*
スペックⅡ	6.96***	-1.23059	1.016197	0.840061

注) スペックⅠの検定はつぎのように行う。税制変更前の日米共通の回転率を、平均収益率およびその他の説明変数を使って予測する (この予測値を \bar{v}^{before} と表記する)。同様に、税制変更後の日米で異なる回転率を予測する (この予測値をそれぞれ \bar{v}_{jp}^{after} および \bar{v}_{us}^{after} とする)。次に、税制変更前後の回転率の差 ($\bar{v}_{jp}^{after} - \bar{v}^{before}$) および ($\bar{v}_{us}^{after} - \bar{v}^{before}$) をそれぞれの国に対応する標準偏差で除して t 統計量を計算する。スペックⅡの検定もほぼ同様であり、わずかに異なる点は回転率の予測値を計算する際に国ごとに行うことである。***、**および* はそれぞれ 1%、5%、10%の有意水準を示す。

5.1.2 制限モデル

このセクションではスペックⅠからⅢのモデルを幾分制限したバージョンを考える。特

に、税制の変更は、価格変化に関わりなく、多かれ少なかれ平等に回転率を増大させる効果を持つと想定する。この想定の意味するところは、税制変更後のシフトは定数項に起こり、傾きには起こらないということである（以後、これを「制限モデル」と呼ぶ）。はじめに、スペック I の結果を見ることにしよう。このモデルでは方程式(1)の 7 番目から 10 番目の項が落ちて、制限を受けることになる。表 5-1-6 に結果を示している。V 字型相関は明らかに維持されており、修正済決定係数もかなり高い。我々の関心事は γ_{jp} が有意に 0 よりも大きく、 γ_{us} がそうではないということにある。 γ_{jp} の値は有意水準 1%以下で正に有意であるが、 γ_{us} は有意ではない。従ってこの結果は、1999 年 4 月 1 日の有取税の廃止は取引高を増大させたという見方を支持するものとなっている。

表 5-1-6 スペック I 推定結果
1999 年 4 月制限モデル

	推定値	P値
β_1	0.548138	<0.0001
β_2	0.004635	<0.0001
β_3	0.011287	<0.0001
γ_{jp}	0.00019	<0.0001
γ_{us}	3.01E-05	0.3241
修正済決定係数	0.7364	
観測数	238	

注) 回帰モデルの特定化は式(1)である。そこでは日次の回転率を収益率、その絶対値、1999 年 4 月 1 日の日米ダミーに回帰させる。ダミー変数と収益率の積からなる項は説明変数から外した。推計方法は最小二乗法である。第 1 および第 2 列にはそれぞれキーとなる変数の推定値と P 値を掲載している。銘柄ごとに異なる α_i は紙幅の関係上割愛した。

このような一貫した結果が得られるかどうかを見るために、他の二つの特定化の結果を吟味してみよう。スペック II において税制改正の前後で第一象限と第二象限の傾きが変化しないと言うことは、方程式(2)右辺の 6 番目と 7 番目の項が消えることを意味する。表 5-1-7 に結果を示す。日米両国で V 字型相関は維持されている。修正済み決定係数はかなり大きい。日本の γ は 1%未満の有意水準で有意に正であるのに対して、米国は有意でない。この結果はスペック I のそれと優れて一貫性のあるものとなっている。

表 5-1-7 スペック II 推定結果
1999 年 4 月制限モデル

	日本		米国	
	推定値	P値	推定値	P値
β_1	0.5312	<0.0001	0.5283	<0.0001
β_2	0.0099	<0.0001	0.0005	<0.0001
β_3	0.0249	<0.0001	0.0016	<0.0001
γ	0.0002	<0.0001	-0.00002	0.7029
修正済決定係数	0.6708		0.6799	
観測数	216		223	

注) 回帰モデルの特定化は式(2)である。ここでは日米両市場、各々について、日次の回転率を収益率、その絶対値、1999年4月1日の日米ダミーに回帰させる。ダミー変数と収益率の積からなる項は説明変数から外した。推計方法は最小二乗法である。第1および第2列にはそれぞれキーとなる変数の推定値とP値を掲載している。銘柄ごとに異なる α_i は紙幅の関係上割愛した。

スペックⅢでは、同様の制限に起因して、式(3)右辺の第7項から第10項が削除される。表5-1-8に結果を要約している。V字型相関が維持された銘柄の数は今や15で、前節で得られた数を遙かに凌駕している。これら15銘柄のうち、60%にあたる9銘柄で γ_{jp} の係数が有意水準10%で正に有意であった。この割合もまた前節の50%（12銘柄中6銘柄）から増大している。 γ_{jp} の係数が負になった銘柄が二つあるが、どちらも有意ではない。他方 γ_{us} の係数は正に有意であった銘柄は存在しなかった。スペックⅢの特定化は、取引高に影響を与える様々な個別要因を許容していることを考えると、以上の結果は前二者の特定化の結果と完全一致とまではいかないものの、整合的であると言って良い。

表 5-1-8 スペックⅢ 推定結果

1999年4月制限モデル

V字型相関が成立したもの(17銘柄中15銘柄)						
			γ_{us}			
			正(13)		負(2)	
			有意(0)	非有意(13)	有意(0)	非有意(2)
γ_{jp}	正(13)	有意(9)	0	8	0	1
		非有意(4)	0	3	0	1
	負(2)	有意(0)	0	0	0	0
		非有意(2)	0	2	0	0

注) 回帰モデルの特定化は式(3)である。ここでは日米両市場にまたがる個々の銘柄について、日次の回転率を収益率、その絶対値、1999年4月1日の日米ダミーに回帰させる。ダミー変数と収益率の積からなる項は説明変数から外した。推計方法は最小二乗法である。回帰式の結果はV字型相関が維持された銘柄が15銘柄であることを示している。各セルの数字はそれぞれのカテゴリーに入った γ_{jp} および γ_{us} の係数を持つ銘柄の数である。例えば、左上のセルにある「0」は γ_{jp} および γ_{us} の係数がどちらも正に有意であることはなかったことを意味する。括弧内の数字はそれぞれの行ないし列にある数字の合計である。有意水準は10%とした。

総合的に言って、これら三つの制限モデルの結果は互いに矛盾していない。その意味するところは、1999年4月1日の有取税の廃止は取引高の増大に貢献したということである。傾きシフトと定数項シフトの双方を盛り込んだ設定では、このような明確な結論を得ることはできなかったけれども、制限モデルによるこのような一貫した兆候をもって我々の仮

説に対する十分な証拠と考えることができる。税制変更が V 字型相関にどのような形で現れるのかを第一義的に我々は知ることができないということであればなおさらそうである。この結論を補強するために、我々はスペック I および II の仮定に際して定数項は変わらないけれども、傾きが変わるというモデルも考慮してみた。推定の結果は日本については全てのケースで正のシフトが起こっており、米国ではそのようなシフトは起こらなかったと示していた（紙幅のため割愛）。それ故、この観点から言っても有取税の廃止が取引高を増大させたという結論は信頼がおけるものとする。

5.2 1996 年 4 月の税率低減

次に 1996 年 4 月 1 日に施行された税率の引き下げ効果を分析する。1999 年の有取税完全廃止効果の分析にならぬ、税率引き下げが行われた日の前後 120 週日すなわち、1995 年 10 月 16 日から 1996 年 9 月 16 日までをサンプルとする。この期間においては、26 銘柄のうち継続的にデータが利用可能なのはわずか 16 銘柄である。表 5-2-1 にこれらの銘柄の記述統計が記されている。

表 5-2-1 1996 年 4 月 1 日税制改正分析のための 16 銘柄の記述統計

銘柄	変数	日本					米国				
		観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
キャノン	V	221	0.002949	0.001954	0.000578	0.012973	225	0.000418	0.00054	9.32E-06	0.003466
	r	221	0.000435	0.014672	-0.06733	0.041008	225	0.000854	0.014921	-0.04077	0.111665
	r	221	0.010952	0.009745	0	0.067331	225	0.010183	0.010918	0	0.111665
ダイエー	V	221	2.84E-05	2.3E-05	4.34E-06	0.000198	225	4.36E-08	1.63E-07	0	1.40E-06
	r	221	-0.00092	0.016337	-0.04567	0.038915	225	-0.00033	0.023212	-0.0698	0.066521
	r	221	0.012907	0.01002	0	0.04567	225	0.015157	0.017554	0	0.069796
富士フイルム	V	221	0.001485	0.001657	0.000227	0.021303	225	0.000128	0.000196	8.13E-06	0.00133
	r	221	0.000686	0.01611	-0.06434	0.068729	225	0.001266	0.013813	-0.03922	0.060625
	r	221	0.011898	0.010854	0	0.068729	225	0.010147	0.009433	0	0.060625
日立	V	221	0.000929	0.000452	0.000296	0.002734	225	5.05E-05	6.88E-05	9.13E-07	0.000963
	r	221	-0.00035	0.014499	-0.03847	0.04879	225	-0.00072	0.011456	-0.04082	0.0331
	r	221	0.011318	0.009036	0	0.04879	225	0.008898	0.007227	0	0.040822
ホンダ	V	221	0.00318	0.002323	0.000466	0.019181	225	0.000155	0.000169	3.29E-06	0.001273
	r	221	0.001518	0.01388	-0.04046	0.049872	225	0.001728	0.015365	-0.05469	0.081625
	r	221	0.010358	0.009338	0	0.049872	225	0.011365	0.010456	0	0.081625
クボタ	V	221	0.000653	0.000482	7.09E-05	0.003897	225	9.34E-06	4.47E-05	0	0.000568
	r	221	-2.7E-05	0.012495	-0.0382	0.053407	225	-0.00026	0.012167	-0.05827	0.039221
	r	221	0.009265	0.008361	0	0.053407	225	0.008058	0.009104	0	0.058269
京セラ	V	221	0.001886	0.001321	0.000214	0.007687	225	0.000105	0.000148	0	0.001615
	r	221	-0.00029	0.012827	-0.04736	0.029814	225	-0.00066	0.012468	-0.05794	0.029801
	r	221	0.009681	0.008395	0	0.047363	225	0.008922	0.008714	0	0.057938
マキタ	V	221	0.00096	0.000665	3.73E-05	0.003863	225	1.26E-05	3.18E-05	0	0.000265
	r	221	-0.00036	0.017081	-0.05942	0.041673	225	-0.00068	0.017178	-0.05407	0.057158
	r	221	0.013107	0.010923	0	0.059423	225	0.013088	0.011113	0	0.057158
パナソニック	V	221	0.001003	0.000576	0.000191	0.003954	225	0.000144	0.000202	0	0.001938
	r	221	0.000547	0.010874	-0.02778	0.039221	225	0.000439	0.010378	-0.03121	0.029754
	r	221	0.008401	0.006903	0	0.039221	225	0.007993	0.006613	0	0.031208
NEC	V	221	0.001686	0.0009	0.000394	0.006162	225	0.00013	0.000245	1.62E-06	0.002032
	r	221	-0.00051	0.015533	-0.04688	0.034486	225	-0.00083	0.014759	-0.04556	0.03548
	r	221	0.012056	0.009774	0	0.046884	225	0.011687	0.009018	0	0.045557
日産	V	221	0.000771	0.000784	0.000117	0.006793	225	5.24E-06	9.20E-06	1.59E-07	9.72E-05
	r	221	0.000805	0.014647	-0.05577	0.055186	225	0.000484	0.016659	-0.04983	0.04567
	r	221	0.010892	0.009798	0	0.055769	225	0.012509	0.010981	0	0.049827
NTT	V	221	0.000301	0.000157	0.000107	0.00105	225	1.82E-06	4.74E-06	0	3.97E-05
	r	221	-0.00046	0.01124	-0.03455	0.060093	225	-0.00072	0.017431	-0.06714	0.073859
	r	221	0.008268	0.007607	0	0.060093	225	0.012651	0.011983	0	0.073859
ソニー	V	221	0.004773	0.003427	0.001207	0.020248	225	0.000237	0.000187	3.9E-05	0.001001
	r	221	0.000946	0.012652	-0.03922	0.039796	225	0.001195	0.013022	-0.04523	0.070342
	r	221	0.009135	0.008783	0	0.039796	225	0.008942	0.009523	0	0.070342
TDK	V	221	0.00192	0.000966	0.00035	0.005899	225	1.4E-05	2.24E-05	0	0.000259
	r	221	0.000899	0.014358	-0.06442	0.051293	225	0.000791	0.01421	-0.05167	0.065847
	r	221	0.010585	0.009717	0	0.064416	225	0.009852	0.010249	0	0.065847
トヨタ	V	221	0.000732	0.000826	0.000116	0.005941	225	1.14E-05	1.13E-05	1.07E-06	6.81E-05
	r	221	0.001227	0.009705	-0.02806	0.029199	225	0.001214	0.009986	-0.03519	0.032381
	r	221	0.007378	0.006405	0	0.029199	225	0.007452	0.006739	0	0.035186
ワコール	V	221	0.000885	0.000743	0.000143	0.005814	225	6.50E-06	2.43E-05	0	0.000266
	r	221	0.000284	0.015995	-0.04317	0.043172	225	-0.00017	0.016753	-0.04698	0.053245
	r	221	0.012388	0.010088	0	0.043172	225	0.012979	0.010557	0	0.053245

注) V は日次の回転率、すなわち取引高を発行済み株式数で除したものである。r は収益率であり、日次の終値の対数をとったものから前日のそれを引いたものとして計算されている。|r| は収益率の絶対値である。

推定に当たっては、前節でおこなったものと同じ手法を使っている。それぞれのモデルの特定化についてまず、より一般的な設定を考える。もしも、その結果が明確な示唆を与えなければ、制限モデルの利用を考える。

5.2.1 一般モデル

スペック I の結果は表 5-2-2 に示されている。V 字型相関は日米双方で、かつ、税率変更の前後で維持されている。修正済み決定係数はかなり高い。推定された係数値は前の小節で報告されたそれと似通っている。日本については傾きが有意に急になったが、定数項は逆に有意に小さくなった。米国についてはそれと全く逆の結果になっている。

表 5-2-2 スペック I 推計結果

1996年4月一般モデル

	推定値	P値
β_1	0.33556	<0.0001
β_2	0.002463	0.012
β_3	0.014243	<0.0001
γ_{jp}	-0.00022	<0.0001
γ_{us}	0.000133	0.0009
$\beta_{2\text{jp}}^{\text{shift}}$	0.010045	<0.0001
$\beta_{3\text{jp}}^{\text{shift}}$	0.01609	<0.0001
$\beta_{2\text{us}}^{\text{shift}}$	-0.003	0.0985
$\beta_{3\text{us}}^{\text{shift}}$	-0.01257	<0.0001
修正済決定係数	0.6259	
観測数	237	

注) 回帰モデルの特定化は式(1)である。そこでは日次の回転率を収益率、その絶対値、1996年4月1日の日米ダミーおよびこのダミー変数と収益率、その絶対値との積に回帰させる。推計方法は最小二乗法である。第1および第2列にはそれぞれキーとなる変数の推定値とP値を掲載している。銘柄ごとに異なる α_i は紙幅の関係上割愛した。

表5-2-3にスペックIIの結果を掲載している。日本については税制変更前ではV字型相関が得られているが、税制変更後の傾きシフトは第一象限と第二象限とで逆になっている。スペックIIIの結果は表5-2-4にまとめてある。日本については、V字型相関が16銘柄のうち11銘柄で維持されており、そのうち5銘柄で、第一象限、第二象限の傾きシフトが有意に急になった。しかしこの5銘柄の中の3銘柄で、定数項シフトは逆にマイナスになってしまった。米国では二つの象限で傾きが有意に急になった銘柄は存在しなかった。

表5-2-3 スペックII推定結果

1996年4月一般モデル

	日本		米国	
	推定値	P値	推定値	P値
β_1	0.338011	<0.0001	0.178589	<0.0001
β_2	0.005333	0.008	0.0000593	0.8218
β_3	0.029569	<0.0001	0.002221	<0.0001
γ	-4E-05	0.5317	-0.0000083	0.3261
β_2^{shift}	0.007153	0.0184	-0.000534	0.1811
β_3^{shift}	0.00095	0.837	-0.000627	0.272
修正済決定係数	0.521963		0.303721	
観測数	221		225	

注) 回帰モデルの特定化は式(2)である。そこでは日米両市場、各々について、日次の回転率を収益率、その絶対値、1996年4月1日の日米ダミーおよびこのダミー変数と収益率、その絶対値との積に回帰させる。推計方法は最小二乗法である。第1および第2列にはそれぞれキーとなる変数の推定値とP値を掲載している。銘柄ごとに異なる α_i は紙幅の関係上割愛した。

表 5-2-4 スペック III 推定結果

1996 年 4 月一般モデル

		V字型相関が成立したもの(16銘柄中 11銘柄)				
		米国				
		第一・二象限で傾きシフトが正で有意(0銘柄)			その他の銘柄(11)	
	定数項シフトが正で有意(0)	定数項シフトが負で有意(0)	定数項シフトは非有意(0)			
日本	第一・二象限で傾きシフトが正で有意(5銘柄)	定数項シフトが正で有意(0)	0	0	0	0
		定数項シフトが負で有意(3)	0	0	0	0
		定数項シフトは非有意(2)	0	0	0	0
	その他の銘柄(6)	0	0	0	0	11

注) 回帰モデルの特定化は式(3)である。そこでは日米両市場にまたがる個々の銘柄について、日次の回転率を収益率、その絶対値、1996年4月1日の日米ダミー変数およびこのダミー変数と収益率、その絶対値との積に回帰させる。推計方法は最小二乗法である。回帰式の結果は税制改正前にV字型相関が維持された銘柄がわずか11銘柄であることを示している。各セルの数字は表頭と表側に記述した内容を満たす銘柄の数である。例えば、左上のセルにある「0」はr-TV平面の第一、二象限において日本市場で傾きが正に有意である5つの銘柄の中で、米国市場でも傾きが正に有意でかつ γ_{jp} および γ_{us} の係数がどちらも正に有意である銘柄はなかったことを意味する。括弧内の数字はそれぞれの行ないし列にある数字の合計である。有意水準は10%とした。

全体的に言って以前と同様、推定結果になんらの明確な傾向は見られない。我々が重点を置いているスペック I によれば、傾きシフトは税制変更が取引高を増大させるという有意な結果を示唆しているが、逆に定数項シフトの結果は取引高を減少させることを示唆している。他の二つのスペックではこの対立する示唆のどちらをも支持するというものでもない。そこでこれらのシフトをよりよく理解するために再度、図 5-2-1、5-2-2(a)(b)を描き、スペック I II について同じ仮説検定を行った。表 5-2-5 の t 値を見ると、日本については両スペックの第一象限で、平均的な収益率に対応した回転率の増大は有意ではなく、第二象限では有意にマイナスである。米国についてはこの回転率の増大は基本的に有意でなく、唯一の例外がスペック II の第一象限のそれで、有意にマイナスである。これらの結果はどのような解釈も困難であることから、特定化の誤りを疑わせると言える。前にも言及したように、税制改正の効果が V 字型相関にどのような形で実現するのか分からないのであるから、より制限的なモデルの適用を考えることになる。

図 5-2-1 スペック I 一般モデル 1996年4月

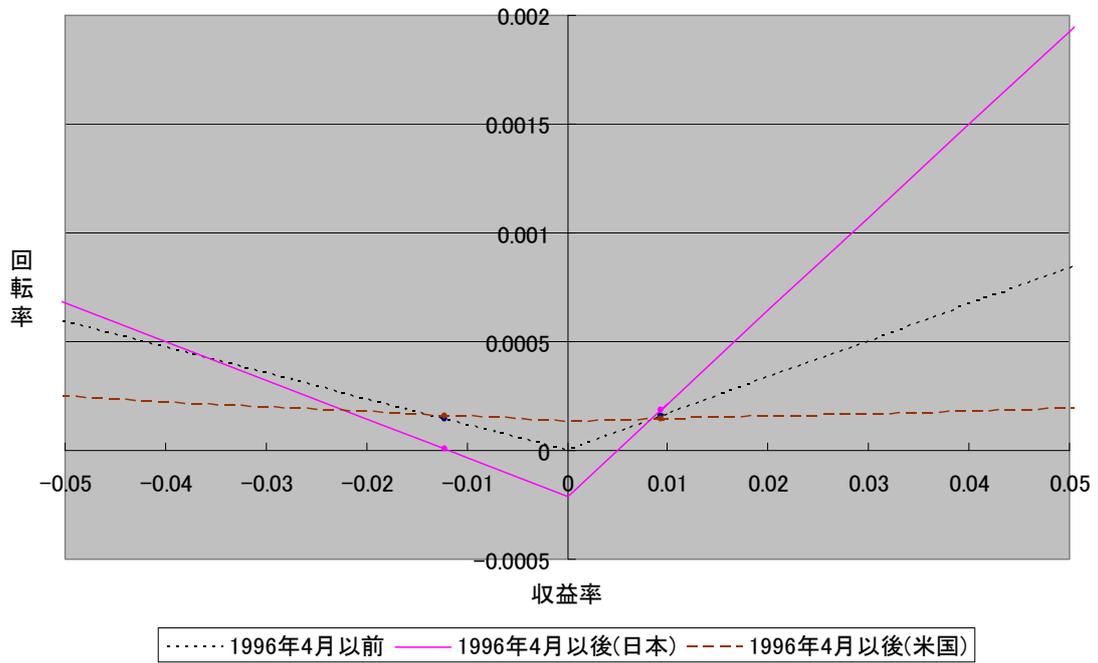
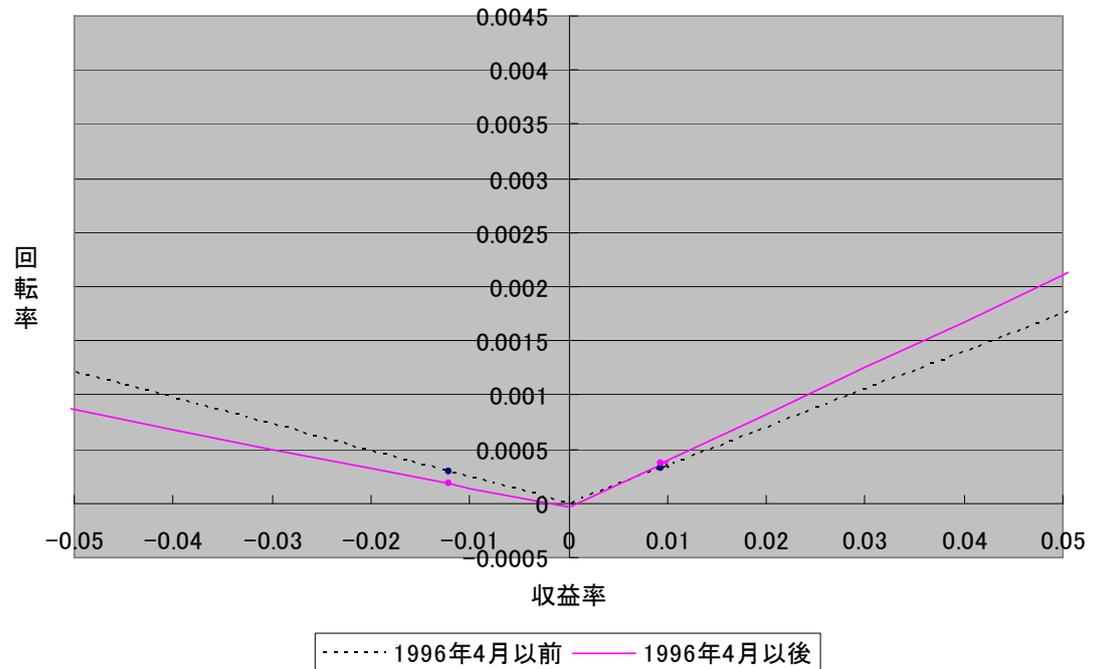


図 5-2-2(a) スペック II (日本) 一般モデル 1996年4月



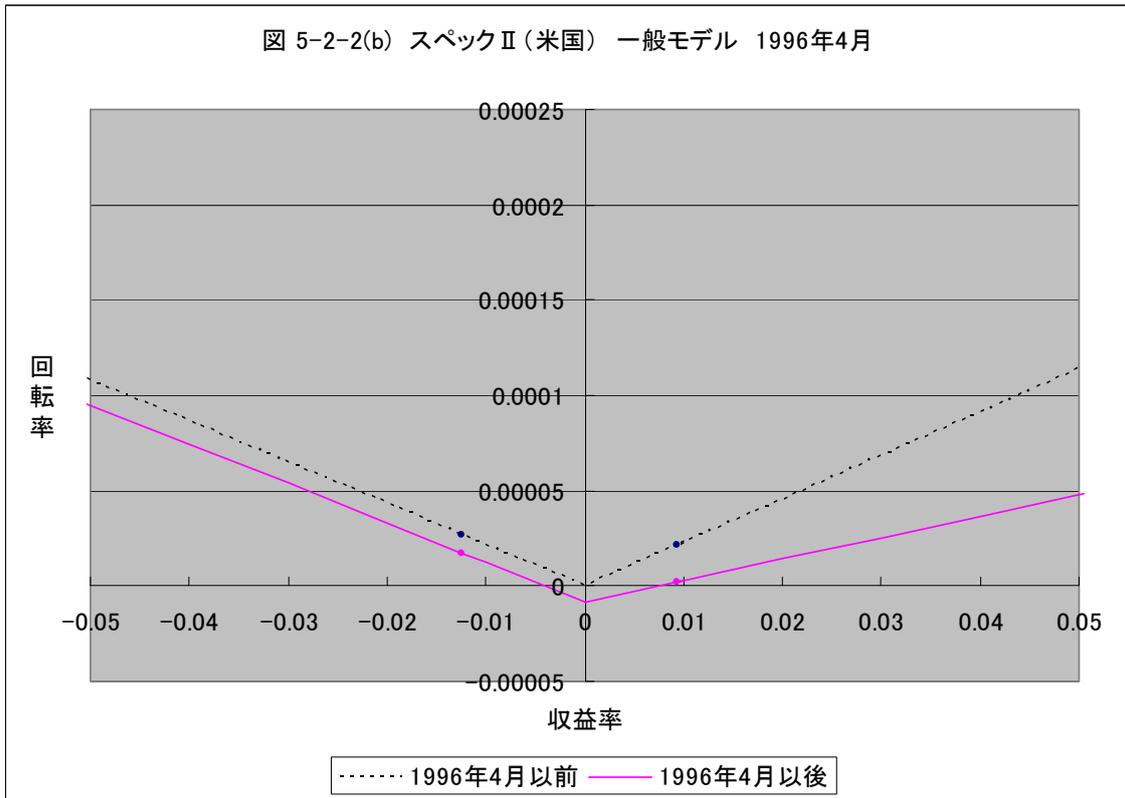


図 5-2-1 および図 5-2-2 への注) 銘柄ごとの定数項 $\hat{\alpha}_i$ は省かれている。

表 5-2-5 1996年4月1日前後の回転率の差を検定する t 値

	第一象限		第二象限	
	日本	米国	日本	米国
スペックI	0.883789	-0.34921	-3.65***	0.382176
スペックII	0.702693	-2.73***	-2.01**	-1.20437

注) スペック I の検定はつぎのように行う。税制変更前の日米共通の回転率を、平均収益率およびその他の説明変数を使って予測する (この予測値を \bar{v}^{before} と表記する)。同様に、税制変更後の日米で異なる回転率を予測する (この予測値をそれぞれ \bar{v}_{jp}^{after} および \bar{v}_{us}^{after} とする)。次に、税制変更前後の回転率の差 ($\bar{v}_{jp}^{after} - \bar{v}^{before}$) および ($\bar{v}_{us}^{after} - \bar{v}^{before}$) をそれぞれの国に対応する標準偏差で除して t 統計量を計算する。スペック II の検定もほぼ同様であり、わずかに異なる点は回転率の予測値を計算する際に国ごとに行うことである。***、**および* はそれぞれ 1%、5%、10%の有意水準を示す。

5.2.2 制限モデル

ここではスペック I から III までの制限されたバージョン、すなわち税制改正後のシフトは定数項に現れ、傾きには現れないモデルを再び考える。スペック I については、この制限によって、式(1)の第 7 項から第 10 項が削除される。我々の関心事項は γ_{jp} が有意に 0 よ

りも大きく γ_{us} がそうではないことにある。表 5-2-6 に掲載された結果によれば、そのような結果にはなっていない。5%の有意水準で γ_{jp} および γ_{us} がともに有意ではない。この結果、1996年4月1日の税率低減は取引高を有意に増大させることはなかったことが示唆される。

表 5-2-6 スペック I 推定結果
1996年4月制限モデル

	推定値	P値
β_1	0.336333	<.0001
β_2	0.003798	<.0001
β_3	0.014079	<.0001
γ_{jp}	-5.5E-05	0.0708
γ_{us}	0.000099	0.7437
修正済決定係数	0.6202	
観測数	237	

注) 回帰モデルの特定化は式(1)である。そこでは日次の回転率を収益率、その絶対値、1996年4月1日の日米ダミーに回帰させる。推計方法は最小二乗法である。第1および第2列にはそれぞれキーとなる変数の推定値とP値を掲載している。銘柄ごとに異なる α_i は紙幅の関係上割愛した。

スペック II の結果を表 5-2-7 に示している。日本については V 字型相関は維持されているが、定数項シフトは有意でないもののマイナスである。第三の回帰モデルに目を転じよう。結果は表 5-2-8 にある。16 銘柄のうち 14 銘柄で V 字型相関は維持されておりその中のわずか 4 銘柄で、 γ_{jp} の係数が 10%の有意水準で正になっているにすぎない。8 銘柄で γ_{jp} の係数はマイナスであり、そのうち 4 銘柄が有意である。他方、 γ_{us} の係数は全てのケースで有意ではない。これらの結果はスペック I の結果、すなわち 1996年4月の有取税率の低減は取引高の増大に貢献しなかった、という結果と多かれ少なかれ一致している。1999年4月についての分析と同様に傾きシフトのみを許したモデルも考慮したが、日本についての結果は二つのスペックの二つの象限で同一の明確な傾きシフトが起こったと示唆されることはなかった(米国ではこのシフトは全てのケースで有意でない)。これらは上で述べた結論と一致していると言って良い。

表 5-2-7 スペック II 推定結果
1996年4月制限モデル

	日本		米国	
	推定値	P値	推定値	P値
β_1	0.3386	<0.0001	0.1776	<0.0001
β_2	0.0085	<0.0001	-0.0002	0.4133
β_3	0.0297	<0.0001	0.0020	<0.0001
γ	-0.00003	0.5010	-0.00002	0.0114
修正済決定係数	0.5215		0.3035	
観測数	221		225	

注) 回帰モデルの特定化は式(2)である。ここでは日米両市場、各々について、日次の回転率を収益率、その絶対値、1996年4月1日の日米ダミーに回帰させる。推計方法は最小二乗法である。第1および第2列にはそれぞれキーとなる変数の推定値とP値を掲載している。銘柄ごとに異なる α_i は紙幅の関係上割愛した。

表 5-2-8 スペック III 推定結果
1996年4月制限モデル

V字型相関が成立したもの(14銘柄中16銘柄)						
			γ_{us}			
			正 (12)		負(2)	
			有意 (0)	非有意(12)	有意 (0)	非有意 (2)
γ_{jp}	正 (6)	有意(4)	0	3	0	1
		非有意 (2)	0	2	0	0
	負 (8)	有意 (4)	0	4	0	0
		非有意 (4)	0	3	0	1

注) 回帰モデルの特定化は式(3)である。ここでは日米両市場にまたがる個々の銘柄について、日次の回転率を収益率、その絶対値、1996年4月1日の日米ダミーに回帰させる。推計方法は最小二乗法である。回帰式の結果はV字型相関が維持された銘柄が14銘柄であることを示している。各セルの数字はそれぞれのカテゴリーに入った γ_{jp} および γ_{us} の係数を持つ銘柄の数である。例えば、左上のセルにある「0」は γ_{jp} および γ_{us} の係数がどちらも正に有意であることはなかったことを意味する。括弧内の数字はそれぞれの行ないし列にある数字の合計である。有意水準は10%とした。

5.3 考察

有取税の二つの変更を分析した諸結果をどのように解釈すべきであろうか。非証券会社に対する税率の変更幅が1996年4月においては0.009% (0.03%から0.021%への変更) であり、1999年4月においてはそれとほぼ同等の0.01% (0.01%から0%への変更) であることを踏まえると、この両年における分析結果の違いから何事か含意を得ることができるであろうか。1996年の税率変更は証券会社による取引には適応されなかったこと、すなわち、証券会社による取引に適用される税率は同一であったことを思い出していただきたい。証券会社による自己取引は全体の取引に対して1996年に1/3、1999年に1/4であった。これらを考慮すると税制変更の影響の及んだ範囲は1996年のそれよりも、1999年4月の方がはるかに大きかった。その上、1996年4月の税率変更は単なる引き下げであったのに対し、1999年のそれは完全な撤廃であった。たとえ税率変更の幅で同程度であっても、税の撤廃の方が税率の低減よりも投資家の行動に対してより大きな心理的影響を与えるということはあるであろう。これらのことを考慮すると1999年の税の撤廃は回転率に有意な影響を与え、1996年の単なる税率低減は影響を与えなかったという事実はなんら驚くべきことではない。

5 結論

バブル崩壊後の株式市場の混迷の最中、日本は、市場を活性化し、国際金融センターとしての地位低下の懸念を払拭しようと、株取引にかかる流通税をまず軽減し、そしてこれを廃止した。株式の流通税の効果はこれまで、少なくとも日本の制度のもとでは、実証的に明らかにされてこなかった。これらの事実を踏まえ、本研究は、1990年代に行われた有取税改革が、日本の株式取引高を増大させるという期待された効果を果たして持ったか否かを検証した。日本および米国で取引される銘柄のデータで、よく知られた、日次の価格変化と取引高との関係に現れるV字型相関を利用した3つの定式化のもと、日本の制度変更前後での日米市場の取引高の変化を比較した。その結果、切片、傾き両方にシフトを考慮する定式化では明確な結論を導けなかった。しかし、切片にのみシフトを許す制限モデルでは、1999年4月の変更において三つの定式化全てで整合的に、日本の株取引は確かに拡大したものの、米国ではそれは認められないという結果を得た。しかしながら、そうした日米対照的な結果は、1996年4月には検知されなかった。すなわち、両国において、統計的に有意な、正の切片シフトは認められず、これは三つの定式化全てで整合的である。税制の変更はV字型相関でどのように現れるかに関して知見を持たない以上、この制限モデルでの結果を以て、1999年4月の税制変更は株式取引を拡大させたものの、1996年4月の税制変更についてはそうではないということの合理的な証左と考えてよいであろう。

本稿を終えるにあたり、本研究の分析の不足点に言及し、ならびに将来の研究を展望したい。本研究では株式取引高への有取税の影響のみを検討した。しかし、有取税は、全般的な改革が削減しようとした取引コストの一部でしかない。これらの減税措置が実施された期間、取引手数料もまた自由化されている。本稿の分析枠組みにおいては、この手数料自由化の影響を慎重に取り除くべく、分析期間を選択した。しかしながら、より広い視点から、他の取引コストを含めて、株取引と取引コストの関係を探れば、より豊かな政策含意を導くことができるであろう。第二に、有取税の株式市場への影響は取引高にのみ限られるわけではなく、市場のボラティリティにも影響を与えうる。流通税は過剰ボラティリティを減殺する効果をもつと主張する研究もある(例 Stiglitz [1989])。これが真実であれば、日本における有取税軽減も取引の拡大とボラティリティの増大を比較考量することで評価すべきということになる。よって、有取税の市場ボラティリティへの影響の検証は重要な研究課題である。最後に、今回研究した有取税軽減は、証券税制改革の全体像の中の一部でしかない。2003年1月には新しい証券税制が導入され、そのなかで譲渡益課税と配当課税の複雑な制度が簡素化された。過去10年余りに及ぶ、日本の株式市場活性化の政策の全体を評価するためには、この新しい税制の研究も必要となる。

参考文献

- Barclay, J., Kandel, E., and Marx, L. (1998). The effects of transaction costs on stock prices and trading volume, *J. Finan. Intermediation* **7**, 130-150.
- Campbell, J. and Froot, K. (1994) The internationalization of equity markets, *National Bureau of Economic Research Project Report series*, University of Chicago Press, 277-303.
- Constantinides, G. (1986). Capital market equilibrium with transaction costs, *J. Polit. Economy* **94**, 842-862.
- Epps, T. (1976). The demand for brokers' services: the relation between security trading volume and transaction cost, *Bell J. Econ.* **6**, 163-196.
- Hakkio, C. (1994). Should we throw sand in the gears of financial markets? *Fed. Reserve Bank Kansas City Econ. Rev.*, Second Quarter, 17-29.
- Hu, S. Y. (1998). The effects of the stock transaction tax on the stock market-experiences from Asian markets, *Pacific Basin Finance. J.* **6**, 347-364.
- Jackson, P. D., and O'Donnell, A. T. (1985). The effects of stamp duty on equity transactions and prices in the UK Stock Exchange," *Bank Engl. Working Paper* No. 25.
- Karpoff, J. M. (1987). The relationship between price changes and trading volume: a survey, *J. Finan. Quant. Anal.* **22**, 107-126.
- Kiefer, D. W. (1987). A stock transfer tax: preliminary economic analysis, *Congressional Research Service Report 87-278S*, the Library of Congress, Washington, D.C.
- Kiefer, D. W. (1990). The securities transactions tax: an overview of the issues, *Congressional Research Service Report 90-350 RCO*, the Library of Congress, Washington, D.C.
- Kupiec, P. (1996). Noise traders, excess volatility, and a securities transactions tax, *Journal of Financial Services Research* **10**, 115-129.
- Lindgren, R., and Westlund, A. (1990). How did the transaction costs on the Stockholm Stock Exchange influence trading volume and price volatility? *Skandinaviska Enklida Banken Quarterly Review* **2**, 30-35.
- Niimi, K. (1996). "Wagakuni yuuka shouken torihikizei no kaikaku ni mukete" ["Towards the reform of the Japanese securities transactions tax"], *Japan Research Review*, 4-39. (In Japanese)
- Roll, R. (1989). Price volatility, international market links, and their implications for regulatory policies, *J. Finan. Services Res.* **3**, 211-246.
- Ross, S. (1989). Commentary: using tax policy to curb speculative short-term trading, *J.*

- Finan. Services Res.* **3**, 117-120.
- SIA (1994). *Securities Industry Trends*, Vol. 20, No. 4, Securities Industry Association, New York.
- Schwert, W., and Seguin. P. (1993). Securities transaction taxes: an overview of costs, benefits and unresolved question, *Financial Analysts Journal*, September-October Issue, 27-34.
- Shouken Dantai Kyougikai (Association of Securities-related Organizations) (1992). “Wagakuni shouken zeisei no genjyo to kadai” [“The present situation and challenges of Japan’s securities taxation”], Shouken Dantai Kyogikai. (In Japanese)
- Stiglitz, J. (1989). Using tax policy to curb speculative short-term trading, *J. Finan. Services Res.* **3**, 101-115.
- Stultz, M. (1994). Comment to J. Campbell and K. Froot “International Experiences with Securities Transaction Taxes,” in “The Internationalization of Equity Markets” (J. Frankel, Ed.), 303-308, University of Chicago Press.
- Summers, L., and V. Summers. (1989). When financial market work too well: a cautious case for a securities transactions tax, *J. Finan. Services Res.* **3**, 261-286.
- Umlauf, S. (1993). Transaction taxes and the behavior of the Swedish stock market, *J. Finan. Econ.* **33**, 227-240.
- Vayanos, D. (1998). Transaction costs and asset prices: a dynamic equilibrium model, *Rev. Finan. Stud.* **11**, 1-58.
- 恩田「有価証券取引税、三つの誤解と三つの論点」『*財経詳報*』No. 2044, 1995年10月.
- 坂田「取引所税の先物取引への影響について」『*証券*』1994年5月.
- 新美「わが国有価証券関連税制の改革に向けて」*Japan Research Review*, 1996年3月.
- 富永「有価証券取引税の株式市場に与える影響について—CRS 報告の紹介と東証での試算」『*証券*』1994年3月.
- 吉川「有価証券取引税をめぐる米国の議論—最近の米国3論文の紹介—」『*月刊・資本市場*』No. 120, 1995年8月.

租税資料館賞受賞論文集 第18回(2009年) 上巻

平成22年2月1日発行

発行所 公益財団法人 租税資料館

発行者 諸岡健一

〒164-0014

東京都中野区南台三丁目45番13号

租税資料館ビル2F

Tel 03(5340)1131 / Fax03(5340)1130

<http://www.sozeishiryokan.or.jp>

E-mail: sozeishiryokan@nifty.com